

# 阿見町議会会議録

平成25年第4回定例会

(平成25年12月10日～12月24日)

阿見町議会

## 平成25年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(12月10日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・諸般の報告	9
・常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告	10
・議員派遣報告	14
・議案第99号から議案第102号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・議案第103号から議案第108号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・議案第109号(上程, 説明, 委員会付託)	32
・議案第110号から議案第111号(上程, 説明, 委員会付託)	33
・請願第6号(上程, 委員会付託)	34
○散 会	34
◎第2号(12月11日)	35
○出席, 欠席議員	35
○出席説明員及び会議書記	35
○議事日程第2号	37
○一般質問通告事項一覧	38
○開 議	39
・一般質問	39
野口 雅弘	39
永井 義一	44
飯野 良治	66
川畑 秀慈	82

難波 千香子	98
藤井 孝幸	125
○散 会	139
◎第3号（12月12日）	141
○出席, 欠席議員	141
○出席説明員及び会議書記	141
○議事日程第3号	143
○一般質問通告事項一覧	144
○開 議	145
・諸般の報告	145
・議案第112号から議案第119号（上程, 説明, 質疑, 委員会付託）	145
・一般質問	147
紙井 和美	147
浅野 栄子	168
海野 隆	186
柴原 成一	212
久保谷 充	216
・休会の件	224
○散 会	224
◎第4号（12月24日）	225
○出席, 欠席議員	225
○出席説明員及び会議書記	225
○議事日程第4号	227
○開 議	229
・議案第99号から議案第101号（委員長報告, 討論, 採決）	229
・議案第103号から議案第108号（委員長報告, 討論, 採決）	233
・議案第109号（委員長報告, 討論, 採決）	237
・議案第110号から議案第111号（委員長報告, 討論, 採決）	240
・議案第112号から議案第119号（委員長報告, 討論, 採決）	241
・請願第6号（委員長報告, 討論, 採決）	246

・意見書第5号（上程，説明，質疑，討論，採決）	247
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	249
○閉 会	249

## 第 4 回 定例会

阿見町告示第204号

平成25年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月3日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成25年12月10日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成25年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月10日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月11日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（6名）</li> </ul>
第3日	12月12日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> <li>・一般質問（5名）</li> </ul>
第4日	12月13日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	12月14日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	12月15日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	12月16日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	12月17日	(火)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第9日	12月18日	(水)	休	会	・議案調査
第10日	12月19日	(木)	休	会	・議案調査
第11日	12月20日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月21日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月22日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月23日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	12月24日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[ 12 月 10 日 ]

## 平成25年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月10日（第1日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
農業振興課長	村松利一君
都市施設管理課長	柳生典昭君
下水道課長	菊池彰君
水道課長	坪田博君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君

○議会議務局出席者

事 務 局 長	青 山 公 雄
書 記	大 竹 久

平成25年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成25年12月10日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第99号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第100号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第101号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について
- 議案第102号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第103号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第104号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第105号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第108号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第109号 阿見町第6次総合計画基本構想について
- 日程第9 議案第110号 町道路線の廃止について
- 議案第111号 町道路線の認定について
- 日程第10 請願第6号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 川 畑 秀 慈 君

10番 難 波 千香子 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る12月3日，議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。それでは、会期の決定について御報告申し上げます。

平成25年第4回定例会につきましては、去る12月3日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月24日までの15日間で、日程につきましては、本日本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目，12月11日は午前10時から本会議で一般質問，6名。

3日目，12月12日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

4 日目、12月13日は委員会で午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5 日目から6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月16日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8 日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、12月24日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月24日までの15日間といたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月24日までの15日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第99号から議案第111号のほか、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願、以上14件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、難病見舞金に関する要望について、要望書（一般社団法人茨城県建築士事務所協会）、平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備補助予算についてのお願いの3件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成25年8月分から10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成25年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月9日付で町長か

ら報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会活性化特別委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、先日行いました総務常任委員会事務調査について御報告申し上げます。

防災の先進地を視察し、阿見町地域防災計画に反映するという目的を持ち、去る11月19日から11月20日と2日間にわたって、議員5名、交通防災課長、事務局1名で、1日目、静岡県地震防災センター、2日目、熱海市市役所議会事務局、熱海市市役所危機管理課の現地視察並びに研修を行いました。

1日目、静岡県地震防災センターの現地視察では、担当者から、センターの概要説明を受けてから、静岡県内の地震の形態、メカニズム、津波の恐ろしさなどをCGを交えたビデオ映像で鮮明に記憶に残りました。

その後、地震の体験コーナーがあり、震度6を全員で経験しました。何かにつかまっていなければ立ってられない、座り込んでも動いてしまうという状況です。家庭内では、戸棚、タンス等が倒れ、阪神淡路大震災のときには、84%の人は圧死、窒息死だったということです。我が町では、津波の心配はないが、地震についての備えは必要だと改めて感じました。

そして、避難先はどこか、備品等の備えは何をとという前に、一番大事なのは自分が生き残るための対策、心構えが最優先であり、生き延びるための危機管理意識——例えば、家具の転倒防止や普段から整理整頓などの家庭内対策が最も重要であることを強く感じました。

2日目、熱海市の自主防災についての研修では、熱海市議会事務局に熱海市の市政の概要を聞き、次に危機管理課長より熱海市の防災についての説明を受けました。熱海市は地形上、山からいきなり居住地があり、海辺も近いので、がけ崩れや津波の発生する確率が高いので、地震はもとより、防災ではそちらの対応に重点を置いてるように思われます。

また市民も、災害の影響を受ける度合いが高いため、防災意識が高いように感じられます。

過去の災害の歴史を分析し、これに基づく危険度の試算を行い、自らの命は自らが守るを原点に自主防災組織の育成、活性化に努めているとのこと。熱海市自主防災組織連合会を平成4年に設立し、83の各自主防災組織が加入して活動、防災訓練、防災の種類に基づく訓練を多く実施していて、参加数も非常に多いという説明がありました。

我が町の人口は熱海市の人口3万9,000人と比べると多いけれど、自主防災組織がどこまで実働的に活動しているかは疑問のところがあります。この研修により、町民一人ひとりに危機管理意識の啓発と真の防災組織の編成を早急に実施する必要があることを強く感じました。地震の発生する可能性があるかと予測をされております。防災についての原点——自らの命は自らが守る、そして地域の自主防災組織の活性化、危機管理等の啓発など阿見町の防災について、いろいろな面において大変参考となる研修となりました。

最後になりましたが、視察研修を受け入れていただきました静岡県地震防災センター、そして熱海市議会事務局、熱海市危機管理課の方々に大変お世話になりました。ありがとうございました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。議員派遣の報告とさせていただきます。○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、命によりまして産業建設常任委員会の所管事項調査についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月6日から7日の2日間東京都羽村市、長野県諏訪市に視察研修してまいりました。出席議員は6名と、議会事務局より大竹係長、執行部より篠崎生活産業部長の御出席をいただきました。

1日目、人口5万7,133人の羽村市では、羽村にぎわい商品券の取り組みについて、羽村市役所におきまして、瀧島議長様、竹田産業環境部長様を初めとする関係職員の皆様に御出席をいただき、1時間半にわたり研修をしていただきました。

事前に提出した質問事項5点についての回答がありました。

まず、1点目、商品券事業の実施時期については、どのように考えているのか。その総括は、いつ、どのようにされて予算化されているのかについては、平成21年から事業を5回実施しているが、発行時期は毎年、就職、卒業、転勤等お金が動く春からの時期にターゲットを絞っており、今年は2月24日から7月31日までとした。1回目は、発行総数1億1,000万円、プレミアム10%、発行冊数1万冊、発売限度額1人5万円まで。2回目以降は発行総数を増額し続け、5回目の今年は2億2,000万円、2万冊発行、購入限度額は買えない人が多数出たので、2回目以降は一人3万円までとした。事業の円滑な管理運営を図るため委員会を組織して、12月発行事業計画、2月情報交換、10月经過報告、取り扱い加盟店へのアンケート調査結果等を踏ま

えて12月に補正予算を組んでいる。

2点目、参加店舗による個別の特典設定はどのようなことをされ、順調に行われているのかについては、利用券は1冊1万1,000円、500円券22枚、A券全加盟店で利用可能11枚、B券大型スーパー利用不可11枚。登録店は食料、衣料店ほか建設業、医療、介護、歯科医院、動物病院、学習塾、タクシー会社等と約450店舗。3カ月前からキャンペーンシートに記載し、住民に配布、周知は広報に掲載。キャンペーンの特典企画はアドバイスをしているが、商工業店からいろいろ出してきてくれる。

また演出として、小中学生の描いたイラストを基調にしたのぼり旗やポスターを作成し、全加盟店や公共施設等に設置しており、今年は応募総数861点あった。商品券のデザインは市内のデザイナーに依頼し、より多くの人たちがかかわり盛り上げている。

3点目、往復はがきによる先行販売の申し込みは円滑に行われているのか。

4点目、高齢者に加え、障がいのある方、妊婦の方も先行販売の対象としているが、そのほかには特典があるのか。また、メリットや課題はあるのか。

5点目、先行販売と一般販売との間に混乱はないのかについては、一般販売は先行販売の開始時間前に長蛇の列ができ、即日完売してしまう。そのため先行販売を設けたが、トラブルや混乱はない。先行販売のときは一般販売は買わないという誓約書を書いてもらっている。ただ、一般販売では早くから並んでしまうので、混乱のないように整理につく必要があるということでした。

その後、活発な質疑応答があり、大変有意義な視察をすることができました。

続きまして2日目は、人口5万348人の諏訪市に観光等、産業間の連携、SUWAブランドの取り組みについて、諏訪市役所におきまして、寺島経済部産業連携推進室係長様、松崎事務局長様に御出席いただき、1時間半にわたり研修をしていただきました。

ここでの質問は、まず1点目、観光資源と自転車で観光レジャー産業をどのように発展させようとしているのか。

2点目、サイクルレースイベントは市としてどのように助成し、開催しているのか。

3点目、自転車が走りやすい環境になるようどのような働きかけをしているのかについては、自転車のための環境整備は十分とは言えないが、諏訪湖周辺ではサイクリングが盛んに行われている。自転車走行実態調査やニーズ調査を行い、気軽に立ち寄れるスポットが求められていることがわかり、自転車乗り——サイクリストに空気入れや簡単な工具を借りられ、ちょっと困ったときに便利なスポットや諏訪湖ぐるっとサイクルマップを作成し、休憩などができるサイクルステーション、サイクルオアシスを設け、歓迎するムードをつくっている。

2012年には企業が連携してオリジナル自転車の開発に成功している。木製フレームの自転車

で、全国からネーミングを募集し、「木龍（もっくる）」と名づけられている。これは、諏訪産業連携推進室により、SUWAブランドをカタチにしようプロジェクト企画案発表と仲間づくりの会をきっかけに始動し誕生した、諏訪で自転車ファンやサイクルビジターが集う自転車産業集積地にすることが大きな目標で、イベントは民間事業者と行政、商工会議所が連携して推進している。

次に4点目、農林、漁業、商工業、観光業についての産業間の連携。

5点目、観光資源の活性化に向けて諏訪湖近隣自治体との連携。

6点目、地域活性化に向けたSUWAブランド創出の取り組みはどのようにしているのかにつきましては、産業連携推進室で地域活性化のアイデアを持つ事業者の発掘から始まり、アイデアを披露する場、仲間づくりの場を設けている。地域活性化のトレンドは、民間事業者の創意工夫をいかにして引き出すかという点にあり、工業、農林、漁業、商業、観光業間の連携により新しい付加価値を見出し、産業連携プロジェクトを支援する中で、現在プロジェクトの実績は19となった。その1つに上野大根は信州の伝統野菜にもかかわらず生産者の高齢化などにより生産量が減少。そこで、漬物以外に農業体験ツアーや、諏訪市の公認キャラクター「諏訪姫」とコラボによる商品化をし、上野大根諏訪姫たくあんとして新たな魅力向上につなげて、就農者を増加させている。

また、SUWA±5μ（諏訪プラスマイナス5ミクロン）は、材料、デザイン、加工技術、販売ルート等にノウハウを持つ異分野の連携により、超高精度の金属砂時計を開発、メディアで紹介され予想以上の注文があり、新たなニーズを引き起こしている。ブランドの定着化を図り、効果的な情報発信によりブランド価値の向上と知名度アップを図っている。観光資源の活性化に向けて6市町村と連携しているということでした。

質疑応答も活発に行われ、充実した研修を終了いたしました。

最後に私たちのために貴重な時間を割いていただき、懇切丁寧に語っていただきました羽村市、諏訪市の関係職員の方々に心から感謝を申し上げます、産業建設常任委員会の視察研修の御報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、議会活性化特別委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔議会活性化特別委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会活性化特別委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、議会活性化特別委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は去る11月28日、委員8名と事務局2名の参加を得まして、議会基本条例制定について、先進地の常陸太田市へ視察研修を行いました。

議会基本条例の制定の必要性を含めて、なぜ条例化なのか、内容はどのようなものなのかと、

議員全員が共通認識に立つため、まず当委員会で勉強することとなりました。

あらかじめ常陸太田市へは質問事項を提出したため、その質問内容を中心に懇切丁寧に説明をいただき、議会基本条例の概要は理解できました。御多忙中にもかかわらず出席、説明していただいた常陸太田市の副議長以下、担当者に厚くお礼を申し上げます。

以下、視察の内容を簡単にお話しして説明いたします。

常陸太田市は平成17年9月から議会改革を進めており、その過程において、議会基本条例制定の必要性が生まれ、誠意審議検討を重ね、平成24年9月に議員提案として制定されたものがあります。

条例の構成について若干触れておきます。

1つ、目的、理念。2つ、議会、議員の活動原則。3つ、議会、議員の活動内容。4つ、活動を支える体制。5つ、活動に際しての倫理。6つ、最高規範の明記。7つ、条例の見直し手続等が記載されており、我が議会として、また議員として学ぶべき事項も多々ありました。

例えば、議会は市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。1つ、市民への報告と市民への意見交換の場として議会報告会を行うものとする。1つ、各常任委員会が年間テーマを決めて勉強会を実施する等が挙げられます。今後、我が議会も常陸太田市や他の市町村の議会基本条例を参考にし、議会及び議員のあるべき姿を再度見つめ直す機会となればいいのではないかと感じました。議会基本条例制定は、ある程度時間をかけて、必要性、実効性も含め調査、研究することが肝要かと思えます。詳細はこの報告書に資料を添付していますので、参考にいただければ幸いです。

以上で、閉会中の議会活性化特別委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で、常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 議員派遣報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

副議長柴原成一君、登壇願います。

〔副議長柴原成一君登壇〕

○副議長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月12日、利根町役場多目的ホールで開催されました平成25年度県南町村議会議員大会派遣報告をいたします。

町村長4名、議員50名の参加がありました。阿見町からは、議長を初め15名の議員、事務局

3名が参加をいたしました。町長も来賓として参加されております。

まず、大会宣言を採択いたしました。宣言文については、省略いたします。

次に、13項目の決議を採択いたしました。決議を読み上げます。

1つ、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する。

1つ、分権型社会の実現を期する。

1つ、町村財政の強化を期する。

1つ、議会の機能の強化を期する。

1つ、農林水産業振興対策の強化を期する。

1つ、中小企業振興対策の強化を期する。

1つ、環境保全対策の推進を期する。

1つ、情報化施策の推進を期する。

1つ、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する。

1つ、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する。

1つ、教育・文化の振興を期する。

1つ、交通及び生活環境の整備促進を期する。

1つ、消防体制の強化を期する。

以上、決議いたしました。

以上採択し、25年度県南町村議会議員大会を閉会しました。

続きまして、政策研究大学院大学名誉教授の松谷明彦教授による「人口減少時代（少子高齢化）の地域政策」と題する講演がありました。

教授は、いろいろなグラフを用い、次の要点を解説いたしました。

1つ、人口の減少と高齢化の速度が早過ぎる。2つ、速すぎるのは「いびつな」人口構造が原因。3つ、「いびつな」人口構造は政府の人口政策が原因。4つ、最も低い日本の経済成長率、経済が縮小するのは日本だけ。5つ、命脈尽きた日本モデル、模倣と過度の機械化が問題の根源。6つ、機械化も限界、投資財産業は縮小し消費需要は多様化する。7つ、集中から分散へ、人口の流れが変わる。8つ、経済環境も財政環境も、厳しいのは大都市。9つ、増税では財政再建は不可能、予算制度の整理統合が不可欠。10、歳をとったら働かなくて済む社会が良い社会。

以上、大変有意義な講演内容でありました。

議員派遣報告を終了いたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で、議員派遣報告を終わります。

議案第99号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第100号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第101号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基本条例の一部改正について

議案第102号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第99号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第100号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第101号、阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について、議案第102号、阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは、議案第99号から議案第102号までの条例の一部改正等について、提案理由を申し上げます。

議案第99号の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税法の改正が平成26年4月から施行され、消費税率が引き上げになることに伴い、町公共施設の使用料等を規定する「阿見町下水道条例」外5条例について、各条例中の消費税率の改正及び文言の整理等の所要の改正を行うものであります。

議案第100号の阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

本案は、消費税法の改正に伴う水道料金に係る消費税率の改正及び水道法で設置が定められている水道布設工事の監督技術者の資格基準について、阿見町水道事業に即した条項を加えるとともに、条例中の文言の整理等、所要の改正を行うものであります。

議案第101号の阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について申し上げます。

本案は、給水装置を新設する者に対し、工事に必要な資金の貸付に関する改正であり、制度活用の促進を図るため、現行の貸付金額である12万円定額から18万円、24万円に拡大する等の改正を行うものであります。

議案第102号の阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、「阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例」のほか、教育委員会所管の公共施設の設置及び管理等に関して規定した6条例について、規則で規定している利用の制限等の事項について見直しを図り、各条例に明確に位置づけることなどの改正を行うものであります。

そのほか、町民体育館については、消費税率引き上げに伴う使用料の改正等、本郷ふれあいセンターについては、利便性の向上を図るため、営利目的や入場料を徴収して、使用を可能にすることなどの改正を行うものであります。

また、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、引用する条例名称の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案4件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は完結をお願いいたします。質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議案第100号ですね、今まで条例でですね、44条にですね、法第12条第2項の規定により条例を定める資格は次の各項のいずれかに該当するものであることということで、1から8までのね、資格要件を決めていたんですね。今回は9番目で実務があればいいよとこういうことでね、資格要件を緩めた、緩和したというふうに私は受けとめたんですけども、まず、それに間違いはないですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、議員おっしゃるとおり、資格要件を5年実務に経験すれば大丈夫だろうということで緩めたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これを見るとね、技術上の実務に従事した経験を有する者というふうに書いてあります、5年以上ね。このね、技術上の実務に従事した経験を有する者というのは、例えばですよ、工事に通常は舗装のところを切ってね、それで掘って何か水道の工事をやった

とか、あるいは新たに布設するとか、そういう形で見ると、労働者というかな、労務者というかな、そういう形でやったものも含まれるんですか。それとも、そうではなくて、何らかの技術上の実務に従事した経験というのは、一定の基準があるんですか。いかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。基本的には工事関係のほうで設計と技術に詳しい者ということで考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは、布設工事を監督するための資格なんですね。一定の、もちろん技術的な知識あるいは経験、こういったものが必要なのは言うまでもなく、現行の場合には1から8までで、それなりのね、基準でいいですかね、を決めていたと思うんですよ。で、それをあえてね、9番を入れるということ。さっき緩和をするという話になったんですけど、その緩和をする要請というのは業者の中から出てきたんですか。それとも、町のほうで何らかね、考えて、もうちょっと緩和してもいいんじゃないかとかいう形になったんですか。いかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。水道課長坪田博君。

○水道課長（坪田博君） はい、お答え申し上げます。業者の側からか、それとも私どもの側からかということですが、これは私どもの側からということになります。

で、今定期的に職員が人事異動をしております、なかなか水道課で技術を10年間やるというのは難しい状況になっております。そういう中で、監督員なり水道技術管理者を確保するためには、やはり緩和要件を設けて、町の水道に従事した人間であれば一般の水道事業を10年経験した者に匹敵するだろうと。当然、設計、耐震管等も使いますので、そういうことで緩和をいたしました。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとね、通常なかなかプロパーで職員を育て上げるというのは難しい状況になっていますね、今、人員も少なくなっているし。いろんな仕事でね、資格、要件が必要になってるということで。そうすると、例えばですよ、町からですね、布設工事監督について臨時で採るとか、あるいは委託をするとか、監督をね、そういうこともあるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。水道課長坪田博君。

○水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。民間の技術者に、町のほうで施工管理ということで今現在も来ていただいています。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとね、私は、阿見町はね、本当に全県内でも最も低い水道普及率の町の1つですから、水道普及率を上げていくということは、町政の要請としては非常に強いし、それを期待している町民の方も非常に多いと思うんですよ。しかし、だからといってね、この水道事業においてね、技術士の実務に従事した経験をね、有する者ということで、5年以上という規制を緩和するということが必要なのかどうか。私は、民間にも相当程度ね、1から8までで布設工事の監督ができる、そういう資格を持った方がたくさんいるんじゃないかなと思うんですけども。あえてですよ、課長、9番をつけ加えたという理由をもう1回お示しいただいて私の質問を終わりにします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。水道課長坪田博君。

○水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。先ほどお話したとおり、内部でそういう人材を確保するというのが非常に難しい状況で、今の状況で、私を含めまして職員の中で3名しかその対象者がおりません。で、職員の中でいないのならば外部でというお話もあるんですが、水道事業に関しましては、その事業体で少なからずローカルルールというのがございます。で、ある意味でいえば、この径から耐震管を使っていこうとか、そういうこともありますので、やはり外部から来た人間がいきなりそれに対応できるかということになると難しい側面もございますので、内部、外部問わず5年間経験をしていただいてということ考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この現行と改正後の対照表の6分の4ページという言い方でいいのかな。これは、議案が何条なんだ。ごめんなさいね、議案99号ですね。この中での対照表の6分の4ページのところで、有料公園施設を利用する場合の項目なんですけれども、よろしいですか。

この中で野球場のところで、今まで1面で、使用の時間なんですけども、2時間30分を限度とすると。で、改正のほうは今度は2時間ということになってるんですけども、これだと利用者の利便性ということがちょっと欠けるんじゃないかと思うんですけども、これを直した理由をちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。今回、改正ということで2時間30分で、今回2時間ちゅうことなんですけど、実際現況、今2時間ちゅうことでやっておりますので、その現況に合わせた形で改正したものとしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　ということは、今現況2時間で次長はおっしゃいましたが、実際2時間までしか使わないから2時間にしたという意味合いなんですか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　お答えします。1回1単位が2時間というような形で2回やれば当然その2倍になります。ですから、30分単位ちゅう部分で明確にしたということでございます。

　　以上です。

○議長（倉持松雄君）　4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　現行のところに1回とは2時間30分を限度とすると書いてあるんですけども、これと、今回の改正のほうでは2時間までという、その整合性をちょっと聞いたんですよ。わかります、意味合い。これに書いてありますよね。それをちょっと聞いたかったんですよ。もう一度お願いします。

○議長（倉持松雄君）　教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　先ほども言ったとおりですね、現在2時間単位で使っておるちゅうことなんで、そういう今の現況に合わせた形に直したものでございます。

　　以上です。

○議長（倉持松雄君）　4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　議長もわからないようですね。じゃあですね、仮に現行の中で1回とは2時間30分を限度とすると書いてありますね。ですから、今は改正だから現行なんですけども、現行で2時間20分、仮に1回の野球の試合としましょう。2時間20分かかったという料金はどういうふうになりますか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　切り上がりますんで、2単位になります。

　　以上です。

○議長（倉持松雄君）　4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　ごめんなさい、何回も。ということは、4時間借りるのと同じ金額になるという感覚なんですか。というと、この文章おかしいですね。じゃあ、現行の1回とは2時間30分を限度とするというのはどういう意味なんでしょうか。

○議長（倉持松雄君）　教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　先ほども言いましたけど、現行9時から11時、2時間、それから11時から13時、2時間、それから13時から15時、2時間、15時から17時、2時間ということで現行に合わせた形の改正でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、ここに1回とは2時間30分を限度とすると書いてあるけども、これ自身はもうおかしい話なわけですね、現状で。議長も悩んでみたいですけども。ですから、私としては、実際使うときに、使う人の利用勝手の問題ですよ。ですから、そこが一番問題だと思うんですよ。ただ、条例だ、こういった法律だっていうんではめるんじゃないくて、使い勝手のいいようなかたちで、町としてはこういう施設を利用者にとって利用しやすいような形でやってほしいと思いますので。ちょっとこれは、あとは委員会のほうでやってもらいたいと思いますので、この部分は以上にします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

〔「はい。別な……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君、あったんですか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 済みません、102号ですね。この102号のところですね。これも新旧対照表っていうんですかね、現行と改正後のやつを見ていただきたいんですけども。7分の6ページっていうんですかね、体育館の使用の部分なんですけども。

〔「体育館」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） こちらのほうですけども。第17条からのくだりなんです。体育館のところなんですけども。そうそう、これこれ。

〔「違うんだよ、もらってるのが」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） もらってるのが違うんですか。次長、佐藤課長のほうわかります。

〔「上から何ページか」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ちょっと待って。5枚目の。書類が違うんですか、みんな。7分の6です。いいですか。大丈夫ですね。いろいろ金額の改正等々あるんですけども、ここの部分に関しては時間帯が変わってますね。現行のほうでは、この体育館の使用が午前9時から12時、午後12時から5時ですか。そういった形で。改正のほうでは9時から11時、11時から1時までというような形になってるんですけども、私なんかでもバスケットをやって、仮に町民体育館を借りようというときに大体3時間を主な1クールに考えてやってるわけなんですけども、先ほどの野球場の話じゃないんですけども、利用者にとってこの切り方で使い勝手というのはどうなんですかね。それをちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。この現行と改正後で、確かに3時間、5時間ということで夜間では高くなってますよね。今回、おっしゃるようになりますね、使い勝手のいいように、今まで町民体育館1面を貸してたんですけど、今回、右側の一番下の備考の下に、主競技場の半面のみ利用する場合は、その区分の使用料は半額とするちゅうことでこれを追加しまして、半面でも貸せるようになります。さらには2時間、2時間、2時間ちゅうことで、時間単位を1時間当たりになれば前の金額と同じで料金のアップではないし、今の現行の使い勝手のよさで、この時間割りにした考えでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これを改正するときに、利用者にアンケートとか聞き取り調査とか、そういうことはいたしましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほども言ったようになりますね、現況を見てて使い勝手がいいように、だからアンケートちゅうのはしておりません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 利用者に聞かないで使い勝手いいようにっていうのは、これはどういう意味なんでしょうかね。勝手に町のほうでこれが使い勝手がいいんじゃないの、2時間が、っていうような形で区切ったわけですか。私は実際に借り、使うときには、やはり、時間を変えるというのは利用者にとって大きい問題だと思うんですよ。私もよく体育館もそうですけど、中央公民館もお借りしますけども、あれも9時から11時、11時から1時という2時間単位なんですけども、私としては非常に使い勝手が悪い時間の単位なんですよね。ですから、町でね、勝手に決めるのではなく、やっぱり使ってるところの意見をぜひとも聞いていただきたいんですよ。そういった形でね、改正するんだったら改正してもらいたいですね。私自身、使い勝手がいいとははっきりいって思いませんし、ほかの団体がどうなのか全部の団体をね、リサーチしてるわけじゃありませんけども。

ですから、それはもう町のほうでしっかり使い勝手のいいような形で使ってる方々に確認をして、アンケートとか聞き取りとか、あといろいろあるかと思うんですけども、そういった形で。せっかく町の施設を町民が使おうっていうんですから、お金の問題もそうですけども、やはり時間帯もぜひともですね、使い勝手のいいような形でお願いしたいと思うんですよ。

で、これで最後にしますけども、実際これからそういった形でやられますか、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回の提案したものじゃなくてですか。今回の提案のやつのことを言ってるんですか。

○4番（永井義一君） 時間帯ですから。

○教育次長（竿留一美君） だから、結果的には利用者のある程度の意見を聞いて、今見て、アンケート自体はとってないんですけど、使い勝手のいいように、今回、より多くの人にですね。

〔「……でしょうって言っているんだよ」「誰の話聞いたんだっち言ってんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 話は一人ひとり。永井義一君の発言を認めます。

〔「はい。今、発言してっから」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） だから、多くの人に利用できるような体制のもので改正を求めているわけでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと議論がかみ合わないんであれですけど、ここでどうこう、もう時間もあれですから言いませんけども。ぜひともね、自分の判断で使う人が利用勝手がいいんじゃないかなと思うのではなく、利用している人に直接聞けばいいと思うんですよ。受付で使用のやつを書きますよね。そのときにどうですか、それだけで済むわけですよ。ですから、それをぜひともお願いしますね。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございますか。14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この102号ですけどもね。これは図書館の条例の改正なんですよね。それで、同じ102条の中に体育館があったりプールがあったりしてるというのは、こういうずっと今までやり方をしましたっけ。それぞれ条例が違うでしょう、使用要領は。なぜ一緒くたにやったんですかね。この102号を見ると、図書館だけのことしか書いてないというふうに私はとったんですけども、中身を見るとプールがあったり体育館があったりしてるんで、これはどういう意味ですかね。言ってる意味わかんね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「総務……違うか」「誰も手を上げてねえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。こういった消費税率の改正とかですね、幾つ

かの使用料の施設に規定するものがあつた場合はですね、まとめて1本の条例でですね、この条例とこの条例とこの条例をまとめまして、同じような改正ですので1本の条例で提案しているというようなことでございます。

1つずつ提案しますと、かなりの膨大な量になってきてしまいますので、99号もそうですが、1つの消費税率の改正ということに関しては、幾つかの関連する条例をまとめて提案していただくございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これは消費税だけのことじゃなくて、やっぱり使用の要領なんかともね、入ってるんで、別々に私は号を設けて審議すべきではないかというふうに言ってるわけですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えします。藤井議員のおっしゃるとおりなんですけども、関連する表現の訂正とかですね、改正とかですね、そういったものを一緒にこの際ということでまとめて提案しているものがございます。

細かいところで、102号に関しては私もちょっとわからないんですけども、99号に関してはそういう内容で、細々したものをこの際チェックを入れまして直してですね、一緒に提案しているものがございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 審議を丁寧にやるためにはね、一緒くたで図書館のことにして条例を改正するといってるのに、プール、体育館、児童屋内施設、こんなのを一緒くたにやる方がいいのかどうかということをおっしゃるんですよ。やっぱり号を設けて、それぞれの条例があるんだから、使用規則もあるんだから、そこを丁寧に1つ1つやったらどうだと言ってるわけです。

私はちょっと見たときに、何で図書館の中にプールやら、そんな改正が入るんだというふうに疑問を持ちましたよ。そう思いません。で、中身は違いますよ、これは。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 藤井孝幸君。この質問でこれから先はどうするということなんですか。

○14番（藤井孝幸君） なんで一緒にしたかちゅうこと。これから先は、これからまた先に考えるでしょうから。何でもかんでも出しゃあいいちゅうわけでは。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この内容に関しましては、ちょっと私も言及できませんけども、こういった条例の改正のやり方としまして、いろんな条例の消費税率を改正する場合はこういった1本のものでやると。関連するものを1本のものでやるというやり方に従いまして、今回

1つの条例で提案したものでございます。この103号に関しましては、消費税率ばかりではなくてですね。

〔「102, 102」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 利用の制限等の事項の見直しというのがあったものですから、その内容については、ちょっと1本がいいのかどうかっていうのは、ちょっと私もここで判断できませんけども、関連してるものということで、共通したものだということで提案したというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） どうなんですかね。それぞれ体育館の使用にしてもね、プールの使用にしても規則は規則、条例は条例ってあるわけでしょう。それが図書館で1本になっていいのかという図書館の一部改正の条例でいいのかというふうに私は質問してるわけです。

だから技術的にそれは、技術的にね、消費税がどうのこうのと言ってますけども、やっぱり審議する側としてはさ、どうしても別々にするべきじゃないかと思うんだけども。だって使用の要領とか管理の制限とかいろいろ書いてるんだもん、ね。そうすると、議案の賛否のときにね、いちいち図書館でどうですか、プールでどうですか、体育館でどうですかというふうに聞かなきゃならないんですよ。図書館はいいかもしれないけど、プールは反対だという人もおるかもしれないし。これ1本だったら、どれが反対でどれが賛成かわからない。だから、その点は丁寧に号を改めて審議をするちゅうことが正しい方法じゃないかと思うんだけども、どうですか。これだったら審議にならないよ。

〔「出し直したらいいや、こんなの」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） これだったら審議にならないよ。

〔「だってこれ、これに反対したら全体に反対しなくちゃならないんだよ」「こういう荒っぽい議案の出し方しちゃうまいよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） まずいよな。

〔「暫時休憩」「そうだな」「議案の賛否が違うっちゃろうだろ」「こんな荒っぽい議案の提出しちゃうだめだよ」「議長、暫時休憩」「動議が出た」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案102号につきまして、またお答えいたします。

確かに御指摘のとおりですね、消費税率ばかりではなくてですね、利用の制限等の規定も盛り込んだちょっと、幾つか複雑になったものでございます。ただ、やり方といたしまして、こういった教育施設の共通するものを1本の条例でやるというやり方は通常用いているものでございまして、やり方としてはこういうやり方がございます。

ただ、何度も意見をいただきましたとおり、確かにわかりにくくなっていると。1本ずつ提案すればいいというふうなことも御指摘のとおりだと思います。これにつきましては、次回からわかりやすく提案したいと思いますので。1つはこのやり方がありますということで、これで今回は御理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

〔「何よ、それ。まずいって言ってるのに」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあね、突っ張る気持ちもわからんでもないけど、そうやってまずいってわかってたらさ、改めたほうがいいよ、そら、ね。そういうやり方も確かにあるかもしれないよ。だけど、タイトルに、102号に図書館ち書いてんだもん。その中に、いろんなプールやら体育施設が入ってくる。ほいで管理も違ってくる。いろんな条項を加えてるんですよ、禁止条項も。第5条を加えるとか。そんなもの一緒くたになるわけないでしょう、もうそんなの。だから簡単でしょう。号を改めて、102号、103号、104号とすれば、直せばいい話だもん。ほいで、それぞれに審議すればいい。

だからタイトルがさ、1歩譲ってよ、100歩譲ってでも教育施設等とかちゅうタイトルなら、これはまた少しは理解しますよ、ね。タイトルがだよ、図書館じゃなくて。まだ1本がこれは教育委員会の所管ばかりだから。次回からって、そんないい加減なことしたらだめですよ、ね。これで納得しろって、それは納得できないよ。ここで賛否とるなんていう話でもないでしょうから。議案の上程の方法が悪いんだもん。正確に出し直していただきたいと思いますね。ほいで、慎重に審議をするとこういうことで、一緒くたではまずいですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ここで賛否はとりません。委員会に付託してある案件でございますので。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。御指摘のとおりだと思いますので、102号については取り下げをさせていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） お諮りします。ただいま総務部長から102号について取り下げということが出ましたけども、取り下げてよろしいですか。14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 取り下げはもちろん結構ですけども、これは改めて審議するという

ことでしょうか。それならいいですけどね。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまは取り下げること。余計なことは聞いておりません。

○14番（藤井孝幸君） だから、次どうするんだっち言ってる。

〔「とりあえず取り下げたらいい……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それは出てからです。

○14番（藤井孝幸君） 議長は答えていいんだよ。議長は。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 改めてですね、提案はいたします。消費税率の改正も間近ですので、それに間に合うようなことで提案したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。訂正いたします。

ただいま総務部長が取り下げるといった意見が出ましたけども、取り下げてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。これで102号については取り下げいたします。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第99号から102号を除いて、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第103号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第104号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第105号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第106号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第107号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第108号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第104号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第105号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第106号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第107号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第108号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第103号から第108号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第103号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から13万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ137億3,939万円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第11款地方交付税では、震災復興特別交付税を新規計上。

第15款国庫支出金では、事業費の確定に伴い、防災情報通信設備整備事業交付金を減額。

第16款県支出金では、民生費県補助金で、子ども子育て支援システム改修に係る安心子ども支援事業費補助金を増額。農林水産業費県補助金で、平地林保全事業に係る身近なみどり整備推進事業補助金を増額。商工費県補助金で、緊急雇用創出事業補助金を増額。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費では、会議録作成委託料を増額。

第2款総務費では、財産管理費で、コピー機借上料及び都市ガス使用料を増額。企画費で、さわやかフェア事業の中止に伴い、不用額を減額。町民活動推進費で、新たに集会施設敷地借上げが生じた本郷、三区上及び三区下行政区に係る集会施設敷地借上料補助金を増額。地域安全対策費で、額の確定に伴い急傾斜地崩壊対策事業負担金を新規計上。諸費及び徴収費で、固定資産税等課税誤りによる補填金及び過誤納還付金を増額。

第3款民生費では、医療福祉費で、平成24年度医療福祉費補助金の実績精算に伴う県支出金等返還金を新規計上。児童福祉総務費で、平成27年度の子ども・子育て支援法施行に伴い、制度及び財源の一元化に対応するための電算システム改修に係る経費を新規計上。保育所費で、保育士賃金等の確定により、不用額を減額する一方、管外保育児童の増に伴い、管外保育委託

料を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、平地林保全整備事業の追加に伴い、業務委託料を増額。農地費で、廻戸揚水機場修繕工事に係る農業生産基盤整備事業補助金を増額するとともに、さきの台風で被害を受けた上長、小池地区の農業用排水路の補修工事等を増額。

第6款商工費では、観光費で、緊急雇用創出事業補助金を活用し、町特産品を使用した商品のPR販売を目的とした移動販売車による特産品販売促進事業に係る経費を新規計上。

第7款土木費では、道路維持費で、労務単価の増額改定により不足する草刈委託料を増額。公園費で、点検の結果、補修が必要な公園遊具に係る補修工事費を増額。土地区画整理費で、土地区画整理事業特別会計の財源調整に伴い、本郷第一土地区画整理事業繰出金を減額。

第8款消防費では、日本消防協会より今年度支給となる防災活動車の登録等に要する経費を増額。

第9款教育費では、学校管理費で、本郷小学校の児童増に伴い不足する机、椅子の購入費を増額。文化事業で、不足が見込まれる遺跡試掘工事費を増額するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、植栽管理委託料、電算システム等の業務が平成26年4月から円滑に進められるよう3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

議案第104号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に2億6,171万7,000円を追加、歳入歳出それぞれ55億5,462万9,000円とするものであります。

その内容としましては、給付費の増に伴い一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費をそれぞれ増額するほか、平成24年度療養給付費等負担金の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

議案第105号の公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予定額に50万円を追加、歳入歳出それぞれ18億5,482万4,000円とするものであります。

その内容としましては、排水量の増加により不足が見込まれる追原中継ポンプ場の電気使用料等を増額するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

議案第106号の土地区画整理事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に7,040万7,000円を追加、歳入歳出それぞれ1億9,040万7,000円とするものであります。

その内容としましては、本郷第一土地区画整理事業債の繰上償還に要する長期債償還元金を増額するもので、その財源については、保留地処分金を充て、あわせて一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第107号の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予定額に43万

2,000円を追加，歳入歳出それぞれ1億7,371万9,000円とするものであります。

その内容としましては，一般管理費で，納税が必要となった消費税を増額するもので，その財源については，前年度繰越金等を充てるものであります。

議案第108号の水道事業会計補正予算につきましては，水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について，それぞれ1万3,000円を増額するものであります。

その内容としましては，職員手当を増額するものであります。また，債務負担行為につきましては，地方公営企業会計制度改正支援業務の期間と限度額を設定するものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案6件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この中の最後の19ページですね。一般会計です。ごめんなさい。

社会教育費の中での0303，時間外手当のやつなんですけども。これも年初予算で267万1,000円とってあるわけなんですけども，今回164万2,000円と増額してあるわけなんですけども，これの理由をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 時間外勤務手当です。今年の4月1日にですね，生涯学習課が向こうへ移管して今，生涯学習課と中央公民館が一緒になりまして，その中でですね，今事業として埋蔵文化財事業とかスポーツ教室，それからスポーツ大会事業とありまして，今回は生涯学習事業もありまして，その中で新しい事業がですね，今回，阿見みどり展がありまして，スポーツ大会につきましては，トップアスリート事業等々の事業のほうで相当時間を要したということと不足分を補てんするものでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 一般会計補正予算の15ページ。先ほどね，町長から簡潔にといいですか，述べられました。これは委員会でもね，詳しく説明があると思いますが，所轄委員外でございまして，ちょっと概略を御説明いただきたいなと思っております。

先日の茨城新聞を見ますとですね，これにかかわると思われるですね，記者会見で町長が述べていたということで報道されておりましたけれども，この15ページの観光費のこの補正予算のことについて，もう少し詳しく議会でお話しいただけますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 観光振興事業の73万8,000円の増額の件でよろしいでしょうか。それでは、お答えいたします。新聞等で御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、今回ですね、社会実験の第3弾といたしまして、町の特産品をですね、移動販売車で販売していこうというような、そういった計画を立てました。で、こちらは県の緊急雇用事業ですね、本年度3月から26年度まで約13カ月を予定してるところでございます。

で、目的としましては、特産品、これまではアウトレットの場内外でやりましたが、今回はですね、フットワークのいい販売車をリースしまして、そこで各拠点となります観光拠点等で販売していこうというようなことでございます。あわせて、観光拠点の付加価値のアップ等についても考えております。

で、内容としましては、移動車、これは軽ワゴン、こちらをですね、リースいたしまして、それとあと人件費、販売員3名、こちらについては県の緊急雇用事業ということで、今年度は1カ月分ですので73万8,000円ですが、26年度につきましては、810万円の予算を今計上して、今後審議していただくというようなことでございます。

で、販売所で提供するものにつきましては、例えばヤーコンのスイーツですとか、それからヤーコン茶、またはレンコン、タケノコ、そういった旬の野菜等についても販売していく予定でございます。

で、拠点となりますのは、予科練平和記念館、それから、ほかいろいろなところのイベント等にも出向いてですね、そういったPRをしていくというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 委員会でね、詳しくやっていただきたいと思っておりますけども、売り上げだけ、大体どのぐらい売り上げを見込んでるかだけを教えていただいて、質問を終わりにしたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 売り上げにつきましてはですね、なるべくですね、PRというような形で安価ですね、例えば、お茶につきましては100円とか、それからスイーツについては200円程度ということで、ワンセットで300円程度で1日平均で100セットですか。3万円程度、そういった目標を今立てているところでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第103号から議案第108号については、会

議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第109号 阿見町第6次総合計画基本構想について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第109号の阿見町第6次総合計画基本構想について提案理由を申し上げます。

本案は、昨年3月に阿見町総合計画の策定等に関する条例を制定し、総合計画の策定を進めてまいりましたが、この度、阿見町総合計画審議会より答申をいただいたことを受け、提案させていただきます。

本計画は、来年度以降10年間の町政運営の指針となるものであり、「人と自然が織りなす、輝くまち」を将来像に掲げ、「みんなが主役のまちづくり」を基本理念として、まちづくりを進めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第110号 町道路線の廃止について

議案第111号 町道路線の認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第110号、町道路線の廃止について、議案第111号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第110号の町道路線の廃止について及び議案第111号の町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

まず、議案第110号について申し上げます。

本案は、上条地内の町道第3344号線ほか1路線の払い下げに伴う路線の廃止であります。

議案第111号について申し上げます。

本案は、議案第110号に関連する町道第3344号線の終点変更に伴う認定、ほか3路線について、橋梁総点検により確認できた未認定道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第110号から議案第111号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

請願第6号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、請願第6号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本案については、会議則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時42分散会

第 2 号

[ 12 月 11 日 ]

## 平成25年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月11日（第2日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	岡田 稔君
健康づくり課長	篠山勝弘君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野 栄君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
水道課長	坪田 博君
学校教育課長	黒井 寛君
指導室長	根本 正君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成25年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成25年12月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成25年第4回定例会

一般質問1日目（平成25年12月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 野口 雅弘	1. 協働について 2. 予科練平和記念館5周年記念事業について	町 長 町 長
2. 永井 義一	1. 放射能に対する町の認識について 2. 阿見町の水道事業について	町 長 町 長
3. 飯野 良治	1. 土地利用ゾーニングの自然環境共生ゾーンの活用計画について 2. 移り変わる外部との関係をどう対応していくのか	町 長 町 長
4. 川畑 秀慈	1. 地域防災計画について 2. 子供の教育環境について	町 長 教育長・町長
5. 難波千香子	1. 人口減社会に向けた阿見町の施策について 2. 阿見町まちづくりビジョンについて 3. 未来の宝，子供たちの教育環境について 4. こころと体の健康の早期発見について	町 長 町 長 教 育 長 町長・教育長
6. 藤井 孝幸	1. 天田町長の公約の達成度は？ 2. 開発事業について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） 皆さん、おはようございます。今日は6人だそうなので、私はそくそくとやって、すぐに終わりますので、よろしく願います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

阿見町では、第5次総合計画において町民参加を進めるとし、その一歩として、協働のルールとして協働の指針を策定し、先般、その説明を受けたところであります。そこで、協働のまちづくりを進めるのはよいのですが、協働について理解しているとは限らないので、基本に立ち返ってお聞きします。

1つ目は、協働とはよく聞く言葉であるが、どういうものなのか。また、協働はNPO等に業務を下請けさせるものという声もありますが、どうなのか。

2つ目は、阿見町での現状はどうなのか。例えば、阿見町では町民・企業団体・行政が連携して実施した「まい・あみまつり」や「花ひらくまち」などがありますが、そういうものが協働事業に当てはまるのではないのか。また、一般的にいうとNPOなどに委託して行うものを協働というのではないのか。

3つ目は、阿見町では、現在NPOや町民などに委託している事業はどうしようとしているのか。そして、協働を進めることによって、どういう町にしようとしているのか。

以上、3点についてお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。

それでは，野口議員の，協働についての質問にお答えをいたします。

1点目の，協働とはどういうものなのかについてですが，協働とは，それぞれの立場の違う町民，自治会，NPO，ボランティア団体，企業，行政などが，自立した主体として，お互いの自主性を尊重し，それぞれが対等な立場で役割と責任を分担し，連携・協力することであり，端的に言えば，共通の目的を達成するために，立場の違う人たちがお互いに連携・協力することで，より効果的な結果を生み出す，そのための手段が協働であります。

また，協働とは，NPOなどに下請けさせることではないのかについてですが，現実的には，下請けというよりは委託という形態が考えられますので，委託についてお答えいたします。

協働の形態にはいろいろなものがあり，その中の1つとして委託というケースが考えられるということになります。したがって，委託することだけが協働ということではありません。ただし，委託する場合であっても，単なる発注者と受注者という関係ではなく，企画・立案から実施までの過程において，常に対等な立場で役割と責任を分担するということになります。

次に，2点目の，阿見町の現状はどうかについてであります。

町では，第5次総合計画において，行政主導のまちづくりから住民参加と協働によるまちづくりへの転換ということを施策の大綱の1つに掲げ，町民や行政の役割分担，そして協働の仕組みづくりに取り組んできました。

そのような中，ただいま野口議員も触れられておりました「まい・あみまつり」や「花ひろくまち推進事業」あるいは町民運動会や敬老会など，町民と町の連携・協力した事業が数多く取り組まれております。これらの町民と行政の連携・協力した事業は，協働への第一歩と捉えております。昨年度策定した協働の指針では，これらを「協働のたまご」と呼んでおります。これらを協働のルールに照らしてみると，その関係性が一方的になっていないか，また，依存となっていないか，必要な情報を共有するとともに公開しているか，一定期間ごとに相互に客観的に事業を評価し，見直しを図っているかなど，改めて整理をする必要があると考えております。

また，一般的にいうとNPOなどに委託して行うものを協働というのではないかについてですが，1点目でも答弁したように，委託は協働のあくまでも1形態であります。

次に，3点目の，現在NPOや町民などに委託している事業をどうしようとするのかについてですが，町民活動推進課，関係各課及び関係諸団体により事業を検証し，協働のルールとの

整合を図り、協働の事業にしていきたいと考えております。

最後に、協働を進めることによって、どういう町にしようとしているのかについてですが、今議会に提出しております第6次総合計画（案）の基本目標の1つ「人がつながるまちづくり」のところで、新しい公共の理念のもと、自助・共助・公助により、町民と行政との信頼関係を深め、役割と責任を分かち合い、協働によるまちづくりを目指すとしています。これは、多種多様な地域課題の解決を図るためには、協働のまちづくりが必要であり、協働のまちづくりが進めば、きめ細かな町民のニーズにも対応できる地域社会が実現できるという考え方です。

協働のまちづくりのために、全町民が力を結集し、「笑顔のあふれるまち」にしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今、答弁の中で「協働のたまご」という言葉がありましたが、現在、「協働のたまご」と位置づけされている事業はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。今、野口議員や町長のほうからもお話がありましたけれども、「まい・あみまつり」とか「花ひらくまち推進事業」等を含めまして、NPOや社会福祉法人とか、町民の方々と連携・協力している事業として、現在36事業ほど把握しております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そうすると、今、NPO法人というのは、数としては、どのくらいあるんですかね。それで、どういった活動の種類なんですか。例えば、福祉とかスポーツ関係とか、そういう関係があると思うんですけど、そういうのはどのようになっているかを教えてくださいませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） お答えいたします。今年の11月末現在ですけれども、町内のNPO法人としては13法人ほどございます。種類でいいますと、子供の健全育成を図る活動として4法人、それから保健・医療・福祉の増進を図る活動ということで4法人、学術・文化・芸術・スポーツの振興を図る活動ということで2法人、それから、1つずつになりますが、情報社会の発展を図る活動、それから科学技術の振興を図る活動、それから環境の保全を図る活動ということで13団体法人ほどございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 実際、この13で足りてるのか。どのくらいの、本当にNPOが必要だ

と、阿見町は思っているのか。

それと、また、協働はNPOだけでなく地域住民の参加も必要だと考えられますが、どのように参加を促進するつもりでいるのかを、ちょっとお答え願います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。NPOの活動は、先ほど、幾つか活動の分野を申し上げましたけれども、NPO法の中で、まちづくりの推進を図る活動ですとか、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動ですとか、先ほど申し上げた活動とか、今言ったような活動とか含めて、全部で20ほどの分野をNPO法の中で位置づけておりますけれども、阿見町は、現在まだそこまで全部を網羅しているというような状況ではありません。なので、行く行くは、全ての分野においてNPO法人が設立されるといいなというふうには考えております。

数ということになりますと、なかなかはっきり申し上げられないんですけども、20の分野でそれぞれ複数の法人ができることを目指していきたいというふうには考えています。

それから、町民の参加ということなんですけれども、議員御指摘のとおり、大変、町民の参加ということは大切なものだと考えています。そういう意味では、今後、区長会との連携・協力を、これまでも図ってきているんですが、さらに深めていくということとか、町民活動センターの活動も充実をさせながら、町民活動を拡大していきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 最後に一言申し上げれば、昨今の社会情勢から見ると、全てを行政だけで行うということは、まちづくりをするということは、もう不可能に近いというのは、もう事実、私らも考えていることでもあります。そのまちづくりのためには、町長の言う「笑顔のあふれるまちづくり」を実現するためにも協働が不可欠であると思います。

ぜひとも、協働のまちづくりを積極的に推進していただくことを要望して、協働についての質問は終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） これ、確認の意味の質問になっちゃうんですけど、6月の定例会において久保谷充議員が一般質問した予科練平和記念館の展示物について質問したとき、町長が、5周年記念行事のとき、赤とんぼやゼロ戦等の展示を考えているとの答弁があり、8月5日ですか、予科練平和記念館運営協議会と展示説明員とで山梨県の自動車博物館の中の航空博物館を見て、本物のゼロ戦を、赤とんぼを見てきました。その後、8月の26日に協議会を開き、

そのとき、基金を崩してもゼロ戦と掩体壕を5周年に向けてつくろうという意見が大勢を占めました。その後、3カ年実施計画ができたと思いますが、ゼロ戦と掩体壕はどのように反映されているのかをお答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、日時等も随分言われてましたけど、もう一度また。

予科練平和記念館の5周年記念事業についてということでお答えしたいと思います。

議員御承知のとおり、予科練平和記念館は平成22年2月に開館し、今年6月、開館以来約3年4カ月で来館者が20万人を達成しました。

6月の一般質問で、久保谷充議員からゼロ戦等の実物大模型の復元、掩体壕の復元など、大変魅力的な御提案をいただき、前向きに検討してきたところであります。

8月5日、先ほど言われましたけど、山梨県の鳴沢村にあります河口湖自動車博物館飛行館へ、ゼロ戦、赤とんぼ等の複製を視察するために職員を派遣をいたし、予科練平和記念館運営協議会委員であります野口議員も久保谷議員にも同行をいただいたところであります。

その後、8月26日に開催しました、先ほど言われました予科練平和記念館運営協議会で、これらの整備について提案を受け、平成26年度に実物大のゼロ戦模型制作と掩体壕型格納庫の整備を進めることとしております。

平成27年に開館5周年を迎えるに当たり、これらのゼロ戦模型を展示するとともに、記念行事を開催したいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） ありがとうございます。そうすると、もうゼロ戦とかをつくるような形になるようなんですけど、どのような仕様でつくって——協議会では、人が乗れたり、動かせると。ただ、エンジンくっつけるわけにはいかないんで、引っ張るような形になるとは思いますが、そういうのでつくって、お金をかけてでも実物に近い状態にしてほしいというのが、意見が相当出たんですけども、その辺については、どうお考えかをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ゼロ戦の実物大の模型、それから、掩体壕の格納庫については、進めるに当たりまして、これは議員さん皆さんに承認をいただいて予算化をしたいと考えております。

ゼロ戦には21型というものもありまして、それから52型という部分がありまして、いろいろあるんですけど、21型のほうが、全幅が1メートルぐらい長くてシャープだというのは聞いておりまして、これについても、乗れるものとか、部分については、議員の指摘されることを踏まえましてですね、予科練平和記念館運営協議会の意見を聴取しながら進めていきたいと考

えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そう言いますと、私も運営協議会の委員なんで、一生懸命頑張って勉強したいと思っておりますので、一緒によろしく申し上げます。

以上で質問は終わります。

○議長（倉持松雄君） これで3番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） どうも、皆さん、おはようございます。

まず、一般質問を始める前にですね、さきの国会の中で秘密保護法案が強行採決されたということに対して、私、日本共産党として、断固抗議するものでございます。

前置きはさておきまして、一般質問に移ります。

一昨年の3月の福島第一原発事故以来、私は毎回のよう、この一般質問で、阿見町での放射能問題を取り上げてまいりました。今回は、それらが現在どのようになっているか、また、どのように行われてきたかを総括的に伺います。

まず1番目に、事故当時の阿見町の放射能に対する認識はどうだったのかであります。

福島第一原発の爆発事故が起こって、放射性物質が大気中に放出され、それが阿見町上空で雨とともに降り注いだことは御承知かと思えます。それ以来、この阿見町は県内でも最も高い数値を示しています。その当時の町の認識をお伺いいたします。

2番目に、子供の放射能に対する健康問題——内部被ばくの検査、甲状腺検査、心電図検査等をどのように考えているかについてお聞きします。

今年の6月の数値では、福島県内で18歳以下の子供の甲状腺がんが9人増え12人に、また、がんの疑いのある子供は8人増え15人になったとの報道がありました。チェルノブイリでは、四、五年後に1万人に1人の割合でしたが、福島では2年間で1万人に1.6人となりました。このことは、福島の事故がチェルノブイリよりも大きかったことを物語っております。そのようなことから鑑みまして、これから阿見町での子供の健康問題をどのように考えているのかお尋ねします。

3番目に、放射能の除染問題——保育所・幼稚園・学校等の教育機関、通学路、公園等は現在どのようになっているのかについてお伺いします。

この項目も子供の健康問題にかかわりますが、これから、日本、阿見町を支えていく子供たちが原発事故以来どのように過ごしてきたかが問題になります。一定程度の除染は済んだもの

の、まだまだホットスポットがあります。前回の第2回定例会でも公園の除染の話をしました  
が、子供の施設等の除染はどのようになっているのかお伺いします。

4番目に、民有地や山林の除染はどのように行うのかについてです。

近隣の自治体などでは民有地の除染などが行われています。山林などはかなり大変ではない  
かと思いますが、町としてはどのように行うのでしょうか。

5番目に、霞ヶ浦の汚染の状況と今後の対策はどのようになっているのかについてお伺いし  
ます。

先月の25日、私は、茨城県の共産党県議団と地方議員の総勢45人で、政府各省庁に要望書を  
提出し交渉を行ってきました。交渉の中で、霞ヶ浦の汚染対策の問題では、環境省は「数カ月  
に1度モニタリングで把握に努めます。また、陸地の除染を優先していきたい」とも答えてい  
ました。環境省の対応はこんなもんでした。この問題については、昨年第4回定例会でも質  
問しましたが、現在の状況と今後の対策についてお答えください。

6番目に、今後10年、20年と見据えた上で、放射能の問題をどのようにしていくのかについ  
てです。

阿見町に降り注いだ放射性セシウム134の半減期は約2年、137は約30年とされています。10  
年、20年たっても放射能はなくなりません。そのような中で、阿見町としてはどのようにして  
いくのかをお伺いします。

最後に、県内でも東海村に原発施設がありますが、町長としては、それをどのように考える  
かについてお伺いします。

福島原発事故を境に、各市町村で地域防災計画が策定されました。しかし、阿見町では、  
原子力災害に関する防災計画での記述がありません。阿見町は東海村から60キロ圏内にありま  
すので、東海第二原発でもし事故があった場合には、早急なる対応が必要かと思えます。町長  
としてはどのように考えているのでしょうか。

以上、7点をお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願  
います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 永井議員の、放射能に対する町の認識についてということで7点ほ  
ど御質問をいただいておりますが、その多くは過去の一般質問において既に答弁したとおりで  
ありますので、今回は簡潔に答弁させていただきます。

1点目の、事故当時の阿見町の放射能に対する認識はどうだったのかについてお答えいたし  
ます。

事故当時においては、当町のみならずほとんどの自治体が、放射能に関する知識、経験がない状態であるとともに、国等からの情報も限定的であり、状況が把握できておりませんでした。そういう状況において、町の事故当時の認識としては、町民の安心・安全のために、早く実態を把握し、早く情報提供を行うということでありました。

2点目の、子供の放射能に対する健康問題——内部被ばく検査、甲状腺検査、心電図検査等をどのように考えているのかについてお答えいたします。

子供を含めた健康調査については、県及び専門家が必要ないとの見解を出していること、福島県及び牛久市で実施されたホールボディカウンター検査において、全員健康に影響のある数値が出ていないこと等から、当町においては、子供の放射能に対する健康問題については、検診の必要がないと考えております。

3点目の、放射能の除染の問題——保育所・幼稚園・学校等の教育機関、通学路、公園等は現在どのようになっているのかと、4点目の、民有地や山林の除染はどのように行うのかについて、あわせてお答えいたします。

除染の結果及び現在の状況に関しては、広報あみ及び町ホームページに掲載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。現在の放射線量から判断すると、全ての施設、民有地、山林において、除染の必要性はないと考えております。

5点目の、霞ヶ浦の放射能汚染の状況と今後の対策はどのようになっているのかについてお答えいたします。

霞ヶ浦の状況に関しては、水質検査については放射性物質は全て不検出となっております。今後の対策としては、流域21市町村で構成する霞ヶ浦問題協議会を通して、国・県に要望したり、国・県・周辺市町村等と連携し、従来から推進している水質浄化を含めてイメージアップを図ったりというような広域連携のもとに今後も対策していきたいと思っております。

6点目の、今後10年、20年と見据えた上で放射能の問題を町としてどのようにしていくのかについてお答えいたします。

事故による放射能の影響は、国の基準値を十分に下回っている状態になっており、今後、特別な対策は必要ないと考えております。ただし、今後も放射線量の測定等については継続して行っていきたいと考えております。

最後に、7点目の、県内でも東海村に原発施設があるが、町長としてはそれをどのように考えているのかについてお答えします。

東海村の原発施設について、他市町村の首長が考えを述べるのは控えさせていただきたいと思っております。

町としては、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進やLED照明等の省エネ製品の

使用などにより、市町村レベルでもできるエネルギー政策によって社会貢献していきたい、そう考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、町長の答弁がありましたけども、この間、私はずっと一般質問でね、やってきた部分で、ほとんど内容的には、もちろん変わらない、進展がないって言い方がいいんですかね、そういった答弁だったかと思います。

実際のところ、1番目の事故当時の状況、これは、はっきり言って、国も、まあ、隠していたっていう言い方はあれかもしれませんが、スピーディーというのがあるのに、風向きだとかそういうのをしっかり言わなかったということも含めて、町としても状況はわかんなかったかと思うんですけれども、そのわかんない中でも、町としては、その状況把握にどのように努めたか、もしわかるんだったらお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。先ほど、町長からの答弁にもありましたようにですね、事故当時、私どもも、それからほとんどの自治体もですね、それも国もですね、混乱をきわめていたということがございます。またですね、さまざまな国以外の民間の皆様からの、さまざまな情報が錯綜していたということ。それから、国のほうもですね、限定的で迷走を繰り返していたということがございます。

そのような状況の中で、私どもが最初に取り組んだのは、町民の皆様のまず安心・安全を早く、その実態をですね、把握すると、そして、早く情報提供するというものであります。その具体的な行動としましてはですね、平成23年の3月17日と、それから3月27日に、それぞれ第1号、第2号と新聞折り込みをさせていただきました。その内容についてはですね、町の水道水は放射性物質不検出でありますよ、それから井戸水は大気汚染物質が基準値を超えていないために、問題なく飲用できますよということを町民の皆様にお知らせいたしました。

それから、4月の24日なんですけれども、県立医療大学との共催によりまして、県立医療大学の窪田教授、それから佐藤教授、それから、「低線量放射線の生体影響」という題でですね、放射能に関する公開講座を実施してお願いしました。その内容としては、現状として特別な対策は必要なく通常どおりの日常生活をして差し支えないよというような内容で、町民の皆様にもわかりやすく説明していただきました。

それから、5月の25日からはですね、子供関連施設を中心に放射線の空間放射線量の測定を開始しました。文部省が示したですね、その当時はまだですね、平成23年4月19日、文部省の暫定的な考え方——放射線量毎時3.8マイクロシーベルトであったと思います。ですので、回覧とかホームページ等々でですね、お知らせをしたということがございます。

以上のことからですね、放射能の影響については、平常時よりも高い状況にはなっているものの、日常生活を制限するべきではないという、そのような認識でございましたし、そういうような情報収集に時間を充てたということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、当時のことは、町のほうとしても、放射能に対する知識はね、まだなかったかと思うんですよね。今、大野次長言われたように、3.8マイクロシーベルト、これ、今考えたら、すごい数字ですよ。国でも、実際のところはどうか考えたのかわかりませんが、そういった基準が決まった中で、いろいろ新聞折り込みだとか、医療大学の学習会っていうんですか、そういうのをやられたと思うんですけれども、やはり、今になっても、この放射能というのは、大分まだまだ長く続くということの認識は、もちろんお持ちだと思うんですけれども、当時の状況はそういったことで、現状としてはね、まあまあ、安心だという言い方はしていますけれども、実際のところ、ちょっと質問したいんですけれども、当時のこの3.8マイクロシーベルト——その国の基準というのがあったと、今、お伺いしましたけれども、これについては、放射能対策室としては、どういった考え——高いのか、低いのかとか、町民に対してどうなのかということ、考えはお持ちでしたか。ちょっとお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。平成23年4月の19日の文科省の暫定的な考え方の後にですね、1カ月ぐらいしてですね、平成23年5月の27日に、さらに文科省から、毎時1マイクロシーベルト以下を目指すという方針が出ました。この時点でもですね、阿見町の放射線量は毎時1マイクロは超えてございませんでしたので、そういうような認識でございました。ただ、その後ですね、8月の26日に災害対策本部のほうからですね、そういうような0.23とか、年間1ミリシーベルトとかいう基準が発表されましたので、その時点では、ある意味では緊張感があったのかなと思ってございます。そういう認識でございました。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 国の状況がね、いろいろね、刻々変化する中で、最終的に0.23というところで落ちついたかと思うんですけれども、ぜひともそういった認識をね、持っていただきたいんですけれども。

今の話の中で、実際、0.23に落ちついたのは、事故から大分時間がたってからかと思うんですけれども、その中で、阿見町の住人としては、みんな日々生活していたわけなんですけれども、2番目の、子供の放射能に対する問題についてなんですけれども、この間、内部被ばく検査——私のほうでホールボディカウンターの話も一般質問でさせていただきました。また、甲状腺検

査、あと、最近では心電図なんですけども、先ほど、町長の答弁なんかでは、県とか近隣の市町村がやったけど、必要ない、健康に影響ない数値だ。それが子供に対して安心・安全ということと言えるかと思うんですけども、これに関しまして、先ほど私のほうで、甲状腺のがん、これは福島なんですけども、チェルノブイリよりもかなり大きい数字がなったということなんですけども、再度、ちょっとお伺いしますけど、町として甲状腺検査ですとか心電図の検査、まだ5年10年先を含めてやるつもりはありませんか。それだけお答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） それでは、このこともですね、既に平成23年12月、24年の6月、9月、それから25年3月の定例議会で町長のほうからも御答弁申し上げてますが、改めて御答弁申し上げます。

まず、県におきましてはですね、平成23年9月の1日の県議会東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会におきまして、県民の健康調査の必要性はないと見解を明らかにしてございます。その理由としてはですね、福島県において先行的に実施されたホールボディカウンター及び甲状腺の検査結果においてですね、健康に影響を及ぼす数値が出なかったこと。それからですね、放射線医療総合研究所とそれから放射線研究所の複数の専門家から、茨城県内で健康調査は必要ないという助言があった。それとですね、行政が必要だという判断をすると、町民の皆さんが、受けなくてはならないという、逆に不安を招いてしまうということから、当町では必要ないというふうに判断したものでございます。またですね、町ではですね、阿見町放射能対策方針と、それから阿見町除染実施計画に基づきまして、除染を先駆けて、茨城県内でも本格的な除染はかなり先駆けて行ったと思っております。

それで、その内容についてはですね、さまざまな測定結果についても、逐次現在放射能の線量等々をですね、町広報紙、ホームページのほうに掲載しておりますので、そのような意味では、安心・安全を提供しているというように思っております。

それからですね、今回、総括ということでございますので、去る平成23年9月25日、阿見町主催でですね、さわやかセンターで茨城大学理学部の田内広教授の講演が行われまして、その内容でですね、かなり興味深い文章がございますので、ちょっと発表させていただきます。

「人間の体は、毎日活性酸素や紫外線によってDNAの傷が細胞1個当たり1時間に数千、数万と生じてございます。細胞はこれらを直ちに修復する力があります。ところが、年間1ミリシーベルトの被ばくによるDNAの切断は、細胞1個当たり年間1個未満、1時間当たり数万の傷を余裕で修復する能力のある細胞にとっては、この傷程度の増加は問題ない」と。以上のように、教授の所見では、限界を超えなければですね、人類は活性酸素や紫外線の脅威に耐えることができると。また、共存できる生物であると言っております。

それからですね、先ほど、甲状腺がんの話があったかと思うんですが、これは新しい情報――8月のデータなんですけど、平成25年8月現在の福島県県民健康管理の検討委員会の発表ではですね、36万人の検査の結果、現時点で原発事故による放射能の影響は考えにくいという見解をしてございます。また、これは1年ぐらい前に行われたものですが、福島県以外、青森県、山梨県、長崎県の甲状腺測定検査の結果、福島県と同じ値であったということなどからですね、当町においては健康調査の必要はないと判断しているものでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、次長のほうでおっしゃった中で、健康の問題で、細胞の破壊の問題ですとか、そういう話が、今ありましたけども、実際、これは、先生によってっていうんですかね、著書によってっていうんですか、放射能の問題での細胞の破壊の数なんていうのは、大分違いがありますね。ですから、町のほうでね、そういった1つの意見だけ聞いて、「あ、大丈夫なんだよ」って言うのではなく、いろんな意見を聞くなり、書籍を読むなりする中でね、片っ方だけで大丈夫だよって意見もはっきりあるのも私も知っています。ただ、片っ方では、非常に怖いものなんだよっていうのはあるっていうこともね、ぜひとも町のほうとしては認識をしていただきたいと思います。

それとあと、放射能の除染の問題、この3番目のやつなんですけども、これに関しては、先ほど町長の答弁の中で、3番、4番一緒にやられたかと思うんですけども、ちょっと聞き漏らしたんですけども、山林の除染ですか、そこはどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。これについてはですね、阿見町除染実施計画を策定した中で、その以前に詳細測定をしてございます。その結果、環境省の基準に照らし合わせますと、年間追加被ばく線量1ミリを超えないというような結果が出ましたので、それに基づいて実施計画を作成した中で、山林については除染は必要ないということで、行わないという計画でございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 具体的に山林は、はかりましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） これについてはですね、走行サーベイメーターという機械がございまして、それで走行しながら測定をするという測定値の中で、1マイクロあるいは

0.23とかいう数字が出たところではございませんでしたので、それについて必要ないという判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） よく、通学路の除染の話の中では、その走行、何て言うんですか、サーベイメーターですか、話が出ますけども、じゃあ、実際のところ、山林ははかってないわけですね。それをはかったのか、はかってないのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答えいたします。これは、町ではですね、町民の皆さんの安全・安心をしていただくために、放射能マップを作成してございます。その測定方法はですね、これも委託したわけなんですけども、その時点での、中に入ってまでのですね――民地ですので、民地の中に入ってまでの測定はしませんでしたけども、それに近いところの公共施設での放射線測定は実施してございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃ、山林ははかってないわけですね。放射線マップのみのデータということですね。はい。

民有地、山林、これ4番目にあるんですけども、まずは3番目のほうの、放射能の除染問題で、これは前回の話でもありましたけども、公園のホットスポットとか、そういったところがあるという話が、皆さん、まだ御記憶かと思うんですけども、この間、今回の質問、いろいろ調べる中で、今回も放射線量の公園のところでも、町のホームページから、私もちょっと拾ってきたんですけども、まだまだ0.23マイクロシーベルトより高いところがホットスポットという形であるわけなんですけども、再度ちょっとこれはお伺いしますけども、その0.23を超えてるところを除染するという考えはないわけですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。除染が必要ないということで、町長のほうから答弁をさせてもらっておりますが、その判断する根拠でございますが、平成23年8月26日の原子力災害対策本部からの市町村における除染ガイドラインで、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトという基準がございます。これについては下回ってございます。その根拠はですね、私ども職員で毎日定期測定を行っておる職員がおります。この方はですね、ほとんど放射線の、いわゆる高いところを測定しているんですけども、この方でも年間ですね、0.854ミリシーベルトであったこと。現在の定期測定やその他の数字でも、0.1マイクロシーベ

ルト前後の状況、あるいは場合によっては、部分によっては、もう0.1を下回っているところがございますので、現在はさらに下がっているということでございます。

それから、マイクロスポットの定義なんですけども、あくまでも0.23マイクロシーベルトは危険な数字だよということではないんですね。年間1マイクロシーベルト、追加被ばく線量1ミリシーベルトを超えないのが、これが原則でございますので、それが換算すると0.23だということで、危険ということではございません。

それから、内閣府環境省、文科省のですね、統一した見解でですね、地上1メートルの周辺ですね、線量がですね、毎時1マイクロシーベルト、周辺よりも毎時1マイクロシーベルト以上高いところがホットスポットでございます。ですから、0.23を超えてるからホットスポットということではございませんので、そういうことで御理解を願いたいと思います。

そういう意味でもですね、町長が答弁したようにですね、今後のことなんですけども、除染の必要はなくなったと判断しておりますけども、ただし、風雨とかですね、そういうことで、放射線量が集積してしまうこともあると思いますので、それについては測定を継続していきたいと思っています。

また、今後につきましてはですね、自然に減衰するというのを待つのではなくてですね、通常の施設管理の中で、さらに減衰していくという判断をしておりますので、これについては通常の管理で行っていききたいと思っております。

それと、町民の皆様からの御相談についてはですね、御相談があれば測定しに参ります。そのときにですね、丁寧に御説明をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ここに広報牛久の今年の12月1日付のやつがあるんですけども、牛久の中では、放射線量の測定の結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について、環境省の除染関係ガイドラインに基づき、除染を実施しますと書いてあるわけですね。牛久は牛久だってね、町長、前はよくおっしゃいましたけども、やはり、こういったいいところは見習うという姿勢が必要じゃないかと思うんですよ。ですから、今の次長の答弁の中でも、0.23以上ある公園なんかでもホットスポットのところ、測定はするけど除染はしないって言ってましたよね。ですから、それは、もうずっとこの間の町の考え方なわけなんですけれども、これはぜひともね、除染も含めた形で、これから考えていただきたいと私は思います。

前回の町長答弁の中で、永井さんが心配だったら永井さんがやればいいんじゃないのという答弁がありましたけども、そういうばかなこと言ってないで、ぜひともね、町としてやっていただきたいと思います。

ですから、学校の施設等々もね、やはり測定はもちろんすると思うんですけども、やはり学校の施設に関しましても、そういった高いところがもし見つかったら、積極的な除染もお願いしたいと思います。

続いて、5番目なんですけども、霞ヶ浦の汚染の状況、先ほど私のほうで話をしましたけども、環境省のほうに行ってきた、話を聞いてきたわけなんですけども、環境省のほうとしても、陸地を優先するというので、霞ヶ浦の除染に関しては、まだまだ先になるんじゃないかと思うわけなんですけども、実際、前回の質問の中で、霞ヶ浦問題協議会の話がありました。その要望を出して、まだ結果が来ていないというのは、前回の定例会のときの答弁だったと思うんですけども、あれから時間がかかりすぎて、もちろん、もう結果は来てるかと思うので、その結果についてお知らせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。これにつきましてはですね、まだ霞ヶ浦問題協議会のほうというよりも、県のほうからの回答がないということでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まだ来てないわけですね。はい。

今回の町長の答弁も前回の町長の答弁も、多分ほとんど同じだと思うんですけども、国・県に要望していくということだったんですけども、実際、あんなに時間がたっても、回答が来ていない。それで、国に対しても、先ほど私が言ったように、まだまだ動きが遅いと。ですから、この霞ヶ浦問題協議会を通じてという形になるかと思うんですけども、やっぱり、その市町村の中でね、しっかり——町長が副会長でしたっけ、この協議会では——というような話がありました。ぜひともですね、その副会長という立場でね、ちょっとリーダーシップをとって、積極的にね、国・県にやっぱりしっかり要望して、回答がないからいいんだっていうんじゃない、何で回答がないんだということも含めてね、これはやっぱりしっかりやっついていかないとどうしようもないと思うんですよ。

国に任せたって、先ほどの国の環境省の答弁では、ほとんどがもうやらないと同じだと思うんですよ。ですから、やっぱり、霞ヶ浦湖岸でのね、この間、産建の中でも、サイクリングロードだとかそういったのを視察に行きました。イメージは、非常にいいイメージがあるんですけども、やっぱりその中で、しっかり安全・安心なサイクリングロードで、湖岸で水遊びができるっていうような形でね、ぜひとも考えていただきたいと。ですから、これに関しては、今後ともね、霞ヶ浦問題協議会を通じてつてなりますけども、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それで、6番目に、今後の10年、20年を見据えた形での話なんですけども、これに関しては、特別な対策は行わないというような、先ほど答弁がありましたけども、やっぱり、これは認識の問題で、ぜひとも頭の中に入れておいてほしいんですけども、やはり半減期というのは、まだまだ30年以上かかるんですよ。134のほうは半減期が2年と言いましたけども、2年たったから半減ですから、それもまた半分、半分という形にずっとなってきましたんで、完全に事故前に戻るということはありませんので、私も含めて皆さん方が生きてるうちは、30年とかそういった形でかなり長くつきますんでね、ぜひとも、そういった放射能の問題はなくなんないんだということをぜひとも認識していただきたいと思うんですよ。

最後に、県内でも東海村の原発ですか、これ最後の7番目の質問なんですけども、町長のほうとしては、他の市町村なんで、考えを述べるのを控えさせていただきますという話だったんですけども、これほとんどの市町村で防災計画というのをつくっているわけですね。阿見町でも防災計画があります。この中で、原子力防災に関して記述がないんですけども、まず、記述がないってということに対して、どうしてないのかということのをまずお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。どうしてないのかということに対しての答えはなかなか難しいんですけども、現在の地域防災計画につきましては、東日本大震災等の反省を受けまして、現在、新たな地域防災計画、見直しをする地域防災計画を作成中でございます。その作成の進捗状況につきましては、先日の全員協議会で御説明したとおりでございます。本年度末の策定を目指してはいたしましたが、国及び県などの法令とかですね、それぞれの防災計画の変更を受けまして、ちょっと作業がおくれているというようなことでございます。新しいやつ地域防災計画の中ではですね、放射能に関する事故の対策の計画を盛り込む予定でございます。

御質問の、現在の、まだ現在ですけども、防災計画には、その計画がないということでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、今、策定中のやつでは新たに盛り込むということは、今、話ありました。それはぜひともしっかり盛り込んでいただきたいんですけども、実際のところ、この前の福島原発と同じような事故が、東海村でもし、起きた場合、やはりこの阿見町は、福島から阿見町よりも、東海村から阿見町のほうが圧倒的に近いわけですね。その中で、この策定ができる前にも事故が起きる可能性もあるんですけども、今、再稼働を許すなということで、いろいろ私どもも含めて署名活動等やっているわけなんですけども、これちょっと町長にお聞きしたいんですけども、先ほど、他の市町村なので、答弁は控えますという話でしたけど

も、その原発の再稼働廃止ということは共産党のほうでもしっかり署名等やっているんですけども、その原発の再稼働について、町長のお考えをお聞かせください。

じゃあ、もっと言いやすくしましょう。東海村に限らずでいいです。原発の再稼働について。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今の政府の考え方は、やっぱり原発を何十%にするとは、まだ言ってないみたいですけども、原子力発電所を25%ぐらいまでで抑えていくとか、いろいろな話がありますんで、私がここで原子力発電所をどうのこうのっていう、そういう問題に立ち入ることも、ちょっとおかしいのではないかなと。政府の見解、また、先ほどの環境省の見解というのは、やっぱり尊重しなけりゃいけないのかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃ、天田富司男個人では、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○町長（天田富司男君） 今、私は公式のこういう立場にいますので、個人的な見解はお二人で話するのが一番いいのじゃないかなと。個人的な見解がやはりひとり歩きしてしまうということはまずいんじゃないですか。そういう面では、永井さんとお二人で話しするのならいいんじゃないでしょうかね。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。個人的な見解はね、まあ、後日改めてということになるかと思うんですけども、この1番から7番まで、いろいろ、この間、私が質問してきたことを踏まえて質問したんですけども、やはり、放射能とかこういった問題に対する認識の甘さというんですか、弱さというんですか、やっぱりそういうのが、かなり如実に出ているなど。町長自身もね、今、なかなか答えられないという話もありましたけども、この放射能の問題というのは、本当、原発が1回事故起きれば、すごい費用っていうんですかね、すごい災害になる。これは東電自身もね、もう本当、立ち直れるかどうかっていうようなかなり大きな問題なんで、その東海原発をね、抱えている茨城県の市町村では、ぜひともですね、こういった放射能の問題、この原発事故の問題をぜひともですね、大きな問題として、ぜひとも取り上げていただきたいと思います。

以上で、1番目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井義一君の質問を再開いたします。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、2つ目の質問に移ります。阿見町の水道事業についてであります。

阿見町の水道事業会計は、ここ数年黒字を出しており、企業会計的には順調に推移していると思われま。平成20年度と比較しても、平成24年度では、純利益が7,972万6,000円で692万8,000円のプラス、現金預金残高は9億4,907万8,000円で1,266万3,000円のプラスとなっております。平成24年度は、多くのところで水道管布設工事が積極的に行われ、前年に比べて現金預金残高が減りましたが、水道が使える地域が増えました。しかし、平成24年度の決算審査意見書では、新規水道管布設地域の加入率は良好とは言えない状況にありますとあります。加入率増加のための分担金の減額措置や貸し付け制度の利用者が少ないという話も聞こえてきます。これはどこに原因があるのでしょうか。

阿見町の水道料金は高いと、これは誰に聞いてもそう言えるかと思えます。多分、ここにいらっしゃる議員の方々も、多くの町民から聞いているのではないのでしょうか。

各市町村での水道事業の歴史的背景は違うにしても、日々の生活の中で水道を使うということは、誰もが行くことだと思います。水道料金の黒字分を町民に還元するためにも、水道料金の引き下げを求めるものです。

まず、料金の問題です。家庭用で考えますと、阿見町は基本料金が10立方メートルまで1,800円。それ以降は、30立方メートルまで1立方メートル当たり220円、31立方メートル以降は260円となります。同じ料金体系をとっている県南水道企業団では、基本料金が1,470円となっております。まずはここに手をつけるべきではないのでしょうか。ここでは、この基本料金の1,800円の引き下げを求めます。

次に、料金体系の問題です。お隣の土浦市では、基本料金を450円に設定し、1から10立方メートルまでは1立方メートル当たり115円、11から20までは210円、21以降50立方メートルまでが255円となっております。このように設定することによって、使った分だけの料金を払うということになります。これは守谷市でも同じですが、水道使用水量の少ない家庭では喜ばれております。今のままでは、どうせ10立方メートルまでは払うのだからということで、節水の観点がなくなってしまうのではないのでしょうか。

来年4月には消費税の増税が予想されます。これについては、共産党としては、この4月からの消費税増税は中止させる運動に取り組んでいるわけなんですけども、もし増税された場合、

この逆進性の強いこの税制は、低所得者層に大きな負担を及ぼします。水道使用量の少ない家庭に及ぼす影響ははかり知れません。町民を守るといった観点からも、基本料金や料金体系を変えることは急がなければなりません。

また、水道の普及率がなかなかアップしない原因は、根本的には水道料金の高さにあるのではないのでしょうか。安心・安全で安価な水を多くの町民に供給することが水道事業の目的ではないのでしょうか。

これらの水道事業として、普及率を上げることや、計画水量、人口、計画給水量に近づけるためには、経費の節減とともに、料金やその体系の抜本的な見直しが必要かと思われます。

町としてはどのような対策を講じているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町の水道事業についてということで、これはもう、いつも同じ答えになってしまいますけど、阿見町の水道普及率向上についてですが、阿見町の普及率は、平成24年度末で84.7%となっており、平成23年度末の茨城県平均93%、全国平均では97.6%と比べても極めて低い状況です。これはもう、何度も何度も同じ答弁をしております。

平成22年度に阿見町水道施設整備基本計画を策定し、その計画に基づき配水管整備を積極的に推進し、未整備地区の解消による普及率の向上を図っております。その配水管整備とあわせて加入分担金軽減措置や、給水装置を新設する者に対して、その工事に必要な資金の無利子による貸し付けなどの制度を策定し、普及促進に努めております。加入分担金軽減措置については、新規の申し込みが制度設立前の1.5倍となり、効果を上げております。しかし、貸付金制度につきましては、利用者が少ない状況でございます。貸付金制度が利用されない原因として、現状の給水装置工事費に対する貸付金の割合が低いことが原因の1つではないか、そういう考えのもと、貸付金を従来の12万円コースに加えて18万円コース、24万円コースを新設し、今回の議案において上程しております。また、貸し付け制度の拡充に伴い、加入分担金軽減措置の経過措置期間については、1年間の延期を行い、制度の広報の充実とあわせ、上水道の普及促進に努めていきたいと考えております。

御質問の水道料金やその料金体系の抜本的な見直しによる普及率向上についてでございますが、先ほどもお話ししました阿見町水道施設整備基本計画に基づく計画的な配水管整備を行い、未整備地区の解消による普及率の向上を図ることから、配水整備工事にかかる費用を鑑みて、水道料金及び料金体系の見直しは、現段階では考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、町長が、いみじくもいつもと同じ答弁だとおっしゃいました。実

際、私もいろいろ議事録等々を見て、まあ、一字一句とは言いませんが、ベースは同じなわけですね。なぜこういった問題が今起きてるのか、こういった質問をするのかというのは、やはり、水道料金が高いというのは、ストレートに町民の声なわけなんですよ。それで、前回、他の議員が質問したときにも、土浦との境のところの住吉地区ですか、その話が出たと思うんですけども、やはり水道料金が安いところから高いところについていう言い方はあれだな、急に変わると、非常にやっぱり負担も増えると。

それで、まず1つお伺いしたいんですけども、その布設なんですけども、平成24年度の布設はどのぐらいやられたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。24年度の工事延長ということでよろしいですか。24年度は2万2,335.9メートルを施工しております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、2万2,300と、そのぐらいのかなりな距離数をやられたと思うんですけども、それで実際まだ普及率が低いというのは、水道課のほうというか町のほうとしては、どうしてこれが伸びないのかというのは、その辺は考えはありますか。総括というんですかね、その普及率が伸びないわけを。考えているとこでお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えします。まず、もともと普及率が低いというのが、整備がもう全然追いついてないというようなことで、水道整備計画、これ町全域に持っていくというような計画になってございます。ただ、町のほうにも、井戸の水質が悪くなっているというようなことで、要望等も上がってきております。そういうことで、今、水道の整備をどんどん進めて、その普及率を上げていこうと。

その普及率の上げる1つの手段として、先ほど町長から答弁ありましたように、加入分担金の軽減、これ3万円軽減しております。それから貸付金ですね。無利子の貸し付けを、これも住民からの要望等もございまして、12万ではちょっとということがありましたので、その上の18万、24万コースを、今回、議会のほうに提案しているということでございます。こういうことをあわせて、あとは、課のほうでも、整備していて接続していないとこ、こういうところについては推進しているところでございます。今後も、その接続の推進には積極的に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 布設率をね、広げるということは、水道を使える地域が増えるということだね、かなりいいことだとは思いますが、せっかく水道の本管が引かれてもそこに加入しない、水道管を引かないというところがあるわけなんですけども、先ほど私のほうで、平成20年度から24年度の営業利益ですとか純利益ですとか、これ水道会計なんでね、ちょっと調べたんですけども、かなりいい数字があります。やはり、こういった事業会計に関しては、この利益を町民に還元するっていうのが、一番、こういった企業会計ではいいんじゃないかと思うんですけども、先ほど私が述べたように、料金体系の問題も含めて、そういったのを還元しようという考えはありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。9月の決算でお答えしましたように、24年度決算では、永井議員おっしゃるように7,900万からの、これはあくまでも収益的収支、3条予算では利益がございますが、4条予算、これは管の布設関係、工事関係に使う費用でございますが、これが3億からの赤字というか不足が生じまして、この7,900万、これは決算の中で、要するに減債積立金と、それから建設改良積立金のほうに積み立てております。それで、4条予算の不足分を、こういった積立金を取り崩しながら工事を進めているということでございますので、現在、かなり余裕があるということではございません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これも考え方の違いと言やあ、そうかもしれませんが、実際、現金預金残高を見ますと、平成23年度、24年度——24年度はその布設がかなりやったということで、まあ、ちょっと減っていますけども、9億4,900万からのあるということですね。それで、今、体系の話、私がしましたけども、まず、土浦との違いというのを今考えますと、阿見町の中で10立方メートル未満の使用量というんですかね、その家庭は何世帯ありますか。町全体の中で何パーセントと、両方お答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。10立方メートル以下の、これは件数でございます。世帯になりますと、今月は8立方メートルだったんですけど、次の月は11立方メートルになったよということがありますので、それを把握するのは難しいんですが、調定件数で申し上げますと、4万1,868件、これは今年度11月末までの数字でございます。それで、10立方メートル以下だったこの調定件数の割合からいきますと35.92%——約36%ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 全世帯の中で約36%の世帯が10立方メートル未満なわけですよね、使っているのが。10立方メートル未満というと、ほとんど単身世帯ということが言えるかと思うんですよ。阿見町でもそうですけども、やはり平均年齢が上がってきて、独居老人等々が増えていく中で、単身で一人で暮らしているお年寄りの方も多いかと思うんですけども、そういった方々が、そういったところにその36%にかなり入ってくるんじゃないかと思うんですよ。

ちょっと私のほうで土浦と阿見の状況を試算してみたんですけども、やはり、0立方メートルというのも、もちろんあるわけなんですけども、それでもやっぱり基本料金は1,800円、もちろん取られるわけですね。実際これはその月だけどっか出張かなんか行ってきて全然使わなかったという人ももちろん入ってくると思うんですけども、10立方メートルまでは押しなべて1,800円かかるわけなんですけども、土浦の場合で計算したときも、ベースとなる基本料金が450円ですから、ずっと10立方メートルまで使っても10立方メートルで1600円——これ単純計算ですからね。それはいろんな使用料とか消費税等々は入ってませんが、そういった計算になるかと思うんですよ。それで、ずっとこれを計算していくと、約28立方メートルまでは、土浦のほうの方が安くなるのかな。それ以降は逆転してくる部分もあるんじゃないかと思うんですけども、やはり私が先ほど一般質問で述べましたように、まずは10立方メートル未満のところ、一番やっぱり生活等々も厳しい人も多んじゃないかとは推測するわけなんですよ。先ほど述べたように消費税の問題もあります。やはり、所得が少ない人ほど、消費税の率っていうのは、同じ率でも高くなるわけですよね。ですから、その逆進性の強い消費税が、もし4月にまた増税されてしまった場合、その10立方メートル以下の人たちはダブルパンチになってしまうということが言えるかと思うんですよ。

それで、土浦市の場合の、今、比較したんですけど、同じように守谷市でも、こういった形でやられてて、かなり還元されてるっていう話は、先ほども述べましたけれども、実際のところ、まず、料金体系ですね、それを変えていこうということを、町として考えていることありますか。それをお答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁にありましたように、現在は考えてございません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、現在は考えておりません。今、現在ね、だと思っただけなんですけども。これ阿見町の水道ビジョンということがあって、これ、平成21年度から32年度までの計画だと思っただけなんですけども、具体的にちょっと話を聞きますと、このビジョンが32年までにやりましようということなんですけども、現在は考えていませんということなんですけども、32年までの間

で考えた場合はどうなんでしょうかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。水道ビジョンで言っている32年まで、これは幹線を32年まで町内全域に持っていきこうと。その後は、当然取り組むのに、各集落の道路がございます。それを全て引き込むのは36年までに町内の幹線だけではなくて枝管も引いていきこうというような計画で今、進めております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、料金体系に関して、水道料金に関して、今のところどうか、現在というか、将来的にも考えてないという判断でよろしいんですかね。要は、前回の横田部長の答弁、議事録でちょっと見たんですけども、検討していかなければならない、土浦の考え方をもとに整理していかなければならないと言っていたわけなんですけども、覚えていらっしゃると思うんですけども、この検討していかなければならないということは、どういう意味なんでしょうかね。ちょっとお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。まず、現在は考えていないということで、将来的に、じゃあ、これが大きな工場が来て、水をたくさん使って、利益が2億も3億もということになれば、それは当然……。あと、以前ですね、町長就任した当時かと思いますが、これが95%、6%、要するに地域にある程度引いた段階で、それでも利益が出ているということになれば、当然その辺は考えていかなければならないと思いますが、現在、ちょっと社会情勢等も、東部工業団地に何社か決まったようですが、この工場でも、じゃあ、かなり水を使ってくれるのかというようなことも、ちょっと現在は不透明な部分——一部井戸を掘ったという話も聞いてますし、そういうことで、じゃあ、どれだけ収益が上がるか、まだ今のところ、ちょっと見えない状況でございますので、まあ、将来的に、もう95%、6%、もうこの全国レベル97%、こういうふうになってくれば、将来、工事費もこのぐらいかかりますよ、維持管理もこのぐらいですよと、そういう試算ができるようになってくれば、その中の利益の中で当然考えることはできるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、町のほうの計画として、97%、8%にするのには、何年を考えてますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。まず、先ほど、計画の中でありま

したように、32年までに全地区に幹線は持っていくと。その後、4年間をかけて枝管を引いていくと。ですから、その枝管を、現在枝管も要望の多い、幹線を今、引いてますね。その周辺の集落で要望の多いところについては枝管も含めて整備しておりますので、32年から36年度の間には、全国レベルなり95%ぐらいにはなるだろうとは考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、結局、水道料金のことを考えるのは、32年から36年ぐらいまでという話になりますよね、今のやりとりの中で言うと。大分これ答弁が後退してるんですよ、この間の中での。ですから、私が先ほど言ったように、前回の定例会の中での答弁からかなり後退しているというのは、まず言えると思います。

消費税の問題で、来年4月8%を予定されております。で、またその後に10%になっていきますね。これに関して、町のほうで反対だというんだったら、私としては大賛成でいいわけなんですけども、まあ、そういった態度はとらないでしようから、国のほうでそういった形で、今動いています。その中で、先ほど言ったように、この阿見町に住んでいる低所得者層っていうんですかね、そういった方たちの、やっぱり生活というのは、町として心配するしかないと思うんですよ。その消費税上がるのは国の施策だから町は関係ないよっていうんじゃないんです。ですから、町として、その消費税を下げるっていうことが、もしできないのであれば、少しでも負担を軽減するということが必要じゃないかと思うんですよ。皆さん税金をしっかりと納めて、なおかつ水道代をしっかりと納めてやっているわけなんで、そういった姿勢が全然見られない。ただ……。そうでしょう。32年から36年までは、九十何%になるまではって、今ね、部長おっしゃったわけですから。ですから、今、町に住んでいる人たちに対して、どういうふうな手だてが考えられますか。町として、水道料金を下げるとというのが1つの手だと思うんですけども、そういった決断ができませんか、どうですか。ちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。繰り返しになりますが、先ほど町長から答弁ありましたように、現在、料金体系等は考えていないということでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、今、横田部長の話の中でね、要は、結果的には、水道料金を下げることは考えていないってわけですよ。そうでしょう、今の話の中では。実際のところね、町の施策の中で、やっぱり町民が安心——まあ、水道ですから、安心で、あと安全の問題もあると思うんですよ。私もこの前、荒川本郷の人からの話で、今、井戸をなっただけでも、周りの人は、1週間にペットボトル6リットル分ぐらい買ってきて、それで御飯とかそういうのをやってるよと。やっぱり安心・安全な水っていうのは、なかなか井戸でも水質が悪くなって

いるところもあるって、先ほど答弁ありましたけれども、町としてそれを提供するのが行政じゃないかと思うんですよ。なおかつ安心して安全で安価な、ね、私のほうで最初述べましたけども、安価な水を提供すると。はっきり言って、人間生活していく中で、水がないと、これは死んじゃいますんで、そう考えたら、町としては、町民のね、人たちの利便性を図ることが必要なんですから、そういったところで、その水道料金の問題、これは早急に町として対応すべきじゃないかと思うんですよ。町長は、先ほどの答弁で、いつもと同じ答弁だということで、冒頭、答弁を行いました、今のやりとりを聞く中で、町長としてはどう思いますか。ちょっとお答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう先ほど言ったとおりでね、やっぱり95%というような、1つの普及率を上げていくと。これはもう前にも私、答弁してますよ。やっぱりその普及率を上げて、上げた時点で、やっぱり利益があるっていうことになれば、それは町民に還元する。ただ、今、本当に水がね、水で困っている地区が非常に多いんですよ。飯倉あたりも、ほとんど飲み水は自分でペットボトルで買ってあります。そういう場所なんですよ。

そういう場所を、やっぱり早くね、水道普及をさせていくというのが、これ、大事じゃないですか。それはやっぱりね、町民平等に、やっぱり水道を引いてあげる。引いてあげるつつたらおかし。引くような状況をつくるっていうのが、私のお役だと思っています。その後、非常に利益が上がるとなれば、これ企業会計だから、利益を上げなきゃどうしようもないんですよ。利益を上げて町民に還元すると、これ当たり前ですし、その利益をやっぱり取り崩して普及をしていくという。これはもう当たり前なことを当たり前のように今やっているところでね、なるべく布設、そういうものを積極的にやっていきたいと、そう思っています。これはもう、前々から言っているんでね。

○議長（倉持松雄君） 議長の許可なき者は、言葉を慎んでください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町長の考えも、先ほどの答弁から一步も出ない考えですね。ですから、その安心して安全な水を安価で町民に供給するところの、最後の安価の部分が、まあ、今、飯倉の部分でも、ペットボトルを買っていく人がいるって、先ほど町長おっしゃいましたけども、やはり、安心・安全ではない井戸水なわけですよ。やっぱり、煮炊きにはちょっと不向きだと思うんですよ。そのためにね、布設率を上げるっていう話があります。ですから、私の先ほどの質問の中でも、布設率を上げるということは、もちろんこれ必要ですと。ですから、それと同時にこれをやっていく。水道料金の値下げということも、やはり町としてやってかなければならないんじゃないかというのが、私の考えなわけなんですよ。

やはり、町長の答弁の中で言われましたけども、95%の普及率に上げて利益が上がったら、まあ、ニワトリが先か卵が先かじゃないですけども、いかに普及率を上げるというのは、高いから、とてもじゃないけど、今、水道を引くことができない。目の前に本管が通っているのに水道を引くことができないっていう人も、もちろんいるかもしれません。水道料金がなくて。だから、そういった人たちに対して水道料金を少しでも下げて、それを水道を引くということも、水道の使用率が上がりますよね。ですから、やはりね、考え方の問題だと思うんですよ。

私が一番思っているのが、町長含めてね、町の職員の方々が、どういう目線で行政を行っているかなんですよ。昨日の本会議の中での取り下げた102条のときにも、私、ちょっと質問しましたけども、やっぱり、その利用者が利用しやすいような形。ですから、水道にしても、その水道を利用する町民が、いかに利用しやすいかっていうの、まず1つ行政としては考えるべきだと思うんですよ。ですから、やみくもに、ばかみたく下げろっていうんじゃないくて、まずは1つの方法としては、お隣の土浦市みたいな形に料金体系をするっていうのも1つの手だと思うんですよ。

これ多分、町のほうでは、試算はされてますかね、横田部長のほうで。土浦市ともし変わった場合には。ちょっとその辺、お聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。土浦と同じように、10立方メートルまで、それぞれ1立方メートルごとにということで、これ、土浦の450円も、結局、もともとの基本料金の設定、1,600円にあわせるような形で450円でそれぞれ百幾らずつ上げていって、10立方メートルでももとの料金になると。それと同じような形で試算しますと、基本料金を例えば500円に設定して1立方メートル130円ということ計算いたしますと、利益としては、約3,800万ほどの減ということになります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まずはそっからでもいいと思うんですよ、私は。ね。今、実際3,800万円の減、これはもちろんありますけども、先ほどから言っているように、10立方メートル以下のところをいかにクリアするっていう言い方はおかしいな、いかに助けるかっていうんですかね。その3,800万円の減収があるとしても、実際、今のこの利益、現金預金残高から比べれば、十分回収できる数字だと思うんですよ。ですから、今のその基本を500円に置いて、要は、1,800円のベースで考えたわけですよ。土浦は1,600円のベースで考えて、1立方メートルからってしたと思うんですけども。ですから、阿見町のも、とりあえずは、まずはね、そういった形で10立方メートル以下の人たちの料金をいかに安くするか。それで3,800万の減収が出てしまうのにしても、やはり、しっかり町民目線に立って、町民の人たちをね、暮らしやす



いただいて、これはもう、さっきの話じゃないですけども、36年まではね、待ってられない部分が圧倒的に多いと思うんですよ。独居老人の方々としたら。ですからね、そこはね、町のほうの考えを変えていただくしかないと思うんですよ。町長の考えを。ですから、私はね、この水道問題に関しては、これ自分の選挙のときにも、やっぱり土浦市と同じような形でのやつを公約として上げました。今、500円ということでも、450円、基本料金安ければ安いほど、もちろんいいわけですけども、まずは少しでも町民が暮らしやすい阿見町をつくってということも含めて、ぜひとも町のほうに考えていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時54分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。質問通告に従い、次の2点について質問をいたします。

永井議員の質問と議長の御配慮で、ちょうどお昼からぴったりの定刻で質問することができました。ありがとうございました。

それでは、1点目ですね、阿見町第6次総合計画の中から、これからの10年間を見据えた阿見町の土地利用計画について質問をいたします。

天田町長は2期目を表明しています。26年度からの5年間は前期基本計画と位置づけられ、そのうち28年度までの3年間は、実施計画として予算を伴った具体的なまちづくりが示されることとなります。今回は、自然環境共生ゾーンの活用について具体的にお尋ねいたします。

1点目、まず、土地利用計画全体、71.39平方キロの中で、自然環境共生ゾーンの面積比率と地目別割合をお尋ねいたします。

2点目は、地域の活性化に役立つ具体的な計画を町として現在持っているのかお伺いいたします。

12月8日、「人生、いろいろ」の映画会がありました。700人の人たちが参加し、四国上勝町の実践の成功例を体験いたしました。阿見町にも宝は眠っていると思いますが、感想をお聞

かしてください。

3点目は、都市と農村の交流、共生の問題です。

ヨーロッパでは、必ず都市の周りには豊かな農村がつくられています。農村なしには都市の存在はありません。週末は田舎で暮らすことがヨーロッパのトレンドです。「週末は阿見町で」このキャッチを発信する現状認識と展望があるのか伺います。

5点目は、阿見町の宝である豊かな自然を活かし、地域の活性化につなげるために、国家戦略特区を活用する用意はあるのか伺います。

6点目は、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されました。高級な会食料理ではなく、日常の一汁三菜として健康的な日本料理を示しています。この登録をどう捉えているのか伺います。人と自然との融合のもとに食事をとるという提案書を農村の再生、阿見町の再生、環境の保全に活かす取り組みはあるのか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、自然環境共生ゾーンの活用計画について——総合計画の中で、土地利用ゾーニングに関しということで6点ほど質問がございます。

1点目の、面積比率と地目別割合についてであります。

総合計画における土地利用ゾーニングは、町の最上位計画として土地利用の考え方を示したものでありますが、都市計画における区域区分や用途地域のように、その境界を明確に設定したものではありません。したがって、おのおのゾーニングの面積を算出できるものではないことから、面積比率及び地目別割合については数字をもってお答えすることは、今のところできません。

2点目の、地域活性化に役立つ具体的な計画はあるのかについてであります。

本議会において提案させていただきます阿見町第6次総合計画基本構想における自然環境共生ゾーンの位置づけは、「貴重な緑の保全・活用を図るとともに、農地や集落地等の生活環境の維持・保全に努め、集落地への定住促進に資する土地利用を図ります」としております。これに関する個別具体の計画はございませんが、基本構想に基づく施策や事業を展開することにより、こうした土地利用を実現したいと考えております。

先ほど、「人生、いろどり」という映画を見て、どのような感じをしたかということですが、非常にすばらしい映画だったなど。試写会と8日の夜の部を見せていただきました。こういう映画が民間の人たちの力によって上映され、町民のね、1つの憩いのという、そ

ういう憩いの場所になったというか、心温まる映画だったので、皆さん満足して帰られたのかなど。また、本当にちょっとしたアイデアによって、あのような商売ができるんだなということで、本当にどこの地域でも宝は埋まっている。その宝をどうやって探すかっていうのが、やはり今後阿見町にとっても重要なことかなと、そう思っております。

3点目の、都市と農村の共生、消費者と生産者の信頼環境と調和のとれた食料の生産の立場からの現状認識と展望についてであります。

本町の特徴は豊かな自然環境の中にあつて、食住と自然が調和した町であり、自然環境共生ゾーンは、こうした町の特徴を支える地域であると言えます。したがって、維持・保全を図ることはもとより、町の資源として有効に活用していくことが求められる地域であると認識しており、とりわけ農業や観光を初めとする産業振興分野における成長を期待しているところでもあります。

町では、こうした分野における施策展開を図ることになりますが、第6次総合計画の前期基本計画においては、道の駅整備推進事業を主要な事業として位置づけ、この取り組みを通じ、都市と農村、消費者と生産者をつなぐ契機と場を提供することで、自然環境共生ゾーンが目指す土地利用の実現への展望が一層開けてくるものと考えております。

4点目の、海外から人や金を呼び込むための戦略についてであります。

これに関し、我が国では、観光施策を強力に進めているところであります。観光は力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であるとともに、経済波及効果の大きい産業であるとの認識に立ち、急速に成長するアジアを初めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待するものであります。

政府観光局の発表では、今年度の訪日外国人客数は、10月時点で865万人を超え、前年の835万人を既に上回る状況となっております。このうち茨城県内については、県の統計によりますと、平成24年約11万1,000人とどまり、全国総数のわずか1.3%ほどであります。この現状を踏まえると、ターゲットとして強く外国人を意識した施策展開を行うよりも、まず国内旅行者の取り込みを図ることが地域の活性化において有効であると考えております。こうした取り組みの経験と実績を積むことにより、町の観光施策の充実を図り、その上でターゲットの拡大を図ることが町の観光戦略として望ましいものと考えております。

この間、二橋の要望を出してきましたが、そのときに言ったのが、私もそのとき会長でありますから、これはもう、茨城の夢を乗せた霞ヶ浦二橋建設だということを言わせていただきました。やはり、観光を、外国人の観光客にしても何にしても、今のままでは、ほとんど茨城県の観光は点であると。この二橋ができることによって、観光施策が茨城県も観光立県と言っているわけですから、観光施策が点で結ばれるんだという話をさせていただいたところでありま

す。そういう意味では、なるべく早く霞ヶ浦二橋ができることが、非常に阿見町にとっても茨城県にとっても国にとっても大事な点なのかなと、そういう考えを持っております。

5点目の、国家戦略特区の活用についてであります。国家戦略特区については、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」において、特区の創設が位置づけられたことを受け、国家戦略特別区域法が今年成立したところですが、現状では、概要等が示されているものの、制度の詳細が示されているものではありません。しかしながら、農業・医療を初めとする分野における大胆な規制・制度改革を実行することで、ビジネスがしやすい環境を創出することを目的とした本制度は、自然環境共生ゾーンにおける新たな展開につながる可能性があるものと捉えております。

こうしたことから、国の動向を注視し、活用すべきものかを継続して調査・研究してまいりたいと思います。

特区問題も、ただ1つの阿見町でやるのではなくて、やはり広域の中で考えられるものを、やっぱりやっていくということが今後大事なのかなと、そういう考えはあります。

最後に、6点目の、和食の無形文化遺産の登録についてであります。

無形文化遺産とは、芸術や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接にかかわっているものを指します。ユネスコが無形文化遺産保護条約に従い、これらを保護し、相互に尊重する機運を高めるものとして登録制度を実施しているものです。

平成22年にフランスの美食術が登録されたことを受け、我が国でも和食を登録しようとの機運が高まり、昨年申請がなされ、今年4日に登録が決定したものであります。登録されたことにより、各種保護措置が図られるとともに、これに対する国の支援が予想されます。町としましても、町内農産物の消費拡大や、これに伴う地産地消あるいは食育を通じた児童の健康増進等を通じて、農村の再生、環境の保全、地域の活性化につながると判断されるものならば、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 丁重な御答弁ありがとうございました。この第6次総合計画は、2期目を目指す天田町政にとって、大変重要なものだと受けとめています。平成24年度から策定作業を始められ、来年26年度からの総合的な町政運営の指針となるものだからです。

地域の自立を支えるのは、この中でも、自然環境共生ゾーンであると、私は確信しています。先ほど言われた阿見町の宝は何かということなんですけども、阿見町の宝を活かすこと、これはね、これからの阿見町の発展を鍵を握ると思うからであります。そこで伺います。第1点目のですね、地目別の線引きが、この計画において、ゾーンは明確に線引きをしているわけではないので面積比率は出せないということでありました。それでお聞きしますけれども、現在の

山林面積、農地面積は幾らあるか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。阿見町全体の面積になりますけども、農地は約2,010ヘクタールになります。山林が約1,318ヘクタールとなります。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） まず、地目別で、このゾーンの中で注目されるのは、山林面積と農地面積なんですね。先に山林面積で、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、阿見町は広大な平地林が存在しています。しかし、現状ではですね、用材として活用できる木がですね、手入れもされないで本当にね、放置されて、まあ、私が見るともったいないという状況が、ぐつと阿見ではあるんですけども、前の一般質問で、私がそういう木を利用して産業につなげられないだろうかという質問をいたしました。そこで提案したのが、国のバイオマス都市構想を阿見で手を挙げて早くね、その構想の中でそういう活用をしていけば、平地林の保全にもなるし、環境全体がよくなっていくだろうということで提案をしたんですけど、あのときの町長の答弁は、なかなかね、国のそういう制度は、まあ、自治体が勝手にね、ぱっと手を挙げて、はい、うちでやりますと言っても、なかなかね、すぐにはいかないというような答弁で、もちろん考慮はするという中で、そういう話をされました。しかし、それから1週間もたたないうちに、私、前にも新聞で見てね、びっくりしたんですけど、隣の牛久がね、バイオマス構想に選定されたということで、それはそれでね、各自治体がそれを取り入れるには、それぞれの考えがあるんでいいんですけども、やはりね、首長は早く世の中の流れとか、これからの趨勢をやっぱり感じとって、政策に反映していくということが、私いつも言ってるんですけど、それが首長の資質っていうかね、そういうことにつながるだろうということを、いつも申し上げているんです。これはね、先ほども言ったけど、国の特区なんで、牛久単独でそれを全部やるというわけじゃなくて、近隣の市町村も巻き込んだ1つのエリアとして捉えていただければ、阿見の山林のね、そういう資財をいかに活かすかというのは、そういう連携の中でもできるものだというふうに考えています。

そこで、お尋ねします。私はね、バイオマスの構想の中で、間伐材のペレット化が鍵を握ると思ってるんですね。用材としては、ほとんど今輸入材に対抗できなくて、国産材が見直されてると言っても、なかなかね、それを用材として使うというのは、今の現状ではすぐにはいかない。そこで、やはりペレット化をして、それを搬入しやすいように形に変えてタンクローリーでそれを運ぶと。いわゆる石油と同じような流れの中で、一般家庭もそれを利用できるという。これがね、オーストラリアもこのペレットがシステム化されて、石油よりも安くですね、石油は毎年高騰するわけですから、石油ってのは。枯渇も前提で、今、人間はそれを使い果た

しちゃおうと思っっているわけですから。しかし、再生可能なエネルギーは、やっぱり現在ある、そういう森林資源ですね、そういうものを使うという、そういうことに、オーストラリアではいち早くシステム化して、実用化されているんですね。そういうことで、そこまで急に行かなくても、ペレット化をすれば、かなり広範囲なところでその利用が考えられます。それで、近隣の自治体と協力して工場誘致の考えはあるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今言われたとおり、阿見町が単独っていう状況にはないと思います、これはね。そして、特に牛久は、そういう特区も受けて、今日あたりの新聞でもね、随分、BDFですか、これに対して、また設備投資をして、1億2,000万ぐらい設備投資をして、今までよりきれいなBDFにしてというようなね、そういう新聞が出てました。

あと、ペレット化は、稲敷市の一業者がまたやってるってというような話を、稲敷市長からも聞いております。そういう中で、やっぱり広域の中でね、何かこうみんなで連携しながら考えられれば、やっぱりそちらのほうに向けていくのが、この問題を解決するのには近道かなと。自分が自分がじゃなくてね、やっぱりこの地域の中で、やっぱりやっていくっていうのが大事なのかなという考えは持っております。これがすぐできるっていう状況ではないとは思いますが、そういう考えを持って、今後進めていけばいいのかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 多分ね、私も美浦で、集積、間伐材を集合して1つの用材にする業者をね、この間神社をお掃除したら、そこの営業マンが、ぜひ、それを乾燥させるのに、切り倒された積んである身近な緑で積んである用材を欲しいんだけどということで、非常に大歓迎だと、こっちも燃やしてもらって、それがきれいになれば、非常に環境的にはいいと、そういう話をね、そしたら土浦でね、そういう工場をやっているということなんですね。これはね、非常にそういう業者が早く育っていただければ、随分違うなというふうなんで、ぜひですね、広域で、牛久、美保、稲敷も含めて、どこでもね、同じような悩みを、森林を持っている地域は持っているんで、そこは多分ね、どっかの地域にそういうペレット工場できれば、そこから全国に配送できるっていうことにもなるんで、それは実現をしてもらいたいという要望をやっときます。

それで、もう1つ、農地についてはですね、耕作放棄地の対象が鍵を握ると思うんですけども、農地は普通ですね、耕作して農産物を生産するというのが、これは農地の果たす役割で、ほかに転用してやるっていうのは、やっぱりあんまり、私も農業をやっているんで、それはあんまり進めるべきじゃないというふうには思うんです。けども、現在ですね、TPPの参入を前に、規模を大きくして大規模農家として生きようとする農家とですね、私たちが去年1年

間取り組んだ無農薬無肥料で、まあ、面積はあんまりできないけども、1俵3万5,000円ぐらいで売れる米をつくることによって、自然栽培の農家ということで生き残ろうとするやり方。それはね、いろいろやっぱり人によってさまざまなんですけども、TPPを、今、年内に妥結できなくて年を越すようなことなんですけども、大規模農家がですね、TPPに対抗して規模拡大をして農地を集積してね、やっぱり経営をやっていこうというのはね、非常に、集積できるかどうか、農地がね、そういう大規模にやろうとする。それは未定なんです。そのときですね、今言った生産に向かない農地っていうのも、やっぱり現実的にはあるんですよ。それをほかに転用して、例えば太陽光なんか農地でできればですね、それが有効活用して、いわゆる雑草なんかも抑えられるという仕組みができると思うんですね。それを、その仕組みづくりをするために、今、農業委員会がその役目をね、果たすわけですよ、農地の使い道については。農地をほかに転用して使っちゃだめだと。農地は本当にいいところは優良農地として守ってくだよと。これはね、絶対やり続けるんですけども、やっぱり向かないところは、新たにですね——私は検討委員会だったんですけど、この6次総合の中で言われてるのは、町民討議会っていう名称があったんですけど、その町民討議会、いわゆる農家とか、あと、そういう農家以外の人も含めた土地利用の中で、町民討議を、そういう農地の活用について置く考えはあるかどうか、それを伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。太陽光発電、再生可能エネルギーの推進につきましては、産学官ですね、全町的なそういった組織があればですね、さらなるその推進につながるというふうには感じております。ということで、太陽光については、そういった形では考えはありますが、じゃあ、それをですね、農地に限ってというようなについては、今のところ、そういった考えは持っておりません。耕作放棄地というようなことでありますと、そこを、何と言うんですかね、仕組みづくりになりますと、行政が耕作放棄地を促進するというような、そういった形にもなりかねませんので、まずはですね、農地ではなくて、まだまだ町内には、例えば工業団地等にもですね、大きな面積が、転用可能な面積がありますので、そういったところをですね、全町挙げて促進していければというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） そうすると、篠崎部長が言われた——私はね、太陽光に限ってるんじゃないで、いわゆる耕作放棄地、農地の活用ですね、耕作放棄地の有効的な、それが生産に全部集約されて、大規模農家がね、そういうところも引き受けてつくってくれれば、別に問題はないんですけども、それがなかなかできない状況の中では、じゃあ、どうするんですかと。1つのアイデアとして太陽光というやつを私は例に挙げましたけど、太陽光ができないのであれば、

町として、じゃあ、そのほかにどういう活用を考えているのか、あったらちょっと聞かせてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 農地ですので、あくまでもこれは耕作すべきものだと思います。ということで、じゃあ、その辺の、何を耕作していくのか。今の時代に合ったのはどういうものかというの、それはですね、これからといいますか、これまでもですね、農家の方々といろいろ議論をしたりですね、いろんなその情報等を提供していきながらやってきたところですけども、なかなかそれが実を結んでいないという。これは当町に限ったことではなくて、全国的にですね、大きな課題があらうかと思えます。それは、その耕作放棄地の農地ですので、それについて町内だけでというのは、相当難しいっていいですか、大分重いと考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 確かにね、農業の現状を見たときには、後継者も少ないし、それを引き受けてね、野菜をつくってぼんぼん出荷して成り立つという状況にはないので、なかなかね、増えるばっても、耕作放棄地が減るというのは、本当にね、ないと思うんですね。やっぱり、何かで1つ成功事例をつくってくっていうことをね、行政も含めて。だから、検討会議をぜひね、あって……。アイデアを持っている人はもっといると思うんですけど、農業者ばっかしじゃなくて、ほかの農業以外の人も。だから、1回ね、農地について、これからどういう阿見町で農地の活用の仕方、生産がベースになってきますけど、そういうことをぜひお願いしておきます。

それでは、2番目ですね。

阿見町にはですね、66区の行政区があります。市街地と調整区域に分かれますが、それぞれね、市街地は市街地、調整区域は調整区域で、地区によって、行政区によって、全部ね、66区1つ1つ違うんですね。私はね、それを活かしてですね、1区1品です。1村1品という考え方が前にね、ありましたけど、1区1品、66種類のものが、運動的なものがね、そういうものを提唱して、そこで、まあ、うちの地区は農地はないけども、いや、こういう加工品はあるよとか、こういう手づくり品があるよとか。市街化区域は市街化区域であるんですね。こっち調整区域になれば、いろいろね、平岡さんいなくなりましたけど、平岡さんのところで南高梅とか、うちの地区は、いや、もっと違ったね、ものがあるよとか、1区1区ね、それぞれの特徴があると思うんですね。そういうものを提唱して募集してはいかがでしょうか。

それはね、道の駅に、さっき町長が言われたのに、こういうものが66区がね、それぞれ1品あったらね、66種類のものができるわけで、そういう提唱を考えないか、町長に、お聞かせく

ださい。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1区1品を、なかなかこれは難しい問題ですよ。まあ、考えるっていうのは、なかなか1区1品運動って、やっぱりこれ、食改か何かで、1つ形をつくってね、小学校地区ごとに何か地区館に集まって、そういう運動をしようとか、そういうものが芽生えてくるというのが一番大事かなと思うんでね、それで1区1品でね、66行政区のもののできたからって、それが全部じゃないわけだから、その中で、どういうものが本当にね、いいものかっていう形にはなると思うんで、食改に投げかけたりしたのがいいのかなと思いますね。

町としても、そういう少しの行動ができるだろうけど、やっぱり本当にやる気のある人じゃないと、なかなかできないですね。そこら辺は。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 各地区にそれぞれ、ちょっと先頭に立ってね、いろんなものを活動をやっている人がいるんで、そういう人にね、できる限り動いてもらって、まあ、行政がね、やっても、なかなか、確かにうまくいかないんだけど、最初のね、とっかけは、やっぱり、そういう思いを持っている人を、じゃあ、後押しするっていう形で、行政がちょっと後ろから背中を押すという形は、行政の果たす役割だと思うんですよ。これ66区ね、1品1村を義務的にね、やるしかないみたいな話でやるんじゃないかと、こういうことで、小学区単位でもいいですし、各地区がね、そういうもので、ぽっと、うちにはこういう宝があるんだよということで、地区的な盛り上がりでね、1つ1つ特産品を育ててくってという形をね、やっぱりとる必要性が必ず出てくるときが、近い将来あると思うんで、よろしく願いいたします。

それと、3番目です。地域のよさを発見するのはですね、地元にいると、私もそうなんですけど、上長いいとこだって言うと、毎日生活してれば、それが当たり前で、なかなかそのよさはわかんないんだけど、いわゆる東京から来る、いわゆる都会の人が来るとね、いや本当に静かで、車の音も聞こえないし、電線もなくて、いやここに、ただ何もなくて、ただ1日じっとしてても、それだけの価値はあるよという、そういう人もいるんだよね。だから、むしろ、その土地に住む人以外のところから、その地域のよさをですね、発見してもらうというほうがいいんじゃないかというふうに思うんですね。

今、私らが小学館でやっている取り組みもそうなんですけど、特別なね、観光地は必要としてないんですね、今、都会の人は。こっち来て、道路歩いて、農業集落排水のマンホールのふたを見て、あそこにね、ウグイスが描かれていると。いや、これおもしろいななんつってさ、写真撮ったり、やっぱり、当たりの風景が、向こうにとっては非日常なんですね。だから、よくね、観光というと名所旧跡で、阿見は何もねえやと、霞ヶ浦ぐらいしか、そう言うんだけ

ど、そうじゃなくて、今まである農村があるんだよね。その農村は、都会にとっては売りなんだよ。こういうのをね、1日体験したかったと。彼らにとってみれば、喧噪の中で仕事、生活してて、いやあ、1日阿見に来てやったら、いやあ、うまいものは食えるし、これはいいとこだと。そういう感想をね、ぐっと私は接してきて聞いてきたんで、そこをね、ぜひ観光の売りとして、これからやってってもらいたいということなんで、観光としてね、農村を売り出す手だて、これ先ほども篠崎部長から、今度、鹿志村課長のほうに行きますけど、何か農村を売り出す手だて、持ってますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 行政に対するそういった取り組みへの期待とといいますか、そういった御質問かと思いますが、確かに都会の方は、非日常的な体験をですね、阿見町に求めて、そういったことで感動されて帰っていくかと思います。それにはやはり民間の力が、まず一番かと思います。そういうことで、先進的な事例としまして、君島地区がですね、君島の有志の方々が、港区の芝地区とですね、数年前にですね、そういった体験をですね、行政を介さないで、自分たちだけで進めてきたっていう、そういった経緯がございます。それに後から行政が支援していったというような、そういったことですので、ぜひですね、こういったことをやっていただくことが、阿見町っていいですか、地域の都市との交流につながると思いますので、ぜひ、上長地区で飯野議員が先頭に立ってやっていただければ、さらに都市との交流が図れると思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これは昨日発売の「ビーパル」です。この中に「田舎暮らしのおきて」という、これ、特徴的なもの、これ特集なんですね。これね、田舎暮らしが、いかに都会の人にとっていいものかということを紹介しているんですけども、特別なね、名所旧跡、観光名所、それはね、これから外人の人もそうだけでも、外国の人も、やっぱりそういうのを絶対に求めているじゃなくて、日本人たちの、どういう食生活をしてるのか、生活をしてるのか、そういう日常を見たいという人たちがすごく多いんですね。だから、ぜひですね、そういう認識に立って、観光課も含めてですね、推進していただきたいというふうに思います。

4番目、私は10月に青森弘前に行ってきました。これはですね、今まで1年間の取り組みの「奇跡のリンゴ」の木村さんに会いに行ったわけです。羽田から東京で1時間ちょっとなんですけども、飛行機は私も何度か乗っているんですけど、乗ってね、座席がいっぱいになったんですよ。そしたら、乗った人がね、みんな日本語じゃなくて中国語なんですね。本当にね、いっぱいになっちゃったんですよ、中国人の人で。みんなね、弘前までジェット機で行って、弘前

に行ったわけですね。やはりね、弘前がそんなに中国の人にとって魅力あるとこなのかなと。弘前はね、弘前城もあって城下町で、古くて歴史もあって、落ちついた、本当にね、長野の松本と同じような雰囲気でもよかったですよ。だけど、農村に行くと、こことね、リンゴ畑があるというだけで、そんなに変わらないんですね。だから、やっぱりそういうね、農村というのは、彼らは歩いてゆっくりして、日本の農村風景を眺めてリンゴを食べて、そこがね、やっぱり弘前の売りなのかなというふうなことをすごく感じたんですね。

私は、今回の映画の取り組みで、いろいろあって、町内66行政区区長さんのところをね、2日間かけて全部歩きました。66人の区長さんに全部1戸1戸歩いていきました。私、六十数年間ここで暮らしてて、いや、行ったことないところがあったんですね。いや、阿見はね、こんなすごいところがあったのかということでもびっくりしたんですけど、特にですね、平岡さんのこの南島津ですか、あそこの臼田区長のところに行ったらね、南高梅やってて、あそこで草刈ったんですけど、やっぱりね、阿見で、いいなあこれってさ、思わせる風景がばーって広がってるんだよね。やっぱりあれはね、この阿見だけにとっとくのは、非常にもったいないと思いました。できればですね、来年私も働きかけはするんだけど、はとバスのコースにして、はとバスでアウトレットからメグミルク、こう来て、阿見の自然をやって、収穫体験して帰ってもらおうと、そういうコースをね、やればと。そういうことで、町がもし、そのコース設定なんかにかかわってくれるようなことはありますか。ちょっとお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。阿見——これ観光協会ですけども、県の観光協会とですね、協賛でですね、年に2回、茨城よいとこプランということでやっております。阿見でもですね、この秋は2カ所のツアーですね、こういった形で取り組んでいます。過去にもですね、例えばブルーベリーのもぎ取りですとか、スイカとか、そういったことも何回も展開してきていますので、そういったことですね、これから、雪印の工場見学とか、そういったことが、いろいろですね、出てきますので、その辺は、当然企画を考えておるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） できればですね、それは期間限定だけでも、単発じゃなくて、四季折々の阿見に来てもらうということで、1つのね、契約をきちっと結んで、月に何回か、タケノコの時期はタケノコ狩りも入れるとか、南高梅の時期は梅をね、花を見たりとか、幾らでもね、そういう資源は、春、夏、秋、冬、あると思うんで、俺ね、一番ね、やってもらいたい、都会の人に経験したことない、ハス掘りのツアーなんてのは、もう絶対ね、この間、ビーパルの編集長が来て、ハス掘り、野口さんにね、廻戸で掘るの見せてもらったんだよ。いや、たま

げちゃってさあ、こうやってじゃーってやって。だから、ぜひですね、あれも1つの観光資源になるなということを思っていました。それには、やはりね、こういう、これは、「いざ上勝へ」これは「人生、いろどり」の上勝町の全国に向けた宣伝紙なんですけども、こういうことを、やっぱり全国に——都会なんですけれども、向けて発信してく、その姿勢がね、大事だと思うんですね。

私は「週末は阿見で」と、このキャッチフレーズはそれが一番いいと思うんですよ。それはいろいろね、人によってあるけども、こういうパンフレットも参考にしながらですね、季節限定じゃなくて、もっとね、幅広い取り組みをね、していただけたらというふうに思います。

第1点目の最後ですね、5点目ですね。私はね、この木村さんの企画でね、県の農村観光課とね、今年、「ビーパル」の企画で、木村さんの自然栽培を実践することで、非常にね、県とのパイプもおかげさまで深まりました。いろんな情報もいただくようになりました。国家戦略特区のイメージも、県のほうからファクスで送ってくれるようになりました。非常にね、知事とはね、太いパイプとはいかないけど、細いパイプはね、知事とも結んで、多少、知事にもね、応援してもらおうということやってきました。

26年度もですね、小学館と、企画の内容は違うけども、それからもね、やることになったんですね。そのやる内容は、発展的にね、地域と都市の交流を深めるということで、今、情報の収集とコンセプトの話し合いが行われているんですけども、その1つにね、和食のレストランをね、うら谷津につくりたいと。このことがね、非常に現実的になっています。安全・安心健康を食文化に活かしてもらおうと。無農薬でつくった木村方式の米を材料に、無農薬の野菜も含めて、若手のシェフを、今探しています。夫婦で来てもらって、阿見に滞在してもらって、住んでもらって、レストランをつくと。そのことが構想として現実味を帯びてます。そのときですね、できればですね、さっき言った国家戦略特区というのがあったほうが、県のほうでも非常にこういうレストランをつくる上でも、スムーズに行くだろうというアドバイスをもらってます。そこでですね、ぜひとも検討——これはお願いです。していただきたいと思います。

最後にもう1つ聞きたかったのは、最初にね、町長のほうから、ゾーンの線引きの変化は、今からもちゃんと線引いてないから、あるんですね。市街地ゾーン、共生ゾーン、このゾーンの線引きはしてないわけだから、まだ、多少の変化があるということなんです。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。ゾーンの考え方は、第6次総合計画の基本構想の土地利用計画の中に、土地利用のゾーニングということで位置づけをしております。それで、このゾーニングの考え方は、あくまで、大きなくくりの中で、こういったゾーンとこ

ういったゾーンと。市街地形成ゾーンとか自然環境共生ゾーンというゾーニングがありますよということですので、きちんとした、現地です、ここまでという線引きは考えておりません。具体的に土地利用を進める中で、それが決まってくるものだというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） やっぱりそのほうが、具体的にこっからここまで市街化とか調整区域と分けるんじゃないかと、このゾーンの考え方は、やっぱり弾力的に現場で持ってったほうが、やっぱり地元にとってもね、いいような気がします。それは、だから10年後は、ある程度これが現実味を帯びれば、そういう形になると思うんですけども、それまでは多少のね、出たりはったりがあってもいいような気がします。それを要望して、第1点目を終わります。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それではですね、2つ目の質問に入ります。

移り変わる外部との関係をどう対応していくのか。これは、第6次総合計画にあっては、ページ18ページに、第4章で、こう書かれています。本町を取り巻く時代潮流の中で、次のように述べられています。「自治体にあっては、世界経済の状況を的確に捉え、柔軟に対応していくことが求められている。本町においても、世界を視野に入れた対応を、これまで以上に求められている。農業振興、企業誘致、観光などの施策において、国内外を意識した展開が求められている。こういうことをもとにですね、次の3点についてお尋ねいたします。

1つ、町の全ての標識板に英語、中国語の表示があってもいいのではないかと。道路標識には英語はついてるんですね。だから、あと2つ、中国語、韓国語あたりをね、加える考えはあるのか、これを伺います。

2つ目、道路標識、施設の標識、観光施設標識、これらの内訳枚数はどのくらいあるのかですね。また、この2つを加えた表示があった場合に、どれくらいの予算規模になるのか。これはね、ちょっと概算でもいいですけども、どのくらいになるのか、ちょっとお尋ねいたします。

3番目に、宿泊施設に転用しやすい古民家、空き家は、阿見町には何軒ぐらいあるか、つかんでいるか、ちょっとその3点をお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、移り変わる外部との関係にどう対応していくのかの質問にお答えいたします。

1点目の、町の標識板に英語、中国語の表示が必要ではないかについてであります。

訪日外国人を年間1,000万にしようとの取り組みや、2020年の東京オリンピックの開催が決まったことを踏まえ、観光立国実現のためには、訪日外国人旅行者の快適・円滑な移動・滞在のための環境整備を図り、日本に来てよかったと満足してお帰りいただき、またリピーターと

しておいでいただくことが重要とされています。

このため、国は、平成25年6月の観光立国推進閣僚会議において決定された観光立国実現に向けたアクションプログラムにのっとり、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、外国人目線に立った各分野に共通するガイドラインを策定して、多言語対応の改善・強化を図るべく、観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会を設立し、今月までに2回開催されております。

町においては、こうした国の取り組みや、今後示されるガイドラインを踏まえ、調査・研究していく必要があると考えております。その上で、町としての必要性や効果を検証し、町の標識のあり方を定めた上で、導入の是非を判断していきたいと考えております。

次に、2点目の、標識の枚数と、実施したときの予算規模はどのくらいかについてですが、さきの答弁にありますとおり、これに関するあり方を定めた上で、その整備量と必要な予算が決まってくるものと考えます。したがって、現時点では、必要となる枚数や予算額についてお答えすることができません。

最後に、3点目の、宿泊施設に転用しやすい古民家、空き家は何軒くらいあるのかについてであります。町としましても、これらの軒数について、まだ把握しておりませんので、今のところお答えできる状況にはないです。

○議長（倉持松雄君） ただいま17番佐藤幸明君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

飯野良治君の質問を続けます。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ちょっとね、おくれてるっていうか、もう少し、先取りをしてくというもののほうが、やっぱり時代対応を柔軟に捉えるというところではあってもいいかなと。やっぱり調査をしないと、なかなか道路標識、施設の標識がどれくらいあって、どういう状態になっているのかっていうのはわかんないでしょうけども、やっぱりそれを早くですね、調査して、的確にですね、外国の人、とにかく英語は一般的だけど、中国と韓国がね、観光では中国がすごいですよね。1億人、1割というけども、1億だからね。10億の1割だから、日本全部がリッチな人で、それが海外に向かって、かつてのバブル期の日本と同じように来てるわけだから、確かに彼らが来て、土産物の売り場なんかになると、すごい派手な買い物をするわけで、経済的な効果はね、大きいと思うんで、ぜひそういう人たちを阿見に呼び込むための戦略を持つことですよ、戦略。まずそれがないと、出当たりばったりになっちゃうんで、ちゃんとそういうのを、まあ、羽田とか成田にちゃんとパンフレットを置いて、阿見町の窓口とはいかないでも、そういうものがね、彼らに阿見の存在を知ってもらう。そのためにはね、スーペリア

と中国の柳州市の友好をここぐっと長年阿見町はやってきているんで、ぜひともですね、そこを通じて、阿見に、観光目的ですね、親善というよりは、来てもらうようにしたらいいと思うんですね。そのことの活用を、ちょっと姉妹都市の活用と観光を、これから政策の中に入れてくかどうか、それを質問いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） アメリカのスーペリア市、姉妹都市と、中国の友好都市とはですね、毎年交流を図っているところでございます。それで、こちらに来ていただいたときにはですね、ホームステイが中心ですけども、そればかりじゃなくて、町の主な施設とかですね、それから周辺の観光地のようなところも見ていただいているというようなことで、大々的な観光ということではないですけども、そういった地道なですね、視察的なものはやっていただいております。町のほうでも企画をしている。町というか国際交流協会ですけども、で、企画をしているところでございます。

それをこれからどんどん広げていったらどうかという御提案ですけども、これは国際交流協会が主体でやっておりますので、そちらのほうともよく相談をしながら、観光に役立つ町の活性化に役立つものは取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ちょっと生ぬるいと思います。もう少し、例えば、町に今ある、新たにつくらなくても、パンフレットがありますよね、阿見町を紹介する。そのパンフレットの英語版とか中国語版をつくって、友好都市のラインで、それを向こうにまいてもらって、阿見に行きましようという働きかけをね、やっぱりするくらい、やっぱり枚数出ないと、なかなか向こう任せでやってたんでは。だから、そこは、先ほど言った戦略の1つとして、そういうチラシもね、英語版と中国語版とかつくってやるぐらいにしていかないと、自然には増えないということなんですね。はい、では、やってください。

2つ目ですね。阿見には古民家がありますよね。この古民家が非常に今ブームです。この古民家を、いろいろ紹介して、保存するのは確かに大変なんですけども、住む人がいればね、うちがよみがえる。そういう事例が載っています。これは外人の人が古民家を借りてね、江戸時代に戻るわけではありませんと。現代の日本だけでも、古民家が非常に見直されていいというのは、やっぱりね、ほかの人のほうがわかるんだよね。古民家って、暗くてね、何か今寒くて、ちょっと住むのには住みにくいというのが一般的なあれだけでも、そこがいいんだという人がね、やっぱりいっぱいいるという認識をするということだと思えます。ぜひ、古民家の活用もね、もっと積極的に提唱していただきたいという願いをしておきます。

それと、人口減少、高齢化、産業の衰退というのが、今の日本の現状だと思うんですね。こ

の中で、国内外の人を阿見に呼び込むコンセプトは何だと思うか。ちょっと端的にね、思いつきでもいいから、これはこういうことをやれば、そういう人たちが来るんじゃないかということがあれば、1つ、町長でも生活産業部長でもいいから、コンセプト、呼び込むためのコンセプトは何か、それを1つ答えていただきたい。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） コンセプトという答えにはならないかと思えますけども、やっぱり町のよさ、魅力をアピールすることではないかと思えます。それで、町のよさ、魅力は、定番、1つこれだというものがなかなかないというのが現状でありまして、やはり今思いつくのは、住みやすさ——災害が少ないとかですね、自然が豊富、これは緑とか霞ヶ浦もあるかと思えます。それとか、医療福祉の充実、交通利便性もですね、都心から割と近いところであって、道路網もいいとか。それと、3つの大学がこの小さな町に立地しておりますので、そういった連携も進めてまちづくりをしていると。そういったもろもろのものが町の魅力なんではないかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 坪田部長、セトゲイツウのを知ってますか。セトゲイツウのは、瀬戸内海の芸術ということなんです。これね、この間、朝日新聞読んでないですね。朝日新聞の社説で、過疎と観光という題名で、セトゲイの成功に学ぶということなんです。これは、瀬戸内海に107万人も観光がね、離島で来ちゃって、すごいね、成功している事例なんです。今はもう、セトゲイツウたらね、かなり有名なんです。セトゲイに学ぶっていうのは、こっからね、いろんな教訓を盗むと。この教訓というのは、ないものをつくれれば、人は来るのではないかと。例えば、ミッキーマウスとか何かある、何て言うんだっけ、施設は。

〔「ディズニーランドだろう」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） ディズニーランドみたいな、ああいう施設をつくれれば、人がわんさと来ると。あれは成功しましたが、あれをまねてつくったところは、すごいね失敗してるんです。ないものをつくるというやり方は、全部失敗してんの、あれ以後。で、成功してるのは何かあったら、あるものを活かすんだよ。それが全部成功してんだよ。だから、そこがね、私はコンセプトだと思うの。だから、あるものって、阿見に今あるものですよ。新たなものを、ここに施設をつくるんじゃなくて、いわゆる霞ヶ浦とか農村風景とか、南島津の風景、神田池とか、阿見にもね、結構いいところあるんですよ。だから、それを活かすことによって、人がそのよさで来ると。そこのコンセプトをね、きちっと抑えていっていただきたいという願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時15分といたします。

午後 2時03分休憩

---

午後 2時16分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番吉田憲市君が退席しました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、次に9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い質問させていただきます。今回は、地域防災計画と子供の教育環境の、この2点について質問させていただきます。

初めに、地域防災計画についてなんですけども、2011年3.11、このときは非常に大きな災害がありました。マグニチュードが9.0、茨城県では8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。そして、大きな被害を茨城県にも与えました。

さて、首都圏に巨大地震は起きるのかどうなのか。東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震マグニチュード9.0という日本観測史上最大の地震は、日本列島の地形を変えるほどのエネルギーを持っていた。その影響は関東地方にも及び、首都直下での巨大地震発生を危惧する研究者もいる。さらに江戸時代の元禄地震、大正時代の関東地震とは震源域が異なる第3の関東地震の存在を警告する研究者もいる。

そして、この3月11日、日本の地形が変わっていった。巨大な津波を引き起こし、東北地方に大きな被害をもたらした東北地方太平洋沖地震。この地震の持つエネルギーによって日本列島は大きく変形し、宮城県の牡鹿半島は太平洋側に約5メートルも移動した。その地殻変動は今も続き、エネルギーは地震のマグニチュードに換算すると8.5を超えているという。

日本列島を大きく変形させた地震は、関東の地下のバランスも大きく変化させた。東大の地震研究所が地震後に行った解析によると、3.11以降関東の地下の多くの領域で地震が起きやすくなっていることが示された。実際の観測でも8月までの5カ月間で7倍もの地震が記録され、特にプレート境界で地震が増えていることがわかった。

過去関東地方で起こったプレート境界型の巨大地震は、1703年の元禄型の関東地震と1923年に関東大震災を引き起こした大正型の関東地震が知られている。だが、次の関東地震が起きるのは100年以上先だというのが定説だった。しかし、マグニチュード9という想定外の巨大地

震が起きた今、研究者は定説より早い関東地震の再来に警鐘を鳴らし始めた。

これが東大の研究所のほうから出ている内容でございます。

茨城県のほうでも地震の——本県にもたらす可能性のある地震ということで、防災関係のほうでデータが出ております。そしてまた、この2000年から2011年までマグニチュードが5.0以上——最低が5.3なんです、これがもう既に10回近く起きている。まさに、いつ大きな災害が起きてもおかしくない、そのような状況でございます。

3.11以降、私も何度か防災の質問をさせていただきました。今回また改めて今、新防災計画を策定中でもありますので、過去の総括も含めて質問させていただきたいと思います。

まず1点目、今まで阿見町は防災に対してどのように取り組んできたのか。

町の職員の役割は。これ2点目です。

3点目として、地域防災の人材育成はどのようにするのか。

まず、この3点お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 地域防災計画について、お答えいたします。

1点目の、今まで阿見町は防災に対してどのように取り組んできたのかについてですが、現防災計画は、以前の計画策定から10年以上経過していることや上位計画である茨城県地域防災計画との整合性がとれないこと、社会環境の変化等の理由から平成22年4月に策定されました。

作業を進めるにあたり、コンサルティング会社に委託をし、地域防災基盤の強化、地域防災体制の充実、地域防災力の向上の3つを基本方針とし、素案を作成し、職員とのヒアリング、議員各位の意見を聞き、修正し、そしてパブリックコメントを経て、防災会議に諮問答申し、完成いたしました。

一方、現在策定中の計画につきましては、東日本大震災の反省と教訓、災害対策基本法の法制定以来の大幅な改正等から2カ年で計画の修正を進めております。

作業を推進していく中で、前回と同様にコンサルティング会社に委託しておりますが、前回の反省から、まず全庁的な防災体制を構築することを目的に庁内に専門委員会、ワーキングチームを設置しました。その中で、平成24年にアンケート調査や業務別初動マニュアルの作成、そしてHUG（避難所運営ゲーム）を行い、平成25年度においては、女性関係団体のリーダーの方々や自主防災組織の代表者と意見交換を行いました。現在は、地域防災計画素案により防災関係機関に意見を聞く段階に来ております。今後は、国・県の修正を踏まえた上で、防災関係機関とも十分協議をした上で、作業を進めていきたいと考えております。

次に2点目の、町の職員の役割は、についてです。

災害対策基本法第5条に記された阿見町に課せられた責務である「町民の生命・身体・財産の安全を守る」を果たすために、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施しなければなりません。

具体的な活動として災害予防ということでは、交通防災課は総合防災訓練等の実施、自主防災組織の育成の強化、防災リーダーの育成、防災講演会や研修会の開催等の普及啓発活動を行うこと、社会福祉課では災害要援護者名簿の作成等が上げられます。災害応急対策としては、調査班は被害状況の調査、避難班は避難所の開設運営、町民班では町民の安否情報の総括に関することが上げられます。

次に3点目の、地域防災の人材育成はどのようにするのか、についてです。

地域防災力の維持・向上のためには、地域防災を担う人材の育成が不可欠であります。そのため、今年度より自主防災組織のリーダーを養成する目的で、地域防災力パワーアップ事業と題して、各行政区から3名程度に参加していただき、年3回の研修を実施しております。また、県が主催しております「いばらき防災大学」や防災リーダー研修会への参加を促し、積極的に参加促進しているところです。

さらに、平成24年度から独立行政法人防災科学技術研究所の協力をいただき、各自主防災組織の実情に合った訓練を提供しているところです。

今後につきましても、多くの町民の皆様に参加していただけるよう総合防災訓練を実施し、あわせて地域防災力活性化のためにさまざまなメニューを用意していこうと考えているところです。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今、町長のほうから答弁がありました。

前回のこの防災計画、その内容に関してはまずコンサルに委託、これは私も前確認をいたしました。で、この職員とヒアリングをし、議員各位の意見を聞き、修正し、パブリックコメント、防災会議に諮問答申し完成したと。で、まずこのときの防災会議のメンバーは何名で誰と誰が——これ以前にも1回質問したことがあると思うんですが。

概略で結構です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません。今手元にございませぬので、ちょっと資料を持ってきてからお答えいたします。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 正確といたしますか、前にも以前これは聞いているんで、どの部署の担

当の方たち、役職的にこれありますよね、防災以外。あと外部の方も。で、何名ぐらいでどうい方が参加されていたか。それで結構です。

○議長（倉持松雄君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。防災会議のメンバーはですね、各都市基盤の関係機関——例えば東京電力さんですとかNTTさん、そのほか国の機関といたしまして自衛隊、警察等、そういった関係機関に加わっていただきまして、あと内部としましては各部長さん方のほうにお加わりいただいて、およそ30名の中で当時検討したということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） これ外部の方で防災またはそういう危機管理にある程度知識のある方、そしてまたそういうことに携わらないでこの会議に入ってらっしゃる方おられたと思うんですが、町の職員で何名ぐらいの中入ってましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。約10名ほどということになります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。この防災会議でいろいろと諮問答申して完成したとき、この町の10名の方たちはこの防災に関しては研究、またいろいろと研修を受けたり勉強したりされたんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。当時の、22年度に策定した経過の中ではですね、計画を策定する上での勉強会、研修会というのは開催はしてございません。一般的にその防災上の意識ということで御案内はしておりますけれども、特別この計画策定上でそういった研修会は行ってございません。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。じゃあ、次にちょっとお尋ねします。新しい防災計画の修正の強化ポイントは何でしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 東日本大震災の反省を踏まえまして、情報力の強化、それと自主防災組織——自助・共助・公助のうちの自助・共助の強化、そういったものを中心に考えております。それと災害もですね、地震と風水害というふうに分けてありますけれども、そのほかに

大規模事故災害、それから放射能対策の計画と。そういったものも盛り込んでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そうしますと、先日も建石課長も一緒に総務常任委員会で、防災に関して一緒に研修をしてまいりました。行ったところが静岡県で海の近くで、ある意味で非常に南海トラフ等を含めて危機感が非常に高いところではございました。下田あたりは津波が来ると一瞬にして30メートルの津波が来るといふような、そういう非常にせっぱ詰まったところに行って、ちょっと研修はしてきたんですが、この新しい防災計画つくるときの、今放射能対策——今回も被害がありましたし、そしてまた風水害、またいろんな問題もありますが、あのとき1点は、阿見町は私たち住んでて実感としては、災害といいますと、大きなものというと水害はそんな大きなものが身近にあるわけではない。結局地震が非常にある意味で身近で大きなものだろうということではあります、この阿見町は揺れやすいのかそうではないのか、その辺どうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。阿見町の場合はですね、議員も御承知かと思っておりますけども、関東ローム層ということで地盤そのものが火山灰が堆積したエリアになります。そういったことで、地盤ということで考えますと、当然河川敷とかそういうところのほうは、当然揺れやすさということは考えられますけれども、当然山間部から比べれば揺れやすい地域に該当すると思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。これが日本列島の揺れやすさのところなんです。で、ちょうど関東地方そして中部、この辺は非常に揺れやすい。平地部は非常に揺れやすい。赤になればなるほど危険度が増すといふような。で、茨城県はどうなのかといいますと、茨城県はこういう凶になるんですね。揺れやすさ、阿見町は霞ヶ浦のちょうど下になりますんで、この辺になります、この濃い色は揺れにくい、この黄色から上はある意味で揺れやすいのかなと、こう認識されております。

そうしますと、この河川敷また阿見町全体がある意味では日本列島の中では、非常に揺れやすい、そういう地域に——災害には強いと言われていたんですが、地震に関しては非常に揺れやすい、このような認識でこの対策は立てていただきたいし、私たちもそういうものを再度ここで確認しておきたいと思っております。

で、次に質問いたします。新防災計画に当たる専門委員会、ワーキングチームのメンバーはどういう方たちですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず専門委員会ですけども、各部長です。ね——町の部長職の者が中心になっております。そのほか必要に応じて関係行政機関の職員の方、茨城県の職員の方等場合によっては参加していただくということになっております。

それと、ワーキングチームですけども、各部のですね、職員——課長補佐以下になりますが、の職員で構成してございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そうしますと、この部長以下、また部の課長補佐でしたっけ、以下の、この職員のワーキングメンバーの方たちは研修を何時間ぐらい行いましたか。防災に関しての。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。まず策定委員会の皆様方——部長さん方、それから管理職の方は入ってはいないんですけども、3.11の震災以降防災……。先ほど町長の答弁の中にもありました独立法人防災科学研究所の長谷川先生という御協力をいただいている研究員の先生がいらっしゃるんですが、そちらの先生を介してですね、防災研修会を管理職を担当として2回ほど実施してございます。

それとワーキングのメンバーの皆さん方には、ワーキングを当初結成する際に、今御指摘いただいたような近々の地震の状況ですとか、そういった基本的なことの講習を一旦受けていただいた後にワーキングの作業に入らせていただきました。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。次に質問いたします。現在防災機関関係に意見を聞く段階に入っているとありましたけども、それはどういう機関なんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。防災会議のメンバーの方に直接計画素案のほうをお送りしまして、御意見を今月の20日までの一応期限で伺っている最中でございます。具体的には先ほど申し上げましたように、警察それから自衛隊、その他民間の企業さん、それから例えばJAさんとか、実質具体的にかかわりを持っている皆さん方のほうに御意見を伺っている最中でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 町の職員の方もいろいろと役割は多く、交通防災課の方たち以外にも実際に災害が起きればいろんな形でこれに当たると思うんですけども、交通防災課以外で、先

ほどのワーキングチーム以外で正式にこの研修を受けた、またいろいろと勉強会をやったということはございますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。具体的にですね、そのワーキングのメンバーの皆さん方のほうには、当初から次の段階としての研修は実施してはございません。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。最後に総括して、ちょっと先進的なところがあるんで、そこでまたお話したいと思いますが、地域防災力パワーアップ事業の研修内容というのは、区で大体3枚ぐらい。で、年に3回行われてるといいますが、時間にしてどのぐらい、どこで行っているんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。3回に分けて実施をしてございます。まず第1回目を基礎編としまして今年度の6月の29日、50名ほどの参加をいただきまして、おおむね、そうですね、4時間程度。その内容はですね、「東日本大震災の教訓と災害の備え」と題して基本のお話をいただいたと。それから、自主防災組織の活性化を図るための基礎研修を行ったということでございます。

第2回目がですね、応用編としまして8月の31日——こちら土曜日になりますが、同じく50名ほどの参加をいただきまして、避難所の運営の図上訓練を実施しまして、その後に大規模災害時の避難所の設営方法等の研修を行いました。

そして第3回目が10月の19日——こちら土曜日でございますが、こちら50名ほどの参加をいただいて、同じく災害図上訓練D I Gを実施をしてございます。応用編のほうでは避難所のほうで、全般の話として3番目に応用編で災害の図上訓練ということで実施してございます。

そして、実施後ですね、それぞれの地域の研究課題等を考えていただいて終了ということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。では次に、いばらき防災大学と防災リーダーの研修の内容と参加状況は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。防災大学のほうはですね、

同じく基本的な講義を中心としたそういった内容がメインでございます。それで、県のほうの防災大学のほうに、地域のほうに募集をかけまして、大体年に二、三名ほどの参加をいただいていると、そのような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そうしますと、町の防災士の人数は何名今いらっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今ちょっと手元にはっきりした数字ございませんので、後ほど御報告させていただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。この前も熱海のほうへ行ってみまして、向こうでも聞いてまいりましたが、なかなかうまく機能していかない、この近辺で一番意識が高いのが龍ヶ崎市で、かなり多くの方が防災士の資格は持っていますが、登録はしてないっていう話も結構聞いております。

で、茨城県のこれ、防災大学開催して、これ一般でとろうとしますと、実は受講料だけで5万3,000円取られる。資格試験が3,000円、資格の登録料が5,000円かかるんですね。そうしますと、試験まで受けて登録しないで終わっちゃってる人であるとか、なかなかその後継続的にそういう中で活動しないで終わってる人も3割ほど。ですから、ここまで一生懸命やっても登録してる人がその7割ぐらいだっただけ話を聞いております。

多分阿見町では、そんなに多くの方が防災士の認定、またそこまでやってらっしゃる方は少ないんですが、実際に県でこういうことをやってる——東京行ったらやっぱり全部とるのに6万円から上はかかってしまうところを県で無料でやってくれてるところもあるんで、ぜひこれは押し出しをまずしていただくことも、大きな町にとってのメリットとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。ちょっと数字のほうは申しわけございませんでしたが、今議員がおっしゃったようにですね、防災士の資格を取得した後に本来であれば防災士会というのが存在しまして、そこに会費等を納入して防災士会に加入をいたしますと主だった活動ですとかそういうグループに入るんですが、防災士だけですと主だった活動が現状ないというのが形でございます。

そういったことで、阿見町に從來から防災士というようなことで県のほうの防災大学のほうに参加をいただいて、参加取得を促してはきた経過はあるんですけれども、やはり具体的に地域に還元していただく必要があるということで、今回今年度から改めて町の地域防災力のパワ

ーアップ事業ということで、今回3回ではございましたですけども、50名ほどの方に受講をいただき、一応終了証を交付しまして、来年度以降に実施いたします防災訓練のほうに、今度は実働のリーダーとして参加いただける、そういう仕組みを進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。1点目は、県でやってるこういうものも踏まえて、ある意味ではかなり内容的にも年に4回、今まで——前年度までは5回やったそうなんですけど、今4回でそのうち3日間丸々参加しますとこの受験資格を得られると。できれば4回全部行っていただいてしっかりと試験を受けていただいて防災士の登録というところまで行ってもらって、町でやるものとまた複合的に活動してもらえれば、また防災士会のほうでいろんな情報が入ってくると思うんで、町にとってはこれ、非常に有益かなと思うんです。どう活用するかの問題なんです。

ちょっと町長にお尋ねしたいと思います。この受験料、また教本代がこれ3,000円かかります。これは御本人が払って勉強しに行くようになるかと思うんですけども、受験をして、その後の登録料、この辺で大体つまずいてしまうと。で、ここまでやった人を町のほうで幾らか補助制度をまた設けて年に少しずつでも、地域で活躍してもらうために、ここに補助を出して防災士、一人でも二人でも多く増やしていくってということに関して、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、防災士の問題等やっぱり安心・安全のまちづくりの中でね、非常に大事なものになってくるなと思います。前向きな形で検討させていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、また地域で活躍できるリーダーを少しでも多くつくっていただければと思います。

で、ちょっと総括としまして、長いのでちょっとはしよりますけども、先進的にやってるところは東京都国分寺市なんですね。で、国分寺市はいつから始めたかといいますと、昭和49年に防災都市づくりを始めて50年にスタート。ですからもう三十数年防災については活動をずっと続けてるところです。非常に内容はすばらしいです。そして、東日本大震災これがあった後に、やっぱり防災計画の見直しをここは行ってます。

で、基本的に、先ほど初めに聞きました前回の防災計画どこでつくったんですかっていったらコンサルタントが基本的につくった。で、その後はそんなに多くな議論がないまま大体来

てるはずなんです。どこ市町村もそうです。町村名を変えただけで、ほとんど同じようなものが全国的に出回ってるっていうのが地域防災計画の内容でした。3.11前までは。

で、国分寺市はさきの3.11以降今年の2月に防災計画の修正が完了しましたが、これはどうやったかっていうと、作業に当たってはコンサルタント委託や外部発注は全くしない。で、全て市の職員で編集・校正・印刷・製本まで行った。ですから内容を全てきちんとわかってる。これは非常にすごく大事なことで、ぜひこの後も見直しが随時行われていくこともあるかと思えます。大きくはなくても、やはりこの後どんどん見直しをかけていくときは、まず自分たちで町民も巻き込んで、職員中心にこれは行っていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。今御提案いただきました国分寺市ですか、そういった先進の自治体も研究いたしまして、職員の研修をですね、ぜひ充実をさせて、それで防災力をつけていきたい、計画も見直しをしていきたいというふうに考えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ぜひお願いいたします。これは後で資料をあげますので。このまちづくり——防災に強いまちづくりと人づくりが非常にここは工夫してうまくやってるんです、実は。で、この市民防災まちづくり学校——以下、学校っていうんですが、この学校の受講期間はまず6月から3月まで。で、年間おおむね月1回の講座を11回行うっていうんです。

1日中。午前と午後と。内容は立て分けて。実務訓練もやり、その中で市の上下水道の話やごみの話、農地や緑の話、さまざまなことを学んでもらう。

要するに、その町のこと全体をこの防災を通して知っていただくというようなことをやる。で、講座に関しては専門家の先生もいますが、市の職員も講師を務めていく。その地域の町の、市の職員が講座を担当することによって何があるかっていうと、直接住民との交流が図られて、いろんな意見交換ができる。これ非常に有益だなと思います。顔も年間11回も合わせればかなり親しくもなっていくますし、その中でいろんな話が出る。これは非常に重要なポイントではないか。

そして、各講座午前中は実務的にデスクワークをやるそうです。午後からは施設見学、視察、町歩き、実習、こういうことに当てて年間通してずっとやっていく。で、これで終わってしまったって終了証をもらってそのままとなかなか地域に帰っていけないんで、そこで何をするかといいますと、学校終了証でかつ申し出をされた方、地域で防災活動をやりたいっていう人は言うただければ、市民の防災推進員として首長が認定をして、その地域で頑張ってくださいということをお願いをしていく、そういう制度を設けてやっているそうです。

その中で、そういう人たちが増えてく中で、今度は防災まちづくり推進地区というのをつくってきて、それは防災に強いまちづくりをやってくのにその地域で手を挙げてもらう。で、内容はいろいろと規定があって、どこでもっていうわけではないんですが、でもそれをやることによってどういうことがあるかっていいますと、一番初めに手を挙げたところは平成8年に内閣総理大臣賞ふるさとづくり大賞を受賞したっていうんですね。で、内容は「へいづくり憲章」っていうのをつくって、高く積んだブロック塀はやめてフェンスや生垣にしてみたとか、その地域地域の実情に合わせた防災に強いまちづくりをやっていった。

で、そのコンセプトは何なのかっていいますと、防災は1に自助が7割——自分のことをどこまで自分で危険を守ることができるか、その知識が非常に——予備知識が大事になって、対策が大事になる。で、2点目は共助が2割。で、最後の公助。緊急時、そこはできるところは実際にはそんなに大きなことはできない、災害があったときには。そうやってみますと、この国分寺市のコンセプトは、自分たちの町は自分たちで守るっていうことをコンセプトに、防災に強いまちづくりをやっていってる。

ですから、この国分寺のまちづくりの、このやり方もちょっといろいろと研究していただき、また現地調査もしていただいて、阿見町も早く防災に強い町にスタートして再度いければ、私もいいかなと思っております。

で、今ちょっと言いましたが、地域防災のリーダーとして阿見町の防災推進員の認定制度、今いろいろと年に3回やってらっしゃる方、これからまた防災のそういう学校をずっと訓練を進めていくと思うんですが、そういう制度をこれから設けていくっていうことに関してはどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。そういう先進の自治体の、阿見町を50歩も100歩も進んでいるような自治体の御紹介をいただきましてありがとうございます。阿見町でまだ防災のリーダーの研修を始めたばかりですので、年に3回でしたので、これをまた繰り返してやってほしいという要望もございますので、そういった研修、それからリーダーの方を育成してもらって、そういった過程の中で今御提案のような防災士リーダー……。何でしたっけ。そういったものも考えていきたいと思っておりますので、まずリーダーの研修を始めたばかりですので、それをまた拡大して行って、強いリーダーが育っていただきたいというふうには思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。利根川を渡ると結構いろいろ先進的にやってるところがあります。ぜひ、そういうところ学んで、すばらしい防災に強いまちづくりで、いざとなったら大き

な災害があったとき、阿見町からそちらに手助けをしに行けるような、そういうまちづくりになっていければ、いただければいいなど、こう思っております。

以上でまず1点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 川畑君の先ほどの質問に、今答えますので。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、先ほどの防災士のほうの過去の人数でございますが、今年度は2名ということでございます。で、昨年度が8名。それと、ずっと過去さかのぼりますと、茨城県全体では1,350名の受講がありまして、そのうち50名ほどが町の中で取得をされてるということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、その方たちが有効に活躍できるような組織づくり、システムづくりをお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

子供の教育環境についてということで、ちょっと質問をさせていただきます。

今、学校再編の議論がされております。また、その中で新しい学校をつくるという話も出てきております。この2つの問題、ある意味で子供たちの教育環境をどうしたらよりよくなるのかといったところでは一致はしてると思うんですが、ある意味で優先順位、また時間配分から見ると、ちょっとスピードの上げ方が違うのかなといったところも考えられると思います。

実は3年半前、22年の6月ですね、私ここで一般質問の中で、また、ひたち野うしく小学校がちょうどでき上がった直後で見えてまいりまして、その状況報告と一般質問させていただきました。で、町の人口が増えない1つの大きな原因として、やっぱりあの地域の小学校が大きなキーポイントになるんじゃないかというお話をして、そのときにまだ建設検討委員会をつくるまでには至らないという町長の答弁だったんですが、3年半——要するに3年たってみると状況は一変しまして、もう既に早急につくらざるを得ないような人口の増加状況にもなっております。

そしてまた、それとは逆に人口減がどんどん進んでいって児童の数が少なく、そしてまたこれから統廃合も含めて子供たちの教育環境をどうしようかといった議論もだんだんとなされていく中で、いろんな考え方が今提案されてきておりますが、その中でまず1点目としまして、現在学校再編の議論がされていますけども、子供たちにとって理想的な教育環境をどのように考えているのか。

2点目としまして、本郷小学校区は児童数が急増していきませんが、町としてはいつまでにど

のような対応をする計画なのですか。

この2点、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君，登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 川畑議員の御質問について、初めに私より、1点目の、現在学校再編の議論がされているが、子供たちにとって理想的な教育環境をどのように考えているのか、についてお答えします。

阿見町教育振興基本計画の第4章安心・安全で質の高い教育環境の創造では、阿見町の学校の未来の姿を、学校での危機管理体制が確立され、安心・安全な教育環境が整備されています。児童生徒にとって、望ましい教育環境が整っています。児童生徒が集団生活の中で切磋琢磨しながら成長できる環境が整っています。としております。

まず、学校では、防災・防犯や交通安全に対する体制が整い、校舎の耐震化・バリアフリー化や、施設の保守点検が確実に行われ、児童生徒の安全が確保されている環境が第一です。また、空調や衛生設備が更新されて快適性が高められた教室、コンピューターや電子黒板などのICT環境や、学習効果を高める教材の整備も大切です。

学校の規模については、文部科学省や茨城県教育委員会の指針では、小学校では各学年2ないし3クラスが、中学校では各学年3ないし6クラスが適正規模であるとされています。これは今回の保護者アンケートでも同じような意見でした。

集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質と能力をさらに伸ばしていくための教育環境を構築することも必要と考えております。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、川畑議員の質問のうち、本郷小学校区は児童数が急増していくが、町としていつまでにどのような対応をする計画なのか、についてであります。

先ほど22年の私が町長になってまもなくの質問でありましたので、なかなかそこまでは考えられなかったというのが、私の今ここにいる感想です。非常に学校給食センター等の問題で、いろんな問題が噴出していた中で、なかなか考えられなかったなという、それは非常に反省点かなと、そういう思いをしております。

オルティエ本郷地区への人口流入により、本郷小学校に通学する予定の児童が急増しております。現在の子供の数から将来の本郷小学校の学級数を推計しますと、平成29年度には児童数が842人で学級数が普通学級で27クラス、特別支援学級3クラスとなり、普通教室が30室必要

と見込まれております。

これはもう町がやらなければならないっていうことと、私も2期目の一番大きな政策っていうものに対して、やはり平成30年度にはもう新小学校が開校できるような事業を進めると、これがやっぱり肝要だなと。今の状況を見たときに、本郷のまちづくりはそういう中で、小学校を中心にした中でやっていくっていうことがやはり大事なのかなっていうことを、今考えておりますし、これを実行していきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。まず初めの教育長のほうの答弁の2点目で、空調・衛生設備を含めた整備というものが出ておりますが、それは最終的には小学校も含めていつごろまでに整備をしたいと今考えておられるのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確かに耐震工事つちのが来年、26年でこれ終了します。で、これは前からの議会の皆さんから要望ありましたエアコン・トイレ等でございます。今実施計画ではまずは中学校を先行してエアコンちゅう形ですか。で、小学校のほうについては、今再編計画、今進行中でありまして、その結果に基づいて計画を見直していくつうような考えでありますんで、今何年までつうことはここでは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。慎重な御答弁ありがとうございます。わかりました。確たるこれまでに、早ければ早いほどいいんでしょうけども、なかなか現実まだ明確なその時間的な基準は立ってないようなので。

今ちょっと学校再編の話も出てまいりましたんで、これちょっと確認しておきたいと思えます。子供たちの教育環境、余り少なくてもなかなか環境的にいいのかっていうと、そうでもない。また多ければ多いほどいいかっていうと、またそうでもない。数だけの問題ではないかと思うんですが、人口減、また児童数がどんどんどんどんなくなっていくところ、増えていくところ、またそれを鑑みていったときに、この学校再編のこの議論というものに、まず1点目、期限はあるのかないのか。時間をかけて、これは納得するまでやっていくのか。それが1点目です。

2点目、それ何を基準に、どういうことを基準にやっていくのか。

3点目としては、最終的な結論というのは、これは誰が出していくんですか。

この3点をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（筈留一美君） 1点目の時間的にはどうなのかわちゅう部分なんですけど、12月の2日に全員協議会で皆さんに今の進捗状況、それで1月に今の第4回ですね、検討委員会ということで、再編パターン、それから基本計画案の提示をして、検討を練ると。で、その後2月に入ってから第5回の検討委員会の中で基本計画案、で、当然——議員さんにお叱りなんですけど、当然議員さんの皆さんにその進捗状況の報告、で、第6回検討委員会、これ3月に予定してまして、この段階で検討委員会から答申を受けまして、答申を受けて教育委員会で決定するっち形。基本計画ですよ。

26年度については、その基本計画、当然適正規模が、先ほど教育長が答弁したとおり小学校では2クラスから3クラス。で、中学校については3クラスから6クラスですか。そういうものが——皆さんの議論でそうなるかどうかわかんないですけど、決まりまして、それからこないだ全協で御提示いたしました再編計画の一応たたき台のパターンが——それが3つになるか2つになるかわかんないですけど、とにかくそれが3つのパターンができる。それで基本計画が出て、それに基づいて、今度は26年度にはその実施計画ちゅうことで、それを1本の計画をまとめていく。

で、その計画が26年度にできましたら、その計画に基づいて各対象になった小学校の保護者それから地権者の同意形成を図っていく。当然反対が何人いればどうのこうのじゃなくて、同意形成をしまして、どうしても反対だつうことであればそれは当然おしてくるつうような。ただ、心配なのは、ある小学校では複式学級になっちゃうよと、ちゅうな心配があるちゅう。そういう実施計画に基づいて27年度中に保護者、先ほども言いましたけど地権者等に説明をしてくというような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。最終的に計画を立てて、それが最後どのように実施されるかというのは結局は保護者であったり、その児童——本人もどう考えるかによって、これは早く進みもするし、また時間がもう少しかかるかもしれないといったところの認識でよろしいですか。はい。

少なくなっていくときどうなるか、これから地域に人が増えてくれば、そこでまだこの学校でいいよって子供たちも言えるかと思うんですが、ほかの地域である話を聞きますと、やはりそうなったときには自らそっちに行って、お友達も多くいるしということで申し出て、学校を移っていくという話も聞いておりますので、それは今からいろんな話をしていく中で、皆さんも少しずつ心づもりをしながら、どうしたら児童の、子供たちの教育環境についてどうしたらいいのかっていうことを、統廃合をこのまま考えながらいければ、そこからいい結論が出し

ていただければいいかと思しますので、ぜひこれは丁寧にやっていただきたいと思います。

で、先ほど天田町長のほうに本郷地区に新しい小学校、で、確かに3年ちょっと前は小学校をつくるつくらないのその前に、実は給食センターのつくるつくらないの話が紛糾してたときでもありまして、そこまでなかなか意識が行かなかったってのも確かだと思うんですが、実は先日牛久市のほうへ問い合わせをしまして、数字をもらいました。小学校ができる前、何名だったのか、児童。今のひたち野うしく小学校周辺の児童数ですね。で、これは全部がこの中に入っていない、若干ちょっとほかの地域も入り組んでいるんで、明確な数字だけ、実際もう少し増えるっていう話なんですけど、それをちょっと了解して聞いていただければと思います。

21年の7月の21日、児童数が368名。で、22年の4月の1日に開校いたしまして……。あ、このとき、同じ時期のひたち野うしく小学校区域の人口数、これが5,499人。約5,500人。これは小学校ができるとどうなるか。前の一般質問で、学校をつくと人は増えるし5万人超すから町長早くつくってくださいよって話、私したと思うんですが、そうなったらどうなったかといいますと、4年たったら現在児童数が784名、年間大体100名ずつ増えていると。で、113%の増。で、人口は5,500人——約5,500人から7,401人——7,400人です。1,902名の増。人口数で35%の増。で、世帯数、開校前の年、このときは2,315所帯。これが現在8月1日で幾つあるかっていうと、2,837所帯。522所帯の増。23%増。

まだあそこは、つくばのほうに向けて、ひたち野うしく駅から離れてるところにどんどん住宅の建設が始まっておりまして、これからもますます増えていくと思います。学校がパンクしちゃってもう1つつくるしかないのかなっていうくらい児童が増えてく。

これは考えますと、平成30年に向けて本郷地区で小学校をつくって、ある意味で立地としては荒川沖駅に近いところでもありますし、ベッドタウンとしても非常に利便性が高い。で、ひたち野うしくから東京に、朝通勤電車に乗ると座れるか座れないか微妙なところにあると。荒川沖駅から乗ると間違いなく座れると。こういうこともあるんですね。そうしますと、東京通勤者から見ると、ひたち野うしくより多分阿見町の本郷のほうが土地は多分安いでしょうし、で、通勤の電車にも間違いなく座って行けるとなりますと、ある意味では非常にこれは魅力的だと思うんですね。

じゃ、そこにやはり、ひたち野うしく小学校に負けないような、非常にその地域の皆さんにも広く開放して活動して、活用していただけるような、そしてまた将来においてはいろんな拠点として使える学校を早急につくっていただければ、間違いなくこれは、人口もあそこは大きく阿見町も化けるくらい発展していくと思いますし、阿見町がこれから発展していくのに1つの大きな牽引力となっていくのではないかと、こう思います。

ぜひ、そういうことも踏まえまして、人口が増えれば幾らお金かけても税収も上がってまい

りますし、また地域の商店、そしてまた経済効果、いろんな部分で大きく行きますので、これは目先にひたち野うしく小学校が37億を使ったから金がかかり過ぎたとかってということではなくて、ちょっとキャパ的には大きなものをつくっておいていただいて、この平成30年にはすばらしい小学校をスタートをしていただきたい、これを念願しまして私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうもありがとうございました。非常にいいお話をいただいたと思います。ただ、実際にね、37億、40億をかけても十分経済効果等生まれると、これはもう実証してますし、まあ522世帯というね、大体1世帯で年間40万ぐらいのお金がいろいろ入ってくるってようなね、計算になりますから——年間2億ぐらいのね、お金が入ってくると。そのほかいろんなライフラインから何からのことを考えると相当の経済効果が生まれるんじゃないかなって。40億かけても10年間あればもう500億や600億の経済効果が生まれるっていうのが今、この数字をね、今川畑議員の数字を見たときに十分これは行けるなという気はしております。

また、土地利用がね、これによって30年度の開校に向けてってということになるとね、やっぱり土地利用が相当生まれてくるんじゃないかなと。そういう観点から、やはりいいものを作りつつっていくってことが、やっぱりあの地域または阿見町にとってですよ、阿見町にとって非常に大事な観点になると私は考えておりますので、皆さんの御理解を得ながらね、一生懸命やらさしていただきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時25分からといたします。

午後 3時16分休憩

---

午後 3時25分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、人口減社会に向けた阿見町の施策について一般質問をいたします。

平成17年日本は人口減社会に突入し、世界一の超高齢社会を迎えています。それに伴い変化

していくライフスタイルや社会構造に対応し、高齢者や若者、子供たちに寄り添い、きめ細かな施策に関する事業を重点化する必要があります。阿見町第6次総合計画の中では、平成35年の人口見通し5万人と明記しておりますが、現状を把握し課題に対して丁寧な取り組みをする必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。

まず1点目、当町の少子高齢化の実態は10年前と比較してどうか。

2点目、ライフスタイルや意識の変化などを背景に、晩婚化が進行しています。未婚率の上昇が少子化の背景にあるとされてきました。そこで婚活支援を少子化対策の効果的な取り組みの1つと位置づけて支援策を推進すべきと考えます。茨城県では県と県労働者福祉協議会が運営するいばらき出会いサポートセンターでの成婚数がメディアや新聞報道などにもなり、着実に増加しているとしています。

内閣府は平成26年度概算要求に地域少子化危機突破支援プログラム推進事業経費として約2億円を計上し、自治体が主体となって立案するプランを全国から公募し、その中からモデル的な取り組みを選定し、内閣府が主体となって実施するとしております。阿見町独自の「街コン」として、これからは強力に支援体制の整備をしていく必要があると思います。

当町の婚姻の状況と婚活支援事業の取り組み、また婚姻率と男女別の平均初婚年齢及び生涯未婚率は10年前と比較してどうなのか。

3点目、日本全体では核家族所帯は全所帯の60%を占め、その主因は単身所帯の増加であるとしていますが、核家族化の当町での進展と高齢化所帯の現状はどうなのか。

4点目、超高齢化社会における高齢者の当町の支援策と介護施設との連携はどうなのか。地域包括支援センターの地域における窓口として高齢者やその家族、統合的な相談や関係機関との連絡や調整、介護予防事業の実施、また生活支援センターを運営と多岐に及んでいますが、在宅の寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族などの緊急時の相談に対応できる24時間体制の相談窓口の開設はできないか。今までにも2回議会で質問しておりますが、要望が多いためお聞きいたします。また、シルバークラブの支援状況についてお伺いいたします。

5点目、高齢者の社会参加の場の提供や介護状態を防止する介護予防事業が元気な高齢者を育む施策として重要になっています。当町の取り組みと健康余命はどのようになっているのか。以前も質問しておりますが、トレーニング機器での運動機能向上事業を導入できないか。

6点目、空き家の現状と対策。空き家率はどうなのか。また平成23年9月議会で提案もし、先輩議員も質問してまいりました。議会でも課題解決に向け要望してまいりました。阿見町空き家等の適正管理に関する条例が今年の7月に施行されて半年になろうとしていますが、全国で200ぐらいの自治体が制定していますが、それほど多いともいえませんが、施行してそれほ

ど時間はたっていませんが、この条例の運用状況をお尋ねいたします。

また、空き家の売却など、希望する所有者から物件の提供を求め入居希望者に情報提供する自治体の空き家情報バンク制度というのがありますが、不動産会社等と提携して不動産画面のようなものをつくって両方のニーズを合致させる仲介のような形のサービスですが、このような空き家バンク制度のサービスのお考えについてお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひます。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、人口減少社会に向けた阿見町の施策についてお答えいたします。6点ほどございますので、少し長くなると思います。

1点目の当町の少子・高齢化の実態のうち、少子化について申し上げます。

平成24年10月1日現在の全人口4万7,729人に対し、0歳から18歳までの人口は7,475人となり、その割合は15.7%、これに対し、平成14年の全人口は4万7,175人、18歳までの人口は8,366人となり、その割合は17.7%となっていました。全人口に対する18歳までの人口割合は、この10年で、約2%減少したことになります。平成24年における茨城県の割合は16.1%であることから、当町はこれを約0.4%下回っております。

続いて高齢化について、平成24年における65歳以上の人口は1万695人であり、高齢化率は22.5%、これに対し、平成14年の65歳以上の人口は7,162人となり、その割合は15.2%となっていました。高齢化率はこの10年で、約7.3%増加したことになります。また、平成24年における茨城県の高齢化率は23.8%であることから、当町はこれを約1.3%下回っております。

次に、2点目の婚姻の状況と婚活支援事業についてであります。

まず町の婚姻状況については、国勢調査による婚姻率、これは15歳以上で配偶者がある割合となりますが、平成22年は59%、平成12年は60.5%であったことから、この10年で約1.5%減少したことになります。また、平均初婚年齢については、平成24年には男性は30.6歳、女性は28.4歳となっています。御質問では10年前との比較とのことですが、一番古い資料となる平成20年との比較となりますが、男性は29.8歳、女性は28.1歳であったことから、男性は0.8歳、女性は0.3歳、結婚年齢が上がっております。

生涯未婚率については、国勢調査における45～49歳、50～54歳の未婚率の平均値を50歳時の未婚率とみなし、これを生涯未婚率とすると、平成22年には男性が19.6%、女性が7.1%、これに対し、平成12年は男性が10%、女性が2.8%であったことから、この10年で、男性が9.6%の増、女性が4.3%の増となっています。

こうしたことから阿見町においても、全国と同じように未婚化・晩婚化が進んでいるものと考えられます。

続いて婚活支援について、町では現在、いばらき出会いサポートセンターを中心に行っており、今後も出会いを望む方に必要な情報を提供するとともに、婚活支援を行っているボランティアの方々と連携した事業を、今後検討していきたいと考えております。

3点目の核家族化の進展と高齢化世帯の現状について申し上げます。

当町の平成22年国勢調査の結果によると、全世帯数1万7,945のうち、2,674世帯が高齢者世帯となり、その割合は14.9%、核家族世帯については1万354世帯で57.7%となります。県の高齢者世帯率16.7%及び核家族世帯率57.7%と比較すると、高齢者世帯率で1.8%下回っております。平成17年国勢調査結果との比較では、高齢者世帯率11.4%に対し約3.5%の増、核家族世帯率56.6%に対して約1.1%増となっております。

当町におきましても高齢化社会は着実に進行している状況にあります。

4点目の高齢者の支援策としましては、高齢者本人向けには、生活管理指導員派遣事業、シルバーカー購入費補助事業、緊急通報システム整備事業、愛の定期便事業、外出支援サービス事業、日常生活用具給付事業、介護支援用具給付事業、成年後見制度利用支援事業、ふれあい電話事業、在宅福祉有償サービス事業、給食サービス事業等を実施しております。

このほかにも、家族の介護負担を軽減するため、徘徊高齢者家族支援事業、生活管理指導短期宿泊事業、在宅介護慰労金支給事業、家族介護用品支給事業、家族介護支援事業等を実施しております。

また、町内66行政区に主任児童委員を除く73名の民生委員の方々が、町や社会福祉協議会と連携して、高齢者など要支援者の実態把握と戸別訪問等の見守りや相談相手となって、適切かつ効果的な福祉活動を行っております。

介護施設との連携につきましては、在宅での養護を受けることが困難と認められた高齢者に対して、特別養護老人ホーム等に短期的な宿泊、あるいは入所を受け入れていただけるよう、ケースに応じて施設に委託しております。

町が社会福祉協議会へ委託している地域包括支援センターでは、高齢者本人とその家族のさまざまな悩みに関して、電話や来訪等による相談とともに、必要な支援を実施しております。

センターの24時間体制の対応につきましては、人員配置等の面で非常に困難な状況にあり、現在は平日昼間の時間帯での対応となっておりますが、今後のニーズ等を踏まえ、検討してまいりたいと思います。

次に、シルバークラブへの支援状況についてですが、平成25年11月1日現在で、当町のシルバークラブ数は34クラブで、総会員数は1,517名となっております。

町では、各クラブが実施する社会奉仕活動事業・教養講座事業・健康増進事業などのクラブ活動支援として補助金を交付しているほか、設立準備やクラブ運営などの事務的な支援指導も行っております。

町といたしましても、高齢者の方々が生きがいを持って生活できる場の創出のために、全行政区へのクラブ設置を目標に、積極的に推進してまいります。

次に、5点目の元気な高齢者を育む施策と当町の健康余命についてですが、茨城県立健康プラザの茨城県健康寿命に関する調査研究報告書によると、県内の市町村順位では、平成18年度は44市町村中、男女とも21位でしたが、平成22年度は男性が11位、女性が6位となっております。

また、トレーニング機器での運動機能向上事業の取り組みですが、健康づくりのための運動は、身近なところで、思い立ったらすぐできるものが取り入れやすく、長期間継続できることが必要です。そういった視点で見ますと、ウォーキングが一番身近な運動であるとともに、病気の予防やストレス解消など大きな効果が期待されるものです。

町では、特別な機器を使用して実施する運動よりも、生活習慣病予防対策としてウォーキングを推奨しております。

6点目の空き家の現状と対策、空き家率、条例施行後の運用状況、空き家バンク制度についてお答えいたします。空き家の現状と対策と条例施行後の運用状況については、関連しておりますので一括してお答えいたします。

現在、日本全国で空き家が増加傾向にあり、その対策は急務となっております。阿見町においても、空き家に関する相談等が増加し、その対策が必要となったため、今年7月に阿見町空き家等の適正管理に関する条例を施行しました。

条例施行後は、全行政区区長への調査協力や周辺住民からの情報提供等により、管理不全な空き家等が318件確認されました。これらの空き家については既に職員が現地調査を行っており、調査結果について個別に管理台帳を作成しております。

現在は、周囲に危害を加える危険性の高い空き家から順に、その所有者を特定し、助言・指導を実施する作業を進めているところです。

今後、助言・指導を実施しても改善が見受けられない場合には、条例に基づき勧告・命令を行い、最終的には、氏名等の公表をしていく予定であります。

次に、空き家率はどうなのかについてですが、さきにも述べましたとおり現時点で確認できている空き家は318件となります。仮に町内の総世帯数を家屋の総数とすると、11月現在で1万6,025世帯に対して、約2%ということになります。

次に、空き家条例と空き家バンクの制度について、当町における空き家条例は、空き家等が

管理不全な状態となることを防止すること、または空き家等の管理不全な状態の解消を促すことを目的としております。

条例施行当初であることを踏まえ、まずは、条例に基づき、管理不全な状態である空き家の解消に努めてまいります。

空き家バンク制度については、町民の定住や地域活性化のみならず、空き家の適正管理に効果的であると考えられますので、行政代執行や建物除却費補助金等とともに、町全体の課題として調査研究をしてまいります。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは短時間で1つずつ再質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、1つ目です。項目では2つ目ですけれども、婚活についてですけれども、御答弁いただきましてありがとうございました。県のいばらき出会いサポートセンターと連携して協力している阿見町でございますけれども、これは阿見の負担金、そういったものはどの程度出ているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 申しわけありません。今ちょっと手元に数字がないので、わかり次第回答させていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） じゃあ、後ほどお願いいたします。ぜひ。それですね、今御答弁ございました生涯未婚率っていうのが男性が20%いるっていうことですね。女性も約10%近く。これは少子化に拍車をかけている原因になるのではないかなと思うんです。

それですね、今回阿見町初 a m i コン、阿見参加者大募集ということで、商工観光課の阿見観光協会で11月24日にあるということで、私もすっごい頑張って宣伝させていただきました。何かなくなっちゃったようなんですけれども。何かもう、最初から非常に何かどうなったって聞いたりもしたんですけれど、御答弁していただけますでしょうか。答えにくいと思いますけれども。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。私も楽しみにしていたんですが、女性の方の申し込みが大変少なく中止ということになりました。男性はですね、あっという間に定員の80名超えたんですけども、女性はちょっとですね、町長が企業訪問とかあれこれお願いしていったんですけども、80名のところをですね、12名しか集まらなかったということで、そういうことで残念ですが中止したというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そうですね。男性の方が非常に残念がって悔しがってました。もうぜひ、旗を、花火を上げましたので、それが沈んだとしてもぜひまた阿見町から上げていただきたいなと思います。継続だと思うんですね。で、ちょっとこれ見させていただいて、まず年齢制限が39歳ということで、町の職員にもどうだったって聞いたら、俺は年齢制限からはみ出てるからダメだったって話を——何かもうこんなところで言ってよろしいのかどうかあれなんですけども、非常に悔しがってました。年齢があるってことで。

また、この女性の、この金額がね、非常に、え、何でこんな高いのっていう、まあこれからいろいろ研究していただいて、下げてください。あとPR不足かなと思いますね。その辺も全庁挙げてやっていただければなと思います。

それからですね、あと、これからやっていただくに当たって、ぜひアンケートをとっていただいて、次はこういうのを望んでるって。やはり固い頭より若い人のやっぱりニーズに合わせるっていうのが非常に大切だと思いますので、その辺の工夫もお願いしたいと思います。

それですね、あと職場……。地域活性化ということで、商店街、工業の活性化、そういったことも含めて、婚活はあくまでも地域の……。結婚していただくこと、婚活の事業自体が財産だという考え方で、ぜひやっていただきたいなと思います。

それとあと、これから婚活の窓口っていうのは商工観光課に持って……。どうなんでしょうか、その辺は。企画だけをするという、そういう考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。先ほどの出会いサポートセンターの負担金ですけれども、25年度の予算では6万2,500円ということになっています。

それから、ただいまの質問ですけれども、町としては所管している、担当している部署は、町民活動推進課になります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） じゃあ、今後ともよろしく願いいたします。そしてまた、いろんな男女共同参画推進室もございますので、そういったところとか、また商業の会議所、商工会議所とか、やはりいろいろ連携してやっていくことがまた盛り上がるんじゃないかなと思いますので、町民活動推進課のほうでよろしく願い申し上げます。

それとですね、あと、ちょっといい例なんですけれども、企画はぜひ若手職員でね、やっていると成功してるってことですので、その辺ぜひ阿見町でもいろいろ部署がかわってしまいますけれども、かわったとしてもぜひそういうときには御協力……。縦断的にその課じゃな

いからっていうわけでなく、そういったところも発想の転換でやっていただきたいなと思います。

それからですね、あと、ちょっと厳しいのは男性が女性をリードするのがとても……。苦手意識改革っていうか、その辺も必要らしいですので、そういった今後男性に対して女性よりもぜひ婚活講座、手ほどきというか……。これ現実には、やはりその辺がとてもセミナーっていうのをまず……。女性も積極的なんですけど、やはり根本的には男性のそのところがあるので、やる前にね、そういうのも絡めてやっていかれてるところが効を奏してるっていうことですので、ぜひ入れていただければなと思います。

あとボランティア活動をね、一緒にやる。桜の苗木を植えるとか、いろんなお掃除を。何かそんなのをいろいろ考えていただければなと思います。

あと2013年の白書ですけども、未婚者のうち、いずれ結婚しようと考えている人が9割近くにいるっていうんです。若者の結婚願望は低くありません。一方で異性の友達も交際相手もない、未婚男性は約6割で未婚女性でも5割の人がそういった異性のお友達がいないっていう、そういう結果が出ているそうです。じゃ、ぜひまたこちらのほうを。

そしてまた、今、今度終わったんですよね。牛久の。隣でこういったブリアントコンっていう、牛久でも、どこの市町村でもね、同じですね、悩みは。そういったところでやっていますので、そういった情報交換もして、ぜひそちらに行っていただくとか、そういうのは交互の、必要かなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

質問っていうか、御質問ですね。再質問です。先ほど24時間体制の相談窓口っていうことで、もうこれは国のね、介護保険法の改正に伴って24時間の対応が入れるべきだって求められております。そういった意味で、市町村やってないほうが少なかったんですけども、尋ねるところ、尋ねるとこ、全て何かやってたんですけども、やり方としてはほとんどが包括機関の在宅介護支援センターが——阿見町に地域包括センターでありますけれども、そのほかに阿見町には3つほど在宅介護支援センターっていうのがあると思うんですけども、まずそういったところに委託して緊急時の相談等の対応に向けてる。

あと、老健施設とか、特老とか、そういうところに委託してしている。転送できるようにしているっていうところが非常に自治体を調べて多かったんで、そういったところを工夫してやればなと思うんですけども、再度御答弁いただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。阿見町の場合ですね、地域包括支援センターは社協のほうに委託しております。そういう関係で、24時間対応っていうのはなか

なか難しいというようなことで、議員近隣の、近隣っていうか、自治体のそういう調査をされたとおり、やはり24時間対応してるところは老健とか特老とかそういうところに委託してる。あるいは民間の業者に24時間対応で委託してるというのが現状かと思います。

市町村には地域包括支援センターを置かなければならないということで、必ず設置はしてるんですが、社協に委託している自治体では24時間対応してないというのが実態でございます。

ですから、町としてもですね、今後はそういう施設——在宅介護支援センターのほうに委託するとか、そういうことも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、これだけ高齢者と、また需要が増えてますので。また住民の安心感をということで、やっていただければなと思います。緊急っていうのは結構入るということをお聞きしてますので、電話1本入れられるところということで、お願い申し上げたいと思います。

失礼ですけど、いつごろ何かできそうでしょうかね。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、やはりニーズの調査とかそういうことも踏まえまして、町の老人介護保険、老人保健計画、そういう見直し等も今後ありますので、そういう中で状況等をよく把握して、そういう時点で判断していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。ぜひいいほうにというか、ニーズに応えられますように、お願いしたいと思います。

それですね、あとシルバークラブなんですけれども、運動のほうにも積極的に力を入れている健康増進事業にもという、先ほど御答弁ございましたけれども、その中で今運動の中で一番盛んな活動運動は、何でしょうかね。お教えいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。先ほど答弁いたしましたとおり、身近に気軽にできるウォーキングが一般的にやってるスポーツだと思いますが、シルバークラブという単位で活動する中においては、やはりグラウンドゴルフ、輪投げとか、そういうものに取り組んでいただいて、積極的に活動されてるというようなのが現状でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。本当に盛んにやってらっしゃると思います。それで、グラウンドゴルフっていうのは、シルバークラブの——老人クラブの中で、シルバークラブ

の中でもやっていますけれども、今現在運動公園のほうでやっていますよね、若栗の。今、芝が傷むってということでお休みなんですけれども。非常に要望があるのは専用のグラウンドゴルフの……。ないんですよ、そういうところが。

そういった狭い公園のような感じなんですけど、町としてないってということで。そういったすぐできる、もうそれをぜひぜひ欲しいっていうか、本当に切にお声を聞いているんですけども、やっぱりそういうのも将来的には皆さんが元気でやれるのであれば、そういうのを町で運動公園のふれあい公園内とか、そういったところを探していただいて、そういう場所ですね、ぜひそろえていただくというの、本当に安心してできるんじゃないかなって思うんですけど、そういう展望は考えて、検討は考えていただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど議員御指摘のとおり、町の運動公園は専用のグラウンドゴルフということではなくて、芝があるところをコースに見立てて実施——大会ということでやってるわけでございます。ですから各シルバークラブにおいては、地域のそういう空き地等を利用してやっていただいているわけでございますので、今、冬の間は町としても芝の育成とかいうことで、使えないということでございますので、今後はですね、そういうニーズが高まってきているということもありますので、そういう場所の確保とか、そういうものについて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） できたら喜ぶと思いますので、皆さんの期待に応えられますように、いいところを見つけていただきたいなと思います。

それですね、あと、シルバークラブの中でですね、66行政区のうち34ということで、ぜひこれ全部積極的に推進していくってことなんですけど、どうやって積極的に推進していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。シルバークラブにつきましては、20年度ぐらいまでについては27クラブということで減少傾向にあったわけですが、その後やはり結成をして高齢者の活性化、そういうものを目指すということで、補助金の内容も見直しまして、20人からでも結成できるというようなことと、あとは人数に応じた補助金の額を変更しまして、それ以降徐々に今増えまして、今は27クラブから34クラブというようなことで増加していった経緯があるんですが、やはりこれも議会のほうからも、これまで議会の予算要望で、いろいろそういうクラブの結成についての予算要望とかもありましたが、やはり補助金という額ではなくて、やはりシルバークラブの会長になる人がいないというのが一番の課題でありま

す。

あとはそれに伴うもろもろの事務的な、庶務的なものとか、そういうものがなかなか高齢者になると面倒っていうんですかね、ちょっとおっくうっていうんですかね、ちょっと不得手な部分になってきて、なかなかそういうものを結成するに至らないという現状がありまして、そういう部分についてなるべくまほろばのほうで、そういうシルバークラブの運営をしている、シルバー人材センターのほうに委託はしてるんですが、そういう方にそういう指導、助言とかをしていただいて、そういう負担を軽減するとか、あとは地域にやはり出向いて、そういうシルバークラブの会長さんになれる人、地域で推薦していただくとか、そういう方に伺って結成を目指してもらいたいというようなことで説明に伺ってるとか、あとは、これは前にもやっていたんですが、区長会、そういうところで説明をさせていただいて、結成の意向があるところに個別に相談させていただくとか、そういうものを続けて将来ですね、全行政区にそういうシルバークラブを結成して、目指すというようなことで今、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。大変に、なかなか手がないということ、やはり一番お聞きすると車が乗れないと町役場に来れないということと、それとあと、書くのに——計画書等そういったものを出さなくてはいけないんですよ。助成をいただいている以上は。またそういったものを書くのが非常に辛いついていうお話を聞いてますので、そういったところは全部代筆、先ほどもおっしゃってましたけれども、そういったところをちょっと力を入れていただいたり、あと区のほうでもっと協力していただければということ、やはり区長のほうで、やはり積極的についでいう……。老人会だけで探すっていうのはちょっと大変ですのついでということでもありますので、強力に区のほうで区長会とか、区のほうでお願い、さらにしていただきたいなと思います。

要望です。今後ともよろしく願いいたします。

それとあと、トレーニング機器なんですけれども、ウォーキング、身近なついで……。ただ、いい点があるんですね。これから、今後こういった阿見町にも体育館とか将来的ビジョンですね、そういったときに夢のあるついでいうか、そういうのも町民に示していく必要があると思うんですけれども、そういった中に、このマシントレーニングついでいうのは、体幹、芯部部分、そういうできない部分をトレーニングする、そういうのがあります。

そしてトレーニング事務のマシンついでいうんですけれども、疾病をお持ちの方とか、また障害のある方とか、また普通の方からできるついでいう、そういう全ての人ができるついでいうのが

とってもいいことなんですね。ましてや阿見町には東京医大とか県立医療大学の先生方がいらっしゃると思いますので、ぜひまたこういった有酸素運動をね、やっていただけ……。取り入れていただきたいなって思います。

実は、うちの義理の母も今月誕生日で88になるんですけど、週2回やっぱり3カ月行ってまして、膝が……。町から迎えに来てそういったジムに通うんですけども、3カ月で大分膝の調子もよくなって、そしてまた次の3カ月、先生が来て教えてもらってるってということで、とってもそういう意味でもいろんな方法を取り入れていくって、医学的にも非常にメリットがありますので、やはりもっともっと広い視野で考えていっていただければ、もっと阿見町に健康ってところがPRできるのではないかなっていうふうに思いますので、ぜひ考えていただければなと思います。

次に空き家なんですけれども、今空き家率が13点……。えーっと、空き家率は何%って言うてましたでしょうかね。318件あるっていうことですね。で、その空き家率ってというのが2%っていうことですよ。それで、この条例ができて、いろんな地図に塗っていただいているのかどうかと、またランクづけをしているのかどうか。その空き家にもいろんな状況があると思うんで、もしそれがわかればお教え願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず区長さんに調査を協力をお願いいたしまして、それから周辺の方々からの情報提供を得て、この318件を特定したということでございます。この318件につきましては、職員が実際現場に行って調査を、確認をしてきたということでございます。ですので、場所については確認をしております。

それとこの318件のうちですね、周辺に危険を及ぼす、影響を及ぼす危険の度合いの高いものからですね、ランクづけを一応しております、5段階なんですけれども、その高い順から今所有者を調査しまして助言・指導を始めてるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 高いのはどのくらいあるんでしょうか。現時点で。お教えてください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 318件のうち高い順で、倒壊寸前と一部屋根がはがれている等が約2割ございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。先ほどの御答弁の中で行政代執行についても今後、そういうこともということで答弁の中にあつたかなと思うんですけども、こないだ

の新聞には——結城市ですかね、そういった代執行も取り入れた条例にしましたということで新聞に載っておりましたけれども、そういったことも考えていかれるのでしょうか。再度お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。大分この空き家条例がですね、空き家の対策が必要だ、早急に必要だということで条例をつくったんですけれども、つくって施行したのが今年の7月ということで、まずはこの条例の中で調査をして、改善のための働きかけをしていくということが今の段階のやっていることでございます。

ですので、将来的にはこの空き家バンク制度とか代執行、また除却をするときの補助金制度も他市町村でやってる——数は少ないですけども、やってるようなこともありますけども、こういったものを当然視野に入れて考えていかなければいけないんですけども、まずはスタートしたばかりですので、今やってるものを力を入れて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。あるところでは壊すときに——よくよく大変なところというところですけども、新潟県の上越市ですけども、補助対象経費ということで、撤去費用の一部助成をしているところが、その1つの市なんですけれども、それは上限50万円ということで、補助の対象者というのは所得者が……。当然所有者がその相続人ということはもちろんなんですけれども、市民税の所得割が非課税の所帯に限り半額にしている。

そういうところも出てきているということで、空き家が残るっていうのは地方税法上、住宅用地がありますと固定資産税の軽減措置っていうのがあるので、やはり壊してしまうとそれがなくなって高くなる。そういうのもおくらせている原因かと思っておりますので、これから、先ほども条例をこれからもそういうのを視野に入れながらというお話がありましたので、しっかりとまた空き家対策のほうにそういったこともぜひ視野に入れていただきたいなと思います。

また、国のほうでは空き家再生等推進事業ということで、そういったことで、かなり助成金ですね、再利用ということで宿泊施設、地域のコミュニティスペースって、またそういった非常に壊れる前のそういったのも国でも力を入れておりますので、いろんなそういうのも使っただきながら、ぜひ担当課では空き家対策よろしくお願いたします。

それでは、次の質問にさせていただきます。

それでは、質問させていただきます。

次に、阿見町まちづくりビジョンについてお伺いいたします。

まず1点目、平成21年から25年度の期間、まちづくり交付金で整備しました西部地区と中央地区の都市再生整備計画事業の総括、評価がありましたが、残された未解決課題に対してどの

ように取り組んでいくのか。今後平成8年に制定されました阿見町の都市計画の基本方針まちづくりビジョンはどのように、いつ策定できるのか。

2点目、将来都市像を見据えた都市計画道路中郷・寺子線と寺子・飯倉線の延伸ルートの整備は一部開通し工事が進んでおりますが、西部地区と中央地区、東部工業団地を結ぶアクセス道路として利便性の大きく阿見町の発展に大変重要な位置を占める道路ではないかと思えます。早期整備、供用開始時期、今後の見通しはどうか。また、どのような交付金があるのかお伺いいたします。

3点目、阿見町のランドデザイン将来像について。10年を展望にした適正に定住できる土地利用の促進策について、今後どのように取り組むのかをお伺いいたします。

4点目、道路は地域の活性化や安心安全を確保するための動脈となる社会資本であります。当町の道路における整備率については、調整区域も含めなかなか要望に追いついていかないのが現状ですが、舗装整備要件件数は88路線と聞いております。毎年新たに7路線前後の要望が上がってくるといっておりますが、当町の年間新設町道整備の取り組み状況と経費節減策の方法で要望箇所の早期整備はできないのかお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町まちづくりビジョンについての質問にお答えいたします。

まず、1点目の都市再生整備計画事業の総括から今後のまちづくりビジョンについてであります。

都市再生整備計画事業とは、地域の創意工夫を反映した総合的なまちづくりを推進するために創設された制度であり、事業期間はおおむね3年から5年で事業費に対して約4割の国費が充当されます。

当町においては、平成20年度より西部地区及び中央地区並びに吉原地区の3地区について、都市再生整備計画を立案してさまざまな事業を実施しております。

西部地区につきましては、安全・安心で住みよい快適なまちづくりを目標に掲げ、地域幹線道路である荒川沖・寺子線を初め、生活道路の整備・修繕、本郷第一土地区画整理事業、公園整備等を実施いたしました。

事業の効果といたしましては、既存幹線道路の渋滞が緩和され、利便性・安全性の向上が図られたとともに、都市基盤の構築により、定着人口の増加が図られました。

次に、中央地区につきましては、安全・安心で快適なにぎわいのあるまちづくりを目標に掲げ、霞ヶ浦平和記念公園の整備、観光施設の情報板設置、予科練平和記念館において特別展の開催、生活道路の整備・修繕、公園事業、学校及び周辺に防犯カメラの設置等を実施いたしま

した。

事業の効果といたしましては、道路事業や公園事業により住環境が向上し、ゆとりある空間が創出されました。また、予科練平和記念館の関連整備により、活力ある地域の振興に一定の成果が得られました。

次に、吉原地区につきましては、新しい居住の場・阿見東インターチェンジを中心とする新市街地の環境整備と顔づくりを目標に掲げ、阿見吉原土地区画整理事業地内の都市施設の整備、情報板設置、コミュニケーションセンター整備、福田工業団地線整備、準用河川桂川の河川改修等を実施いたしました。

事業の効果といたしましては、都市施設を整備することで新市街地が創出され、また、情報板設置やアクセス道路の整備により、交通渋滞が解消されたとともに無電柱化による沿道の景観形成が図られました。

以上3地区の目標と整備内容及び効果等を御説明申し上げます。都市再生整備計画の事業を行うことで、新たな町の課題も見えてまいりました。このため、これらの課題を解消するため、平成26年度より新たに中部地区及び東部地区の整備計画を策定いたしました。

中部地区の整備目標としては、町民の暮らしを支える安全で安心なまちづくりを推進すること。このことを目標に掲げ、狭隘な道路の整備・修繕、防犯灯の設置、排水路の整備及び災害対策として中央公民館、町民体育館、役場等の公共施設の耐震化を図ることといたしております。

次に東部地区の整備目標としては、商業・産業・居住空間等の融合による良質で豊かなまちづくりを図ることを目標に掲げ、吉原土地区画整理事業地内の歩行者専用道路整備、公園・緑地整備、町界町名地番整理及び地域の基盤となる生活道路の整備を推進することといたしております。

2点目の都市計画道路の早期整備・供用開始の推進について、また、どのような交付金があるのかについてお答えいたします。

初めに、当町の都市計画道路の整備状況について御説明をいたします。

当町の都市計画道路は国道が3路線で16.53キロ、県道が9路線で28.63キロメートル、町道が16路線で29.37キロメートル、合計28路線、総計画延長で74.53キロメートルが都市計画決定されており、延長ベースで63.8%が供用開始されております。

現在、当町において限られた財源の中で費用対効果の高い荒川沖・寺子線及び中郷・寺子線の整備を推進しているところです。

荒川沖・寺子線はJR荒川沖から県道土浦・竜ヶ崎線バイパスを経て、都市計画道路寺子・飯倉線に至る計画延長2.9キロメートル、幅員26メートルの幹線道路です。これまでに、西側

区間2.5キロメートルを本年7月に供用開始をいたしました。さらに今年度、その延伸の0.3キロメートルの道路改良事業を施工しており、全体延長の2.8キロメートルを平成26年度初夏に供用開始する予定であります。

中郷・寺子線は茨大前交差点から荒川沖・寺子線に至る計画延長2.6キロ、幅員18メートルの幹線道路です。これまでに茨大前交差点から阿見交番交差点までの区間0.95キロメートルを供用開始しています。今年度は、荒川沖・寺子線から三区湖南通運に至る0.7キロメートルを整備し、暫定開通を荒川沖・寺子線と同時期の平成26年初夏に予定しております。

この供用に伴い広域的な道路ネットワークが構築され、既存道路での渋滞解消や安全性・利便性の向上が図られるとともに、中央市街地と西部市街地が連結されることにより、市街地の促進が期待されます。

一方、荒川沖・寺子線の延伸である寺子・飯倉線及び中郷・寺子線の延伸は、道路ネットワークをさらに強化するために必要な道路と認識しているところですが、都市計画道路整備には多額の事業費が伴う等、課題も多いことから、町の財政状況や国の補助金の動向等を勘案しながら次期整備計画を改めて検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、どのような交付金があるのかということですが、国土交通省所管事業として社会資本整備総合交付金があります。事業費に対して約4割～5割の国費が充当されます。

次に3点目の阿見町のランドデザインと定住できる土地利用促進策についてであります。

土地利用に関する町のランドデザインについては、第6次総合計画の基本構想において、都市のランドデザインとして示しております。これに関する町の基本的な考え方は、地域の特性を活かし、町の質を高める土地利用を進め、よりよい阿見町を次世代に継承していこうとするものです。そのためには長期的・計画的な視点を持ちながら、都市と田園が調和し、職住のバランスを図り、自然環境の保全・活用を進めていく必要があります。こうした考えのもと、土地利用に関する4つのゾーニングを設定しています。これを基本方針として、このゾーニングに従う土地利用を目指すものです。

また、定住促進については、第6次総合計画の前期基本計画の中で、2つの重点施策の1つとして掲げており、町として重要なテーマであると考えております。土地利用に関する施策例としては、荒川本郷地区における住宅等の建築を効果的に誘導するため、必要となる上下水道や生活道路の整備、また、阿見吉原地区における商業・流通を初めとする多様な産業立地を促進するための、必要となる土地利用制限の変更などが上げられます。しかしながら、定住促進策については、土地利用に限らず、あらゆる施策や事業を効果・効率的に展開することが大切であると考えております。

次に4点目の、当町における新設町道整備の取り組み状況についてお答えいたします。

日頃から道路計画に当たっては、単一的な計画ではなく交通量などその地域それぞれの実情に合った道路構造を採用するなどして、高い品質を維持しながらも常に経費削減に努めております。また、平成21年度から都市再生整備計画事業により、年間約1キロメートルの道路整備を進められるようになり、町の単独事業のみによって整備していたころと比べて整備量が飛躍的に増大しております。さらに来年度からは新たな都市再生整備計画を策定することで、交付金が受けられるエリアを拡大し、要望箇所が早期に整備できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時40分といたします。

午後 4時28分休憩

---

午後 4時40分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番久保谷実君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは、難波千香子君の質問を再開いたします。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 引き続きよろしく願いいたします。

先ほどの御答弁でございますけれども、これからはですね、土地再生整備計画事業なんですけれども、26年度からは中部地区と東部地区という御答弁がございましたけれども、この中央じゃなくて中部地区、東部地区、その辺を詳細教えていただければと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。まず東部地区……。ま、これは以前行いました西部地区それから中央地区、これを、エリアを拡大してございます。要するにこの整備計画につきましては、そのエリアの中の安全・安心なら、そういう目標を立てた中のパッケージ事業ということになりますので、基本的には前回は行ったもののエリアの拡大ということになります。エリア……。

あと中部地区でございますが、現在のこの役場がある側の市街化区域からこれ、荒川本郷地区、それから前回やった西部地区、この一体を、上本郷も含めた中の一体としてエリアをくくっております。ですから、かなり広範囲の中で事業を進めていくというような予定でございます。

す。

東部地区につきましては、今区画整理を実施しています吉原を中心とした、あの辺の工業団地等を含めた中のエリアということで、そのエリアをかなり拡大してその中でその都市再生事業の整備目標を立てて道路なり、それに関連施設を整備していこうというような計画でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そうしますと、第6次総合の31ページにございますけれども、今度東部地区というのは道路が開通しました。あれですね、この地図でいいますと南平台まで続くこのエリアが東部地区ということで、吉原地域からかなり広げてこれからはしっかりと整備をやっていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、失礼しました。エリアはそこまでは広くはございません。基本的には、工業団地でいいますと東部工業団地、それから吉原の区画整理、それから福田の工業団地、この辺を含む一体的な整備というようなことで、そちらまでは含まれておりません。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。そうしましたら、都市計画道路の件ですけれども、寺子・飯倉線、先ほどでは29キロのところを2.5ですかね、終了しているということと、あと寺子・荒川沖がこれもですね、18キロのところを2.6キロ。まだ先があるんですけれども、今、寺子・飯倉線ですけれども、警察のところまで行かないで何か途中でとまっているような——湖南のところにとまっていますね。

湖南から先で交通事故よくあるんですけど、あそこはもう少しなんですけど、あの計画っていうのは1点、あるのかということと、あと大変失礼ですけれども、柏根ですね、そういったところも、やはりそこがつながると本当に一体的に東部で——東部工業団地、雪印ができましたので、そこで生活ゾーンとして今、荒川本郷でお住まいに今、これからなるかと思うんですけど、そういった阿見町をずっと長期ビジョンに見たときに、そういった大動脈ということで、そういうのも必要ではないかなと思うんですけど、展望的には考えられますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁にありましたように、町のほうとしても重要な路線であるとは考えておりますが、この都市計画道路につきましては、かなりの費用がかかるということで、町の財政と、それから国の補助の動向等を踏ま

えて検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。よろしく願いいたします。そして、3番目のあれなんですけれど、道路のしっかり今年からは、来年からは、もう少しできるんじゃないかという答弁がございましたけれども、今大体やっただいてるのよりも年間1キロですかね、やっただいてるのは、増えるという御答弁でしたけれども、阿見小学校の裏——通学路なんですけれども、産建でも要望出して——毎回出しておりますけど、町道第0140号線なんですけれども、非常になかなか変わらず拡張も厳しい状況なんですけれども、歩道整備だけでもそういった整備の方法があるのではないかなと思うんですけれども、その辺の見通しはいかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。あの道路については、町のほうとしても非常に危険だということで認識しております。それで、議会のほうからも御要望等がございまして、町のほうでも今——あの幅だけだとちょっと難しい部分がございますので、今地権者のほうに当たっているところがございますが、まだ何分理解が得られない方がおりますので、もうしばらく待っていただきたいと思います。理解が得られ次第、ここは早いうちに整備していきたいという路線ではございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございます。道路と道路整備、大変にお金のかかることでありますけれども、またしっかりと整備なり地道な大変な作業になると思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

じゃ、以上で次の質問に移らさせていただきます。

未来の子供たちの教育環境について、お願いいたします。

1点目、阿見町教育振興基本計画が、平成18年に教育基本法が改正され、それに伴いまして当町は今年の3月に制定されましたが、内容を見ますと現在実施されている教育施策の延長にあるように見えますが、阿見町の教育の特徴は何でしょうか。具体的な取り組みがございましたらお聞かせください。また、制定効果はどのように期待していくのか、お伺いいたします。

2点目、世界的な競争と共生が加速して、国際的な活躍するグローバル人材の育成が急務となっておりますが、グローバル人材の定義はさまざまな見方がありますが、お答えをお聞かせください。英語力がグローバル人材に必要なことは言うまでもありませんが、我が国が国別ランキング163カ国中135位と低位置に甘んじているのが現状であります。

そのため政府の教育再生実行会議は、小学校で英語を正式教科にするなどを柱とする国際化

社会での人材育成についての提言を首相に提出し、小学校の英語学習を教科にすることにより4年生以下にも教えることを提唱しています。

阿見町の小中学校を卒業し、海外留学や海外で活躍されているお子さんがたくさんおられることも聞いております。先生方の御指導の賜物と敬意を表するものです。当町の英語教育のこれまでの実績及び今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目、小学校全学年での少人数学級移行について。県独自、現在4年生までに限っていた小学校少人数教育——35人以下学級について、早ければ来年度から全学年で実施する方針を知事は明らかにしておりますが、今年度の小6の前、前ですね、学力テストが、全国の学力テスト結果では国語と算数——基礎問題、応用問題とも、本県児童は全国平均を上回り、全国順位は全科目で18位から23位にランクしたこともあり、一定の成果があらわれたとし、全学年で実施したいと説明しています。

今後の当町の各小学校のクラス数と教師の配置はどのようになるのか、お伺いいたします。

4点目、学校施設整備での防火シャッター扉の安全対策の取り組みについて、お伺いいたします。安全装置が動かなくて煙で死者が出た報道が最近もありましたが、前にはそうでないときに動いて子供が挟まれで死亡した事故もございましたので、全小中学校の防火シャッター及び扉は点検されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 難波議員の御質問にお答えいたします。

最初に、阿見町教育振興基本計画が策定されたが、その効果はどのように期待するのか。阿見町の教育の特徴は何か。具体的な取り組みについて、にお答えします。

阿見町教育振興基本計画は、5章21節で構成され、各節ごとに、計画の実行により期待する効果を「未来の姿」で記載しております。

一例を上げますと、1章3節「確かな学力の定着を目指した教育の推進」では、未来の姿として「児童生徒に基礎・基本が定着し、自ら考え課題を解決する力が備わっています」

また、2章1節の「豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実」では、未来の姿として「児童生徒が、生命を大切にす豊かな心を持ち、健やかに成長しています」

2章2節の「健やかな体の育成」では、未来の姿として「児童生徒が、規則正しい食生活やスポーツを通して、健やかに育っています」となっております。

このように、教育振興基本計画を進めることによる効果として、期待することを各節の頭書に未来の姿としてあらわしております。

計画の基本理念として、家庭・地域・学校・行政が手を携えて、町ぐるみ、地域ぐるみで子供を育てる教育を推進することとしております。

学校教育については、平成25年度の「阿見町の教育」の中に、27ページから具現化のための指導の重点として、基本計画に沿った形で具体的な取り組みを載せてあります。この指導の重点を踏まえ各学校で実践を図っております。

次に、2点目のグローバル人材育成について、英語教育のこれまでの実績及び今後の取り組みについて、にお答えします。

グローバル化に対応するため、中学生を国際交流親善大使として、アメリカ、中国へ派遣して、海外での生活を体験させています。

英語教育については、小学校では、5・6年生が英語へのなれを主な狙いとした外国語活動を年間35時間以上行っています。中学校では、教科としての英語を年間140時間以上行っています。いずれもALTを活用し、生きた英語に接する機会をつくっています。今後も、小中学校教員の学習指導における連携を図るとともに、指導方法・技術の向上を推進いたします。

次に、3点目の小学校全学年での少人数学級移行について、今後の各小学校のクラス数と教師の配置はどのようになるのか、にお答えします。

橋本知事は、11月9日、現在4年生までに限っている茨城県独自の小学校少人数教育について、早ければ来年度から全学年で実施する方針を明らかにしました。

阿見町としましては、県の方針による学級編成に従い、児童生徒に寄り添ったきめ細やかな指導を行い、基礎学力の向上を目指していきたいと考えております。

最後に、防火シャッターの安全対策の取り組みについてお答えします。

町立小中学校については、毎年、専門業者に消防設備点検を委託し、施設の状況を調べております。また、消防署による点検の指摘事項で防火扉及び防火シャッター等の消防設備に不具合があるものについて、修繕を行っております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変に詳しくありがとうございました。阿見町はいろんな、着実にやっているという御答弁をお伺いすることができました。

それでは、英語教育に関してですけれども、ALTの先生は何人いらっしゃって、この費用というのはどこから出ているのかお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えいたします。ALTの先生は、現在5名おります。費用につきましては町全部、全額持ち出しということになっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そうしますと、これで中学3……。よろしいですね。そして、阿見町としては英語の習熟度の目標というか、そういうのを掲げていらっしゃると思うんですけども、小中学校はどの程度になればということを目指しているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。小学校におきましては、外国語活動という名前でやっているわけですが、これは英語になれ親しむというのが最大の目的になっております。中学校におきましては、各学年それぞれのカリキュラムに従って、それぞれの到達目標というのが示されております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。それ以上のレベルアップとか、こういういろんな、そういう可能性とか、そういうのは何かやるつもりはないのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 小学校におきましては、まだ文字を習得するとかそういったことではなくて、やはりなれ親しんでコミュニケーション能力を高めるというようなことで、小学校の時代から余りこうぎすぎすやりますと英語離れといいますか、ということがありますので、楽しいんだなということをやっております。

中学校におきましては、例えばレベルアップということと考えますと、英検をたくさん受験して何級を取得するとかということがあるかと思いますが、それに関して今、阿見町としてこうしましょうということはやっておりません。各学校のやり方でお任せをしているところです。

以上です。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。そのほかにですね、阿見町には私立の中学校、また高校、また大学も先ほど3つもあるというお話でしたけれども、そういった中で連携とかそういったものを有効にやられているのかどうか。また、学生のインターンシップ等、そういったことも取り入れて、より効果的ではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。いかがでしょうか。ちょっとこう、記載がなかったもんですから。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。英語に関してということでは、現在そういったことはやっておりますが、そのほかのこととしまして、県立医療大学、学生さんを教育実習で受け入れて、

養護の先生について養護の勉強をしてもらうとか、逆に何かそういった保健関係のことで講師として来ていただいて助言をいただいたり、そういったことで活用しているところです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 今後もそういった交流とかは余り考えてないのでしょうか。先ほどお話しました……。もう中だけでやっていくっていうお考えでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○10番（難波千香子君） 中学、高校、大学とかあるんですけども……。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。私立との学校との交流というのは、なかなかいろいろ教育課程等難しい部分がありまして、現在のところやっておりません。ただ、科学研究作品展であったり、そういったところでの交流ということは現在も進めております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。ちょっとこれからはせっかくございますので、そういった視野もどうかなって、よそはやってますので、そういった私立があるところは高校なんかも——高校・中学とやってるところも多いので、研究して見ていただければと思います。

それとですね、あと阿見町は特にお一人お一人のコンピューターというか、IT機……。先ほども御答弁ありましたけれども——しっかりとやっていच्छゃるという御答弁あったんですけども、そういったものはお一人お一人持っているのでしょうか。それとも、そういったコンピューターとかそういうのは……。それはALTの教室に行つてということでしょうかね。はい。

あるところなんですけれども、ここやりとりしちゃいましたけれども、学習意欲の向上をということで、佐賀県の武雄市というところなんですけれども、やっぱり今のお子さんは、こういうあれですよ、いろんなタブレットというか、もう本当に習得が早くて、それを使って、そこにアプリはもちろんそういう1つの研究データしか入ってませんけれども、それをお一人お一人持ってて、それを5年生、6年生にやったところ、勉強しない子も、家に復習……。明日やる場所とか、復習を……。予習ですね、ごめんなさい。予習を家でやってくる。それで5年、6年やってて、とても非常によかったということで、勉強しない子が家でも勉強を楽しんでやるということで、とてもよかったということで、1年生から——26年度からは全学年で取り入れるという、とても……。

それで公開をしたっていうんですね。公開授業を。そういったこともやられて、反転授業っていう、そういうことになってるそうなんですけれども、そういった中で、今の子供が電子黒板も使っていただいていると思うんですけれども、それをまた小さくした形で。で、翌日に勉強したことを四、五人でチームを組んで討議をする。それで、そこで話せない子も話せるようになるという、そういったディスカッションができて意見が言えるようになったっていう。

そのタブレットを介して好奇心を育ててやってるっていう、そういった事例もございますので、いいものは先取りというか、ぜひね、入れていただくことがよりお子さんにとっても親御さんにとっても大変に受け入れやすいんじゃないかなと思いますので、阿見町にとっても、一生懸命やっていただいていますので、さらにそういうものはどうかと思います。

いかがでしょうか。そういった……。小学校——英語も小学校1年から茨城県内でも、もう幾つも英語をね、ALTの先生が来て市町村のお金で——もう教育にお金をかけるということで、もう1年生から楽しみながら町で、もう子供にということで、やってるところもあるんですけれども、そういった今の現状からさらについていう、そういうものを取り入れる、これに限らず、そういうお考えはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、貴重な御意見ありがとうございます。今後ですね、先進的な取り組みをしているところを調査研究しまして、よいものは取り入れていくということでやっていきたいと思います。

あと補足なんですけれども、小学校五、六年生が今英語活動ということでやっていますが、もちろん1年生から4年生までに関しましてもALTの先生と交流ということで、例えば給食を一緒に食べるとか、あるいは何か学年集会に来てもらって一緒に活動するとか、そういったことで教室にも訪問しますし有効活用ということで、阿見町では取り組んでいます。

以上です。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、そういった意味で町長にも教育に、投資なんですけれども、町全体の話になりますので、ぜひ教員ですよね、そういった先生がいて初めて子供たちもしっかりと育つと思いますので、惜しむことなく……。ALTも今5人とおっしゃってましたけれども、もうぜひぜひ枠を広げて、1年生ぐらいから、本当にグローバルなそういう子供たちを育てるためには必要不可欠でございますので、切によろしくお願い申し上げたいと思います。

それで、以上で終わりたいと思います。

それでは次に行きます。それでは、次の質問に移りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。最後になりますけれども、心と身体の健康の早期発見についてお伺いいたします。

携帯電話やパソコンを使って、気軽に自分や家族の心の健康状態を診断できるシステムであります「心の体温計」を、当町では平成24年4月導入していただいております。大変にありがとうございます。現在アプリが開発されておりますうつ・自殺予防対策に加えて、アルコールそしてメタボ、認知症チェック、いじめのサイン「守ってあげたい」等があります。

いじめのチェックでは本人と保護者がそれぞれ別々に質問に答えることができます。診断結果とともに各相談窓口が表示されています。今後の展開について早期発見につながるアプリの追加導入と、各関係機関と連携して周知啓発方法はどうかお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、心と身体の健康の早期発見について。「こころの体温計」は、携帯電話やパソコンを利用して、気軽にメンタルヘルスチェックできるシステムとして、平成24年度から導入し、年間3万261件のアクセスがありました。件数の内訳は本人からのアクセスが約1万4,000件で家族からが5,600件となっており、多くの町民に利用していただいております。関心の高さがうかがえます。

このようなことから、議員提案のアプリの拡大につきましては、順次拡大していくよう考えております。なお、平成26年1月より、メタボチェックを機能追加する予定で進めています。この周知啓発については、12月13日発行の「広報あみ」のお知らせ版にて周知しております。

いじめサイン「守ってあげたい」につきましては、教育長から答弁をしていただきます。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） いじめサイン「守ってあげたい」による早期発見についてお答えします。

現在、茨城県の子どもホットラインや、各教育事務所内に設置されているいじめ・体罰解消サポートセンターへ、電話やメール・掲示板への書き込み等で相談ができるようになっております。

御指摘のアプリは、児童生徒が自分の状況を客観的に把握できるものと伺っています。前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願い申し上げます。阿見町では、入れていただいた場合、いじめのサイン「守ってあげたい」1人で悩まないでっていう、そういうタイトルでありますけれども、窓口——よそは窓口がいろいろあるんですけれども、阿見町は相談窓口

というのはどのようになるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。現在、阿見町として窓口というのはございません。ただ、今県南教育事務所であったり、本当にいろんなところでいろんなそういったSOSを出す機会が設けられております。子どもホットラインであったりチャイルドライン、いじめをなくそうネット目安箱、いじめ・体罰解消サポートセンター内のそういったですね、もの。

あるいは学校でも、学期に1回はそういった生活アンケートを通して子供たちの状況を把握したり、あとふだん担任の先生方が変わった様子がないかなというふうにもいつも見ていただいとすることで、いろいろ発見するチャンスが増えております。

ということで、恐らく全国的に見ても昨年度いじめの発見件数が増えているという状況があるんですが、そういった機会が増えたからこそ、発見数が、件数が増えたということだと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。いじめはあつては当たり前って教育長、御答弁前されたかと思えますね。評価には入らないっていうことで。いじめの解決策は、昔からなくなるということはないっていう、それを聞いて大変にね、安心した1人なんですけれども……。ちょっとあれなんですけど、いじめがあった場合……。えーっと、済みません、ごめんなさい。

よそでは、いじめ・体罰ですね、教育委員会指導室が窓口になっております。阿見でもそういった、しっかりと、もしやっていたら、阿見としてもぜひ。やはり安心しますので、全国、県とかそれももちろん必要なんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。各学校でそういった事実が発生した場合は、窓口としては生徒指導担当の齋藤という指導主事がおります。そこが窓口になりますが、全体で解決に当たるというようなことです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 最後になりますけれども、そういういじめは犯罪でもあり、また人権問題でもあるわけなんですけれども、そういった場合、大津の事件もありましたけれども、最後確認したいんですけれども、その場合には、阿見町は警察の介入、また擁護の、そういった擁護——人権擁護委員とか、そういった協力するおつもりは当然あるのでしょうか。確認だけ

したいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。いじめ問題にしましてもそうですが、全てもうそういった関係機関にすぐつなぐということで、以前ですとそういう閉鎖的に隠そうなんていうようなところもあったようなところもあると思うんですが、もう、今はもう、自分だけでは解決できないもの、全てオープンで関係機関につなぐということで、指導をしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。いろんな……。学校内だけでおさめるというのではなくって、もうぜひ、それが子供のためでもあり、全てのためだと思います。で、こないだ、変な言い方ですが、教育の日がありました。ぜひ、それを学校にどう活かすか。

11月の2日の日、教育の日に夜回り先生——水谷修先生が来ていただきました。もう滂沱の涙で、私も聞いて、ちょっと顔を上げられませんでしたけれども。こんなにも子供を思ってくれてる方がいるんだっていう。ま、全員先生方は当然ね、そうだと思いますけれども、それをどうやって……。こうやって、こうやって、こうやって学校に行かしてくださいって、もう絶叫たる勢いでもう、されてたと思います。それを本当に受けていただいたと思いますので、その辺を最後にお聞きして、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 11月2日なんですけど、教育長がですね、所用で出席できませんので私が出てまして、今思い出すことはですね、水谷修先生、これの事例を交えた形で中高生の非行、それから薬物汚染、それからエイズ、心の病の問題や体の動かすこと、それから挨拶をすることの大切さをしみじみ感じております。

あと心に残ってることはですね、子供たちの心の成長にはですね、じっくり考える時間と余裕が必要であり、今の親や大人にはそれを……。今の親ってことじゃないんですけど、それを見守る義務があるっていうことを痛感して感じたところでございます。また、親や大人たちは、今現在なんですけど、その見守るための何かゆとりがないのかなということで感じております。

この日にはですね、当然学校の先生から全てで約650人が来ております。で、当然今後の学校教育指導のほうに活かされていくと思います。

あともう1つはですね、5つだけ言葉で言ったんですね。1つ、毎日1つでもいいから美しいものを見なさいよと。そういうことで、落ちつくっていうような形ですね。あと2つ目、醜いものは教えろよと。先生は、闇の世界、そうすつと闇の世界の醜さを知ればそこには近寄ら

ないよってというようなこと。それから毎日——これは今、当然学校でもやっています、毎日5分でも早く起きろよっていう、早起きをやりなさい。それから、毎日体を使いなさいよ。あの先生は大げさにね、小学校1年生であれば放課後グラウンドを10周、中学生であれば50周って言ってましたけど、ともかく体と心は分離してますよっていうことで、体を動かさなさいよっちことも言ってました。で、あともう1つ、5点目としては親は模範を見せなさいよ。ああ、なるほどなって。親が、要するに揺らいでは、子供も揺らいじゃうっちいうことで、感じております。

それから自殺のことについてはですね、1人も死なせない。いいんだよっていうふうな言葉、生きてさえすればそれでいいんだよという言葉が心に残ってしまして、当然皆さん感動したし、その思いでやっていくと思います。

それで、最後にですね、水谷修先生に色紙を預かりまして、何て書いてある……。 「頑張らない」 っちゅうことでいただきました。この意味がまだ理解できないんですが、頑張らないちゅう意味でいただいております。そういう感じておりますんで、当然今後の教育に活かされると思いますんで、よろしく申し上げます。

以上です。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ理解していただいて、教育に活かしていただきたいなと思います。

長時間ありがとうございました。よろしく申し上げます。今後とも。失礼します。

○議長（倉持松雄君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） 大変お疲れのところですけども、今しばらく辛抱してください。

通告に従い、質問をいたします。

本日の私の質問は、天田町政を検証することです。平成22年に3月、天田町長は民主党の推薦を受け当選し、はや3年9カ月が過ぎました。町民の審判の結果ですが、そのときに町民に掲げた公約に4つの誓い、6つの改革、18の約束をしまして、そしてさらに5つの財源確保の方法について公約をされました。これら町民に約束した施策が任期満了を迎えるに当たり、どれだけ果たせたのか検証をする必要があると思います。

達成状況はどうなのか、もし点数を自らつけるならば何点ぐらいなのか。こういうことをお尋ねをいたします。1つ1つ丁寧にお答えいただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願

います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、私の公約の達成度は、ということであります。

この時期に来て、本当に私の公約をどういうふうになってたかという、やっていたかということ質問していただきまして本当にありがとうございます。私のやったことがどういうことなのかというところが、皆さんに知っていただけるのかなと、そう思います。

それでは、まず初めに4つの誓いの達成状況についてです。

1つ目の「行政改革を徹底して進めます」につきましては、6つの改革として掲げた町長退職金の廃止、事業仕分けの実施、外部評価制度の導入、多選禁止の条例化、役場組織の活性化、窓口サービス延長を中心に推進してまいりました。

このうち、窓口サービスの延長においては、平成22年6月から、日曜開庁時間を半日から1日に延長することにより、住民サービスの向上を図っております。

済みません、これは21ページぐらいありますんで、ちょっと時間が長くなります。

役場組織の活性化につきましては、職員採用の年齢上限を引き上げ、社会経験豊富な人材を登用することにより組織の活性化を図っております。

事業仕分けの実施及び外部評価制度の導入につきましては、平成24年度と25年度の2カ年にわたり、外部評価の一手法である事業仕分けを実施しており、平成26年度には、（仮称）外部評価委員会を設置し、第三者による評価を実施したいと考えております。

町長退職金の廃止につきましては、茨城県市町村総合事務組合の意思決定が必要となり、支給そのものをとめることが困難なことから、退職金相当額を給料から減額する条例改正案を上程いたしました。賛同がいただけず実施に至っておりません。これはもう、何度も何度も藤井議員にお話したとおり、私がこの町長という立場にあらなくなったときに、きちんとした形で払いますってということで、この後も出てきますけど……。

多選自粛条例につきましても同様であります。

次に、2つ目の「住民が主人公の町政を実現します」についてであります。

町民の皆さんから、直接町政に対する御意見や提言をいただくため、町長就任当初から広聴会を開催してまいりました。これまでにいただいた御意見や提言は、可能な限り町政に反映させていただいているところでございます。

また、町民自らが町の政策や運営に関わるシステムを構築するため、平成24年5月に審議会等委員公募要綱を制定し、さらに、平成25年3月には協働の指針を策定し、町民の皆様がさまざまな場面で町政にかかわる機会の確保に努めております。

次に、3つ目の「子ども優先の政策・事業をします」についてです。

子育て環境の充実のため、待機児童対策として平成23年4月にうずら出張所内に二区保育所分室の設置、平成25年4月には民間認可保育所の開所、さらには、乳幼児を対象とした家庭的保育事業の実施などに取り組んでまいりました。

また、放課後児童クラブ・学童保育については、放課後子ども教室の全校実施、放課後児童クラブの施設整備とあわせ、全学年受け入れに向け、計画的に取り組んでおります。

次に、4つ目の「日本一元気なシルバー世代がいるまちを」についてであります。

シルバー世代の仲間づくりや健康づくりのための生きがいくくり事業として、シルバークラブの活性化を図っております。新たなクラブ設立の支援や既存クラブの運営支援、指導に当たる事務局体制の整備を行いました。

また、生涯現役で知識や経験を發揮していただく達人バンクにつきましては、積極的な活用が図れるよう、町内のイベントでの実演や生涯学習フェスティバル等での登録者プロフィールの掲示など、登録者の情報提供を行っております。

以上、4つの誓いについて、6つの改革を含めて申し上げました。

次に、18の約束の達成状況についてであります。7つの項目ごとに申し上げたいと思います。

まず1つ目の項目、子育てについては、子育て環境日本一を目指し、子育て世代を支援することを目的としたもので、3点ございます。

1点目の「子どもの医療費負担を無料にします」につきましては、平成22年10月から小学校6年生までの小児医療費の無料化を実施いたしました。また、平成25年4月からは、助成対象を義務教育課程が修了する中学3年生まで助成対象を拡大して実施しております。

次に2点目の「放課後児童クラブ・学童保育を充実します」については、教育委員会で実施していた放課後子ども教室と、児童福祉課で実施していた放課後児童クラブの事務の一元化を実施し、放課後対策の効率的な事業運営を行うとともに、事業の充実強化を図っております。

平成24年度には、舟島小学校において専用施設を整備しております。

3点目の「保育ママ制度」についてであります。

多様化する保育ニーズに対応するため、乳幼児を対象とした家庭的保育事業を平成25年度から開始いたしました。

2つ目の項目、「学校」については、安心・安全な環境の中で、いつまでも心に残る学校生活をつくることを目的としたもので、2点ございます。

まず1点目の「遅れている校舎耐震工事を進めます」についてであります。

児童生徒の安全な教育環境を確保するため、当初の耐震化年次計画を前倒しし、平成26年度の耐震化率100%を目指し、整備を進めております。

2点目の「食の大切さを実感できる食育に取り組みます」につきましては、JAの協力を得

ながら、食育推進事業を実施し、学校ファームにおいて作物の栽培から収穫の実体験を通して食育を学ぶ取り組みを行っております。

茨城大学農学部との連携により、「あみまちを食べよう学校給食推進事業」を実施し、町内産の農作物等を学校給食に取り入れ、あわせて生産者等と一緒に食と農の授業を実施することで、子供達の農や食への関心を高める取り組みについて行いました。

さらには、新給食センターにおいて、米飯給食を週3回から週4回に増やし、日本型食生活の普及定着と地場産米の消費拡大を図ってまいりました。

3つ目の項目、「産業」については、後継者や起業家を支援するなど、地元産業の支援をすることを目的としたもので、4点ございます。

まず1点目の「道の駅構想を推進します」につきましては、平成24年度に道の駅基本構想を策定したところであり、今後も道の駅整備に向け、継続して取り組んでまいります。

次に2点目の「地域農業を活性化します」についてであります。

農業振興の中核となる担い手を確保・育成するため、新規就農者への就農相談会を実施し、農業への新規参入の促進に取り組みました。また、農業経営に強い意欲を持って取り組む農業後継者に対して、経営引き継ぎ時の不安定な初期段階における支援制度を創設いたしました。さらに、農産物加工についての相談会や研修会を実施するとともに、町の特産農産物を活用した加工品の試作の取り組みに対する支援を行っております。

3点目の「まい・あみ・ブランドづくりに取り組みます」についてであります。

茨城大学との連携により、農学部で研究栽培している「湯苺」を使用した商品開発を行い、スイーツフェアを開催するなど、地域ブランドづくりに努めているところであります。

4点目の「阿見学講座・観光ガイド・阿見応援大使制度をつくります」についてです。

平成22年度後期の定期講座から、町内の歴史等に関連した学習を行う阿見学講座を新たに開設いたしました。また、この阿見学講座の修了者を中心にあみ観光ボランティアガイドの会が結成されております。

阿見応援大使制度については、平成22年度に「あみ大使制度」を創設し、同年度に3組、平成24年度に1組、現時点で計4組をあみ大使として委嘱しているところであります。

次に4つ目の項目、「環境」については、霞ヶ浦などの自然環境を保全し、次の世代に手渡すことを目的としたもので、3点ございます。

1点目の「環境マネジメントシステムを導入します」についてであります。

地球環境に配慮した取り組みを積極的に実践し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを目指すため、平成25年11月に茨城エコ事業所の認定取得を行いました。

2点目の「谷津と里山を再生し環境を守ります」についてであります。

谷津と里山を再生し、生態系を保全するため、環境基本計画に基づき、環境審議委員を中心とした自然環境調査班を組織し、平成23年度から平成24年度にかけて、町内の自然環境調査を行いました。また、子供たちの環境教育のため、ふれあい地区館事業と連携し、霞ヶ浦湖畔の自然体験・観察会、うら谷津自然観察会を実施しております。その他、恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう、平地林の保全整備にも取り組んでまいりました。

3点目の「記念樹の森をつくります」につきましては、現時点で達成はしておりませんが、平成24年2月に国に登録したかわまちづくり計画の中で、桜堤及び小公園の整備とあわせて記念樹事業を行いたいと考えております。

次に5つ目の項目、「まちづくり」については、子供から高齢者まで、安全で安らぎのある町を実現することを目的としたもので、2点ございます。

1点目の「安心・安全な阿見町をつくります」についてであります。

水道管の整備において、水道施設整備基本計画を前倒しし、配水管の新設整備を行い、給水区域の拡大を図っております。また、水道加入分担金の軽減措置を実施し、普及率の向上に努めております。

生活道路の整備については、国の交付金を活用するとともに、道路の実情に合わせ、簡易的な舗装整備による工事経費の節減等も行いながら、生活道路整備の拡充に努めてきました。通学路の安全対策としては、警察署、道路管理者、学校等を含めた関係機関による通学路緊急合同点検を実施し、危険箇所の確認と対策の検討を行い、町道0102号線（阿見中央一郵便局から吉田ガソリンスタンド）の路側帯の整備等を実施しております。

2点目の「デマンド交通システムを導入します」につきましては、平成23年2月よりデマンドタクシーの実証運行を開始し、評価・検証で明らかになった町民ニーズに対応するため、平成24年8月からJR荒川沖駅付近への乗り入れと、同9月にはタクシー車両を増車して運行を行っています。

次に6つ目の項目、「福祉」については、政治と行政の原点は住民の命を守り笑顔を増やすことを目的としたもので、2点ございます。

まず1点目の「障害者も安心して住み続けられる町をつくります」についてであります。

障害者の就労支援のため、障害者求人情報の提供を行うとともに、町工業に関する懇談会において、町内の障害者就労訓練施設や特別支援学校の障害者就労に対する理解と就労への取り組み協力への依頼を行いました。また、就労訓練の場として、障害者就労継続B型事業の整備を行っております。その他、障害児療育事業や障害者生活介護事業、町内老人ホームを活用した日中一時支援事業や短期入所事業を実施しております。

2点目の「シルバー世代が活躍できるまちづくり」につきましては、先ほど4つの誓いの中

でも申し上げたように、達人バンクの充実・強化を図っております。

7つ目の項目、「健康・文化」については、町民の生き生きとした活動を支援することを目的としたもので、2点ございます。

1点目の「スポーツを振興し健康日本一のまちをつくります」についてであります。

平成24年度から、スポーツに対する子供の意識や技術力の向上を図るため、町の総合運動公園においてトップアスリートやプロ選手の直接指導によるスポーツ教室を開催しております。

多目的運動施設の整備につきましては、財政状況等を勘案しながら検討しているところであり、達成には至っておりません。

全国障害者スポーツ大会の誘致につきましても、国民体育大会終了時に同じ開催地で行われる。茨城県においては2019年の開催となることから、スケジュール的にはまだ先となっております。

次に2点目の「豊かな人間性をはぐくむ芸能や芸術を振興します」についてであります。

平成24年度から、公民館やふれあいセンター等のフロア及びロビーを利用し、地域において活動している音楽愛好家によるフロアコンサートやミニコンサートを実施いたしております。また、オーケストラと歌おう in Amiを開催し、音楽で元気にするまちづくりに取り組んでおります。

なお、アートディレクター制度につきましては、町の事業の必要に応じて活用していきたいと考えております。

以上、「18の約束」の達成状況について申し上げます。

「政策実現のための5つの財源確保について」であります。

まず1つ目の「行財政と役場改革の実行」についてです。

町長退職金の廃止による財源につきましては、4つの誓いの冒頭に申し上げましたとおり、退職金の支給そのものをとめることが困難なことから、毎月の給料から退職金相当額を減額する条例改正案を上程したところですが、賛同がいただけず実施には至っておりませんでした。退職金につきましては、町長職を退任した後に町に返納したいと考えております。

町長専用車の廃止につきましては、黒塗りの町長車を廃止し、既存のエコカーを使用することにより、環境負荷の低減と経費の削減を図りました。

補助金の見直しについては、一部団体補助及び事業補助の見直しを実施しております。

その他、行財政改革を推進するため、私の任期中は副町長を置かず、これによる財政効果は4年間で4,300万円となります。

また、現在の町長給料月額72万2,000円は、前町長時代に、本来の給料月額85万円から15%を削減した額となっており、私も就任以来この削減を継続し、削減総額は4年間で1,030万円

となっております。

さらに、国からの平成25年度における地方公務員の給与減額要請に対して、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員で10%、一般職の職員で平均6.6%、総額8,500万円の削減を実施しております。

2点目の「制度改革と入札改革による成果」についてであります。

「随意契約を一般競争入札にする」についてですが、随意契約は、工事または製造の請負で130万円未満、その他の業務で50万円未満を対象としており、10万円以上については、原則、指名競争入札と同形式の複数者による見積もり合わせを実施し、競争性を確保しています。

入札契約制度の改善の主なものとして、平成23年度から一般競争入札の建設工事の予定価格について、4,000万から2,000万円以上まで拡大を図っています。

また、これまで一者特命随意契約であったものを指名競争入札に見直したのものや、指名競争入札で行えるものを一般競争入札に見直しを図ったりするなど、改善できるものに関しては、可能な限り対応してまいりました。

次に3点目の「民間活力の活用で事業費を大幅削減」についてであります。

民間活用につきましては、平成25年度開所した学校給食センターの調理・公設民営により、経費の節減を図るとともに、道路・公園の里親制度の拡充を図るなど、協働のまちづくりを進める中で経費削減を図っているところであります。

4点目の「町有財産を積極的に活用」についてであります。

未利用地の活用・売却につきましては、行政財産の払い下げ申請により、平成22年度から平成24年度の3年間で5,200平米余りを払い下げし、1,200万円余りを得ております。

既存施設の利用促進につきましては、前にも述べたように、うずら出張所の会議室を利用して、待機児童解消に向けた二区保育所分室の整備を行っております。

5点目の「企業誘致や立地による税収の増加」についてであります。

町の企業の活性化につきましては、工場立地法における緑地面積率の緩和を図るため、平成25年7月に「企業立地促進法に基づく準則を定める条例」を制定しました。これにより、企業は敷地の有効利用が可能となり、生産施設の拡充等を図ることで、生産力の向上に伴う税収増や雇用拡大に寄与するものと考えます。

優良企業の立地による雇用と税収の確保につきましては、御存じのとおり、阿見東部工業団地に雪印メグミルクとその関連企業が立地したことにより、雇用の創出が図られ、今後は、定住人口の増加につながっていくものと考えます。

以上、私の公約の達成状況については、一通り申し述べましたが、最後に点数をつけるとすれば何点かの質問につきましては、これは私が決めるものではなく、町民の皆様がどのような

点数をつけるか、それは町民の皆さんに任せたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ちょっと長くなりまして、質問がそういう内容でしたのでね、これはもうしようがないですね、済みません。

いろいろ4つの誓いや6つの改革、18の約束と、こういうことをあっちこちから引っ張ってきて、あれもやりましたこれもやりましたと、こういうことでしたのでね。ちょっと俺、文章がないから書きもできなかったんですけども、その1つ1つについて私は反論したりとか、いや、そうじゃねえじゃないかと言うつもりはさらさらありません。

で、私が思っているのは、こういう約束を条文で——条文というのか、これを書いてみてですね、それで退職金のこととか黒塗りの車のこととか、これは議会で、議会で話してるからわかるようなもんでですね、町民は退職金は廃止したというふうに思ってるんですよ。現実にはそうではないんだと。町長がやめてから返すんだと。そういうのが諸所にやっぱあるんです。だからそこは、やっぱり素直にできなかったことはできなかったということで、議会が反対したからって、それはもう基本的に、基本俸給の計算の基礎が違うんだから、こらあもう議会が反対しますよ、こらあ。

そんなことで……。それから、ちょっと1つ2つ、ちょっと言わせていただきますね。役場組織を活性化するとか、これはね、ずっと何をやるっち書いてるんですよ。適正な人事評価のもと機動的な組織にスリム化して人件費を削減しますと、こういうふうに書いてますけども、全然機動的にもなってないし人件費も削減になってないです。だから、こういうことをあっちこちからこうやって、やりましたやりましたっ言われると話を聞いてたら、そのとおりああ全部やってるんだというふうに感じますけども、1つ1つを見るとね、やはりできてないことが多いんです。

で、18の約束にしてもね、私が丸、バツ、三角つけると丸が2つ、三角が5つ、バツが11と。だから、こういうぐらいに、やっぱり感覚が違うんですね。私はこの1つ1つを見ながら、18の約束1つ目は、これはだめ、これは丸とかいうてね、見てみて本当にいいのは、できたのは小中学生の医療費のことか。無料化。これは本当に完全にできました。そういうことは評価をします。

まあ、そういうことでいろんなこの施策はやりますけども、私に言わせればできてないってことは結構多いです。例えば窓口の時間の延長ちゅうのは、それは5時までにはしましたよ。だけど、ここに書いてるのは年中無休365日を順次導入すると、こういうことです。これは兆しも1個もない。そういう話も全然なし。ということですね、やっぱり1つ1つをとってみるとできていないことのほうが多いんです。それを申し上げて、私はこの質問を終わります。

次……。

〔「遠慮してたな」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） もうけんかになっちゃうからね。いいの、そんなことねえ、俺もこれやったよなんて言ったらしょうがねえから。

次にですね、2番目の質問です。

阿見町内の開発事業について、お尋ねをいたします。軽種馬育成事業——けいしゅばって要は軽い種の馬育成事業って書いて、これは馬のトレーニングセンターだと思うんですね。これを競走馬の育成開発事業が君島・石川地区で行われるという計画がありました。で、これはですね、地域の人というのはかなり雇用も期待したでしょうしね、土地を売った人もおるし賃貸契約を結んだ人もおるし、雇用も期待した人もおると思うんですね。

それがどうなったのかという話なんですね。町はどうかかわったのか。それに対して。で、次に時間を置いて、去年ですかね、今度はその地域、その競走馬のトレーニングセンターをつくろうとした君島・石川地区で、同じ地域です、同じ地域で今度は太陽光発電という計画ができ上がったと、浮かんだんですね、できたんですね。それは地元の人に競走馬のことは何も書いてなくて、太陽光発電をやりますと、こういうことが……。

だから、同じ場所で2つの事業がやるということで、地域の方はどっちが正しいんだろう、どっちをやるんだろうと、こういう疑問というのかね、があるわけですよ。だけど、そこで町がどのようにかかわってるかを知りたいし、地域に対して町が何をすべきか、どういう……。まあ、不安はあるのかないか知りませんが、要は疑問があるわけですよ。どっちが正しいんだろうと。

ほいで、聞くところによると、もう関東農政局の人も印鑑も打ってるという、許可をしてる——許可というのか、一応事前協議で承認をしてる。それは競馬のほうですね。競馬のほう。太陽光のほうは全然してない。で、太陽光は、業者が今度は太陽光に、競馬場のところを太陽光にしますというふうにして町民の理解してくださいみたいなことを言ってる。要はそこで町がどのように関与してるのか。そして、県との関係。ね、3番目にあります県との関係もどうなってるのか。

要は、私は土地を売った人、それから賃貸契約結んだ人、そういう人たちがどういう……。心配をしてるからその心配を町の手で、町がほれ、許認可するんだったら町がどっかで知ってるはずですからね。許認可権者ではないとしても通過してるはずですから。関東農政局に行くまでには。だから、その点がどういう関係があるのかを私は知りたいんです。そして、町民に、町民ちゅうか、その地域の住民の方々は今現在こうなってますよと、町としてはこう考えてますよということを伝えてあげたいんです。

そういうことで、よろしく説明をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず最初に、昨年度に太陽光発電の話があったっていうわけですね。今の話だと。全然知りませんでした。昨年度にあったっていうのはね。

○14番（藤井孝幸君） 昨年度……。

○町長（天田富司男君） 自分が言ったのは昨年度って言ったから。

○14番（藤井孝幸君） ああ、ああ、ああ。25年の11……。

○町長（天田富司男君） ああ、何だか昨年度って言うからどうなってんのかなと思っちゃったよ。

○14番（藤井孝幸君） 25年……。

○議長（倉持松雄君） 質問者以外は口を慎んでください。

○町長（天田富司男君） 開発事業についてということで。

君島・石川地区における競走馬育成牧場開発事業についてお答えいたします。

当該開発事業は、君島・石川地区、約40ヘクタールに競走馬の育成を目的とした軽種馬育成牧場を整備するというもので、平成18年に開発事業者より町に計画の説明があり、町・県、関東農政局と調整を進め、現在に至っております。

本開発計画は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を要する土地開発事業であり、開発区域の面積が5ヘクタール以上であることから、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱に基づく大規模開発に該当し、茨城県知事が許可権者となるものであります。また、開発区域の中に4ヘクタールを超える農地があるため、農地転用に関しては、農林水産省関東農政局がその許可権者となるものであります。

初めに御質問の、阿見町の関与についてですが、大規模土地開発事業に係る手続の流れとして、事業計画者はまず、県・町の担当部局と土地利用計画上の整合や開発に伴う技術的基準、関係法令の適用等について、事前に協議が必要となります。また、あわせて、農用地除外の手続に向けた関係法令の適用基準が満たされているかの協議が必要となってきます。全ての協議が完了した後、開発事業者は事前協議申請書を町に提出し、町は町長の意見を添付し、茨城県に提出することになります。その後、県から立地承認を受け、正式に開発許可の申請となります。

次に、現在の進捗状況についてですが、既に、関東農政局との事前協議において、昨年8月に農政局から農地転用については依存がない旨通知があり、今後、事前協議申請の段階に入ることとなっております。しかしながら、当該開発区域における埋蔵文化財に関する包蔵地が広範にわたり存在するため、開発事業者が行わなければならない発掘調査に関する調整に時間

がかかっているものと思われます。町としましては、事前協議申請が提出された段階で、改めて全員協議会で開発事業者からの説明を行う予定としております。

次に2点目の当該地区における太陽光発電事業の経緯とかかわりについてであります。

開発事業者が当該事業地における太陽光発電事業を検討し、手続を進めるため地権者からの同意を得ようとしていることは承知していますが、太陽光発電事業を行うという正式な申し出を事業者から受けているわけではありません。

本事業については、君島・石川地区において、平成20年から21年にかけて、地元説明会を開催し、軽種馬育成牧場として協議を進めてきました。また、関東農政局との調整も済んでいることから、仮に太陽光発電事業を行いたいという、事業者からの申し出を受けた場合、町としての対応を検討することとなり、あわせて、県・農政局への事業計画の取り下げについて指導をしていくこととなります。

最後に、軽種馬育成事業と太陽光発電事業について、県がどのように関わっているのか、についてであります。

先ほども説明したとおり、軽種馬育成事業については、大規模開発となり茨城県知事が許可権者となります。また、太陽光発電事業については、先ほども述べましたが、開発区域の面積が5ヘクタール以上または4ヘクタールを超える農地がある場合には、軽種馬育成事業と同様に、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱に基づき、茨城県知事の立地承認が必要となります。立地承認後、ソーラーパネルの設置及び建築物を伴う事業の場合には、都市計画法第29条の規定により、茨城県知事の開発許可が必要となります。

また、建築物や工作物がなくソーラーパネルのみの設置で、区画形質の変更を伴う部分の面積が1ヘクタール以上の場合には、茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱に基づき、茨城県知事の設計承認が必要となってまいります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ということはですね、軽種馬育成事業が町としての認識としては、トレーニングセンターですか、簡単にトレーニングセンターをつくるということが正式に町に来てただけの話だと。こういう認識でいいんですよね。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。現在はそのとおりでございます。軽種馬育成牧場を建設するというので、事前協議の申請の前ですね、関東農政局も含めた県とか町とかの事前協議を行っているというところでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それで、そこでは町を通して県、関東農政局に行ったと。こういう

ことですよね。町も一応軽種馬育成事業は承認をしたと。これでいいですね。承認ちゅうのか、経由してだから、誰かが印鑑押したんでしょう、これね。ほいで県に行って、関東農政局に行ったと。こういう認識だと思っんですけども……。あ、違うの。ちょっとそんなら、それ違うんだったら教えてちょうだい。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 事前協議をしている段階ですので、農地につきましては4ヘクタールを超える農地があるために、農地の転用の協議が済んだと。あと農政局の協議が済んだと。農地に関してはね。ただ、この開発——40ヘクタール近くの開発事業の協議、事前の協議は全部整って、まだいけません。ですので、事前協議申請する場合は、町の意見書——町長の意見書を添付するんですけども、その事前協議の申請はまだしておりません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういう農地の転用とか、その山林のね、開発なんていうのは、いろいろな縛りがあるでしょうけども、要は軽種馬育成牧場の、このトレーニングセンターはね、をやると言っておりながら、また25年の11月に太陽光発電をやりますよと、こういう話で住民に理解をしてくださいたいなこと言って回ってる——ま、文章もあるんですけども、それは町は関与してないと。全く関与してないということで、理解でいいんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 太陽光発電事業に関しては、全く協議はしてございません。ただ、地元にはですね、同意ですか、を集めてるといふようなことを情報が入りましたので、この開発事業者を呼んでですね、2度ほど状況を伺っております。その状況は、まだ太陽光発電事業を進めるといふ決定したわけではないと。ただ、その可能性については調べているといふことで、伺っております。

それで、地元にはですね、同意を集めたといふことなんですけども、この文章をいただいているんですけども、その太陽光パネルの事業は、最初の手続として経済産業省へ事業申請というのがあります。その協議のために地権者の同意証明書が必要だといふことで、同意をいただいているといふふうな説明を伺っています。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうすると、地元が……。町の知らないところで、その業者が太陽光パネルを設置しますよといふ事業を起こすアクションを起こしてるわけですよね。町としては、さっき呼んで注意をしたといふんですけども、どうですか、そこは。注意はしたんでしょうけども、それからの進展はどうなってるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 事業者から話を聞いたのは25年の9月と——今年の9月と12月の頭に聞いております。それで、先ほど申し上げましたとおり、まだですね、軽種馬育成牧場の申請の協議を取り下げたわけではございませんので、特に農林調整——関東農政局の調整が済んでますので、それをやめるということは、まだアクションを起こしておりません。ということです。ただ、太陽光パネル事業の可能性については調査を始めてるということは伺ってます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だから、住民としてはね、トレーニングセンターをつくるよ、また終わったら——終わったらっていうか、それがまだやってるって関東農政局が事前協議に応じてるのに、また違う事業を——太陽光パネルをやってるちゅういうことは、これは検討してるというて地元の同意をもらってるということは、町としては呼びつけておかしいんじゃないかと、これは言ったということですけども、それからストップ——業者としてはストップしてるんですか。

私はね、町民——住民がね、どうなるんだろうち思ってるのよ。どうなるんだと。この点は町長は何か関与してますか。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今総務部長が言ったとおりで、私はその業者とも会ってもないし…。ただ、どういう状況であるかっていうの本当に知らないんですよ。ただ、太陽光をやりたいとか何とかっていう話がありましたけど。

太陽光発電だっけすぐできるわけじゃないじゃないですか。今から37円80銭の中でやれる状況には今ないんじゃないですか。私はそういう考え持ってますけどね。すぐはできないと思いますよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、すぐはできなくても町長、一応事前にそういう太陽光もやるよという話も聞いたと、こういうことですよ。言ったよね。まあ、それはだから普通に考えればね、2つできるわけがない。だから、それはもう町長もおかしいよと当然言うべきだったんだと思うんですけどもね。担当者が事業者を呼んで注意をしたという話でしょうけども、要は町民——住民に対してですよ、そこの石川・君島地区の住民に対してこうだよということをやっぱりはっきりそこの区長なり代表者なりに伝えてやることはできないんですか。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 何度も申し上げましてとおりでですね、軽種馬育成牧場を断念したわけではないということで、事業者が話しておりますので。ただ、太陽光発電事業も決定し

たわけではないと。こっちは断念しなくて、こっちは決定してないという段階の事業者の説明ですので、まだそういったところでは地元の方に対してははっきりこうだよという説明をするようなまだ段階に入っていないという判断で、まだ町のほうでは何も動いてない。

町の受けとめ方としては、軽種馬育成牧場をまだ協議をしてると、継続してるという受けとめ方をしております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だからね、それはやっぱ不親切なのよ。軽種馬育成事業は続いているという認識、ほいで片やもう太陽光発電やるって地元の同意を求めている文章が出てる。そこでこっちは、私は軽種馬育成牧場をやるとしか知らないから太陽光は私は知りませんよと、こういう話じゃなくて、よく現実を——現実というか現況をね、しっかりと把握をして、私は町民にこうなってるんだという今の状況を私は知らせるべきだと思うんですけど。どうですか。いや、まだ決まってないから私はこっちで、牧場のほうで行ってる、太陽光は聞いてませんちゅう、そういう話じゃなくて、現実に住民に賛同を求められてるの、住民に。説明をしてんだもん。そこはちょっと違うんじゃないか、住民にそんなこといらんことせんでくれって言うことはできないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今の事業者の状況ですね、太陽光事業も模索をしているという状況を、地権者に同意をいただくときによく説明してくださいという指導はしました。それで、まだ軽種馬育成牧場の事業も進めておりますので、町としてはなかなか説明しにくいんですよ。地権者の方もわかりにくいとは思いますが。いずれ近いうちにどちらかっていうのははっきりしてきますので、そのときに農林省関東農政局のほうとも改めて協議しなければいけませんし、当然県とも協議しなければいけませんので、その段階になりましたら地権者の方にも町民の方にも説明できると思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、わかりました。町としてもやっぱりこの業者がやることだからね、口の出せないところも多分あると思います。ただ、町民がそういう不安を持っている、ちょっと疑問を抱いているということはね、なるべく早く払拭してあげないと、どっちになるんだろうみたいなことで、町がそこに関与するんです、してるんですから、既に。軽種馬育成牧場のほうはね。関与してるんだから、そして、片や太陽光発電もやろうとしてることも承知をしているというのであれば、早目にね、早目に町民に何とか不安を払拭するように町も努力してください。業者がやってることだからと言わないでね。よろしくお願いします。

以上をもって終わります。

○議長（倉持松雄君） これで14番藤井孝幸君の質問を終わります。

---

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 6時08分散会

第 3 号

[ 12 月 12 日 ]

## 平成25年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月12日（第3日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	岡田 稔君
障害福祉課長	柴山義一君
健康づくり課長	篠山勝弘君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野 栄君
学校教育課長	黒井 寛君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指 導 室 長	根本 正君
農業委員会事務局長	大塚康夫君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成25年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成25年12月12日 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第112号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第113号 阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第114号 阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第116号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について

議案第117号 阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第118号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第119号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第3 一般質問

日程第4 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成25年第4回定例会

一般質問2日目（平成25年12月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 紙井 和美	1. 子ども・女性・障がい者・高齢者の基本的人権の尊重と、男女共同参画の推進について 2. 障がい児（者）の一時預かり制度について	町 長 町 長
2. 浅野 栄子	1. 阿見町に温水プールを 2. 自主防災の充実を図る 3. 非婚の親にも寡婦控除を	町 長 町 長 町 長
3. 海野 隆	1. 学校再編計画について 2. 行政評価について 3. 地域防災訓練について 4. 茨城県立医療大学への医学部（医師養成学部）設置要望について	教 育 長 町 長 町 長 町 長
4. 柴原 成一	1. 阿見町の空を飛ぶ飛行機について 2. つくば国際戦略特区と阿見町との関係について 3. 農地の砂埃対策について	町 長 町 長 町 長
5. 久保谷 充	1. 阿見町手話言語条例制定について	町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これより議事に入ります。

---

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 日程第1，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本日、町長より議案第112号から議案第119号の8件が追加議案として提出されました。この追加議案につきましては、12月11日に議会運営委員会において協議をいただいております。お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議案第112号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第113号 阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第114号 阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第116号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について

議案第117号 阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第118号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第119号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，議案第112号，阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第113号，阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第114号，阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第115号，阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第116号，阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について，議案第117号，

阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第118号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について、議案第119号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

議会初日に提案しました条例改正案につきまして、大変御迷惑をおかけいたしました。

深くお詫びを申し上げますとともに、改めて8本の条例改正案として提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第112号の阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。阿見町立図書館管理規則で規定している入館の制限及び利用の制限等について見直しを図り、条例に明確に位置づけるため、所要の改正を行うものであります。

議案第113号の阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、議案第112号と同様の理由で所要の改正を行うものであります。

議案第114号の阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、消費税率の引き上げに伴う使用料の改正及び議案第112号と同様の理由で改正するとともに施設利用の利便性の向上を図るため、利用時間の設定等について所要の改正を行うものであります。

議案第115号の阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、議案第112号と同様の理由で所要の改正を行うものであります。

議案第116号の阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正については、阿見中学校プールの使用料について、阿見町水泳プール条例で設定している使用料を本条例で規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第117号の阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、議案第112号と同様の理由で所要の改正を行うものであります。

議案第118号の阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正については、議案第112号と同様の理由で改正を行うとともに、施設利用の利便性の向上を図るため、営利目的や入場料を徴収しての使用を可能にすることなどの改正を行うものであります。

議案第119号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例、ほか2条例の改正に伴い、引用する条例名称を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第112号から議案第119号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。民生教育常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 一般質問

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法のもとの平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。そこで、当町における子ども・女性・高齢者・障がい者の基本的人権の尊重と男女共同参画社会の推進について、お伺いいたします。

まずは、子どもの人権について。先月11月は厚生労働省が定める児童虐待防止推進月間でありました。全国でも多くの団体が虐待防止の啓発のためにオレンジリボン運動として活動しています。児童虐待について、全国207カ所の児童相談所が2012年度に把握した虐待件数は、前年度よりも11.5%増え6,888件増えた分、6万8,007件でありました。厚生労働省の調査結果でわかりました。

1990年度の調査開始以来22年連続で過去最多を示しています。厚労省では啓発活動により虐待への意識が高まった結果、児童相談所への通告や相談が増えたのではないかと分析しています。都道府県別に見ると、大阪が9,875件と最多で、続いて神奈川の8,324件、埼玉の4,853件の順であります。

虐待する親への措置は、これまで親権を無期限に剥奪する親権喪失しかありませんでしたが、民法改正で12年度から一時的な親権停止が可能となりました。その年に児童相談所長が行った家庭裁判所への親権停止の審判申し立ては、全国17自治体で27事例ありました。

今後の取り組みとして、虐待の背景には親の孤立や経済問題、産後うつ、望まない妊娠など、さまざまな要因が考えられることから、妊娠・出産・育児に至るまでのきめ細やかな支援体制を整えるべきであると考えます。

当町でも、相談窓口や支援施設など、関係機関の連携強化や産後ケアなど親子のサポートが重要であります。児童虐待の当町の現状と取り組みについてお伺いいたします。

次に、女性の人権についてであります。

当町では、男女が互いに尊重し対等なパートナーとして相互に責任を分かち合い、自らの意思によってその個性や能力を発揮できる社会を目指すために、平成22年4月1日阿見町男女共同参画社会基本条例が制定、施行されました。24年3月には、その条例をもとに第2次男女共同参画プランが策定されました。さらには、推進会議委員や検討部会の皆さん、町民活動推進課、男女共同参画推進室の皆さんのおかげで、先月11月10日には男女共同参画都市宣言も盛大に行うことができました。

さて、これからは職場環境の整備、介護や子育ての問題、恋人や配偶者からの暴力であるDV相談窓口の設置など、相談体制の充実や女性センター設立など取り組むべき課題がたくさんあります。しかし、人材も町の意識も高まっている今ならなお、大きく推進していけるときではないかと思っております。当町における今後の計画についてお伺いいたします。

次に、高齢者・障がい者の人権についてお伺いいたします。高齢者の中でも認知症を患っておられる方や障がい者の方は虐待を受けていてもうまく訴えることができず、深刻な事態に陥るケースが見られます。男女共同参画社会等でうたっているながらも、まだまだ家族の介護は女性に比重が置かれています。高齢者・障がい者の虐待防止、介護者のケア等、本人と介護者を守る取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 子ども・女性・障がい者・高齢者の基本的人権の尊重と、男女共同

参画の推進についての、1点目の子どもの人権に関する児童虐待の現状と取り組みについての御質問にお答えをいたします。

本町の児童虐待等における現状では、平成25年11月末において、新たな案件として3件の案件が発生しており、前年度からの継続的案件を含めると19件の虐待案件への対応に当たっており、要保護児童相談員を中心に、定期的訪問による保護者への指導及び児童の状態確認を行っております。

次に、児童虐待への取り組みとして早期発見をするための取り組み及び虐待予防の啓発について説明をいたします。

児童虐待の背景には、親自身の子育てについての知識・経験の不足から来るストレスなどが要因とされ、対応として健康づくり課と地域子育て支援センターが連携し、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健康診査や子育て広場の中で双方の情報交換を行うとともに、定期的に家庭訪問などを通じて相談相手になり、必要に応じてアドバイスをしています。

また、保育所・幼稚園・学校等と連携し、子どもの日常生活の確認において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に努め、情報を共有して児童虐待に対応しております。

啓発活動としましては、小中学校、保育所で、児童虐待に関する保護者への啓發文書を配布しており、児童虐待防止推進月間である11月には「広報あみ」への掲載及びポスターの掲示を行うとともに、前年度からは、牛久警察署と阿見町防犯連絡員協議会と連携し、町内2カ所の街頭において、虐待防止パンフレット及びオレンジリボンの配布による啓発活動を行っております。

このような早期発見をするための取り組み及び虐待予防の啓発により児童虐待防止に努めております。

次に2点目の女性の人権についてですが、男女共同参画においては、男女を問わず人権を尊重することは重要な課題であると認識しております。

第2次男女共同参画プランにおいては、男女の人権・平等意識の形成に向けた取り組み、ドメスティック・バイオレンスの周知及び相談活動、セクシャル・ハラスメントやストーカー防止に向けた啓発活動などを施策としていただいております。

阿見町では、先月10日に男女共同参画都市を宣言し、男女共同参画社会の実現を図っていく決意を表明したところであり、男女共同参画意識をより多くの方に広めるため、出前講座などの啓発活動を進めるとともに、あらゆる媒体を通じて広報活動も行っていきたいと考えております。

本当に11月10日の男女共同参画宣言都市、あのときはいろんな人たちの協力を得て、また本

当に英語版でのね、説明等もなされて、非常に高い評価を受けたということで、私自身がやったわけじゃないんですけど、本当に協力していただいた皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

DVの相談については現在、町民活動推進課において行っておりますが、さらに充実させるために、DVの相談員に関心のある一般町民の方を県などで開催しているDV相談員研修会などを活用して育成し、平成28年度までに5名の相談員を目標に配置したいと考えております。

職場環境の整備につきましては、セクシャル・ハラスメントの防止講座の開催など第一歩を踏み出したところであり、今後各課連携して男女平等を意識した職場づくりをしてまいります。

介護・子育ては女性だけの役割や問題ではなく、男性も含め家族全員の問題という視点から、出前講座や講演会などにより意識啓発に取り組んでまいります。

さらに今後、DVに関する基本条例の制定、DV対策に関する基本計画の策定など、人権を擁護する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3点目の高齢者・障がい者の人権についてであります。

高齢者の虐待防止につきましては、平成20年度より、警察署、保健所、区長会、民生委員児童委員協議会、医療機関、老人福祉施設等の関係者により構成される、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を設置し、早期発見や対応策、相談体制の整備等について意見交換し、連携の強化を図りながら対応しております。

家族の介護の疲れや相談相手がなく孤立してしまったあげく、相手に暴言を吐いたり手を挙げてしまったり、介護放棄など虐待につながるケースがあります。

町では、介護を必要とする高齢者及び、その家族を対象に、家族介護支援事業や地域支え合い事業を実施しております。内容としましては、日常生活に支障のある世帯を対象に、軽易な身の回りの世話を有料で行う在宅福祉有償サービス事業や、家族介護教室、家族介護者交流会、生活管理指導短期宿泊事業等により、家族の介護負担を軽減するための各種の施策を展開しております。

相談窓口としては、役場担当課を初め社会福祉協議会内に設置している地域包括支援センター、地域ケアセンターが対応に当たっております。

これは本当に自分も93歳の母親がいますんでね、身にしみるような状況かなという思いをします。

障がい者の虐待防止の取り組みにつきましては、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、町では障害者虐待防止センターを設置しております。

平日の対応は、町で受け付けし緊急必要がある場合には調査及び立ち入りの対応をすることになります。また、休日・夜間については業務の一部を障害者相談支援事業所へ委託してお

ります。通報・相談は24時間体制となっているところです。

事案によっては、今月発足する15機関の専門職員で構成される阿見町障害者個別支援協議会の中で検討し、障害者等及び介護者が日常生活において困り事や課題に対して、早期に解決できるよう協議してまいります。

今後とも、障害者等が地域でよりよい生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。まず子どもの人権についてお伺いします。

先ほど申しあげましたように、虐待の背景には親の孤立や経済問題とか、あと産後うつ、望まない妊娠など——さっき申しあげましたけれども、こういったさまざまな要因がありまして、先ほどの答弁の中でも健康づくり課と地域子育て支援センターの連携というふうにお聞きしました。その部分もう少し詳しく、許せる範囲でお答えいただければと思うんですが、どういったような事例であったのか。教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。相談窓口としましては、いろいろな、そういう子育て支援センターとか各保育所、あるいはそういう健康づくり課の乳幼児健診、そういうときにいろいろ相談を受けるというようなことでございまして、定期健診のときに来られない方とかそういうところについても状況を確認して、家庭訪問するなどそういう虐待につながるような事案かどうかは、その都度確認してるというようなことでございます。

そういうところから虐待の通報というのは、今のところはないというようなことでございます。町のほうとしては、主に民生委員とか児童相談所とか、そういうところから通報とかそういうものを受けてというのが主なところであるというところでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 児童相談所への報告また連携は、今までどれぐらいあったのか、どういう内容だったか、教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。児童相談所のほうからはですね、継続案件も含めまして5件の相談がございまして。連携をとって対応してるというようなことでございます。

やはり内容としては、生活状態が困窮しているようなこととか、それから母親の養育困難——病気とかそういうようなことによる困難で、虐待してしまうと。あとは父親が育児に協力しないと、そういうような内容での対応というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 9月4日の朝日新聞の記事の中で、子どもが虐待を受けて死亡する事件が後を絶たないことに対する記事が載っていたんですけども、虐待防止が一番課題が連係プレーだということなんですね。児童相談所の方の話ですけども、これ市町村としっかりと連携をとればもっと防げたかもしれないという、少し反省するところが幾つかあるというお話がここに載ってるんですけども、厚生労働省によると2011年度は心中を含めると99人が亡くなっている。

児童相談所と市町村がかかわっていながら救えなかった事例も多くて、両者の連携不足が課題になっている。連携をとるべきであったけれども、各機関が個別に動いてしまってるって、問題の共有化が図られることがなかったというふうにあるんですけども、市は児童相談所が、担当のケースなので児童相談所に預けたらそのままお任せしてしまったという事例なんかもあるんですけども、その後の——一度児童相談所に送った後のフォローまたその親の、保護者の方のフォローなんていうのはどのように継続しているか、教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町では要保護児童対策地域協議会というものを組織しておりまして、町長初め各機関の代表、議会のほうからも民生教育常任委員会の委員長さん、教育長さん——町のほうからは教育長ですね、あとは土浦の児童相談所の所長さん、あるいは保健所の所長さん、牛久警察署の署長さん、あとは民児協の会長さんとか、そういう関係の代表者に集まっていたきまして、これは先ほど町長のほうからもありましたように、11月の児童虐待防止月間に合わせて、町のこれまでの相談の件数の推移とか対応の状況とかを報告して、互いに連携をとってくというようなことで、個別の案件につきましては、その都度関係者による、担当者によるケース検討会議というものをその必要に応じて開催するというようなことをごさいます、今年度においてはこれまで3回ほど開催した経緯がございます。

あと、その対応としましては、これまでの継続してる案件も含めて町の要保護児童相談員の方に、定期的に家庭訪問していただいて状況を確認するとか、相談をしてくる内容を、また相談内容を話し合いながら対応してるということで、実際これまでですね、今年度につきましては、まだ12月3日までの状況ですが、対象者は50名ほどおりまして、そのお宅に定期的に訪問するなり随時状況を確認しに行ってるというような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。本当に最悪の事態にならないようにしっかりと、特に保護者の方にケアをしていただき、その保護者の方が心の安定をして子育てができ

るようにしていただきたいなというふうに思っています。

先ほども牛久警察と一緒にオレンジリボンをやったということでしたけれども、11月のこの広報に載っていました。こういうことがあるからこそ、児童虐待の件数——児童虐待の件数が増えているんじゃない、あ、これも児童虐待かもしれない、これもそうかもしれないということで、先ほど私、冒頭に申し上げたように、これも児童虐待だっていう、本当に水際でとめられるような状況になっているので、こういった啓発活動っていうのは非常に大事なことだと思って、これからも——11月が児童虐待防止月間ですけれども、ずっと続けてやっていただきたいなというふうに思っております。

で、学校のほうですけれども、学校先生方へのお願いっていうのと、あと虐待かなと思ったら親も子ども辛いんだよっていうようなことを……。これは男女共同参画推進室でつくってくださったんでしょうか。そういった連携をとっているというふうにお聞きしたんですが、学校のほうでは児童虐待に関して注意していること、心がけていること、また先生や保護者の方に啓発していること、そういうのがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。学校のほうでは各担任の先生方が日常の子どもたちの様子をよく観察しまして、様子を変だというようなときには個別に呼んで話を聞いたりすることもありますし、夏場などは体育の着替えだったりプールの着替えだったりそういったところで、体にそういった異常がないかどうか様子がおかしいっていうお子さんに関して注意をして見ていくというようなことをやっております。

それから啓発活動としましては、そういった指導室のほうでも保護者向けのプリントを作成しまして学校を通じて保護者に配布し、異常があるようなときにはすぐどんな形でもいいので通報をお願いしますというようなことでお願いをしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。事あるごとに保護者の方が集まる時に必ずこういったことをこう啓発して声かけていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、高齢者・障がい者の人権についてお伺いします。高齢者・障がい者っていうのは、本人の人権は当然なんですけれども、男女共同参画をうたいながらも本当に女性に介護の比重が置かれているということで、こういったことで男女共同参画の中にもやはり介護ということが出てきます。

高齢者・障がい者の人権を守るっていうことも出てきますけれども、先ほどお伺いいたしま

した健康づくり課との心の健康相談ですとか、あと県で虐待防止センターを24時間相談窓口としてやっているということで、これの利用はどのようにしているか教えていただきたいと思います。利用はどうか、そうですね、対象者の方にしっかりと知らしめて、すぐに相談できるような態勢をとっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。高齢者と障がい者に対しての虐待の通報とか窓口ですね、24時間体制というようなことなんですが、これは昨日難波議員のほうにもお答えしたかと思いますが、町では地域包括支援センター、社協のほうに委託しております、そういう関係で24時間対応はなかなかできないというようなことをございまして、そういう虐待の通報とかいうのは県のほうに通報していただくというようなところでございます。

障がい者につきましては、先ほど答弁しましたとおり、平時は町のほうでも相談窓口ということになっておりまして、休日・24時間ということになりますと町が委託しております事業所のほうに対応してもらおうというようなことで、こちらの事業所は恵和会のほうに委託してるということで対応をしております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 障害者虐待防止センターは24時間相談窓口ありますけれども、通常は障害福祉課、昼間にやっただいて夜は恵和会ということで、ここの利用者何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これまでにそういう問い合わせ等は、今までないということをございまして。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 夜は恵和会のほうに連絡できるっていうのは、周知徹底されていないかもしれないですね。知らない方が多いかもしれないので、ぜひとも常日ごろからこういった形で昼間は障害福祉課、夜は恵和会っていうことで、何かあったらそちらに言ってくださいよっていうのを啓発していただきたいと思うんですね。その辺よろしくお願いします。

あと高齢者に対してなんですけれども、これは男女共同参画推進室のほうで今つくっていらっしゃる——エンディングノートっていうのをつくって、高齢者といろいろ会話ができるような形でつくっていらっしゃるってお聞きしたんですけれども、こういったエンディングノートを使って高齢者との対話が広がったっていうような内容のことは今までなかったのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。エンディングノートというような

ことで御提案いただいておりますが、町としてもこれから取り組み始まったばかりということで、周知をしながら高齢者についてもその……。これ町民活動推進課のほうで男女共同参画というようなところで、そういうことも取り組み始めていくということですので、高齢者においても高齢者対応という、こちら社会福祉課のほうにおいても、そういうものを周知しながら取り組んでいけるように始めていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 本当にすばらしいなと思いました。会話がすごく弾んでいくと思うんですね。小さいころからずっと——私の懐かしき過ぎ去りし日々ということで、ずっとこういうふうに思い出しながら書いていくうちにだんだんと会話が弾んで、親はこういうこと考えてたんだっていうようなことで、息子さんが本当にこういうのをつくってくださってありがとうっていうふうに町民活動推進課のほうにお礼の連絡が何件かあったそうです。こういったことで高齢者との対話が弾むように、また虐待を防止する意味でもすごく大きなことだと思うので、そういった意味でこういった活用を今後進めていくということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、女性の人権についてお伺いいたします。まず日本国憲法について書かれた「人権の歴史」という杉原泰雄さんの本から一部御紹介いたしますけれども、男女共同参画って聞いたときになかなかわからない部分があるかと思うんですけれども、この本の中によると性による差別ということで、明治憲法が男女平等の原則を設けていなかったということもあって、明治憲法下の政治は性による差別を当然のこととしていた。明治憲法下では女性には終始参政権が認められなかった。また、民法上妻は原則として無能力者として扱われ、これは民法旧規定第14条の中にあります。妻の財産も夫が管理するものとされていた。これは、同第801条の中にあります。刑法上も妻の姦通は2年以下の懲役とされていましたが、夫の姦通は原則として犯罪とされてはいなかった。これは刑法旧規定第183条の1項に載っております。

こういったようなことから、こういった歴史を見たときに、この明治憲法から180度転換した日本国憲法が1946年——昭和21年に交付されまして、翌年5月3日に施行されるまでのあたりに生きてきた人たちというのは、こういった精神がやはりすり込まれている。日本はなかなかその感覚が抜け出せなかったということなんですね。ですから、よって世界の中で占める日本の男女の平等感指数というのがあるんですけれども、これが2013年のデータによれば135カ国中日本は105位ということで、男女の平等がなかなか認められていないという残念な結果になっています。

しかも毎年毎年だんだんとデータとしては落ちてきている、下のほうに落ちてきているということで、今こそきちんとした人権教育を学び直して、未来に向けて進んでいかなければいけ

ないなというふうに思うんですね。

そのようなことから、先ほどの出前講座というのは身近で有効だと本当に考えました。教材はどのようにしているのかをお尋ねしたいんですけれども、啓発運動の部分をもう少し詳しく教えていただいて、どのように啓発しているかお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。今、出前講座というお話がありました。出前講座に関しましては、昨年度準備——これ実際に講師として出向かれる人は、男女共同の推進委員の委員さんですとか検討部会という組織がありますが、その検討部会の方々ですとか、そういった方がやるわけですけれども、昨年度準備をして一部実施に入っております。今年度につきましても、これまでに8回ほど出前講座という形で……。失礼しました。5回ほどですね、出前講座として実施をしてきました。

基本的には、町民活動推進課のほうに要請をしていただく形で実際に出前講座を実施していくわけですけれども、ただ待っていてもなかなか実践に結びつかないことになってしまうこともありますので、いろんな形でPRをして、こういう出前講座をやっていますのでぜひ声をかけてほしいということを常々PRしております。

その結果ですね、シルバークラブの方々の会ですとか行政区のほうの会ですとか、そういったところから要請を受けて出前講座を行っています。で、出前講座の内容なんですけれども、幾つかテーマがありまして、男女共同参画社会の全般についてということと、それから老い支度についてと。これは、前に浅野議員さんの質問のときにもちょっと紹介はしたんですけれども、団塊の世代——団塊の世代に限ったことはないんですけど、要はいわゆる現役世代を仕事一本で過ごしてしまった男の人が中心ですけれども、そういった人が退職してみたら日常生活のことを自分で洗濯物もどこにあるかわからないとか、そういうような自立できない人が多いのではないかと。そういったことが、現役世代の後にやってくる時代にそういうことでは幸せな家庭生活は送れないのではないかとということで、もっと意識を高めてもらいましょうみたいな、そういうところが老い支度なんですけれども。

それから——今で2つですね、全部で5つテーマがありまして、あと男女共同の視点からの防災について、それから子育てについて、それからDV・虐待について、ということで5つのテーマを設けています。これはどのテーマを選んでもらっても結構ですし、幾つかをあわせて要請していただいても結構なので、その時々状況に合わせて出前講座を実施するようにしています。

こんなところですが。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。実はこのメニューを見せていただいたんですけども、本当にすごく聞いてみたいと思う内容がいっぱい盛り込まれていて、実際ここに参加した方に聞いてみると、すごく楽しかったって、わかりやすかったって。とにかくわかりやすいというのが一番大事なことだと思うんですね。老い支度なんかにしても長谷川幸介先生に来ていただいて、老い支度をやっていただきましたけれども、非常にわかりやすくて、これからの人生またどういうふうを考え直していこうか、見つめ直していこうかっていうきっかけにもなりましたので、こういったことからいろんな相手の気持ちを思いやる気持ちが生まれてくるっていうふうに思いますので、これどんどんと周知していただいて1件でも多く出前講座がどんどん広がっていくように、またその講座をできる人たちがどんどん増えていくようにしていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それで、DVの相談の設置、相談の充実について再度お伺いしたいんですけども、ドメスティック・バイオレンス——DVですけれども、パートナー等の親密な関係にある、またあったカップルの間で振るわれる暴力ということなんですけれども、内閣府の調査——これは2012年の調査ですけれども、それによれば既婚女性の3人に1人がDV被害を経験していると。また23人に1人の女性が生命に危険を感じるほどの暴力を受けているということが報告されて、驚くべき数字だなというふうに思いました。

また、警察の犯罪統計によれば——これは2011年ですけれども、配偶者の間における犯罪の被害者は暴行事件は93.2%、傷害事件は93.6%、殺人事件は56.3%が妻であるというデータになっています。暴力というのは本質的に理不尽なものでありますから、安心とか自信とか自由とか、そういった人間らしく生きる権利を奪うものであります。そういったことからこれは家庭内の個人的夫婦の痴話げんかという次元をはるかに超えた社会構造の中であって、またジェンダー——社会的文化的差異ということですから、こういったいわゆる男らしさ、女らしさということの不平等と関係するような価値観とか伝統とか習慣とか、そういったことが複合的に、複雑に絡み合っていると考えられています。

例え夫婦であっても個々とした個人の人格でありまして、妻は夫の所有物ではないというのが現実であります。これは私も驚くほど実際に相談を受けているんですけども、実際夜中に逃げてきて土浦のシェルターにつなげたこともあります。一時的に家で保護したこともあります。しかし、それは本当にもっと驚くことは、いかにもという旦那さんではなくって、まさかという感じの人なんです。そういった家庭ですので、なおさらのことそうだったときには世間体を考えて相談に行きにくいというようなことが御本人の声でありました。なかなか漏れたら大変なので、またどういうふうにかわからぬという中で、そういった悲惨な思いを抱きながら毎日過ごしているということでした。

そこで、その相談窓口と相談員の配置は非常に大事なことだと思っていました。先ほどもDVの相談員が平成28年までに5人の相談員ということで目標を掲げてというふうにおっしゃっていただきましたけれども、まず現在どのような相談が男女共同参画のほうに持ちかけられて、どのように対処したのか。でも、恐らく各課に相談がくると思うんですね。そういったことで、どのように対処したのかっていうのをお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。まず相談の流れをお話しますと、直接町民活動推進課——これはDV相談に関しては所管は町民活動推進課になります。で、直接電話が入るケース、それから役場のほうに被害者の方が来るケース。役場のほうに来た場合には、今フロアのほうにフロアマネジャーといういろいろ案内をする役割の人を配置していますので、その人が話を聞いたときには町民活動推進課のほうに案内をするようにしています。

それから、直接DVということで相談に来たわけではないけれども、例えば虐待の問題ですとか関係で児童福祉課に来た方とか、社会福祉に来た方とか、教育委員会のほうに来る方とか、それぞれケースによって、問題の内容によって訪れる課があつたりしますけれども、その中で、話をしている中でDVとも関係があるということが考えられるような案件のときには、町民活動推進課のほうの職員がですね、その相談に来られてる場所のほうに出向いて一緒に話を聞くと。で、DVに関する部分についてはその後相談に応じていくと。そんなようなやり方になっています。

今年度に限っていえば、町民活動推進課の相談を受ける担当職員から、今度県のレベルとかいろいろ関係団体に案件の中身によっては連携をとっていくということになっていくわけですが、今年度に限ってはまだそこまでの事案がありません。

件数としてはですね、今年度はDV相談6件——今までのところ6件です。去年が年間で15件——24年度が15件、23年度が16件というふうに、大体十五、六件年間ではあるところですが、そのペースから行くと今年度は少ないかなという状況です。

それで、その町民活動推進課のほうの担当の職員が相談員という形になるわけですがけれども、とにかく話はよく聞いて、しかるべきアドバイス等をしていると、そういった状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） そうしましたら、今男女共同参画室のほうは、女性1人ですがけれども、1人で対応するようなことになる。内容的にも男性にはなかなか言いにくいような内容なんですけれども、そういった場合は女性1人で対応なさってるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。こういった話なかなかデリケートな部分もありますし、1人でということではなく、原則職員のほうは2人でお話は聞くよう、相談に応じるような体制で相談を実施しています。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。あとは人権相談とか悩み事相談、町でありますけれども、社協の悩み事相談、町の人権相談、そこにも持ちかけられたことはありますでしょうか。そこからこちらに来たというケース、ありますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。人権相談とか心配事相談を経由してDV相談という形があったかというお話ですよ。なので、ちょっと私のほうで答えさせていただきますが、過去には社協でやっている心配事相談のほうから来たケースが1件ほどあったそうですが、ここ最近では経由して来るというようなケースはありません。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） いずれにしても、相談する場所ですとか相談する人数ですとか、そういうのはきちん確保しないといけないなということを改めて感じたわけなんですけれども、先ほどの児童虐待と高齢者・障がい者の虐待も含めて、これはいろんな課がまたがってると思うんですね。先ほどは教育委員会にもお聞きしましたがけれども、児童福祉課だの社会福祉課だの、そういうところが連携することになると思うんですけれども、こういった連携はどのように行っているのか、またここは非常に重要な部分ですので、伺いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。これに関しましては、これは内部的な組織で内部的に命名をしているんですけれども、絆会議というような会議を設けています。これは、町民活動推進課のほうが一応主催ということで、関係する課ですね——社会福祉課・児童福祉課・障害福祉課・健康づくり課それから教育委員会指導室といったところの関係職員で、年間3回ほど連絡会議を実施しています。

それから、相談事があったときに1つの課だけでの対応では解決に至らないようなケースが当然ありますので、そういったときには随時、今申し上げましたような課の職員たちで、この絆会議を利用して随時その対応策を検討するというような、そういう会議を設けています。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） これは町民活動推進課のほうでの、采配を振るっていただいたということで、絆会議、名前もすばらしいですし、内容も本当に私が目指しているすばらしいものだと思います。こういったことでいろんな各課、自分のところの担当以外はわからないという

ことではなくて、いろんな話をする中で、あ、その人は私んところで以前こういう相談で来たよってというようなことで、一気にスピーディーに解決できると思うんですね。そういったことから、本当にすばらしいと思います。

また、ただほかの案件でも、ほかの内容でもそういった采配を振るう課がなかなかいないということで、そういったことで、なかなかそういうのは難しい部分があるかと思うんですけども、どうかその部分をしっかりと町民活動推進課のほうで担っていただいて頑張っていたきたいと思うんですね。

この男女共同参画の中にも、いろんな人権教育においてとかそういった部分がありますけれども、ほとんどが多くのところと関係してるんですね。消防本部と関係してるところは防災活動だったりとか、商工会と連携してるところもありますし、いろんなところと連携している、本当に事細かくやっていかなければならない案件ですので、ぜひ絆会議、しっかりとこれからも継続していただいて、ほかの課の、ほかの案件の見本になるようにしていただきたいなというふうに願っています。

また、DVに関する基本条例の制定とか基本計画っていうのは実施しているところはまだまだ余りありませんけれども、先ほどDVの基本条例の制定というふうなことお話いただきました。そういった中で、まだほかでは余りやっていないけれども、先進的に行っていただきたいなというふうに思うんですね。具体的にどのような構想を持つてるか、わかる範囲で結構ですのでお答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。この条例化の話については、まだまだ全国的に例が少ないということもありますので、当面条例の研究をしなければいけないだろうというふうに思っています。今第2次プラン——28年度までのプランで男女共同参画社会の実現に向けて諸施策をしているところですが、この28年の目標までの間に整理をしたいというふうに今は考えているところです。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひ頑張っていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

DVの相談員の配置についてですけれども、徐々に増えて体制が整うことを心から望んでいるところなんですけれども、相談員の養成については土浦のカウンセリングセンターというところが——これはお金がかかるんですけれども、そういったところが行っているものもありますけれども、ほかに近くでどのような研修が行われ、何人くらいの方が受けに行かれるか、それもお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。これまでの実績みたいな話でいいですか。これから、これからですか。

○11番（紙井和美君） はい。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。研修としては、今紙井議員さん言われてたように、いわゆる有料の研修機関もありますけれども、今考えているのは県の婦人相談委員さんの研修会ですとか、DVネットワーク会議の研修会ですとか、そういった研修を活用して、さらには今現在町の職員が相談員と——DVに関して相談員をしておりますので、そういった経験も活用しながらノウハウを……。育成というところちょっと口幅ったいんですけども、一般の手を挙げていただけるような方々に、そういった相談員として従事していただける方を、何ていうんですかね、確保というのもおかしいんですけど、そういう人材を養成して配置をしていければというようなことで考えているところです。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。私がちょっとお聞きしたところでは、12月17日に婦人相談員研修会の開催ということがあるようになってます。これは今申し込みを募っているところだと思うんですけども、1人でも多くの方がここに参加していただいて、相談できる方を今、部長がおっしゃったようにどんどんと増やしていただければ、課のほうも非常にスムーズに動くんじゃないかなというふうに思います。

次に、そういったことから要望をしたい部分が出てくるわけなんですけれども、次に担当の部署の拡張と女性センターの設立についてお伺いしたいと思うんです。

私が議員になったばかりの平成12年の12月議会で、男女共同参画社会について一般質問をさせていただきました——13年前ですけども。その後平成13年に2回質問をしています。当時担当が生涯学習課の青少年女性係というふうになっておりました。女性行政の窓口を男女共同参画の課か室にするということがまず1つ。あと女性議会を開催してほしいということ、都市宣言を行いたいということ、女性センターの設立を、というふうに提言をそのときさせていただきましたね。

検討委員会を組織して具体的に進めて決めていきますということを、当時そういうふうな答弁がありました。当時はステップアップAMIとかいろんな団体がありまして、女性団体の方々はそれよりもずっと前から本当に一生懸命頑張っておられたということがあって、その方々の声を私は代弁してお届けした次第なんですけれども、私も県のほうに勉強に行ったりもしました。その後女性議会の開催を経て、平成16年3月に女性議員が私1人から4人になったんですね。これが非常に私もうれしくて心強くて、本当に喜びました。

さて、現在の窓口っていうのは町民活動推進課。それで男女共同参画推進室っていうふう

なっておりますけれども、室長は女性なんですね。かなり頑張ってくださいってます。いろんなところにネットワークを広げて物すごく頑張ってくださいてるんです。女性団体の方々もまとめながらしっかりと前に進んでいращやる。本当に感謝の気持ちでいっぱいなんですけれども、そのおかげで本当に大きく躍進をいたしました。

国ではポジティブアクションということで、その推進ということで202030という2020年までに指導的立場に女性が占める割合が30%にしようと。そういった目標に対して阿見町では、何とそれを前倒して2016年——先ほど町長もおっしゃいましたけど、28年までに30%をとというふうに掲げているんですね。推進会議の皆さんとか、また女性団体の皆さんも本当に頑張ってもらってるんですけども、先ほど申し上げたいろんな課がまたがっているということもあり、このプランの内容を見ましても、本当に膨大な内容なんですね。これをやりこなしていくには、職員がどうしても必要になってくるということで、DVの相談にも女性職員1人というわけにもいきませんので、先ほどの高齢者・障がい者とか、あと子供の虐待とか、そういった各課を今采配していただいて、絆会議なんていうのをつくっていただけてますけれども、それもなかなか少人数では難しいっていうことがあります。

そういったことで、担当を課にできないか。またあるいは室のまま人数を増やせないか。そういったことをお尋ねしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。課にできないかということと人数を増やせないかということだと思えます。まず1つの部署に課として独立することなんですけども、昨年ですね——あ、今年ですか、室ということで設置したばかりですので、今一生懸命やっけていただけてますので、そういった活動を通じまして、またどうしても1つの部署でさらに力を入れていきたいというようなことが協議の中でありましたらば、それは検討していきたいと考えてます。

ただ、簡素でわかりやすい組織づくりという話とかですね、そのほかいろんな対応しなければいけない事案で、新たな部署も必要に迫られている部分がございますので、そこはいろんな兼ね合いの中でこの後考えていきたいというふうに思います。

それと、職員の増員ですけども、これも役所のほうですね、職員を定数を抑えろと、少なくともしろという国からの指示があつて、前に5%ほど削減したということで、大変厳しい、職員数が少ない中で各課で頑張ってもらっておりますので、なかなかこれも本当にいろんな部署から増員の要望がある中で、我々も苦勞して配置をしているところですので、できましたら増員ということもしたいんですけども、それは全体の定数と各課の事務量・仕事量等を含めた中で検討させていただきます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひともその増員のほう、お願いしたいんですね。何とか相談員も増やしていただきたいですし、後継者をつくっていかないといけないということもありますので、どうかその辺よろしくお願いします。ほかの市町村でもやはり2名とか——女性が2名とかっていうふうになっておりますので、そういったことも鑑みながら——恐らく課から要請は上がってきてると思うんですね、そういったことで、ぜひともお願いしたいというふうに思っています。

あと、先ほどの女性センターの設置ということなんですけれども、これはどのように、どのあたりまで進んでいるかっていう……。大枠で結構です。大体青写真でも結構です。私が平成21年の12月に質問したときには、町で所有してる建物とかそういうことをしっかり多角的に検討しながら、ぜひ拠点施設ができるように努めてまいりますというお答えをいただいているんですけれども、センターについては条例の中にも位置づけられておりまして、今後の基本計画にも載っておりますし、絶対に必要な場所であると思うんですね。そういったことから、どのような考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。現在は、どこにそのスペースを確保することができるかということで検討しています。候補として考えているのは、一番には役場の中——これはいろいろ今手狭になっていてなかなか難しいんですけれども、いろいろ組織の改変ですとか、等を考えますと、何らかの形でスペースがとれるかもしれないという部分もありますので、そういうことは念頭に検討、今しています。

そのほかにも公共施設がありますけれども、まだ町民部としての町民活動推進課の担当課の範囲での話なので、今ここで言うてしまうと関係する部署の方々びっくりしちゃうと思うんですけれども、あくまでこちらサイドの、私サイドの思いとしてはですね、さわやかセンターの一画はどうなんだろうとか中央公民館の一画はどうなんだろうとか、そういったことを漠然とではなく、本当にいつから使う、いつ開設することを考えれば可能なのか無理なのか、じゃあいつだったならば使えるのかといった、具体的な部分での検討というものをこれから進めていきたいというふうに考えています。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。内部でそういうふうに検討していただいているというのをお聞きして非常に期待をしております。

センターっていうことで5つの柱というのがありますけれども、まず1つは学習交流、いろんな、女性も男性も自立するための対等の立場で協力して仲間との交流をつなぎながらしっか

りと勉強していくと。あと情報っていうのは、情報の収集ですとか図書コーナー、DVD・ビデオなんかを設置する。また相談コーナー、先ほどのお話ですけれども、面接・相談とか電話の相談をする部署、箇所が必要です。あとはキャリアアップ——県主催の研修会に参加しましょうっていうことを提案したりですとか、企業相談ですとかそういったことも必要ですし、あと市民活動の支援ということで、いろんなグループや人をつなぐコーディネーターを、問題解決へつながる、次の一歩へ踏み出すための支援をしていかなくちゃいけないということもありますし、施設管理の事業として、学習交流室・プレイルームなんかを使っているんなことを目指すグループや個人が活動していく場所っていうのがつくらなくちゃいけない。かなり広い範囲で必要なのかなっていうふうに思います。

ただし、DVの相談に関してだけは、ここがDVの相談ですよって言うわけにいかないですから、それだけはわからないところに設置する。だから、立て分けながら——公の人がどんどん出入りするところと、あとそういった込み入ったことはちょっと隠れたところにわからないように設置するということ。

あと女性センターといいましても、安全面が重視しなくちゃいけないですから、そういったことも複合施設として利用できるような内容として、これからも……。今頭の中で構想を練っているというふうに言ってくださいましたので、それを期待しながら次につなげて、また後々質問させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、男女共同参画の関係に関しては質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時28分といたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時28分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

紙井議員の質問を再開いたします。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。平成23年3月議会において質問いたしました医療的ケアを必要とする重度の障がい児・障がい者の預かり制度——ショートステイについては、当町でも老人施設に対応することができるようになり、利用者一同大変に感謝しているところであります。

そこで、中度軽度の障がい児・障がい者に対しての一時預かりについてお伺ひいたします。これは長期の場合と全く同じく、保護者または家族の病気、事故、冠婚葬祭等で介護が受けら

れなくなった場合や保護者の介護疲労等を取り除くため、在宅障害者が一時的に施設を利用することにより、介護者の心身の安定と障がい者福祉の増進を図るものであります。

現在は町内にはなく、急遽保護者に何かあり障がい者を預かってほしいときには、町外に車で連れていくしかありません。どちらかといえば宿泊のショートステイよりも半日及び何時間か一時的に預けられる場所の要望が多いです。子育て支援センター、保育所、社協のデイサービス、そして可能であれば老人施設等、実施に向けて検討してほしいと考えております。

また、現在行っている特別支援学校等に通う児童たちの放課後児童クラブ、現在毎週水曜日と木曜日の週2回、支援学校から帰ってくる時間の2時から会館が閉まる5時までとなっております。今後さらには曜日を増やせないか、高校生を対象にしたクラブも実施できないか、伺いたいします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 障がい児・障がい者の一時預かり制度についてということで、平成23年3月議会に御質問があった、医療的ケアを必要とする重度の障がい児・障がい者の利用につきましては、現在特別養護老人ホーム阿見翔裕園で、月二、三名程度の重度な障がい児・障がい者が利用されております。

今年度協議を進めていました特別養護老人ホームの阿見こなんさんにおいても、12月から重度な身体障がい児・障がい者の受け入れ態勢も整い利用可能となっております。非常に喜ばれたっていうのが——私の青宿にもそういう人がいるんでね、非常に喜ばれてね、私もうれしく思いました。

この質問の、中・軽度な知的障がい児・障がい者の一時的な預かり制度については、本年度4月から阿見町社会福祉協議会の自主事業として運営している障害者支援センターにおいて、日中一時支援事業を行っており、現在利用が可能となっております。

今後とも、知的障がい児・障がい者の日中一時支援事業及び短期入所等については、新たな老人福祉施設等を含め、受け入れ体制の整備を図ってまいります。

老人福祉施設等に声をかけておりますんでね、新しい展開が今後生まれてくるのかなっていう、これも障害福祉課長のほうも一生懸命今やっておりますんで、いいお伝えができるかなと、そう思っております。

特別支援学校等に通う児童の放課後児童クラブについてお答えいたします。

議員御存じのとおり、平成13年度より保護者の育児負担の軽減を目的とした、町に住所を有する小学生1年生から中学生3年生までの児童を対象として、総合保健福祉会館1階のプレイルームにおいて週2日——先ほど紙井議員が言われたとおり水曜日と木曜日に実施しております。

開設時間は午後2時から午後5時までとなっており、開設場所の関係で夏休みなども同じ時間帯となっております。曜日を増やせないかとの質問です。指導員の確保の問題や開設場所の制約、そういうことがあります。今後やはり社会福祉協議会でこういうことがやっぱり……。前にも言ったんですけどね、社会福祉協議会でできること、やっぱりもう民間でなかなかできないことを社会福祉協議会でやっていくんだっていう、そういうことをやっぱり積極的に取り入れていきたいなということと話合っているところなんで、その点は御理解をいただきたい。今後、1年かかるか2年かかるかわかりませんが、そういう形のものをつくっていききたい、そう思っています。

また、高校生までの受け入れですが、児童の年齢差による体格や体力・行動に対して、なかなか中学生男子の体格と違ってね、やはり非常に体格が大きくなるっていうことで、指導員が対応に苦慮しているっていうことが今の現状ではないかなと。そういう中で、やっぱり安全の確保や事故の危険性などをやっぱり考慮して、今後どういう形にしていったらこの人たちを受け入れられるかっていうことを考えていくことが大事なのかなと、そういう形で今後前向きな形でね、やっていければいいなっていう、そういう考えを持っております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。前向きに考えていただいてありがとうございます。で、障がい者の日中一時支援事業なんですけれども、来年社協の日中一時支援事業が行われるということで、利用できるということなんですけど、その内容をちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。あ、去年、去年……。あ、今年の4月から。そうですか。その内容について、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは日中一時預かりということで、先ほど紙井議員おっしゃったように保護者の冠婚葬祭とか介護疲労を取り除くとか、そういう目的で一時的に預けるというようなことでございます。ですから、常時、毎日預かるということではなく、そういう必要に応じて利用するというようなことでございます。

で、社協につきましては、今年度から利用できるように定款のほうも変更して事業をできるようなことにはなっております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 時間とか内容とか料金とか、教えていただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。これは半日単位の利用ということでございまして、9時から12時まで、あと1時から4時までということで、3時間3,000円というようなことでご

ざいます。それと利用日ですが、これは平日に限る、土日は実施できないというふうなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、そうなんですね。平日しか利用できないということと4時までということなんですね。ですから、そうではなくって本当に一時的に預かれるところ、それはNPO法人を打診して探してみたりですか、そういったことをしながらいろんなところに声かけしながら探していただきたいなっていうふうに思うんですけども、先日私課長のほうにもお話しましたが、サービス付の高齢者専用住宅とデイサービスがくっついたヒーリングハウス愛というところが東京医大の並びの125号バイパスの通りにできたんですけども、このオープニングに行ってみりました。

ここの、株式会社が運営してる場所ですから、会社経営ということなんですけども、もともとは、ここ高齢者施設っていうふうにならなってますけれども、地域の人たちがどんどん出入りできるような内容でカフェも置いてあるんですけど、そこは近所の方がいつでもお茶を飲みに来るように、入居者と一緒に話をしながらお茶を飲むようにしてるカフェですか、あと、もともとは障がい者を対象にしてた人たちが集まって高齢者のほうやっているので、もし障がいのものがあった場合には預かることができますよって。もちろん有料なんですけれども。そういったお話もいただいたんですね。

私もだめもとで話してみたら、そういうお答えがあったのでびっくりしたんですけども、こういった民間のところもこれからは利用しながら、いろんな場所を利用しながらね、社協でやる時間帯以外に利用したいときにはこちらを使うとかっていうことを、ちょっとアンテナ張りながらこれからも私も調べていきたいなと思うんですが、このお話を課長にしたところ、1回ちょっと見にいこうかということになっておりましたので、行ってお話を聞きながら町と連携してうまくやっていくことができないかどうか。

ここの施設は共生型多機能ホームを目指しているというふうにお聞きしたんですね。これは私が本当に目指していたいろんな方——健常者も障がい者も高齢者も、いろんな方が入って利用できるっていう、そういったホームっていうのを、目指しているというふうにお聞きしたので、そういったことをまた利用しながらね、アンテナ張ってやっていきたいっていうふうに思っています。

あと、学童クラブのことですけども、これもやはり民間のNPO法人に委託するんですけども、あと社協ですとちょっと時間も短い時間になってしまいますから、今後先ほど申し上げたNPO法人なんかを探したり、民間の施設も探したりしながら、何とかうまく町内で継続できるようにしていきたいなというふうに思っております。

その点いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長のほうも答弁しましたように、今はその場所の確保ですね、さわやかセンターのほうでプレイルームのところを使っておりますが、ほかの事業もかなり入っております、水・木の2日間をあけるのが今のところやっとなんかということで、その時間帯しかその場所が使えないというようなことでございます。

今後はですね、やはり2日間しか実施できないので、ほかの平日の日とかいう場合は、その利用者はほかの民間の施設を利用されてるとか、そういうことで対応されてるとか、そういうことですので、できれば毎日利用できるとか、あとは夏休みとかそういう場合もですね、普通、通常小学校、ほかの小学校が行っているような学童クラブと同じような利用時間、利用日数ですね、そういうものが障がい者の方にも同じような条件でできるような体制をやっぱりとしていかなければならないというふうには考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。少々お金を払っても全然構わないですっていうふうに皆さんおっしゃってるので、そういった条件でやっていただくと本当にありがたいと思います。これからは障がい者も健常者も本当にもっと助け合って生きていくということで、しっかりと温かいまちづくりになっていくといいなというふうに思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。まだ12時前ですので、おはようございますです。

それでは、通告に従いまして阿見町に温水プールを、というテーマで質問させていただきます。

いつと期日ははっきりしませんが、医療大学の女性の教授のお話を聞く機会がありました。阿見町の感想を、阿見町はとても元気がある町と感じました。みんな生き生きしているし笑顔の人が多そうですね。高齢者の方もいろいろなところで趣味を持って学び、楽しんでいるように見えます、と。そうです。阿見町は自然——水や緑が豊富で災害や公害が少ない住居環境が比較的良好であり、歴史や伝統もあるし、そんな阿見町が私は大好きです。

しかし、今年の敬老会の日に、敬老の日にかけて厚生労働省の発表がありました。100歳以上の高齢者の人数は5万4,397人、43年連続で過去最多を更新しているというのです。10年前と比べると2.64倍、20年前では11.32倍に当たるそうです。

阿見町にも高齢の波が押し寄せ、今年75歳以上は5,000人を超え、人口の約10%を上回りました。90歳以上が521人、100歳以上が22人——すごい、22人もいるんです。65歳以上とすると、1万845人で約23%、平成26年になると1万1,303人となり、24%と増加し、阿見町も4人に1人が高齢者になるわけです。

人生わずか50年とうたった織田信長の時代に比べれば、あと50年もあるわけですから、夢幻のごとくなどと言っている場合ではございません。高齢者が増加すれば、当然介護問題、疾病問題、医療問題などが発生します。介護問題は要支援、要介護認定者は一貫して増加傾向にありますと社会福祉課では推計していますし、疾病問題ではけがをしやすい、病気がなかなか回復しない、足が弱って歩行困難、腰痛で立てない、などなど病院通いが日課になってしまう傾向も否めません。

医療問題では、医療費が平成20年度260万3,031円、月平均にすると21万6,919円。平成24年度では277万4,055円、月平均23万1,171円。平成25年度年間算出はまだですが、今までの月平均は24万8,176円と年ごとに増加の一方です。

医療費につきましては、削減を図るためにジェネリック医薬品を推奨し、効果を上げています。調べてみると調剤件数が30%以上となり県では国保で4位、後期高齢者医療費で10位という好成績です。このためにお金が幾ら削減されたかを算出するのは難しいようですが、ほかの市町村と比べると削減できていることは確かであります。

でも、薬では悪化を防ぎ病気を治すのであって、健康の保持増進は望めません。町民の皆さんがどの世代においても健康であるということがこの3つの問題の解消に不可欠であります。問題を克服する鍵となる健康であること。それには温水プールの存在が大変重要かつ最大の得策であると考えます。温水プールを設置し住民に大変喜ばれているという県内の市町村も多くあります。四季を問わず一年中活用できます。老若男女問わず、年齢問わず、体重問わず、特に障害をお持ちの方にとっても大変うれしいことです。

温水プールの健康づくりは、体温より水温が約30℃と低いと、体が体温を維持しようとし体温維持には多くのカロリーが消費されます。また、水の抵抗ある水中歩行は全身運動、しかも脂肪を燃焼させてくれる有酸素運動で足腰への負荷も軽くリハビリに最適だということです。水中ウォークやゲーム、親子の触れ合いなど楽しみながら健康の保持増進が望める、これこそ皆が元気になる最高の施設となることはいまでもありません。

我が町の近隣市町村では、環境整備工場のごみ燃焼の高温な熱を利用して温水プールを設置

しております。温水プールがあることによって、阿見居住希望者が出て定住促進対策にも反映し、ひいては人口減少に歯止めがかけられる、増加に転ずる秘策になるかもしれません。介護問題しかり、疾病問題しかり、医療問題しかり、全て健康が鍵です。

町民が笑顔で健康な生活を送るため最適な施設は温水プールであります。温水プールの存在はこれからの阿見町にとって価値のある大きな飛躍の1つと考えられます。ぜひ実現していただきたいという思いを込め、町民の期待に沿う御答弁をお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 温水プールについて、阿見町に温水プールについてを、お答えいたします。

非常にるるジェネリックからプールの効用、非常によく聞いてわかりました。わかったけど、なかなかっていうようなね、難しい問題でありますね。

温水プールについては、かねてより町民からの要望が寄せられていることは認識しております。しかしながら、施設の整備だけではなく、維持管理においても多額の費用がかかる施設であることから、十分に検討した上で、慎重に判断すべきものであります。

そのため、施策の優先順位を検討し、事業を選択して進めていくこととなりますが、防災行政無線の整備、公共施設の耐震化や大規模改修等を優先して進める考えにあることから、温水プールの整備については、当面のところ考えておりません。

余熱利用に関しては過去に検討を行いました。霞クリーンセンター敷地外での利用については、管路の工事費が大きいだけでなく、補助の熱源が必要になることなどの理由から、実現に至っておりません。今後についても、余熱利用の可能性は低いものと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。それでは第一声目にやりそうもなさそうな回答をいただきましたのでですね、今この周りの市町村のですね、その温水プールの様子をお話したいと思えます。

まず土浦市なんですけれども、土浦市もですね、温水プール、これは土浦市の清掃センターでゴミ焼却時に発生する余熱を活用して温水プールをつくっております。土浦市ふれあいセンターながみねといいます。それからつくば市では、ウェルネスパークということで温浴施設。温水プールとかいろいろな——パークですから、いろいろなトレーニングセンターとかですね、ヘルスプラザとかスポーツフィールドが構成された大きな施設です。それともう1つ洞峰公園にでもです。大きなプールがあります。この洞峰公園も大変いろいろなフィールドがありまし

て、温水プールだけではなく、あります。やはり利用率も高いようです。

龍ヶ崎にはですね、湯ったり館というお風呂もありまして、このお風呂は指定管理者制度で行っておるそうです。これはまちづくり推進課が、何て言うんですか、管理をお願いしたということで、公設で指定管理者制度で行っております。その湯ったり館のお風呂ではですね、当時平成12年、今からもう10年前にですね、すばらしい考えでですね、湯ったり館をつくったわけですね。そのときは21億がかかったそうなんです。でも用地は4億円ということなので、大体17億円。湯ったり館のみでは17億円と、そういうお話がありました。

で、この17億円をかけてつくりました。初めこの町ではですね、市では20万人は来ないだろうと、そういう予想をしていたんですけども、20万人以上の方が来てですね、びっくりしているということです。これも焼却場の熱を利用して、不足分は重油を使ってボイラーで沸かしております。先ほど町長さんがおっしゃいましたように、あそこのところだけでは燃焼が少ないというお話がありましたけれども、そういう重油を使って沸かすという——不足分を重油を使って沸かすという、そういう方法でやっているところもあるということです。

それから、龍ヶ崎にはたつのごアリーナということで、温水プール25メートルの8本があります。これも全体的にですね、大体400円とか高校生が300円とか、それから障害者・65歳以上・中学生には大変こう安く200円というような値段で提供しているようです。

私もこの龍ヶ崎の湯ったり館についてはお話を聞きましたところ、阿見からも来ているんですよというお話を聞きました。えっ、阿見からどんな方が来てるんですかという、聞きましたら、老人会でバスに乗ってきてると。バスに乗って、どのバスですかとまた聞きましたらですね、その湯ったり館がバスの送迎をしているんだそうですね。それで、人数が集まりそして来てくれて、昼食をそこで食べれば無料でバスの送迎をしているということなんです。ですから、年間20万以上来ていると、そういうことです。

それから、龍ヶ崎市にはその湯ったり館という入浴施設のほかにたつのごアリーナという、これも25メートルの8本の温水プールがあります。

それから牛久市なんですけれども、この牛久市は私やっぱりね、前に川畑議員がすばらしい学校ですよということでしたので、ひたち野うしく小学校に実際に行ってまいりました。牛久市のひたち野うしく小学校に行きましたら、本当にびっくりしましたね。ああいう小学校に自分も入りたいなっていう、みんな思うような感じでですね、さすがにすばらしい学校でした。

その学校の近く、近くというか併設してですね、つくってあるのがひたち野の温水プールなんです。その温水プールはNPOが経営しているということで、NPOに任せている。で、この広報もNPOに全て任せているということで、その募集の、これですね。このパスポートというのがあって、もう本当にね、民間でやっているようなすばらしいね、経営の方法で、何

て言うんですか、もう人件費がちゃんと出るようにですね、もうかってるといのはおかしいんですけれども、大変すばらしい。

で、ここですね、月の会費が2,000円と、こう書いてあります。このプールは今言ったようにですね、小学校と併設してあります。ですから小学生が使うとき以外は一般開放の方が使っていていいと、こういうふうな施設なんですね。

私が行ったときには、親子が仲よく楽しくですね、プールに入っておりました。この中にもですね、ここのところはだめです、ここのところはだめですということで、その間をですね、やっております。9時までです。夜9時までやっているということで、大変すばらしい。で、ここにもですね、いろんな方が、どんな方がいらっしゃるんですかと聞きましたら、これがまたですね、阿見からも来ているんですね。びっくりしました。ね。1,200人が会員になっているんだそうですが、その中で200人近くがですね、阿見から行っているということなので、こちらのほうまで阿見から来ているのは、それはすごいと、そのように思いました。

ですから、温水プールの必要性というのもこれまたですね、急にまた浮上してきました。ですから、温水プールですね、今ただただお金がなくて優先順位ですね、耐震化のほうだ何かと、こういうよりもやっぱり町民の健康がまず第一ですから、これが一番優先順位じゃないかと思うんですね。

で、私は初めはですね、温水プールではだめですから、だめだとおっしゃるので、その霞クリーンセンターの敷地のところにですね、お風呂のようなものだったらどうなのか。温水プールの大きな施設じゃなくてね、お風呂のようなものだったらどうなのかということを、これ、いかがでしょうか。お風呂のようなものだったら規模も小さいしね、費用も少ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。霞クリーンセンターのその余熱ですね、の利用につきましては、今町長がお答えしましたとおり、いろいろ工事費が大きいとかですね、補助の熱源が必要だというようなことで、考えてはいないということでございます。

それと、霞クリーンセンターにつきましては、今度6次総の――第6次総合計画の前期基本計画の中でかなり老朽化がしているということで、今後適正な維持管理をするために運営計画に基づく補修をしながら延命を図っていくんだというような段階に入ってまいりましたので、余熱どころではないというような感じで、まずはごみ処理に専念してクリーンセンターを運営していくというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の質問を許します。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町長さんは、温水プールを将来に向けてもつくりませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほど、霞クリーンセンターの余熱は考えてないというふうに、余熱を利用したプールは考えてないというふうにお答えいたしました。ただ、それ以外のですね、浅野議員から御紹介いただきました温水プールというのはいろいろあるかと思うんですけども、それは可能性は全くゼロではないというふうに思います。

過去にですね、総合運動公園内に総合体育館を検討したことがありました。そのときに総合体育館をつくった後には温水プールもその施設に隣接につくるんだよというような構想がございました。それは、残念ながらいろんな社会情勢の大きい変動等で断念せざるを得なかったんですけども、そういった経緯もございますので、全く現在のところ白紙の状態ですけども、将来的には全く可能性がないということではないと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。そしたらですね、答弁の中で今は、現在はだけでも、近い将来、または将来ですね、つくる方向にはありますと、そんなふうに入れるのが普通じゃないんですか。やりませんと、そういう答弁ってね、とても失礼だと思いますよ。私自分だけの意見ではなく、障害者の皆さんがつくってほしいという要望に沿って、私は質問しているわけですから、作りませんとそんなふうにな、言う答弁は大変失礼だと思います。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） あのね、先ほどこれとこれとこれがありますからと言いましたけど、じゃあ、これとこれとおっしゃいました。その費用を全部教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今の御質問、町長答弁の中でいろんな優先順位をつけてつくりなればいけない施設があるということの費用のことでしょうか。

○13番（浅野栄子君） はい。順位を言って、それから費用もお願いします。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと今手元にございませんで、調べてお答えしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） お金がかかるからっておっしゃいましたよね。それでね、私ひたち野うしくの小学校のですね、その温水プールですね、それを幾らかかるんですかとお聞きしましたらですね、工事費は5億7,063万円。それから太陽光発電でやりますので、5,460万。しかし、国庫負担金があって1億2,157万円と、こういうことですね、昨日ですね、昨日の前まではですね、本郷小学校30億でやりますよと。昨日、町長さんが40億でおっしゃいましたよね。町長が40億ってね、10億を単位をですね、言うということは、町長の裁量で幾らでもなると、そういう見解を示しますよね。

その10億で、ね、今から本郷小の新しい校舎がどのような設計で幾らぐらいかかる。それからプールがね、温水プールか普通のプールか、それをね、克明にお話していただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ちょっと誤解してるんじゃないですか。本郷小学校は、いい設備にして40億かけてもやらざるを得ない仕事だって言ってるんですよ。それで今、まだ設計も何もできてるわけじゃないじゃないですか。私は2期目に向けて一番の私の公約はそれですよって。それで、私が任期のうち、まず温水プールですか、温水プールは私の任期中はやるつもりはありません。それだけは言っておきます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。それではね、町民の健康づくりっていうのはね、一番の施策っていうのは何なんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。健康づくりはですね、健康づくりの部署、健康づくり課を中心に進めてるところでございます。特に健康づくり21だっけ、計画案に従いまして、いろんな施策を実施しまして町民の健康づくりを進めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。健康づくりでもやはりね、町民の健康な体がどうか、診査ですね、それが必要じゃないかと思うんですね。ところが、私ね、じゃ、健康といたらすぐにそうおっしゃると思います。ね。検診の、町民が検診を受ける状況。がんでも18点何パーセント、22%、特定の健康診査でも35%、一番上で35%なんですよ。これで町民のね、健康管理ができてると思うんですか。いかがなんですか。

○議長（倉持松雄君） 浅野栄子君に申し上げます。温水プールについて質問をしてください。

〔「健康に直結するんだからいいよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） はい。では、いいです。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それではですね、30億と初めにね、おっしゃいました。大体この校舎は30億かかるでしょうという、30億の大体の設計というのがいつごろできてですね……。

〔「全然、ばらばらじゃない」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） だって、30億って、だって、だって町長さんの任期にね、関係なくこれはだって進められるわけじゃないですか。3年間のですもの。

〔「あなた、何の質問してるの」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） プールですよ。プールをつくるためにですね……。

○議長（倉持松雄君） 議長の指示のない言葉は無駄口といたします。

浅野栄子君の質問を許します。

○13番（浅野栄子君） あのね、温水プールをつくるということですね、でも執行部のほうがそれはつくらないと初めからそんなふうにおっしゃるのは大変失礼じゃないかと私は思うんですよ。でね、じゃあ阿見町のね、阿見中に隣接しているプールがありますよね。そのプールは町民に開放しております。これは普通のプールですが、大体どのぐらいの利用者があるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。24年度については、阿見の教育に載っておりませんが、24年度1,379人で内訳としては中学生以下1,206人、それから高校生が9人、それから大人が164人。それから、25年度につきましては913人で中学生以下793人、高校生はゼロ、大人は120人ちゅうことで、今年ちょっとプールのほうで漏水ってことでありましたんで、50メートルのプールが使えなかったんで少なくなっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。今の結果からですね、やはりプールですから6月下旬から7月、8月とたったの3カ月ですね、千何百人が利用していると。そうすると、温水プールだとですね、もっと利用者が多くなるのではないかと思います。そして、やはり健康にもね、直結していると、そういうことですね、町長さん、自分の任期だとおっしゃらないでですね、将来はつくる方向でですね、いと。これは町長さんは自分でもう任期が終わりだからってもう関係ないと捨てましたけれども、執行部の皆さんはいかがなんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町長が発言したとおりでございます。私ども町長と考え方は一致

しておりますので、変わりはありません。

〔「さっきの話と違うんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほどの公共施設の追加を、不足をお話させていただきます。今後の行政施設ですけれども、まず防災行政無線が約7億円の経費を見込んでます。それと耐震化ですね、小学校等の耐震化、残ってるものがまた3億2,000万、約3億2,000万。ごみ処理施設の修繕ですね、5億3,000万、約5億3,000万。さくらクリーンセンターの修繕が約1億1,000万。学校の改修ですね——エアコンと水洗化ですね、それが大ざっぱな見積もりですけれども約11億円ということで、今後5年ぐらいですけれども、で、約28億程度の経費がかかると見込んでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。学校にかかわればもう何かね、もう免除されてるような感じもするんですけども、阿見町はですね、借金の、ね、住民1人当たりの借金も大変少ないんですよね。ですから、やはりね、そういう阿見町民全体のね、使用する可能性があり、健康づくりにもいろいろな面で大変よいと、それからそのことについて誰かがこちらに移ってくる、人口減少、定住促進、それにみんなかかわると思うんですよね。

昨日川畑議員が学校を建てればたくさんみんな来ますよって言いましたけど、学校建てれば来ると、それでいいというような感じですか。私はね、せっかく学校を建てるんだったら、それを平行して——後からまたプールだけをつくるのは大変なので、学校を建てるときに平行してプールを、学校を建てる時プールはつくりませんか。つくりませんか。それを温水プールにしたらいかがですかと言ってるんです。いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。先ほど町長が答弁しましたが、新小学校を進めるに当たり、今後基本的な考え方を詰めていくんです。だから、基本設計っていうんですか、そういう部分で明らかになってますんで、ここでは答弁控えさせていただきます。

〔「提案に対する評価で言わなくちゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質問者は浅野栄子君ですから。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） じゃ、その中に学校ですからプールはありますよね。プールを温水にする可能性はあるのですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほど言ったとおりですね、今から基本的な、プールが必要なのか、それともプールつくらないで——例えば美浦のとかみんなに……。例えばアスレチ

ックのほうへ行くとか、そういうものが出てくるんで、今ここではわかりません。

以上です。

○13番（浅野栄子君） プールがないということもあるということですか。

○議長（倉持松雄君） 手を挙げてください。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それではですね、ぜひぜひその中に温水プールをね、施工していただきたい。いかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） 要望ですか。

〔「いやいや、提案に対する……」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） 聞いてます。

○議長（倉持松雄君） 浅野栄子君要望ですか、聞くんですか。

○13番（浅野栄子君） 聞きます、はい。

○議長（倉持松雄君） じゃ、ただいまの質問……。入れられるか入れられないか。その計画に入れられるか入れられないか。ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほども言ったようにですね、今後小学校を進めるに当たり、今から予算化して来年度は要するに基本設計ちゅうのを皆さん、議会の皆様に承認いただいて、それで基本設計をやる中に専門的な人でその中でどうなのかっちことで決めていきたいと考えて、ここでプールをつくるのかどうかっていうのは……。今まではセットだったんですよ。プールと学校が。それを踏まえた形で今からそのような検討をしていくちゅう部分なんで、ここでつくりますよとは言えないんです。

以上です。

○13番（浅野栄子君） 私も赤いお洋服を着ている意味がありませんので、やはりですね…。教育長にお聞きします。学校にはやはりプールは、これは必要不可欠なものであります。教育長、プールはいかがですか。学校にプールはつくるといのはどうなのでしょう。今、次長はね、わからないと言いましたけど。今までの学校全てプールはありますけれども、どうなんです。プールない学校っていうのもこれからできるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 次長が申したとおりでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） いやあ、ねえ、いいですか、私ね、今プールだけの問題言ってますけれども、今年の夏の暑いとき冷房入れてくれよ、牛久はすぐに入れました。放射能、子供が

危ないよ、内部検査をしてくれ、ほかの市町村では希望者だけじゃあやりましたよ、全て阿見町はやりませんかじゃないですか。小学校を建ててるっていうのに、プールはもう必需品なんですよ。それがあつかないかわからない。こういう小学校ってあるんですか。おかしいんじゃないですか。ですからね、そのプールだったらですね、今町長さんが……。

○議長（倉持松雄君） 浅野栄子君ちょっと待ってください。第三者は口を慎んでください。

浅野栄子君の質問を続けます。

○13番（浅野栄子君） 太陽光発電を推奨してるわけですから、太陽光発電で、そのね、今言ったさくら何とかの炎が少ないとか何とかで足りませんなんておっしゃいましたけど、今町長さんがあちらこちらで太陽光発電をしているわけですから、太陽光発電でですね、幾らでも温水にはできるわけですよ。ですから、プールをつくる時には必ず温水プールにしたい。強く要望して終わりにします。第1問を終わりにさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） それでは、次の質問に進んでください。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、自主防災の充実を図るということについて、質問させていただきます。

初日ですね、総務常任委員会委員長の研修報告にありましたが、防災の先進地を視察いたしまして、はっと気づかされたことがあり、それが防災の源であると思えました。町では防災のための計画を町として地域としてどのように対処し、避難・情報伝達をしていくかを細かな部分まで配慮が行き届いた計画を立ててくださいました。本当にありがたいことです。しかし、阪神・淡路大震災のときに84%の人が圧死または窒息死であったということを知り——これは私もそのとき初めて知ったんですけれども、家庭内対策の重要性が浮かび上がりました。

まず自分の命は自分で守る、町や地域の人に頼りっ放しではいけない。自分ですることをきちんとやるのが第一。そして、家具の下敷き防止、日ごろからの整理整頓の大切さを、まず町民に自分の命は自分で守るんだよ、自分が生き延びるための危機管理、そういう意識を啓蒙する。と、家庭内対策——例えば家具の固定ですね、をしっかりとさせることが重要ポイントであると考えます。

この点についての対策はどのように考えておられますでしょうか。そしてまた、単身高齢者への家具転倒防止策として家具固定の設置の補助をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 自主防災の充実を図るについてお答えいたします。

昨日、川畑議員のほうも一番大事なのは自助だと。これが六十何パーセント——ちょっとパ

一センターがわかりませんでしたけど、やっぱり一番自助が大事なんだという話をしていたと思います。

議員御指摘のとおり、阪神・淡路大震災の被害は、全壊が10万5,000件、半壊が14万4,000件にものぼり、亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊が原因でした。また、けがをした方の半数近くは、家具の転倒によるものでした。

自主防災組織の役割は、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うことです。そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要であります。

また、防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠でありますので、町としてもあらゆる会合の機会を捉え、普及・啓発に取り組み、地域ぐるみの防災意識を醸成する必要があると考えております。

次に、単身高齢者に対する家具転倒防止の固定具設置に対する補助につきましては、町では平成21年度の消防法改正の際、住宅用火災警報器の設置が義務つけられたのを受け、ひとり暮らしの高齢者世帯を対象に、火災警報器の設置を行いました。現在も日常生活用具給付事業として給付を行っており、平成25年12月1日現在では402台設置をしております。

震災対策支援としての御提案につきましては、防災担当部署とも連携しながら検討してまいります。

今後も平常時の防災活動につきましては、非常に重要なことであると考えておりますので、地域防災力の向上のため地域住民への防災知識の普及・啓発を行っていきたくと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 私もね、向こうへ行ったときに家具が倒れるている、そういうさまをね、現地のところへこう、ある部屋にちゃんと、何ていうんですか、実際のところ置いてあるんですね。あ、本当に家具が倒れる。でね、高齢者は自分で持ってきたたんすですので、大変こう、大切なもの入ってるしたんすの脇に寝てるのが多いんですね。ですから、やはりね、ひとり暮らしのおばあちゃん・おじいちゃんに対して……。

今火災報知器がね、平成12年から今まで402台設置したと。これは火災が起きたときはそれはね、有効ですけども、地震がぐらぐらぐらって来たときにははですね、やはりたんすや何かこう、倒れてくる。そういうことにしてですね、補助をですね、単身高齢者に、それが全面補助とは言っておりませんが、こういうのはね、たんすが倒れて危ないんだよという説明をつけながら、私もですね、自分で買ってどんなのかというのをね、買ってきました。

でね、このタイプが一番よく売れるんだそうですね。この、こういう感じですね。そしてこう、天井とここをぐっとう押さえるわけですね。ホームセンターに行くと、家具が何か転倒するのを防ぐのはどこでしょうかとお聞きしましたら、ずっとこちらですと言ってくれました。で、そこに行ってどれが一番売れますかと言いましたら、家具が倒れないようにするのはどこにありますかと聞いて、見には来るけれども買う人は少ないと。そんなふうにおっしゃいました。

私も自分の近所ずっと回りながらですね、固定してあるかどうかを見ましたが、10件とも1つも固定はされておりました。ですから、この84%の方がが一んっていう、こう来るね、それで亡くなっているわけですから、高齢者の単身ですね、じいちゃん・ばあちゃんにはね、補助をしてこんなふうには危ないんだよという説明をつけながら、補助をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。単身世帯の高齢者につきましては、先ほど町長答弁しましたとおり火災報知機、警報機につきましては法令でも義務づけられていることでもありますし、高齢者にとって自分で設置するというのはなかなか難しいという部分、あと設置箇所が限られてるといようなことで、地域の消防団の方の協力を得ながら設置したというような経緯がございます。

今回家具の転倒防止ということでございますが、これも世帯によって状況がかなり、火災報知機と違って家具がどういうものがあるとか、そういうのが大分違うと思います。そういうこともありますので、今後答弁にも申しましたとおり、防災担当部署とも連携をしながら、そういう状況も把握しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、その高齢者の方へも含めてですね、町の皆さんにそういうこの……。私も初めて、そのね、そういうたんすや何かで、この倒れてなくなった方がそういう八十何パーセントもいるというのは初めて聞いた、初めて知ったわけですから、知らない方が多いと思うんですね。ですので、その啓発、危機……。何ていうんですか、危機管理というんですか、危機意識ですか、それを高揚して、そのふだんからの整理整頓とかそういうのをね、啓蒙するために、じゃ、どのように広めていただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。いろいろなですね、集まりとかですね、そういったときに——例えばさわやかフェアとか各公民館の集まりとか、そういったときに啓発したいと思っておりますし、防災訓練時にも啓発していきたいと考えております。

それと現在ですね、各地区の防災訓練のときにですね、家具転倒防止の重要性を啓蒙すると、啓発するというので、防災科学研究所の先生にお願いしまして講義ですか、こういうふうに危険なんだよということを現在しております。中央北区、南平台地区でやっておりますので、こういったワークショップ的なものも今後継続して啓発に図っていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 私ね、単身高齢者が何人いるかっていうの調べたんですけど、ちょっと手元にないんですが、単身高齢者は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。ちょっと今手元に正確な資料がありませんので、来ましたらお答えさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） きつとね、100台だと思うんですね。ですから、その単身高齢者の方に対してはですね、一人ひとりきちんと今提示したように家具の転倒防止、そういうこと。それから日ごろから、何ていうんですか、整理整頓をしておいてくださいというように、啓蒙していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。このごろね、小さな地震というのはたくさんありますけれども、私地震防災センターに行きましたら震度7のですね、地震を体感するコーナーがありまして、すごいこうです。あ、これではやはり大変だって本当に驚いたんですが、阿見町ではそういう体感コーナーなどはつくる予定はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今つくる計画はないんですけども、例えばさわやかフェアとかそういう催しのときにですね、耐震車——車で震度が体感できるもの、など利用して町民の方にも実際の様子を体験していただいて、意識を高めていただきたいということは考えておりますし、実施したいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはりですね、身をもって体験するっていうのはとてもいいことだと思います。これでは逃げられないなっていうようなこともありますのでね、ぜひ1人でも多くの方に体験していただくようにお願いします。

それからもう1つですね、津波の際にですね、てんでんこ——てんでんこというような昔か

らの言い伝えがあって、それを守って逃げたって言って命がね、助かったって言う人もいますが、阿見町ではそういう地震のときにね、そういうような言葉を、言葉で逃げるような、そういう言葉って考えてますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今言われたような言葉をですね、具体的な言葉っていうのは今まで現在のところ考えておりませんが、訓練の中に地震だ、逃げろとか、駆けろとか、そういう訓練がございまして、声を出しながら避難訓練をするというようなことは実施をしていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 私たちのこの町はね、本当に地震といっても津波といっても平穏な感じなので、みんな危機意識というんですか、そういうのは薄いんですよ。この間行った熱海とか、それから防災センター静岡はすごい山があったり起伏が激しい。海があったりしてね、すごく危機管理というのが、やっぱり違うんですね。ですから、訓練にしても本当にたくさんの方が訓練に訪れる。そういうことですのでね、ここは平地でそういう危機管理がみんなのほほんとしていて薄いんですよ。ですから、いざとなったときに本当に逃げられるのかどうかっていうのは心配になってきたんですね。

ですから、ふだんから危機管理を高める啓発、それから逃げる時、それから家庭内のそういう固定、そういうことに対してですね、もう少し目を向けるような、そういう指導というか、そういうのをね、ぜひしていただきたい、そういうことを要望いたしまして、2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、先ほどの単身高齢者世帯について、お答えいたします。25年4月1日現在でございますが、ひとり暮らしの世帯は552世帯ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、見守りをよろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問にさせていただきます。

3番目は、非婚の親にも寡婦控除を。寡婦控除だけではないと思うんですけれども。

フィギュアスケートの安藤美姫さんが7月、結婚せずに出産したことを公表してマスコミがざわめきました。まだ、日本には古い慣習が残っており、法律婚という制度の枠内に入った親子に限って支援するという常識ある行動を要求する。そういう裏にある差別的な考え方が根強く潜んでおります。結婚せずに出産する——シングルマザーとして後ろめたさを感じている人にとって、この安藤美姫さんが出産後もマスコミのバッシングに動ぜず生き生きと活動してい

る姿から救われた人もいるのではないのでしょうか。

時代が変わり、生活様式が変わり、結婚の形態も変化し、価値観も多種多様になりました。「みんなちがって、みんないい」——金子みすずさんの詩ですが、それぞれの人生、自己の責任において歩いていくのであります。既婚・非婚を問わず産もうと決意した勇気ある女性を支援し、社会的体制づくりをしていただきたいと思います。

本当に支援が必要なのは子供であります。少子化時代、子供は地域が一体となって育てることが子供にとって何よりの幸せです。行政も母子家庭に対する支援、寡婦控除等と同様の適用を検討していただき、いろいろな事情、理由のため、結婚できずやむなく出産した母親を応援していただきたいのです。

現在、アベノミクスといわれ景気上昇と言っていますが、上昇気流は私たちのもとは全然流れてまいりません。過日、10月7日の新聞には、雇用悪化・未婚率の上昇という見出しがあり、そこに女性の貧困の深刻さが掲載されていました。女性の貧困の背景には、派遣社員やパートなど非正規雇用増加があります。

12年には雇われて働く人の35.2%を占め、その中の女性は54.5%、男性が19.7%と女性は3倍近いんですね。非正規雇用の女性の86%が年収200万未満という低所得が多目になっております。未婚であり子育てもする、所得も少ない、働けばよいが雇用も危なげない、そういう場合もあります。大変な窮地に立たされております。

過日、この非婚の親に対して救いの手を伸べた自治体がありました。改正民法というのが——民法が改正された、これが成立して婚外子の相続差別撤廃というのを受けて決意したとのことで、差別のない社会に向けての大きな飛躍の一步だと思えます。

阿見町は男女共同参画社会宣言都市であることを宣言しました。ぜひ、差別のない社会の構築をお願いしたいと思います。非婚の親の子供を救っていただきたいと思いますので、ぜひ御勇断をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、非婚の親にも寡婦控除をとの質問にお答えをいたします。

寡婦控除は、死別や離婚によってひとり親になった人が受けられる控除で、控除される額は所得税で27万円、条件によっては35万円となり、住民税で26万円、条件によっては30万円となります。

浅野議員の低所得者のシングルマザーにも寡婦控除を適用することはできないかという質問ですが、税法上は死別や離婚によってひとり親になった人が対象ですので、未婚でひとり親になった世帯は受けることはできません。

しかし、低所得の母子家庭に関しては、寡婦控除を適用があるなしにかかわらず所得税が非

課税となっている方が多くを占めています。所得税が非課税の母子家庭は、寡婦控除の適用にかかわらず保育料が軽減され、町民税も非課税の場合は無料になります。

低所得者の非婚の親につきましては、保育料の算定上は、寡婦控除の適用にあまり影響がないのが実情です。このため、税法上適用のない未婚の親の寡婦控除は、今のところ適用までは考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 低所得ということでの範囲内ですけれども、ただいまおっしゃいましたように町民税、それから保育所の保育料、放課後学童保育料というのは入っておりませんでした、それはいかがなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。放課後児童クラブにつきましては、減免措置というものを設けていませんので、一般と同じような料金を徴収してるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） お役所的にこれはだめ、あれはだめと言っては何もできないのではないかと思うんですね。やっぱり結婚したくてもできないという、そういう事情を酌んでね、補助はお願いしたいと思うんですね。それで、でも保育所の保育料とかそういうので、何ていうんですか、母子家庭と同じような扱いをしていただけるということは大変うれしいことだと思います。

で、その料金的な、所得的なですね、それを今度はちょっと置いておいてですね、差別のない、差別のない世界……。世界というのもおかしいんですが、差別のない扱い、それについてはいかがでしょうか。差別のない取り扱いの方向に向けていただけるのでしょうか。

例えばですね、出生届というのがあるんですが、この中にですね、大変差別的なことがあるんですね。例えば嫡出子でない子ということがありますが、これはやはりですね、その子が正規に——正妻というのですか、法律上婚姻をした夫婦間にできた子とそうでない子と、そんなふうにチェックすることになってるんですね。もう子供が産まれたらやっぱり子供のところですね、そこの差別をしないで長男、長女というふうにしていただきたい、そういう配慮をしていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） 浅野議員に申し上げます。シングルマザーの低所得に対しての控除、そういうことではないんですか。今の質問は。

○13番（浅野栄子君） シングルマザーの所得、もちろんそうですが、差別をするというその面ですよ。シングルマザーだからってね、差別も撤廃していただきたい、そういうこと

でお話をさせていただきましたが。

○議長（倉持松雄君） それは次回の質問にしてください。寡婦控除について深く追求してください。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。では確認させていただきます。その低所得者におけるシングルマザーの場合、寡婦控除と同じような支援はしていただける。これ、もう一度確認したいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 済みません。今のは所得税とか町民税に対してということでしょうか。はい。寡婦控除の対象になるかということなんですけども、これ町民税に関しましても地方税法の規定に基づいて課税をしているというものです。それで、その税法上の寡婦という対象者の中に結婚をしていない子供のいる女性ですか、は、対象になっていないということになりますので、婚姻をしていない子供のいる女性に対しての控除——寡婦控除は適用にできませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先ほど保育所の保育料は無料という、おっしゃったのは、それは何でしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。保育料とかそういう算定につきましては所得税とか住民税の申告に基づいて保育料を算定しておりまして、先ほど答弁の中でも申しましたとおり寡婦控除をしなくても、非課税世帯になってしまうと。母子の場合は非課税世帯——もともと所得がそんなに多くないというような世帯がほとんどですので、寡婦控除を受けなくとも保育料は住民税が非課税なので無料になるというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） こういう例があるんですが、こういうところに当てはまるでしょうか。非婚のシングルマザー年収150万で2歳の子が1人おります。年間保育料が普通なら25万4,800円ですけれども10万800円にしたということ。こういうことって適用……。阿見町でもこういうことはあるということでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。個別の所得の案件については、正確に計算しないと非課税、課税ってのがなかなか判断できないところがありますが、1つの例としましては、低所得の場合町民税が非課税になる場合、これはそうですね、本人と扶養家族子供2

人の3人家族の場合ですね、この場合前年度の所得の合計額が100万8,000円以下、給与の年収でいきますと168万4,000円未満、この場合は非課税というようなことでございます。そのほかにもろもろ控除があったりすると下がりますが……。

あとはですね、これは寡婦じゃなくても夫婦と子供2人とかそういう場合でも所得が——前年度の合計所得が128万以下、給与年収でいうと210万未満であれば町民税が非課税というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。やはり大人の立場じゃなくてね、子供の立場から皆さん見ていただきたい。子供には何の罪もないんですね。やはり過酷なこの中にさらされるわけですから。やはり子供は宝ですよ。ですから、できる限り援助をしていただきたいと思います。この同様の今のような制度をですね、適用しているのは沖縄や札幌市など1県43区の市町村が導入をしているということです。

私も新聞に見ましたけれども、こう見るとですね、この「非婚の親にも寡婦控除」ということで、那珂市の市長御勇断したと。これなんですね。ほかの市町村もおりますけれども、やはり勇断ということはですね、みんながやってるからやってるではなく、やっぱり今までの慣例がないというのではなく、これはやったほうがね、すばらしく益があるということには英断を下してね、やっていただきたいと思います。子供ですので、差別のない、差別のない御援助をよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、13番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は2時08分といたします。

午後 1時53分休憩

---

午後 2時08分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それでは、一般質問をさせていただきます。みんなの党の海野隆でございます。

毎年12月10日から16日というのは、北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定められておまして、今年もですね、10日から北朝鮮人権侵害問題啓発週間が始まりました。平成18年6月に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行されまして、国及び地方

公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間とすることとされております。7月にですね、阿見町議会でも、議員会、佐藤幸明会長が主催をいたしましてですね、本郷ふれあいセンターで横田夫妻を迎えて、北朝鮮に拉致された日本人を救出する講演会という形で行われました。多くの町民がおいでになってですね、涙をしながらですね、やっぱりこういう人権侵害については、しっかりと対応するということを誓ったと思います。私も早急にですね、救出が実現して、家族をね、取り戻していただきたいなど、心から切に願っております。

今回ね、本当に議員会という形ではありましたが、阿見町で初めてのね、北朝鮮による人権侵害に対する講演会というものが行われてよかったなと思っております。

質問に入る前にですね、もう1つ、議会の名誉にかかわることなので、一言申し上げたいと思います。

今回ですね、議会広報が名誉毀損に当たるということで、ある業者がですね、代理人の弁護士を立てて内容証明便が送付されてくるということがありました。お聞きするところによりますと、阿見町の長い議会広報の歴史の中でね、こうした事例は初めてのことだったようです。具体的にはですね、藤井孝幸議員が阿見町の工事入札経緯をもとに9月議会で入札制度の改善あるいはその透明性を求めて執行部とやりとりをいたしましたけども、そのやりとりをですね、議会広報に掲載したと。そのことに対しての名誉毀損であるということで送られてきたようです。

もちろん私も議会にありましたけれども、藤井議員は、誰もがみられる公開された資料——ホームページに書いてある入札経緯とかですね、落札金額、そういうものに基づいてですね、執行部に対して入札制度の改善、あるいは何か疑問があるのではないかとということで質疑をした内容だと思います。

私までにですね、何人もの議員がこの議場で一般質問をしております。提言もありますしですね、チェックもあると。ともすればね、このチェックをするというんですかね、行政執行に対するチェックというのは、少しきついね、質問になります。しかしね、やっぱりエビデンス——証拠ですね、あるいは事実に基づいてですね、それをしっかり示しながらですね、入札問題をシステムの改善という観点からね、指摘した藤井議員のような質問が名誉毀損に問われるというのは、全く理不尽で不当だと、不当な言いがかりだと私は思います。議会の質疑及び議会広報の内容ともに、正当な議会活動であり、何ら名誉を毀損するということではないと思います。

藤井議員とはですね、ふだんは意見を異にするということが多いのですけれども、議会活動をともにする議会人、同僚の議員という立場でですね、今回の問題に対しては毅然と対応する

べきだと申し上げておきました。さらに、こうしたことでですね、議会の質疑、質問がですね、抑制をされるということは絶対ないということをお願いしたい。

質問に入りたいと思います。

9月以降ですね、私も町内で議会報告を行ったりですね、9月の議会の報告のチラシを持ってですね、町内の各地を丁寧に歩きながらですね、町民の皆様方の御意見あるいは御要望というものを聞きましてまいりました。今回取り上げた質問はね、そうした中で出されたもので、まず通告1番目の、学校再編計画についてお伺いしたいと思います。

学校再編計画についてはですね、10月の初めにですね、各小学校単位でですね、各地区で住民の意見を聞く会と、こういう形でね、説明会といいますかね、その説明会と意見を聴取する、そういう活動が行われてきました。私は1から10まで質問を用意いたしました。

まず第1にですね、そもそも、この学校再編計画の目的というのは一体何なのか。議会のやりとりを聞いておりますとですね、つまりチルドレンファーストのですね、子供たちにとってどれだけいいことになるのかということだと思っておりますが、そもそもこの学校再編計画の目的というのは一体何なのかということについて、まず聞きたいと思います。

2番目はですね、我々は全協でですね、幾つかの資料をいただいたり、それからその御説明を受けたりいたしますけれども、一般町民の方々はですね、なかなか再編計画のスケジュールということについてね、知らされるわけではありません。議会を通じてですね、執行部のほうに再編計画のスケジュールについて御説明をいただきたいと思います。

3番目——4番目も同じですけれども、まずですね、住民アンケート、これについてはですね、幾つかの、保護者であるとかですね、意見交換会をやる前にですね、アンケートを出してですね、それを取りまとめた結果というのがあります。この住民アンケートの結果について御説明をいただきたいと思います。

4番目ですけれども、この4番目は、10月の初めにですね、行われた意見交換会、ここでどんな意見が出ていたのか、このことについてお伺いしたいと思います。

5番目ですけれども、昨日、今日と、本郷地区の区画整理地内にあるですね、新しい学校用地といいますかね、そこに小学校を新設するんだということがですね、決まったというふうに言っております。そこでですね、この小学校新設計画というのはですね、一体いつ、どのような期間で決定されたのか、このことについてお伺いします。それとあわせて5番目ですけれども、その新設計画と再編計画というのは異なるものなのか、同じ枠の中で考えるべきものなのか、このことについてもお伺いいたします。

なぜかと申しますとですね、5つのパターンがですね、既に我々にはいろいろと知らされておりまして、それで、昨日、川畑議員がですね、本郷地区に新小学校をぜひつくるべきであると、

こういう話があつてですね、ああ、そういうふうになるのかなあと私も思っておりましたけれども、その5つの再編パターンによりますとですね、現在の本郷小学校が廃止されるという案が2つ入ってますね。そうすると、この再編計画とは密接不可分に、この小学校新設計画があるのではないかなと、こういうふうに普通思うのですけれども、この点についてしっかり御説明をいただきたいと。

6番目、7番目、これも同じような質問ですが、1番目の質問でですね、チルドレンファーストと、要するに、子供たちにとってですね、この学校再編計画がですね、成果のあるもの、つまりいいものでなければなりません。そうしますと、例えば6番目ではですね、学校規模による学力調査の結果、つまり小規模だつていうと学習効果とか学力がつくのかつかないのか、小規模の学校と中規模の学校で差があるのかないのか、こういうことはとても大事なことです。このことについてお聞きしたいと思いますが、文部科学省がですね、実施した学力調査、この結果についてはね、公表するとかしないとかつていう形で、文部科学省、それから各都道府県教育委員会、それから市町村の教育委員会、この中でいろいろなやりとりがあるようです。そういうやりとりの中で、阿見町ではですね、8つの小学校がありますけれども、比較的小規模——小規模というんでしょうかね、100人を切った小規模の3つの小学校、それから、まあ、大規模の小学校って1つもないんですけど、中規模の小学校、この2つの例からすると、学力を獲得するね、その力に、比較して何か差があるのかどうか、これについて6番目では聞きたいと思います。

それから、7番目、これもですね、学校再編計画の中でさまざまに言われてきたことはですね、どうも社会性がですね、小規模の学校ではつかないのではないかと、こういう説明が直接あつたかどうかわかりませんが、そのような話になっています。そうしますと、一体これまでにですね、小規模の学校と中規模の学校で、例えば社会性獲得ということで、例えば発表能力とかプレゼンテーション——同じことですが、プレゼンテーション能力とか、そういうことで、その獲得の比較についてはどうなのかと。やっぱりこれもね、知りたいところだと思うんです。これが7番目です。

それから、8番目。8番目はですね、あれは、吉原小学校だったかな、君原だったかな、ちょっとごめんなさい、それはちょっと忘れたんですけども、学校再編計画をするとですね、当然、少し通学区域がですね、広くなります。広がった結果、バスで子供たちを運ぶと、こういうことに通常なりますので、そのバスの通学について、いろんなやりとりがありました。そのやりとりの中でですね、まあ、先の話はさておいてとね、バスで通学している子供たちがいるじゃないかと。その子供たちに対して現在、支援もないじゃないかと。自費で行ってるんですね。この8番目、つまり遠距離通学の支援について、これは直ちに、学校再編計画を待た

ずに、直ちに保護者に対して支援を——子供たちに対する支援というのかな、その子供たちに対する支援を行うべきではないかというのが8番目です。

それから、9番目。9番目はですね、阿見町の学校の先生方は、とても熱心に子供たちを指導していただいているというふう聞いております。しかし、どうも、例えば中学校のクラブ活動とかそういうことを聞きますとですね、非常にそのクラブ活動を持つとか、日ごろの事務の関係とか、非常にそういう、つまり子供たちを教えるというところではなくて、その他のところに負担があるんだと、こういう話をお聞きしております。したがって、つまりよい指導者がいればですね、よい子供たちが育つんですね。ですから、そのよい指導者をつくるために、教職員の研修や事務負担の軽減等、先生方へのですね、支援について、どうなっているか、今後どうするか、このことについて、課題も含めてでしようけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

最後ですけれども、私はですね、10月の初めの意見交換会、幾つか抜けましたけれども、ほぼ大体参加をさせていただいて、どのような意見が出るのかなあというふうにお聞きしておりました。その中で感じたことですが、これはね、その集まりというかな、会合の性格上やむを得ないにしても、どうも後ろ向きな感じをしたんですね。つまり、まあ1学級のところ、複式学級になっちゃうよと。そこは廃止になって統合するんだみたいな、そういう話が多かったんですね。これではですね、一体学校再編になった後ね、どんな教育になるのかということが、余りはっきりしないんですね。それがその今まで1クラスだったのが2クラスだっていう話が出てましたよ。でもね、今、町内に2クラス、3クラスの学校っていっぱいあるんですよ。そうすると、何も変わらないという話になります。しかしね、それでは、せっかく100年続いた学校を閉めて、閉じてですよ、新しい学校をつくる、あるいは合併をする、統合する、そういうところで、やっぱりですね、阿見町の教育はこう変わったんだという革新的なね、教育政策というものをしっかりと打ち立てると、それで保護者にも見せる、そういう形じゃないとね、なかなか合併というものはうまく進まないのではないかと、このように思いましたものですから、10番目では、幼小中一貫教育などですね、革新的な教育施策を採用すべきではないかと。これはね、私は前、ちょっと何月の議会では忘れちゃったけれども、小中一貫教育をですね、大胆にやるべきだと、連携でやっているといっても、もっと大胆にやるべきではないかと、そういう御質問もさせていただきましたので、その続きというわけではありませんけれども、学校再編計画の中で革新的な教育施策というものが採用されるかどうか、この10点について、まずお伺いしたいと思います。残余の質問は、質問者席から行います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 海野議員御質問の1点目の、学校再編計画の目的は何かについてお答えします。

当町でも児童数が減少し、複式学級が見込まれる学校があり、その一方、児童数が増加している学校もあります。このような状況の中、学び合う機会が平等になるよう、当町として望ましい教育環境を確保・充実することです。

2点目の、再編計画のスケジュールについてお答えいたします。

25、26年度の2カ年で基本計画・実施計画を策定し、27年度はこれらの計画に基づき、対象となりました学校の保護者や地域の方々との合意形成を図ることを中心に進めてまいりたいと考えております。

3点目の、住民アンケートの結果についてお答えいたします。

町内の幼稚園、保育所・保育園、小学校に通う子供の保護者の皆さんに対しアンケートを実施いたしました。回収率は82.1%で、配布3,811票に対し3,129票の回答がありました。

小学校の規模につきましては、1学年2クラス以上、1クラス20人から30人を望む意見が多く、また、小学校が小規模化することへの対応では、再編を必要とする意見が6割と多いものの、現状のままを希望する人も約3割おりました。自由意見で本郷地区への新設校建設を希望する意見が多く出されております。

4点目の、意見交換会の意見についてお答えいたします。

8小学校区におきまして、10月1日から6日までの間に開催し、延べ167名の参加者からさまざまな御意見を伺いました。小規模校を中心に現状維持を望む意見がある一方、子供への教育を考え、再編を行ってほしいという意見もありました。また、本郷小学校区では、児童数の増加による教育環境への影響を指摘する声が多く、小学校新設へのニーズは高いものでした。

5点目の、小学校新設計画と再編計画についてお答えいたします。

新設校建設につきましては、本郷地区の人口増加に伴い、本郷小学校の教室不足が喫緊の課題となっております。町全体を考慮した再編計画と並行して新設校建設計画を進めてまいりたいと考えております。

6点目の、学校規模による学力調査の結果比較についてお答えいたします。

学校規模と学力の間には相関関係はございません。学校では、児童生徒の実態や地域の実情に応じた教育活動が展開されています。

7点目の、学校規模による社会性獲得の比較についてお答えいたします。

各小学校においては、縦割りによる活動を行っています。高学年の児童が低学年の児童の面倒を見るなどしてリーダー性を発揮しています。また、各種委員会活動では、高学年の児童に

よる自治活動が行われ、自治能力の育成も図られています。

このように、学校規模を問わず、集団による行事や諸活動を通して、よりよい人間関係の構築や役割を果たす責任感、他を思いやる気持ちの育成など、社会性獲得のための取り組みが行われています。

課題としましては、小規模校での人間関係の固定化が上げられるところです。

8点目の、遠距離通学の支援についてお答えいたします。

アンケート等にもございますが、学校の統合により通学距離が長くなりますので、スクールバス等の運行が不可欠と考えております。

9点目の、教職員研修や事務負担の軽減等、先生方への支援についてお答えいたします。

教職員の研修については、さまざまな教育的課題の解決に向け、ニーズに応じた研修を行っています。児童生徒の生きる力の育成に向けた教員の資質向上を図っていくことが、魅力ある学校となって、保護者や地域からのさらなる信頼を得ることにもつながっていくものと考えます。

教職員の事務負担については、行政パソコンを有効活用するなど、業務の効率化に努めているところです。事務負担を軽減することで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することが大切と考えております。

最後に、10点目の、幼小中一貫教育など革新的な教育施策採用についてですが、小中一貫教育については、近隣のつくば市などの成果を見守りながら、今後、研究を進めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 質問には答えてほしいと思うんですね。せっかく私がですね、質問をしているわけですから、その質問に対しては、きちんと向き合って答えると。例えばですよ、5番目ですね。小学校新設計画と再編計画については、私はですね、いつ、どのような期間で決定をして進めてきたんですかとお聞きしてるし、8番、8番についてはですね、遠距離通学の支援については直ちに行うべきではないかと、こういうふうに申し上げているわけですから、原稿を棒読みするような形で答弁をするのではなくて、私がね——私は通告もしてますよ。そういうことだということで、きちんと職員の方に私の質問趣旨も伝えているわけですから、もう一回答弁してください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 最初にですね、5番目の、いつという部分なんですけど、先ほど教育長が答弁したとおり、再編計画とあわせて新設小学校をやっていく。これ間違いないんですね。再編計画については、24年度の実施計画に基づいて予算をつけていただきまして、25、

26年度で進めていきますよっちゅうことで、昨日、川畑議員にも説明しております。

それから、新小学校についてでございます。こちらは、議員御承知のとおり、荒川本郷地区にですね、町有財産——普通財産じゃなくて、小学校用地として、もう建てるっちゅうことで、平成5年から20年間持っていて、昨日、川畑議員さんに説明しましたけど、平成30年には、今、プレハブ4教室建てておりますけれども、それでも、もう小学校があふれちゃうんですよということで、平成25年度、教育委員会事務局——これ内部意思決定なんですけど、計画を立ちまして、6月の教育委員会には、内部意思決定行為で、こういうことで予算化に向けて説明していきますよっちゅう形で、今回、実施計画に——お持ちでしょうが、実施計画にのったという状況であります。

それから、8番目の、遠距離通学。おかげさまで、阿見町では、小学校は全て4キロ以内で子供らが通っているっちゅう状況であります。今、路線バス、福田から吉原、阿見小、それから、三区から阿見小というような形で路線バスがのってございまして、路線バスが通ってることで、小学生がそれを利用してっちゅう状況でありまして、それに対する支援ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうですか。じゃね、上からやっていきます。

まずね、再編計画のスケジュールです。25年度、つまりこの1年間でね、3月の学校再編検討委員会で答申を受けて、つまりそこでほぼね、並行的な案を幾つか提示するのか、1つに絞るのか、僕はよくわかりませんよ。それは検討委員会が決めること。しかし、それは事務局のほうで一定のね、コントロールっていうわけじゃないけれども、あるのではないかなと思いますけど、1年間……。だって、住民に説明したの10月ですよ、10月。アンケートはもっと前にとったかもしれないけど。そうするとね、半年なんですよ。こんな短い期間の間にですね、一定程度の住民の酌み取りとか、それから保護者あるいは全体の——まあ、有識者も必要だと思えますけども、そういうね、半年という短い期間の間でね、そういうことをどんどんと進めていくと、こういうことがいいことなのかどうか。これはね、答えてください、まず、それが1つね。

それから、もう1つですけども、その小学校新設計画。僕ね、小学校を新設するというのがね、悪いなんてことは一言も言ってないんですよ。例えばね、町がこの前、全協で御説明になったね、現時点における再編パターンという形で、実際にはね、5つなんだけれども、その他の再編パターンということでね、新設校を建設しないという選択もあるということでここに載っているんじゃないですか。そうすると、何度も言っているように、一体どの期間でね—

—もう昨日なんか断言してますからね。そうすると、いつ、どのような期間でね、これが決定されたかということを知りたいと言ったんですよ。並行的というのはどういうことですか。よくわからない、意味が、並行的というのは。つまり、並行的っていうとね、再編計画が一応決着しなければ決めないということなんですか。それとも、新設校だけは、もう決めてしまって、その新設校が決まったという前提のもとにですね、その再編パターンをつくるということなんですか。そうすると、ここに、これ8ページだけれども、現時点における再編パターンということで、6の再編パターン、その他の再編パターンというのは一体何なんだと、こんな話になるわけですね。

それから、もう1つ。6番目ではですね、学校規模による学力調査の結果比較については差がないんだと。これだけでは、私もですね、ああそうですかっていうわけにはいかない。そうすると、この前、教育長がですね、阿見町の子供たちの学力調査における結果はね、上がってきましたと、こんな答弁されておりました。しかし、私が聞きたいのは、学校再編計画の目的とあわせて、規模による差というのはあるのかないのか。ないって言ったってね、どの程度なのか。全く同じなんですか。違いますでしょう。違うはずなんですよ。そうすると、その差が有意な差なのか、有意じゃない差なのか。このことをやっぱりお聞きしないと、私もなかなか納得できないと。子供一人ひとりの教育の充実及び阿見町全体の教育環境の均衡を図るということで、教育長さっきね、目的はこういうことですから、ここに書いてあるとおりの答弁したんだけど。でしょう。そうすると、子供一人ひとりの教育の充実というのはどういうことだっていうことで、私が幾つか例を示して言っているわけですから、それをもうちょっと細かく言ってください。

それから、8番、遠距離通……。ああ、どうぞ。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。確かに海野議員おっしゃるとおり、これはスケジュールは大変と思っております。昨日も言いましたけど——いいですか、昨日、川畑さんに言ったスケジュールは。とにかく、今年、基本計画を答申していただきますよっちゅうことなんです。で、今後、当然、おっしゃるように10月、私も何日か出ました。最後に2日ぐらい出ないで、おしかりを受けましたけれども、一般の保護者、町民も、何の青写真もないと議論も何も出ないんですね。何か腹に持ってんでしょって言われても、ないんです。ですから、今度、4回目に、再編パターン——この間の全協で議員さんの皆さんに出した、そのパターンを、意見をいただきまして、そのパターンを絞って行って、今度、26年度の、それに伴った実施計画をつくっていきますよっちゅうことです。まず、1つ。

2つ目はですね、何で選択、つくらなかった場合なのかっちゅう部分なんです、その前に、

再編計画と新設校が並行してやっていくのは、その意味がわかんないっていう、それに対して答弁します。

もう新設校はつくるっちゅう、それとあわせて再編計画を、別の検討委員会の皆さんに進めていただきますよっちゅうことで。で、何で、つくるっちゅうのに、つくらなかったらどうなのかっちゅうのは、私も1日、2日、3日、4日、出てまして、何でやっつうことになると、皆さん、うちの小学校へ引っ張ってこいよ。それから、当然、スクールバスを通せば、例えばですよ、本郷から別の小学校へ行かれるでしょうよ。そういう部分で。それから、議員の皆さん何人かで、そんな、何十億もかけても、だから、今、例えばこれはっきり言って、8校を人数割りすると、ちょうどぴったりなんですね。そのようになればいいんじゃないか、金かかんないのじゃないかという部分がありまして、そういうことであって、もし、もしじゃないんですけど、もし、つくらなかったら、こういう状況になっちゃいますよということで、この間、6パターンを出したわけでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） じゃ、今の回答というか——ちょっと曲解している。スケジュールについては、やっぱり執行部としても、非常にタイトっていうかね、ちょっと無理があるんじゃないかというふうに思っている。

○教育次長（竿留一美君） きついです。

○5番（海野隆君） きつくてね。無理があるっていうことですよ、きつっていうことは。急ぎ過ぎたり、そういうことするっていうのは、非常にこれはね、いい結果生まないということで、それはお認めになることですね。まず1つね。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、ありがとうございます。確かに少ないスタッフで、また検討委員の皆さんも非常にいろんなお仕事を持っていて大変なところで、土曜日、それから夜とか、そういう部分で、もうここ12月ですから、大変ハードスケジュールでして、いい結果が生まれないとか、そういう部分ではないことを御理解願いたいです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、私は何が言ってるかわかりませんが、いずれにしてもですね、この25年、しかもほぼ半年ですよ。この中で、再編検討委員会もね、本当にきちんとした案が、自信を持って出すことができるかどうかというのは、ちょっと不安になってるんじゃないかなって、私は思いますが、非常に急ぎ過ぎてるということを申し上げたいと思います。もっとじ

っくりと再編計画というのは立てるべきだと思います。

それからね、6番ですね、学力調査の関係はどうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 学校規模による学力の差はないというふうに教育長答弁しました。そのとおりでございます。小規模の学校であっても、中規模の学校であっても、それぞれその学校の先生方が本当に指導法を改善しながら、子供たちに、その学年相当の学力をつけようと努力した結果だというふうに考えております。点数的に何点ぐらい差があるのか、それは有意なあれなのかというような御質問なんですが、昨日、しみじみ見てみましたけれども、本当にわずかな差です。ほとんど差がないと言っていいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） だからさ、根本さんが幾らそう言っても、我々にはそのね、エビデンスがないですよ。エビデンスも出さないっていうわけでしょう。それでね、学力テストのね、文部科学省からね、その実施要領が出てますよ。25年度の全国学力学習状況調査に関する実施要領と。そこに何て書いてあるかというね、その学力調査の結果をもとにして、各児童生徒の全般的な学習状況の改善とか、自らの教育指導等の改善に向けて取り組みなさいと書いてあるわけですね。それから、各教育委員会においても、役割に応じて必要な支援を行えと、こういうふうに言っている。根本さんの言ったらね、何もあとはすることないっていう話になっちゃうんですけど、まあ、それは置いといて、次ね。

これはね、もう報道でさんざんね、話が出ているから、まあ、教育委員会も御存じだと思いますけども、来年度からですね、これまで禁じてきた市町村教育委員会による学校別の成績公表を認めると発表しているわけですね。しかも、認めるということはね、少なくとも市町村教育委員会がやらないと言えればそれまでなんだけれども、しかし、今までね、さんざんぱらですね、この学校再編計画でも、文部省の基準がこうです、県の基準がこうです。だからやるんですというような話ばかりなんですよ。じゃあ、文部省のこういう方針が出たら、どう対応するんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。実は、12月の9日付で、来年度に関する文科省のですね、方針が出ております。それも本年度とほぼ同じで、委員会のほうに、その公表結果については委ねるというような表記がされております。

先ほど、議員が、点数的なことを言ってもらえない、示してもらえないなんていうお話があったんですが、それで委員会は終わりとはしておりません。各学校の訪問の際に、その学校に

合った指導法の助言を行ったり、あるいは、回数がかさみますけれども、この学校は必要だというような学校については、実は、先月も、毎週のように指導主事を派遣して指導法の改善に当たっていただいております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 同じね、文部科学省のね、実施要領ですけれども、つまりその取り扱いに対して配慮しなさいというところにですね、公表についても書いてあるんですよ。結果についてね。これね、教育委員会で公表しないって、いつ決めたんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。涙が……。阿見町教育委員会事務委任規則、海野議員見ると思います。その第2条にですね、教育長に対する委任事務という形で、次に掲げるものを除き、教育長が決裁権があるんですと解釈していますけど、1番から19番までに、その部分がないんで、公表しない場合は、教育長が決裁で、これは序列化につながるよっちゅうことで、公表しないちゅうことで、もし、公表するちゅうことになれば、当然これは教育委員会、協議の5人の教育委員会で諮って公表するちゅう形をとらせていただきます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ここに書いてある第1番目にね、教育行政の基本方針を決定することと、これ、教育行政の基本方針と違うんですか。まずそれが1つ。

それから、私がこの資料をいただいたときに、教育長はですね、第2条の6項に基づいて、私が公表しないとする権限があると委任されていると、こういうふうに言ったんですが、これは間違いだったんですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 私、ちょっと勘違いしてまして、まあ、教育長も勘違いしてたんですけど、あれは県の教育委員会の事務委任規則でありまして、6号については、除くっていうのが、それも教育長の権限ではないですよっちゅうことで、それは勘違いしてました。謝ります。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はさんざんばらですね、特別な、個別の学校名はいいですよと。特別の学校名を公表しなくてもいいですよと、加工してもいいですよと。でも、この学校再編にかかわるから、小規模と中規模のね、学習効果っていうかな、社会性獲得、こういうものについて比較をしたいんだと。小規模でも十分に学力もつくし、社会性もつくということが確認できれば、

私はそれでいいんですよ。しかし、議員が質問をするのに資料をいただきたいと言っても、一切拒否。一切拒否したあげく、全部解釈間違った、資料まで違ったものくれてるわけでしょ。これはね、私は、議会の議員が一般質問するということに対する、非常に軽視している態度だと思いますよ。まず、それ指摘しておきたいと思います。

だけど、まあ、そんなこと言ってもしょうがないので、先へ進みますけれども、それで、8番、遠距離通学の支援。これについてはね、やっぱり、小さい子供たちがね、4キロという範囲内だからいいんだみたいなこと言っておりましたけれども、じゃあ、再編後もそういう形で方針で行くんですか。聞かせてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 再編後のことよろしいのでしょうか。当然、アンケート調査、それから1週間の意見聴取をしまして、当然、スクールバスっちゅう形では、これは要望、それから御意見をいただきまして、当然、今年、基本計画、答申いただきまして、今度、26年度に、スクールバスについてっちゅうことで検討委員会で、当然、意見諮ってきまして、例えば、どうなのか、どこまで、4キロまで乗れるのかとか、5キロまで乗れるのかという、そういう部分。金額についても、その中で諮っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 再編検討委員会にね、スクールバスとか通学のね、自己負担をね、どこまで……。そんなの丸投げじゃないですか。そんなことを再編検討委員会で受けて、受け切れますか。まさに子供たちの教育の中身にかかわる話と同じですよ、この通学条件なんて。どうしてこれ決心できないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 検討委員会の中で話し合っ、それが当然、うちのほうではそれは決められないよとか、そういうの出てくると思いますよ。全て丸投げっちゅうことじゃないので、御理解のほどお願いします。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後に一言言っ、この問題終わりにします。

そういう答弁はね、本当に無責任。学校再編検討委員会というのは、学校再編の話だけなんですよ。それに付随するね、4キロまでとか5キロまでとか、そんな話をそこでやりますか。やらないですよ。もうちょっとしっかりしてください、教育委員会。5人の教育委員会の共同責任というけども、これほかの先生方いない、あとの4人。だけど、これは、本当にもうちょっとしっかりと、子供たちのね、支援をするという立場に立っていただきたいということを申

し上げて、1番目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は3時10分といたします。

午後 2時58分休憩

---

午後 3時10分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

海野議員の質問を続けます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、2番目の質問、行政評価について質問をさせていただきます。

行政評価ですね、内部評価——大きく分けると、内部評価、外部評価に分けられますが、2年間、事業仕分けをやってね、外部評価の一手法ということで、事業仕分けをやってね、やっぱり職員の方々も、事業仕分けに町民判定員として参加された方々も、それぞれね、いろいろ勉強になったというかな、気がついたことがあったのではないかなと思います。

一番組織にとって大事なのはですね、内部評価です。この内部評価をですね、しっかりとやり遂げると、これがね、もちろん職員のもので、資質の向上にもなるし、それから予算の削減にもなるし、それから、その政策がですね、効果的に費用対効果を高めていくと、こういうことになると思います。それで、1番目から4番目の質問をですね、用意させていただきました。

1番目はですね、昨日の回答ともかぶるところもあるかもしれませんが、現在の阿見町ですね、行政評価実施の現状と分析についてですね、お伺いしたいと思います。

2番目はですね、この内部評価であるですね、平成25年度事務事業評価が行われました。この事務事業評価の結果について、結果も出たようですし、何らかの分析が行われて、各部課、組織、それぞれの担当課でですね、自らの事務事業を評価をし、それがですね、町長に上げられて、町長としても、何らかの指示をしたのではないかなと思いますけれども、この平成25年度の事務事業評価の結果について。

それから、3番目ですが、家計も一緒ですが、出るを制して入りをはかると、これが自治体の財政——まあ、家計も一緒だと思いますが、それが肝要だと言われております。それで、とりあえず、経費の節減、この現状についてですね、教えていただきたいと思います。

4番目はですね、それに関連して、少し辛口な話をさせていただきたいと思っているんですが、男女共同参画宣言都市記念式典がございました。この記念式典にですね、私のところにわざわざですね、礼状をいただいて、ありがたいなと思う反面ですね、これはねえ、本当に切手代もかかるし……。通常ね、私どもは会議に行きますとね、学校でも地区ふれあい館でもです

ね、もう行ったときに既にですね、お礼状が入っていると、こういう状況になっています。今回ね、改めて、わざわざですよ、議員だから出したのかどうか分かりませんが、どのぐらいのね、枚数で出されたのか。どうしてこういうふうに……。まあ、議員っていうのはね、いつも議会に来てるわけですから、議会に届けておけば済むと。それをわざわざね、80円切手を張ってね、出すのかなあと。そういうことで、多分、理由、根拠があると思うんですけども、この4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、行政評価についてお答えいたします。

先ほど海野議員も言われたとおり、非常に外部評価によって職員のスキルアップっていうか、そういうものがなされてきたのかなと、そういう思いをしております。

1点目の、行政評価実施の現状と分析についてであります。町の現在の行政評価の体系は、大きく3つに分けられます。1つ目は、町の各事務事業についてPDC Aサイクルを回すためのツールとして成果の評価を行う事務事業評価、2つ目は、第5次総合計画に掲げた施策について進捗状況の評価する施策評価、3つ目は、第三者の視点によって客観的な評価を行う外部評価——いわゆる事業仕分けであります。特に、事務事業評価と施策評価の2つをまとめて一連の行政評価システムとして実施しておりますので、ここではその2つを中心にお答えいたします。

続いて、行政評価における分析については、各課の担当者及び関係課の所属長等により、まず、事務事業評価によって人件費を含めた事業にかかるコストや活動指標及び成果指標に対する実績を捉えております。それを受け、事業の改善計画や方向性、取り組み方針を立て、次に、施策評価として、総合計画で上げられた指標がどこまで達成されているのか評価しております。

2点目の、平成25年度の事務事業評価結果についてであります。

平成25年度は、全事務事業のうち町の裁量があると考えられる365の事務事業について評価を行いました。各事務事業の方向性としては、現状の規模で継続すると判断したものが303事業、拡大して継続すると判断したものが51事業、縮小して継続すると判断したものが7事業、その他、休廃止・終了・他事業と統合が4事業となっております。

3点目の、経費節減の現状については、町の事務事業の中には、日常的に行わなければならない業務から政策的に取り組んでいく大型事業まで多種多様な性質のものがあ、り、必ずしも経費節減効果を測定することが適当なものばかりではないことから、行政評価の効果として経費節減効果は把握しておりません。

4点目の、男女共同参画宣言都市記念式典状についてであります。

この礼状は、男女共同参画宣言都市記念式典に御参加いただきました茨城県副知事、藤田参議院議員、町議会議員の皆様、武器学校校長、並びに会場の提供や式典運営の支援をいただきました県立医療大学学長など、計15名の方に、感謝の気持ちをお伝えしたいと思ひ差し上げたものです。

町としては、経費の節減については取り組んでいるところであり、行政評価を行う中で、職員一人ひとりが町民の視点に立ち、コスト意識を持って事業を進めるとともに、町行政改革大綱及び同実施計画においても、財政健全化や経営型行政運営を位置づけ、町全体で経営的視点に立った行政運営を推進しておるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、ちょっと驚きましたね。天田町長の発言にはいろいろと驚かされる発言があるんですけど、今のもちよつと驚きました。3番目、経費節減の現状について把握してないと。いや、これはちよつとびっくりしました。これでいいんですか。もう一回、ちよつと答弁、確認の答弁をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今の行政評価については、経費としての把握はしていないということでございます。ただ、行政改革、また別に実施しておりますけれども、こちらのほうでは、総務省の集中改革プランで実施しなさいという行政改革があったんですけども、5年間、平成17年から21年度しましたけども、これは累積で27億8,500万の節減効果があったというような削減の金額も計算しておりますけども、この行政評価に関してはやっていないということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これも担当課とはですね、少しやりとりをしてですね、こういう内容であるということは通告はしているんですけども、行政評価について経費節減の現状ということではなくてですね、行政の中の全体のね、経費節減の現状について御回答いただきたいということを言ったんですが、まあ、そうはならないということですね、わかりました。

それじゃあ、個別にね、質問をさせていただきたいと思ひます。

まずですね、この事務事業評価、25年ですね。先ほどね、町長はですね、事務事業評価結果、365のうち303は現状の規模で継続すると、それから拡大して継続、縮小して継続、休廃止・終了・他事業と統合ということをお答えしていただきました。その後ですね、施策評価結果というのがあります。大事なのはむしろこちらなのではないかなと思ひて、つまり、これをもとにですね、一番最初におっしゃられたことが出てくるんじゃないかと思ひます。この施策評

価結果を見ますとね、A B C Dというふうに分かれますね。Aは、平成26年度ですね、この目標を既に達成したと。これが24%。B、8割がた、8割以上達成したと。57%。それから、達成できなかったっつうかな、5割から8割達成したというのが19%、つまり約20%のね、施策については、職員が自らね、ちょっとなかなか目標に到達しなかったなあと、こんな結果だったというふうに思うんですね。

個別に見てみるとですね、例えば、先ほど、男女共同参画社会の実現ということで、高らかにですね、阿見町は男女共同都市宣言をやってですね、先ほど、こんなふうに取り組みます、ああいうことに取り組みますってやってたんですよ。そのね、事務事業評価を見ますとですね、ともに参画できる社会づくりということでね、平成19年を基準年として、21から25年——25年はまだね、終わってませんので、24年度の結果をもって25年で評価すると。それを見てみるとね、例えば、審議会などにおける女性委員の比率、これ前町長のときよりは落ちてないのかな。つまり目標を達してないんですよ。22年が27%、23年25.4%、24年も25%、落ちちゃったんですよ、天田町長が就任してから、最初の年はよかったけども、落ちちゃってるんですね。

それから、男女共同参画社会推進講演会の参加者数、目標がずっと書いてありますけども、実績は、最初の年が中止、次が162人に対して139人、次の年も中止。これはそれでね、優先度からすると二重丸がついている施策なんですよ。これはどうしてこうなっちゃったのか。これに対して分析と、町長もこの結果を受けてね、これは男女共同参画都市宣言やるのに、これじゃまずいだろうと、いろいろね、職員の方なのか部長なのかわかりませんが、相談をして、こうしよう、ああしよう、具体的な指示が出たのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） お答えいたします。審議会などにおける女性委員の比率の部分に関しましてですけれども、委員の入れ替え等の時期との関係で、入れ替わったことによって数字的には変動が生じたということだと分析しています。

それから、講演会のところで中止ということなんですけども、24年に関しましては、人権の事業として、いわゆるこの周辺の、法務局の管轄だっけ、土浦法務局の管轄で当番制みたいに持ち回りになっている講演会が予定されていたんですけども、それと共同して、男女共同の講演会も予定していました。これが選挙とですね、総選挙のほうの日程とちょっとかぶってしましまして、急遽、直前に中止にしたというような経緯がございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 華々しくね、イベントを打ち上げるのはいいですよ。しかしね、やっぱ

り、その1つ1つの施策、これについてですね、達成度目標を立てて、そしてそれを達成していくと、着実に。それで、達成できなければ、何らかの手を打っていくと。このPDCAそのものなんですよ。これができないで、どうしてそのイベントを打って、男女共同参画なんて…。まあね、やっぱりそれはまずいと思います。

それから、もう1つ、いいですか、次、資源循環型社会の形成というところがございます。これはね、ごみの減量、リサイクル。太陽光発電をね、しっかりと再生エネルギーを使っていくというのね、非常に有効だと思います。しかし、我々が日常的にね、出すそのごみをね、減量化するとか、リサイクルに回すとか、これも非常に重要なことだと思いますよ。この結果、いいですか、これもね、二重丸ですよ。優先度二重丸。ごみの資源化率、平成24年度18%の目標に対して8.9%。平成23年より落ちているんですよ。こういうことを、町長、数字を見て、何かこう職員に指示したりしないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 相対的なお話をさせていただきますと、まず各担当のほうで、それぞれ1年間の評価をして評価結果を出します。それぞれ課長部長まで行ってチェックをするということで、それで次年度につなげていくわけですけども、さらに、町の方針ということで、町長、部長の政策的な会議がございます。そのときに、この54施策を全てですね、各担当の部長がその年度の結果を報告いたしまして、それで、至らなかった部分については、次年度にこういうふうにしていくんだというようなことで、協議の場を持っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次、行きましょうか。農業の振興、これもですね、これは二重丸にはなっていないけど、しかし、阿見町のね、地域としては、この農業というのは非常に重要な産業だと思います。しかもですね、その特産物をつくろうとか、環境に優しい農業をしようとか、こういう話がこの議場では頻繁に取り交わされます。そのね、農業の振興の項で、環境に配慮した農業の推進、これエコファーマーの認定者数というのを目標にしています。これね、減っちゃったんですよ。平成23年が74人、平成24年が52人。20人も減っちゃったんですよ。これ評価Cですよ。これね、何か議場の中ではですよ、特産物とかどうのこうのって、非常にいろんな話が出ます。しかし、これも、やっぱり1つ1つ……。エコファーマーがいるってことは、それは安心できるってことですよ。環境にも優しいってことですよ。これは1つのね、認定制度だから、必ずしもね、まあ、全体として大きいとは言えない。しかしそれにしてもやっぱりね、有機肥料を使うとか、幾つかの基準があります。私の実家もエコファーマーのね、認定を受けてブルーベリーをつくっておりますけれども、そういうことからするとね、これはどうしてこんなに減っちゃったんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。ちょっと正確なですね、理由っていうのは、はっきり手持ちがないもので、正確にはお答えできませんが、この表にありますように、19年は43人からだんだん増えてきまして、24年が52名ということで減ったということで、こちらにつきましては、皆さんおっしゃるようになりますね、いろんな農薬の管理ですとか、そういったことがあります。そういったことで、その御本人がですね、生産性といいますか、そういったことで判断されて、ビジネスとしてですね、そういったことで、大分きついとかが、そういった数人の方から伺っていますが、そういった理由かと思えます。全体的な、やめた方に対してのヒアリング等はしておりません。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはPDCAが回ってないということじゃないですか。ある一定の目標を立てて、その目標が到達しなかったら、その原因を追究して、目標そのものが間違っているということもありますよね。そしたら新たな目標を立てるんですよ。だから、PDCA全然回ってないんですよ。回ってないと思いますよ。

じゃ、次に行きますか。消費生活、これも高齢者のね、今、本当に、電話で詐欺——まあ、あれ本当のひどい犯罪だと思いますけどね。おれおれって言わないのかね、今。そういうことで、消費者をどう守っていくのかというのは、非常に大事だと思うんですね。これ、消費生活、これ二重丸です。安全な消費生活の推進、町民が安心して消費生活を送っていますと。これはですね、24年——ずっと、そもそも、天田町長がですね、誕生してからはですね、目標に到達したことはありません。平成23年は600人の目標に対して352人、平成24年は660人に対して、少し上がったけど521人。評価はCです。これで本当に消費生活、消費者を守るっていうふうになるんですか、この指標で。教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。こちらですね、5年に1回の行政評価の見直しのときに指標を定めます。この消費生活のようにですね、例えば、現況が実績が445名で21年度はそれよりもある程度上昇というかハードルを上げてまして480名ということで、だんだん、5年後には目標の720名というようなことで、そういった設定をしていきます。それに対して毎年毎年努力していこうというような、そういった、何というんですかね、高い目標を掲げての行政評価をしていますので、確かにその中で目標には達せないかもわかりませんが、そういうことで努力して、当初設定した基準年よりも上昇しているという、これについては評価できると思います。その辺をはっきりとおっしゃっていただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはPDCAが回ってないというんですよ。一応僕もね、マネジメントシステムをですね、仕事としてきましたので、それはPDCAが回ってないんですよ。つまりね、目標がですね、過大であるとか、目標の設定がまずかったら、目標を変える、あるいは低くしてもいいんですよ。今、篠崎部長は、どんどんどんどん上がっていくから追いつかないんだということを言ってるわけ。それはマネジメントシステムをやってる人から言ったらね、何を言ってるんだと。目標の設定とね、目標そのものがね、の設定が間違っているんじゃないかと。それはPDCAが回ってないというふうに、マネジメントシステムの社会では言うと思いますが、違いますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、そのようなですね、大変厳しいマネジメントの仕方もあると思います。ただ、やはり、海野議員もはっきり申し上げて参与のときがありました。一緒にやられてましたので、そういったことで、私は、その当時、海野さんがそういう高いですね、目標を持っていただく、そういう御指導があればですね、一緒にやれたかと思えます。ただ、その中で、こういう評価ですので、その辺は御理解いただきたい。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） せっかくね、参与時代の話が出て懐かしいなと思っているんですけど、私は参与時代にそのように申しあげましたよ。目標の設定というのは非常に重要だと。マネジメントシステムでPDCA回すのに、目標というものを——それは何でもそうなんです。例えば、紙の減量とってね、どんどんどんどんやったら、最後ゼロになっちゃうんです。そうすると、一定程度になったら、それはね、目標管理っていう形に移すんです。わかりますか。わかってないと思います。

○議長（倉持松雄君） いや、今のは質問じゃないです。

○5番（海野隆君） そういうふうにですね、参与時代もそのように私は申し上げたつもりでいます。何か言ってるよ。

○議長（倉持松雄君） いや、今のは質問ではない。海野議員は質問ではないですから。

○5番（海野隆君） いや、答弁してるから。どうぞ。

○議長（倉持松雄君） 答弁求めているんですか。

○5番（海野隆君） いや、何かしゃべってるから。

〔「いや、別にいいです」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） いいの。そういうことでね、私が言いたいのは、この行政評価、これはね、まさにトップマネジメントなんです。この町長という仕事は大変ですよ、はっきり言って。土日いろんな会合に出る。それから、山のように決裁になったね、書類を、これは決裁しな

くちゃんない。しかも今、副町長いませんから。副町長の分も含めて、決裁が山のように来る。ある新人市長さんに聞きますと、毎日毎日8時ぐらいに帰ってくる。何でそんなに遅いんだって言ったら、いや、決裁するのに間に合わないんだと。というようなことですね、約1年ぐらいそういうふうにやってきました。まあ、天田町長も多分そういう形でね、毎日毎日、新任のころは8時ごろまでいてね、決裁するのに大変な御努力をされてきたのかなと。今はどうなってるかわかりませんが、しかし、そうは言ってもですね、これはそういう立場なんですから。そういう立場に立った以上は、1つ1つの事業も含めて、まあ、これ勘どころですよ。全部365見なくちゃいけないということはないです。私これ、10分ぐらいぱっぱって見たらね、重要なやつだけ、二重丸ですから、そこで不足の部分を、やっぱりチェックすると。これは、重要なやつですから、つまり町として進めなければいけない施策について、不十分なところについては、それはね、職員とともに考えていくと。目標が悪かったっちゃうかと。あるいは、これも管理目標にして、新しい目標立てると、そういうことをね、やらないっていうと、組織も大変ですよ。どんどんハードル上げてって、やせ細っちゃう。だから、そういうことをね、ぜひやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それからね、経費節減の現状について、僕は褒めようと思ったんですよ。窓口の封筒でね、これ今まで見たこともない封筒がありましたよ。ここに、僕は知らなかったけど、阿見町特産品キャラクターって4つもあったんですね。まいあみちゃん、ほっぺちゃん、こんちゃん、アミロンって。それで、阿見町ってこうやって書いて、下に広告が入ってます。多分これを見るとね、その広告主が、この封筒をね、全部用意して、ただでこの封筒は用意したんだと思いますよ。そういうことを経費節減の例でね、いやあ、出してくれればね、僕は持ってたから褒めたんですよ。そしたら、これ出てこないから、僕が今、言ってあげましたね。

それから、最後のね、お手紙についても、まあね、わざわざお手紙を出す。まあ、それはお国のお役人はね、よくわかりませんよ。しかし、我々議員にね、わざわざ出すってことはないんじゃないかと。ちりも積もれば山となる。やっぱり、1つ1つ自分たちの仕事、それから、これ必要ないんちゃうか、やっぱりいろいろと考える、この力をつけていただきたいということを終わりにして、2番目を終わりにしたいと思います。

それで、3番目は、まあ、今までもですね、地域防災訓練については、前の議員がですね、非常に詳しく言っておりますので、3番、4番。で、5番はね、総合防災……。ちょっとごめんなさい、いいですか、1番目は地域防災訓練の現状について、2番目は地域防災力向上のための諸施策について、3番目は11月4日の避難訓練の実施状況について、4番目は台風26号災害対策本部の活動の詳細について、5番目は総合防災訓練の実施予定ということで、5つの質問を用意しておりました。

というのは、これはね、質問をしようと思ったのは、私のよく知っている人、この方がね、町長への手紙を書いたらしいですよ。町の避難指示、受信時の指示体系とか、誰が全住民に対して伝達するとか、確認をとるとか、いろいろこういう町長への手紙出したんですよと。私にわざわざいただいてね、私も、回答来たら教えてねっていう話をしているんですけども、そういうことでね、やっぱり東日本大震災以降ね、さっき浅野さんがね、転倒防止の、ひとり暮らし高齢者に補助したらいいんじゃないかって話もありましたけれども、やっぱりね、地域で自分たちの身を守るということは非常に重要だというふうに思ったもんですから、5つの質問を用意させていただいたんですが、その3番と4番、11月4日、これ上本郷区だけだったのかどうかわかりませんが、上本郷区ではですね、11月4日にですね、避難訓練を実施しました。それで、こういう避難訓練をやってくださいっていう話があって、その後、上本郷区長宮本さんがですね、区長のお便りがあるんですけども、そこに、避難訓練はいかがだったですか、我が家ではどうのこうのっていう話があってですね、住民に啓発をしていますね。非常にこれはよかったなと思っています。それで、11月4日は上本郷区だけだったら、全体的にね、こういう行政区のですね、避難訓練がどういう形で行われているのか。

それから、4番目。4番目は、台風26号、伊豆大島でしたか、非常に大きな被害があって、町長初めですね、職員が一昼夜待機してですね、その状況を見守ったと。結果はね、阿見は大したことなくてよかったなと思っているんですけども、その活動の詳細について、2つの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、3点目の、11月4日の避難訓練の実施状況についてですが、今年度の状況を申し上げますと、11月末現在で13地区が消火訓練、救急救命訓練、資機材操作訓練、自主避難訓練等の防災訓練を実施しており、その中で、議員が御指摘の上本郷地区において実施された防災訓練が11月4日に開催されております。また、訓練に費やした費用への補助として、1地区3万円を限度に23万7,424円を支出しております。さらに、独立行政法人防災科学技術研究所の協力を得まして、各地区の実情に合ったものを捉えてやっております。訓練メニューを提供し、今年度も南平台、富士団地等地区で研修訓練を行っております。今後、地域防災の基礎である、自分たちの地域は自分で守る、自助ということで、昨日も川畑議員の話で、自助が一番大事なんだよということで、共助の認識を持ってもらうために、地区での防災訓練実施を推進していきたいと考えております。

4点目の、台風26号災害対策本部の活動の詳細についてであります。こちらについては、10年に一度のレベルで襲来する大型台風ということで、当時の風雨の状況から判断しまして、町の対策本部設置基準に基づき、第1非常配備体制を編成し、10月15日の21時に災害対策本部

を設置いたしました。

同時に、災害対策本部会議を開催し、役割分担、説明、避難所の開設について、また、町内パトロールの方法、連絡体制の確認について協議をいたしました。

2時間後の23時に2回目の災害対策本部会議を開き、各地区パトロール巡視の結果報告、風雨の状況を考えての巡視の方法の再確認、及び次回の災害対策本部会議開催の予定時刻を取り決めました。

翌日3時に3回目の災害対策本部会議を開催し、巡視結果報告を受けて、再度パトロールの巡回打ち合わせを行い、7時の第4回災害対策本部会議では、今まで報告を受けた分の再確認と、土砂災害警戒情報が発令されたために、町内の急傾斜危険地域を重点的に巡視することの確認を行いました。

また、当日は平日だったため、8時30分から通常の業務に戻ることにしましたが、災害対策本部は避難所も閉鎖していないため運営を続けました。

以後、天候が回復し、大雨洪水警報も解除になったため、16日の12時に、災害対策本部を閉鎖いたしました。

今回の台風で茨城県内で災害対策本部を設置した自治体は当町を含めて4市町と報告を受けましたが、町としても、東日本大震災以来の災害対策本部設置となり、今回の状況判断から、災害対策本部を設置したことは、町民の生命及財産を守る上で適切な判断であり、万全な体制をとった結果、人的被害もなく、物的被害も最小限に終わったことは何よりであったと感じている次第であります。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっとね、早口でおっしゃられるものですから、一番最初が聞き取れなかったんですけども、66ある行政区のうちで幾つやられたというふうにおっしゃいましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。今年度25年度は13地区で行っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 66あるうちの13地区なんですね。これも事業仕分けで一度ね、自主防災組織育成事業ということで俎上に上ったというかやりとり——非常にこのやりとりはね、私も読んでいてね、仕分け人、それからこちらの担当者もね、お互いに経験を交換し合ってますね、いいところは褒めてるし、非常によかったと思うんですよ。そのときにですね、66団体で17地区で予算計上しているんだと、こんな話があるようですけども、この13地区というのは、13地区になっちゃったんですか、その予算計上は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 予算の計上は17でございますけれども、実施したのが実際は13地区ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これで終わりにしますけれども、この私のね、親しい方のお手紙を見るとね、本当に、役場から、いつどうやって避難指示を自分のうちに伝えてくれるのかわからない。家は離れて遠いから誰も来ないのかな。どこへ避難すればいいかもわかんねえよと。もう年だし、夜は避難できないとかね、それから、家は年金生活だから、うちが壊れたら再度家を建て直すお金がないからどうすんだというような、結構切実なね、話を書いてあるんですよ。この方は結構ね、何とかな、しっかりとされている方で、インターネットなんかもやられる方なんですけれども、それでもこうやってね、一般の町民の方って言ったら失礼かもしれないけど、一般の町民の方には、具体的に、自分がそういう災害が起きたときにですね、どうなるのかということが十分理解されていないんですかね、そういうことだと思うんですよ。ですから、この行政区でのね、その人たちを全部集めた、もっと小さい、班ごとでもいいかもしれませんけども、そういうのを日常的に訓練をすとか、あとは、見える化と言いますけどね、よく。避難地区はここであるという看板を立ててですね、たくさんそれを立ててですね、そこへ誘導すとか、そういうことがやっぱり今後必要なのではないかと、やっぱりこれを見て思いました。そのことについてコメントをいただいて、次の質問に移りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 災害があったときの、万が一避難が必要な場合はですね、さまざまな情報伝達手段をとりまして、皆さんにいち早くお伝えしたいというふうに考えております。現在、防災行政無線も整備しておりますし、エリアメールもできるようになりました。これが行政無線ができますと、瞬時警報システムですか、と連動できるというようなこともございます。さらに、地域防災組織、地区防災組織で訓練をしていただきまして、そちらのほうからも情報伝達がスムーズにいくように、数多くの地区で訓練していただくように、これからもお願いしていくというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、最後のね、質問に移ります。これはね、阿見町がですね、つくりますとかやりますとかというような質問ではありませんので、まあ、どういうふうに答えられるのか、私はわかりませんが、町内にはですね、3つの大学とよく言いますけれどもね、茨城大学農学部とそれから県立医療大学、それと東京医大——これは研修病院ですけれども、附属病院があります。これを合わせて3つの大学というふうに言っているわけですがけれども、もともとですね、茨城大学に医学部をつくろうという動きが、茨城大学を大きく阿見と日

立と、今、水戸に、3つの3キャンパスに分かれていますけども、これを統合しようという計画があつてですね、これは強硬に茨城大学農学部の先生方が反対をしたということで流れてしまつて、本来は水戸と那珂市の間にですね、相当広大な土地があつて、そこに茨城大学の統合キャンパスをつくらうという計画がありました。その統合したときにですね、医学部をつくらうと、こういう計画があつたというふうに聞きます。

それで、茨城県立医療大学はね、つまり医学部を持たない医療系大学としてはですね、珍しくと言いますかね、附属病院を持っているんですね。この附属病院を持っているということを私たちは頭に入れながらですね、今、茨城県がどういうふうな形で動いているかということをお聞きしますとですね、そもそも茨城県における人口10万人当たりの医師数というのはですね、47都道府県ありますけども46番目。ずうっと46番目ですね。一番下は埼玉県。増えないんですね、お医者さんが。なぜなのかは、幾つかの分析があるようですけども、それで県内に筑波大学のほかに医学部をつくらうということで、これは県議会がですね、音頭をとつて、早稲田大学の新しい医学部をつくるのをですね、旧友部にある畜産試験場だったかな、ここにですね、誘致をしようという動きがあるようです——ありましたね。ただ、国がですね、厚生労働省とか政府がですね、新しい医学部については当面つくらないというふうに言っておりますので、なかなかこれできなかつたと。ところが、今回、東日本大震災でですね、東北地区——宮城というふうにお聞きしてはいますけども、新しく医学部をつくることを解禁しようと、こういう動きがあるようです。それで、茨城県のこういう10万人当たりの医者が全く少ないとか、それから、県議会で早稲田大学の新しい医学部ができるとすれば、それを誘致しようと、こういう動きがありますけれども、我がこの阿見町にはですね、附属病院を持った県立医療大学があるわけですよ。医学部のほかにはもう全部あるんですよ。理学療法もある、看護師もある、全部ある。ここにですね、医学部をつくと要望するというのはですね、茨城県にとってもいいことだし、阿見にとっても非常にいいことです。既にキャンパスとですね、附属病院——あれの附属病院で足りるかどうかはまた別ですね。これひょっとしたら、県立中央病院とか東京医大の病院を使って研修体制をつくるという必要があるかもしれません。しかし、既にキャンパスがあり、もう少し広いキャンパスがあればいいんでしょうけども、それはあそこに入れ込むか、もう少し離れたところに医学部だけの学部をつくるか、これは別として、阿見として手を挙げて、県立医療大学に医学部を要望していくと、こういう考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 県立医療大学への医学部設置要望についての御質問にお答えいたします。

医学部の新設につきましては、全国的な医師不足が指摘される中で、その解決策の1つとして、将来にわたり医師の養成に寄与することで、都道府県など行政側からの提起がなされております。先ほど海野議員が言われたとおり、11月29日には、文部科学省から、東北地方の1大学に限り新設を認める見解が示されたところであります。

茨城県内においても、特に県北、県西地区において医師不足が深刻化しており、医師不足解消のため医学部の新設について国への要望を行っているところですが、具体的に県立医療大学への医学部新設という検討には至っていないということです。

医学部設置要望についてであります。当町に関しては、特に東京医科大学茨城医療センターや医療大学附属病院、さらには阿見町を含む県南地域には多くの総合病院が設置されており、恵まれた医療環境にあると言えます。したがって、医師不足を解消するための目的から医療大学に医学部を設置する考え方については、茨城県が主体となって検討するべきものであると考えますので、現段階では、町が県に医療大学に対する医学部設置の要望をすることについては考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、そういう答弁になるのかなと思っておりましてけれども、しかしですね、医学部の設置というのはですね、簡単にできるものではありません。茨城県、我々は県民でもあるんですけれども、この医療環境というのかな、を改善をするというのは、やっぱり医学部をつくるということが1つ大きなね、その改善の要因になると、こういうふうに言われて全体の流れができていくわけですから、ここはやっぱりね、立地、県立医療大学が立地している、この阿見町のトップがですね、県に働きかける、こういうことをですね、働きかけ続けるというのかな、働きかけ続けるということが、私はどうしても必要だと思います。まあ、天田町長はですね、全くそれは県のやることだと、私は全くそういうことは考えてないという残念な答弁でしたので、これはそれ以上言いませんが、多分、こういうですね、県への設置要望というのですね、今後の阿見町のですね、医療福祉を充実させる上で相当いいふうになっていくことだなというふうに思っております、それだけ申し上げて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時10分からいたします。

午後 3時59分休憩

---

午後 4時43分再開

○議長（倉持松雄君） 静粛に願います。飯野議員の退場を命じます。

〔「休憩中じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） 休憩中でしょうよ。

○議長（倉持松雄君） 再開したよ、再開したよ。再開しました。

○6番（飯野良治君） おかしいですよ、今のは。藤井さん、藤井さんだけ許して、私を退場するっていうのはおかしいでしょう。私、認めません。……ですよ、そういう議事運営は。その結果が今回のような議事を、……許してるからでしょう。こういうよお、自由勝手なことをやらしてきた。そういうことが、そういう議事運営が今回のようなことを許してるんだよ。そうじゃないよ。まだあるよ。

○議長（倉持松雄君） 飯野良治君に退場を命じます。

○6番（飯野良治君） 一言、退場する前に言わせてください。

○議長（倉持松雄君） 受け付けません。

○6番（飯野良治君） ルール違反の……は非常にね、今回禍根を残すと思います。私はそれを言って、退場します。

○議長（倉持松雄君） それでは、12番柴原成一君の一般質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔12番柴原成一君登壇〕

○12番（柴原成一君） 通告に従い、3点の質問をいたします。

まず1つ目、阿見町の空を飛ぶ飛行機についてであります。

私は飛行機を見るのが大好きです。私の父も、天気の良い日には、廊下に座り飛行機を見上げておりました。それで、最近感じているのですが、成田空港へ着陸すると思われる飛行機がかなり低く飛んでいるように思います。飛行機を見るのが好きな私には大変うれしいことなのですが、次の4点につき質問いたします。

1つ、前に全員協議会において飛行ルートの説明があったように思うが、どういう場合に阿見上空を低空で飛ぶのでしょうか。

2つ目、低空で飛ぶのは土曜日が一番多いように思いますが、平日の学校等に影響はあるのでしょうか。

3つ目、自衛隊飛行機・ヘリコプターについては、国から補助があるはずですが、もろもろ年間幾らぐらいになるのでしょうか。また、成田空港関係での町への補助はあるのでしょうか。

4つ目、想定外の想定として、大型旅客機が霞ヶ浦に不時着した場合の事故時の対策は立ててあるのでしょうか。

1点目はこういうことで、2点目以降は質問者席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町の空を飛ぶ飛行機についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町上空を低空で飛ぶ場合についてであります。

成田空港では、平成23年10月20日から年間発着回数30万回に対応するため、混雑する時間帯において、A・B両滑走路から同時に離着陸させる同時離着陸方式を導入しており、南風の場合の着陸コースとして新たに阿見町上空が加わっております。阿見町上空における飛行高度は、A滑走路着陸時が約4,000フィート——約1,200メートル、B滑走路着陸時が3,000フィートで約900メートルとなっております。したがって、南風の天候のときにB滑走路への着陸する航空機がA滑走路へ向かう航空機より1,000フィート——約300メートル低く飛ぶということになります。

2点目の、学校等への影響についてであります。現在のところ、町内の学校から影響があるとの報告は受けておりません。

3点目の、自衛隊のヘリコプターに関連した国の補助についてであります。

町は、ヘリコプターの離発着が行われる防衛施設を有していることから、平成23年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付を受けております。平成23年度は3,906万3,000円、平成24年度は3,898万6,000円の交付を受けており、平成25年度については3,930万5,000円の交付が見込まれます。

成田空港に関しましては、このような生活環境の改善を目的とした交付金等は受けておりませんが、地域貢献事業として、平成25年度は、まい・あみ・まつり実行委員会に対し30万円の協賛金をいただいております。

町ではこれまで、稲敷地方航空騒音公害対策協議会をとおして、成田国際空港株式会社に対し、騒音対策や補助金の要望をしてきましたが、地域の環境改善を図るためにも、より強く働きかけてまいりたいと思います。

最後に、4点目の、霞ヶ浦に不時着した場合の事故対策についてであります。

このことについて、現行の地域防災計画の中で記述している箇所はありませんが、議員御存じのとおり、今年度改定する地域防災計画の中では、大規模事故災害編を新設しまして、航空災害対策計画の箇所で、航空事故災害による被害を軽減するための体制を記述する予定であります。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。まずですね、2番目、低空で飛んだ場合に学校に影響はないということでしたのですかね。防音校舎とか防音教室にはなって——する必要はないということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 阿見町の小中学校なんですけども、君原と舟島小学校を除きまして、あと吉原小学校ですね、除きまして、みんな防音校舎になっております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。確かにね、阿見町の南部のほうが大分低く飛んでいるということがわかりますので、そこになっているということで安心いたしました。

それから、4番目の想定外の想定で、今回新たにそういうことで想定をするということで、それも安心しました。ただ、霞ヶ浦水面には境界があると思うんですよね。そういう場合に、他の市町村との連携も含めた防災構想を練っていただきたいと思います。

それからですね、例えばそういう想定時において、何百人という、例えば救助、要救助者が出た場合の想定、それもしていただけておると思います。阿見町の病院では、救急患者を同時に何名搬送できるのかとか、そういったことも含めて検討していただきたいと思います。今年度からやるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それを要望しまして、次の質問に入ります。

2つ目の質問ですね。つくば国際戦略特区と阿見町の関係についてであります。

つくば国際戦略総合特区には、阿見町の一部が含まれています。多分、県立医療大学のことだと思うんですが、つくば市との連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、つくば国際戦略特区と阿見町との関係についての質問にお答えいたします。

国際戦略総合特区は、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点を形成することを目的に、総合特例区域法の規定により区域を指定し、その区域に限って規制・制度の特例措置、税制、財政及び金融上の支援措置を図るものとなります。

茨城県知事、つくば市長及び筑波大学長の3者により、内閣総理大臣宛てに申請されたつくば国際戦略総合特区は、平成23年12月に総合特別区域の指定、翌年3月には計画の認定がなされています。この計画では、7つの先導的プロジェクトを掲げております。そのうちの1つである生活支援ロボットの実用化に関し、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に係る

特例措置により、実証研究を行う場として、茨城県立医療大学と附属病院を含めております。

この特区における町のかかわりについては、国への申請時に事業実施の了解を、関係する市町村として求められたにすぎません。したがって、この件に関するつくば市との連携は、現時点では特に行われておりません。

今後、プロジェクトに参加する町内事業者等があらわれた場合には、町として適切に役割を果たしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 町が特別に関係することはないということでしたが、例えば対外的には、阿見町医療、そういう阿見町がね、関与しているんだということは、少なからずPRしてもいいんじゃないかと思ったわけで、今回の質問になったわけです。

次の質問に進みます。3つ目の質問ですね。

農地の砂埃対策について。春先に農地の砂埃・土埃が被害が多いです。農業委員会では、麦の種とかを配っておりますけれども、その麦の種以外に対策はないものなのでしょうかということです。例えば、菜の花とかレンゲソウとかですね、そのほかにいろんなものがないのでしょうかということです。先ほど、議員席と執行部の皆さんに写真を配っております。これは2011年の4月と2013年の8月に撮った同じ場所を写しております。これは本郷小学校区と朝日中学校区の通学路にもなっております。とりあえず、その後は、また再質問で、まず先に答弁をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 農地の砂埃対策についてお答えいたします。

阿見町では、平成18年度から砂埃防止対策として、麦の種子を無償で配布しており、平成25年度は、申請人が147人で、播種面積としましては88.7ヘクタールの実績になっております。

御質問の、その他に対策はないのでしょうかでございますが、先ほど、柴原議員が言われたとおり、麦以外に砂埃対策に利用できる植物としましては、菜の花やレンゲソウ、クローバー、イタリアンライグラス、カラシナ、ハゼリソウなどがあります。麦の種子は規格外品を購入できるため、これらの種に比べ種代が非常に安価であります。また、すき込み後は、菜の花やレンゲソウなどと同じように緑肥としての効果がありますので、現時点では麦が最良と考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 先ほどの写真は、下本郷区の岩渕正伊さんという方からの提供を受けております。でですね、通告しておりませんが、教育委員会のほうでですね、この通学路です。この砂埃を児童生徒が吸って健康にいいとは思いません。今日の読売新聞とか茨城

新聞にもよりますと、つくば市内の2つの井戸から硝酸態窒素が見つかったという、検出されたとあります。これは井戸水ですけども、この砂埃も、吸い込むとかなり健康に害があると思われる。かなり、PM2.5以上に危険だと思うんですが、通告はしてないんですけど、この通学児童に対する砂埃対策というのは、何かお考えあるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 児童生徒に対しましては、もちろん通学時もそうなんですけれども、外から学校あるいは家のほうに戻りましたら、うがい・手洗いを必ずやりなさいと、そういったうがい・手洗いの励行を勧めております。あと、保護者によりましては、マスクをつけさせる。そういった対策もとっているようです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 私もこの通学路はしょっちゅう毎日のように通っておりますので、心配しております。これはですね、この砂埃・土埃対策は、教育委員会それから環境政策課、その他皆さんで連携しながらですね、何か——農業委員会も特にそうですね、連携して改善策を今後とも練っていただきたいというふうに思います。それを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで12番柴原成一君の質問を終わります。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） こんばんは。通告により、阿見町手話言語条例制定について質問をいたしますが、本来であればね、難波議員で脇にいてもらって、通訳をしてもらいながら一般質問をしたいところでありましたが、今日は間に合わなかったもので、今度はね、どういう形かわかりませんが、やっていきたいなあというふうに思います。

今日はですね、NHKのニュースで、ネルソン・マンデラ大統領の追悼式で弔辞を述べたオバマ大統領やマンデラ元大統領の孫たちの横で、まるでね、顔や頭の高さを揃うようなね、手話というか、に見えるような身ぶりをしてるだけなのでたらめな通訳をしていたということで、手話通訳団体からクレームが来たというニュースを、今日は、やっておりました。

昨年12月ぐらいだったというふうに思いますが、電車内の出来事が今でも強く印象に残っています。私の隣に座っていた少女が、何やら身ぶり手ぶりをしていました。何をしているのかなあと見ておりましたら、車内の隅に座っている少女に向けて、身ぶり手ぶりをしていることがわかりました。それは手話でした。静かな車内の中で、乗客の邪魔もせず、にこにここと、

今日の授業の話なのか、友達の話なのか、手話を理解しない私にはよく内容がわかりませんが、それは楽しそうに話をしていました。車内で大きな声を出すこともなく、携帯電話でほかの乗客に迷惑をかけることもなく、コミュニケーションが成り立っていました。これは何てすてきなコミュニケーションの方法なのかなと思います、感動をいたしました。

手話は世界共通ではないということですが、会話という人と人を結びつける音声言語を失った方々が、失った以上のすてきなコミュニケーションの方法を手に入れたものだと思います。その会話は、身ぶり手ぶりで、顔の表情を見ながらの方法で、より親密な会話になります。ヘレンケラーが英訳したために、ヘレンケラーの言葉として広まっている有名な言葉があります。それは、目が見えないということは、人と物を切り離す。耳が聞こえないということは、人と人を切り離すというものです。阿見町は、一人ひとりが交流し合い、協力し合いながらまちづくりを行っております。その最も大事な会話という機能が不十分になるということは、耳の不自由な方々は大変に不自由なことになります。したがって、その不自由な機能を補完する手話言語を町ぐるみで取り組むことによって、不自由さが相当程度改善すると思います。

高齢になると、自然と加齢によって耳が不自由になるという傾向が進みます。団塊の世代が会社を退職する年齢になって、今後、さらに阿見町の高齢化が進みます。障害者手帳は申請しないが、いわゆる日常生活に不自由を生じている耳が遠くなった方々は相当いると思います。ぜひとも阿見町で手話言語条例を制定してはと思います。それに基づき、次の質問をいたします。

- 1、町の聴覚障害者の現状について。
- 2、聴覚障害者の支援について。
- 3、手話言語習得の方法と習得者数について。
- 4、手話言語の学習機会について。
- 5、町はどのような機会——会議とか集会等で手話通訳をしているのか。また、増やす考えがあるのか。
- 6、幼児教育——幼稚園・保育園、学校教育で、手話言語教育を実施する考えはあるのか。
- 7、町で手話言語条例を制定するべきと考えますが、どうか。

以上7点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町手話言語条例制定についてお答えをいたします。

1点目の、町の聴覚障害者の現状については、平成25年3月31日現在で、106名の方が身体

障害者手帳を所持しており、平成21年度は91名、平成22年度は97名、平成23年度は107名と推移しております。

2点目の、聴覚障害者の支援については、コミュニケーション支援事業の一環として、聴覚障害者の方の意思疎通の確保として手話通訳者派遣があり、平成24年度の派遣依頼件数は6件ありました。

3点目の、手話言語習得の方法と取得者数については、県の認定手話通訳者は手話通訳者として必要な知識及び技能について行う民間資格で、手話通訳者全国统一試験は筆記試験と実技試験で行われます。試験に合格した方は、手話通訳者となる資格を有する者となり、さらに、茨城県では、面接試験を経て、県の認定手話通訳者となります。取得者は、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」によりますと、茨城県内で116名の方が登録されています。

4点目の、手話言語の学習機会については、町内には2つの手話サークルがあり、1つのサークルは毎月1回手話の勉強会を総合保健福祉会館で実施しており、8名程度の方が参加しています。もう1つのサークルは、初級手話講座を公民館で週1回開催しており、10名程度が参加しております。

また、今年度から、地域生活支援事業の一環としまして、土浦市、美浦村と合同で手話奉仕員養成講座を実施しており、町からは、入門過程で3名、基礎課程で2名の方が受講している状況にあります。次年度も継続して実施してまいります。

5点目の、町のどのような機会の手話通訳をしているのか、増やす考えはあるのかについては、会議、講演会等において、過日、茨城県立医療大学で開催されました阿見町男女共同参画宣言都市記念式典や、障害福祉主催の会議等、担当課において、手話通訳を必要に応じて配置しているところであります。

今後は、聴覚の障害のある方はもちろん、障害を持っている方々が講演会等に出席しやすいように配慮した形態にすべきであると考えております。

6点目の、幼児教育、学校教育で手話言語教育を実施する考えがあるのかについては、現在、町立二区保育所は、県立霞ヶ浦聾学校の幼稚部の4歳から5歳の児童と年に15回程度交流を行っています。簡単な手話を教わりながら、ハンディキャップのある子供さんと交流することによって、障害者への理解が得られているものと思います。このため、保育所では、子供たちの交流を主に考え、今のところ手話言語教育までは考えておりません。

普通学校の教育に手話言語教育というものはありませんが、阿見町では、総合的な学習の時間で、福祉に関する学習等の際に、短時間ではありますが、手話について学ぶ機会を設けています。

7点目の、町で手話言語条例を制定すべきであると考えているかどうかについては、本条例の制

定は、全国においても鳥取県や北海道の石狩市が条例を制定している状況であります。県内においては、まだ条例制定の動きがされている状況にはありません。現段階で町が条例を制定することは考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ありがとうございます。それでは、ちょっと再質問のほうを行います。

聴覚障害者の程度等級は、どのような等級になっているのか、内容をちょっと説明していただければというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、21年からの聴覚障害者の人数については答弁させていただいたとおりでございますが、直近、24年度の障害者等級別で申しますと、6級が、これは18歳未満、18歳以上合わせまして43名、5級が0で、4級が22名、3級が11名、2級が28名、1級が2名で、合計106名ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この6級、5級、4級、3級、2級、このちょっと内容というか、どういう……。等級の説明を、ちょっとしていただければというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。6級というのは、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者。40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ない者。片方の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、ほかのもう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の者が6級ということにされております。その状況で、順次4級から3級、2級ということで、2級については、両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上というのが2級で、両耳ほとんど聞こえないと。1級は、もうそれ以上ということでございます。全く聞こえないというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 聴覚障害者の支援については、コミュニケーション支援事業の一環として手話通訳者派遣で、平成24年度の派遣依頼件数は6件ということですが、どのような人に派遣依頼をしているのか。また、24年度以外の派遣依頼件数はなかったのかどうか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これはあくまでも個人が派遣要請をしていただいて派遣してもらっているということで、研修に手話講座を、やっぱり自分でも取得したいということで、そういう手話講座に出席したいというときに、その手話通訳者にも同行していただいて、その通訳者に派遣を依頼しているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、ちょっとね、わかりづらいんですが……。派遣依頼というのは、結局、聴覚障害者から、どこかで行くので、ちょっと手話であれしてくださいよという話なんでしょう。そうすると、その派遣依頼じゃないけど、行って、手話をさせていただいた方はどういう方なんですかっていうことを聞いていたんです、私は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長答弁しましたように、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」というところの登録されている派遣でございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） はい、わかりました。それではですね、聴覚障害者が行政の窓口での相談や、災害時の情報提供はどのような対応になっているのか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町のですね、窓口申請とかさされて来られた場合にはですね、特に手話通訳という方を置いてないので、筆談とかそういうことで、なるべくコミュニケーションがとれるように対応しているところでございます。また、そういう方の災害時の援護については、ただいま、要援護者名簿でそういう方に登録されている方には、そういう対応が必要な場合は、こういう方にはこういう支援が必要だということで、その要援護者にこういう援護が必要だということを、個別支援計画の中で位置づけていくということでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 日ごろは、いないということなんですが、それではね、災害時のときに、またこの前の地震じゃないですが、あと、これからね、防災無線等の配備をするということなんですが、そういう中で、これ聴覚障害者以外にもね、後からまた話をしますが、もう本当に年がたって加齢でね、本当に大きな声でも話できないような方ちゅうのはたくさんいると思うんだよね。そういう中で、災害時、特にね、災害時にね、どのような対応をしようとしてるのか、ちょっと伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防災無線の整備というようなことで、この間も全協のほうで説明したかと思いますが、個別受信機というのは、そういう施設のほうにつけるということで、当然、聴覚者には個別受信機でも、それは聞き取れないので、それは配置はできないんですが、やはりそういう障害者については、周りが支援をしなければな

らない。あるいは、その同居している方が、そういう支援をしていくというような状況を、個別支援計画の中で、きちんとこれから整理をしていくしかないというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうすると、今のところは、そういう聴覚障害者とか高齢で耳が遠いっていう方には、対応してないということですよね。そういう中でね、さっき浅野議員が話しておりましたが、単身でね、世帯が552世帯かな、の話をしておりましたが、じゃあ、その中でね、さっき、家族とかどうのこうの話ししてましたので、それでは、単身でね、聴覚障害者、また、加齢で耳が聞こえないような方は、どのくらいいるのか、把握しているのかどうかお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。現時点では、単身高齢者、先ほど552世帯というようなことで把握しているということですが、その世帯でどれだけ耳が遠い方がいるってところまでは把握はしておりません。これは、その地域の民生委員さんが把握している世帯数ということでございますので、災害時要援護者名簿の中で、そういう方がいれば、そういう状況も、当然民生委員さんのほうは把握はしていると思いますが、要は、その災害時にその人をどういう人が支援するのかというようなことを、やっぱり、個別計画の中で決めていきますので、そういう中で、その障害者がどういう障害なのかということを、やはり支援者が状況をよく把握することが必要だというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 民生委員さんの話がありますが、やはり町のほうでもね、やっぱり災害は本当にいつ起こるかわからないので、その辺をやっぱり早急に把握できるような体制に、私はしたほうが良いというふうに思います。

それではですね、町のほうでは、手話を話せる職員は何名ぐらいいるのかお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。現時点では1人というようなことで聞いております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、今の、きちんと話せる人っていうか、まあ、手話でどこ行っても、そういう人らにわかるっていう人ですよ。片言とか、そういう習っているっっちゃうか、ちょっと話できるような方っっちゃうのはいるんですか。

○議長（倉持松雄君） 障害福祉課長柴山義一君。

○障害福祉課長（柴山義一君） お答えします。当担当課のほう、障害福祉課に1名、聴覚障

害の職員がおりまして、その職員が手話で窓口対応等もいたします。それで、この職員は、ここにあるサークル、障害者の手話サークルのほうで講師も務めてまして、県の、先ほど申しました「やすらぎ」の試験官にもなっておりますので、もし習いたければ、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 議会でも習いたいなあというふうに、今、話してますが、うちには難波議員がいますので、後で難波議員によく教わりたいというふうに思います。

それではね、町内に2つの手話サークルがあり、勉強会、手話講座を開催しているとのことですが、町内でどういう活動をしているのか、町では何らかの支援をしているのかどうかを伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。障害福祉課長柴山義一君。

○障害福祉課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。町内の施設としましては、「ナチュラル」というサークルと「たんぽぽ」というサークルがございます。これは自主的なサークルでして、町のほうは直接は関与してございません。ただ、そういう手話の勉強会とやっておりますので、1団体につきましては、さわやかセンターを使っていただいて研修を行っております。

支援につきましては、特に支援という支援はしてないと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 本当にね、私も含め、町内になかなか手話がわかる方が少ないというふうに思いますのでね、この2つの手話サークルの人にもですね、町のほうで、もうちょっと広めるっていうか、まあ、その人たちにいろいろ協力してもらいながら、いろいろな場で、そういうね、機会を設けていただければなあというふうに思います。

それではですね、町議会を手話通訳で中継するなどね、取り組む必要があるのかなというふうに思います。また、聴覚障害者や加齢によって耳が不自由な方には、この議会の一般質問等の、どういうふうにしてるのか、これ伝える方法はどんなのかなというふうに思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 事務局と今ちょっと確認をしましたが、まだそういった対応の具体的な考え方は持っていないということです。久保谷議員の御指摘を受けまして、今後検討したい、させていただきます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 積極的に、その辺も含め、議員も張り合いが出てくるというふうに思いますので、本当にね、よろしくお願いします。

それではですね、障害者手帳は申請しないが、日常生活に不自由を生じている耳が遠くなった方々は、町内には何名ぐらいいるのか、把握しているのかどうかを伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは高齢とともに耳が遠くなるというのがあると思いますので、町ではそこまでは把握してございません。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そういう高齢でね、耳が遠くなった人にも優しい町にしていきたいというふうに思います。

あとですね、この前ですね、本郷ふれあい地区館まつりかな、これちょっとね、何のあれだからちょっとね、わかんないんですが、ふれあい地区館まつりでね、さくら保育園の園児が手話で歌うという発表する機会があって、何か、ウイルス感染か何かで中止になったというふうな話を聞きますが、その辺の、さくら保育園のほうで、どういうふうな形でね、練習をして、また発表をしようかなというふうに、わかってましたら、ちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。さくら保育園につきましては、民間保育所ということで、こちらのほうでは、その内容については把握してございません。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） わかりました。あとですね、手話言語条例は、やっぱり鳥取県ね。あと、石狩市ってということなんですが、石狩市の市長がこの前ね、ちょっとテレビで見えておりましたら、厚田区っていう小さな学校のね、子供たちが、手話で歌を歌い、また指でいろいろな表現をして、3時間程度あれば歌えるようになったというふうに話をしておりました。また、市長はね、本当に68歳になるそうですが、何十回も挑戦しても、なかなかできないという話をしておりましたが、本当に小さいっていうかね、ときから、そういう機会を設けるようにしてもらったほうがいいのかなというふうに思いますので、さっきはやらないという話だったんですが、どのように考えているのか、もう一度伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 先ほど、やらないと言いますのは、条例の制定は考えてないということをごさいますして、先ほど町長答弁いたしましたように、保育所とかですね、そういうところでは、聾啞者と交流をしたり、やっております。また、実穀にあります聾学校とか、

隣の実穀小学校、そういうところとも交流しているということで、子供たちは自然とそういう手話についても、身につけたりしているというような状況を伺っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 手話言語条例は、今、茨城県でもやってないし、今はそういう形でやる予定はないよっていう話なんですけど、今後ね、町長には、積極的にね、そういうことに取り組んでいただきたいなあというふうに思います。これはやはり、いろいろな聴覚障害者以外にもいろいろな障害者、また、本当に、先ほど言いましたが、加齢でなかなか耳が聞こえないとかいうふうな人がおりますんでね、そういうところをやっぱり何とかね、本当に町長がね、笑顔のあふれるまちというふうに話しておりますので、その辺のところもね、本当にね、まずは簡単なね、おはよう、こんにちは、ありがとう、そういうね、日常会話ぐらいから、やっぱり、各幼稚園、保育園、また小学校とかね、お金のかからないことなので、少しぐらい、さっきも話ししましたが、3時間程度やれば、わかるようになりますよということなんで、みんなでね、そういうことを、やっぱりこれからね、していったほうがいいのかないかなというふうに思いますのでね、ぜひともそういう形で、何らかの方法でね、取り入れて、今後行っていただきたいというふうに思います。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、8番久保谷充君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月13日から12月23日までを休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時38分散会

第 4 号

[ 12 月 24 日 ]

## 平成25年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月24日（第4日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
農業振興課長	村松利一君
都市施設管理課長	柳生典昭君
下水道課長	菊池彰君
水道課長	坪田博君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成25年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成25年12月24日 午前10時開議

- 日程第1 議案第99号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第100号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第101号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第2 議案第103号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第104号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第105号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第108号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第109号 阿見町第6次総合計画基本構想について
- 日程第4 議案第110号 町道路線の廃止について
- 議案第111号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第112号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第113号 阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第114号 阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第115号 阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第116号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第117号 阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

て

議案第118号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第119号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第6 請願第6号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める  
請願

日程第7 意見書案第5号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

日程第8 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案第99号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第100号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第101号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，議案第99号，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について，議案第100号，阿見町水道事業給水条例の一部改正について，議案第101号，阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について，以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る12月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） では、皆さんおはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきましての審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日午前10時に開会し、午前10時9分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第99号，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、

うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、消費税が5%から8%に上がる今回を機会に、使用料を上げたらもっと町の収入が増えるんでよいのではないかという提案がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第99号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月16日午前10時に開会し、午前10時56分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員15名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第99号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、備考に算定した額の100分の108を除いて得た額とあるが、説明願いたいとの質問があり、除するとは、使用期間が1カ月を超える場合には消費税はかからないということですのでとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。消費税が上がるから単純に3%上げるという認識を町には持ってほしくない、町民の使い勝手、利便性を考えると、上げるべきではないという反対討論がありました。

次に、消費税に関しては、阿見町でどうこうするような問題ではなく、反対するようなことはしたくないという賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第99号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第100号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、供用給水装置と工業給水装置の適用がなくなるから料金規定を削除するとは、具体的にどういった内容なのかとの質問があり、供用給水装置は従来長屋型の町営住宅に適用されていた料金体系で、何所帯か入っているところに1つのメーターで料金を取っていたが、各戸にメーターをつけたので、供用という適用が今はなく、アパート経営の1社だけしか適用になりませんので、今回削除します。工業用は、福田工業団地と追原の筑波南第一工業団地が独自の施設から一般水道用に既に切りかわり、東部工業団地と料金格差ができてるといふこともあり、今回廃止して、従来の家庭用の料金になるということですのでの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、低所得者層の厳しい部分の人たちが、10立方メートルの水道料金体系がある上、3%上げられることは厳しい問題かと鑑みて反対しますとの反対討論がありました。

次に、消費税は国が決めていることであって、阿見町だけが取るわけではない、行政も国からの通達に従わないわけにはいかないし、3%安く払うことはきつと思いますので賛成しますとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第100号、阿見町水道事業給水条例の一部改正につきましては、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第101号、阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第101号、阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第99号及び100号について反対討論を行います。

この2つの条例案なんですけども、この消費税8%の増税を前提とした条例案なわけなんですけども、この消費税の増税については、昨年8月の国会で、自公民3党の合意で成立したものの、国民の負担増というのはかなり避けられない状態です。

ちょっと、みずほ総合研究所での試算があるんですけども、年収500万円の、標準的な4人世帯で考えた場合、新たな消費税の負担増が、年間7万8,869円にも及ぶということが言わ

れております。

多くの国民が反対しているこの消費税の増税法案に対して、日本共産党としましては、来年4月からの消費税増税を中止させる法案というのを、今準備をしております。

総務省は自治体に対して、増税分の公共料金への転嫁を要請しておりますが、町としてはですね、町民の暮らしを守る立場からも、この4月からの消費税増税に反対を表明すべきではないでしょうか。

市町村の一般会計については、消費税法60条で課税は免除されておりますが、あえて、その公共料金に転嫁せず、町民の負担軽減を行うべきです。特にこの水道料金に関しましては、私も一般質問でお話しておりますが、やはり高いという認識が町民にあります。値下げや料金体系の見直しのほうが、今行うことが必要ではないかと思えます。

この町民の暮らしを守る立場からも、消費税増税のですね、転嫁条例案に対して、私は反対をいたします。

なお、先ほど、総務常任委員会の中で、この3%の上乗せに対して、それ以上の公共料金の値上げをというのは、意見が出されましたけれども、これはもう本末転倒で、これこそ便乗値上げと言われることと思えますので、そのようなことがないように、私はこの2つの法案に対して反対いたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） 私は賛成討論をさせていただきます。

今回の、この消費税の値上げに関しては、国がもう確定的に決まってるってことで、4月からやるということになってます。それに対して、阿見町だけが自分らでできるからといって増税しないということになれば、これは何か補助金とかその辺の、国からの補助金とかの削減とかそういう話が出てくると思えますんで、そのような状態では、実際、日本共産党さんが4月に廃止するとなれば、急遽こちらも廃止って形になるとは思いますが、それ以外では、実際国がもう決めてやることになってますので、それに対して反対するってことはできないと思えますんで、賛成したいと思えます。

○議長（倉持松雄君） それでは、ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第99号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第99号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第99号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第100号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第100号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第100号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第101号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第101号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第101号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第103号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第104号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第105号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第106号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第107号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第108号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算

(第3号)、議案第104号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第105号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第106号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第107号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第108号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算(第3号)、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る12月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長(久保谷実君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算(第3号)のうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算(第3号)のうち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日午後2時に開会し、午後3時32分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のために、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算(第3号)、うち民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、児童福祉総務費の時間外勤務手当の増額の理由と、保育所運営費の保育士賃金、看護師賃金の減額の理由を教えてくださいとの質疑があり、時間外勤務手当の増額については、4月に開園した民間保育園の入退所事務、コンビニ収納への対応、家庭的保育事業の開始、中郷保育所周辺整備、子ども・子育て支援計画業務の策定等により、増額となった。

保育士の賃金の減額については、当初予定していた二区保育所のゼロ歳児担当1名と二区保育所と南平台保育所のパート保育士2名、それと看護師1名を募集しましたが、確保ができず、その分が減額となったとの答弁がありました。

次に、管外保育委託料について、これはどこに委託しているのか、また、ゼロ歳児から2歳児について、受け入れ枠がいっぱいいっぱいで入りづらいという声も聞くが、その関係で管外保育ということなのかとの質疑があり、管外保育委託料については、25年10月現在で、公立9名、民間28名、合計で37名の管外保育を行っており、今後9名の管外保育の予定があるので今回の補正となった。管外保育の内訳は、土浦市23名、つくば市が3名、稲敷市が3名、龍ヶ崎市が3名、美浦村が3名、取手市が1名、利根町が1名となっている。待機児童は10月1日現在で22名で、ゼロ歳児、1歳については、町で預かることが難しくなっており、今後9名の管外保育を近隣の市町村にお願いする予定ですとの答弁がありました。

次に、とりあえず管外の保育所にお願いするということが、今後の対策はどう考えているのかとの質疑があり、町としては、平成26年に向け、町内にある民間保育所の定員を、現在90名のところを60名ほど増やしていただき、それに対する県の補助、町の補助を、平成26年度予算に盛り込む予定です。また、現在幼稚園を運営しているところから、ゼロ歳から2歳未満の45名程度の認定こども園を行いたいとの要請があり、こちらについても、平成26年度において、増改築をしていただき、小さいお子さんを受け入れてもらい、待機児童を少しでも少なくするようなことで考えていますとの答弁がありました。

次に、埋蔵文化財保護事業の増額補正の内容と場所を教えてほしいとの質疑があり、これは、開発行為等があった場合、包蔵地といって、文化財が地中に埋まっている可能性があるような場合に試し掘りをする費用で、足りなくなる可能性があるので補正させていただいた。場所については、町内には200ぐらいの包蔵地があるので、申請が出てこないとわかりませんとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第104号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第104号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、商工費の中で、自動車借り上げ料23万円は、13カ月分の1カ月のリースにしては高い気がするが、内訳はどうなっているのかとの質問があり、移動販売車のリース料で、通常の車両よりは若干割高だとは思いますが、調査した結果、大体妥当なリース料ということです。3月分、1カ月分だけの補正予算です。予定では、13カ月分で事業を終了すると返すということで、新車リースを考えていますとの答弁がありました。

次に、社会実験が終わった後のビジョンはどのように考えているのかという質問があり、ホームランドとして、予科練平和記念館を考えており、あみカフェと言っていますが、やってみないとわからないという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第103号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会所管事項につきましては、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第105号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第105号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第106号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第106号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第107号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第107号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第108号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

ます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第108号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第103号から議案第108号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第103号から議案第108号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第109号 阿見町第6次総合計画基本構想について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案については、去る12月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想について、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 続きまして、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想について、うち民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、将来像ということで、「持続可能な」という言葉が出てくるが、どんな意味なのか。この理念についてお聞きしたいとの質疑があり、みんなが主役のまちづくりということは、やはり持続可能にするためには、町民一人ひとりが町と一緒に町をつくるということで、まずこれが1つの例だと思う。人と自然が織りなす輝くまち、人を育むまちづくり、暮らしを支えるまちづくり、安全安心のまちづくり、人がつながるまちづくり、これは、そのまま読めば十分わかると思いますとの答弁があり、これに対し、10年間の第5次総合計画をやってみて、時代の状況に応じて、その5次総をバージョンアップしていくわけだが、5次総と6次総との基本的な違いは何かとの質疑があり、持続可能というものは、みんな今からどういう理念でこの町をつくっていくかという、1つの理念です。私のまちづくりは、町民の常識が町政の常識につながるような、そういう町をつくりたい。私の理念はそこにある。また、やはり、町民が主役で、そういう町を持続可能な形でつくっていききたいということが理念ですとの答弁がありました。

次に、第6次総合計画の作成は、基本的には選択制で、本来はつくらなくてもいい。しかし、阿見町は、あえて条例をつくり、議会の議決を得て、計画をきちんとつくろうとしている。トップが議会に説明するという事は、町民に説明するのと同じことで、最低限の説明責任ですので、しっかり認識してやっていただきたいという意見がありました。

次に、将来人口の見通しで、平成35年で5万人ということが、朝日中学校までの区画整理や本郷からひたち野うしくにかけての区画整理を考えていかなければ、5万人は達成できないと思うが、町長はどう考えているのかとの質疑があり、今の段階で区画整理事業を最後までやり遂げるには、20年以上かかり、そういう状況ではない。ここ5年が本当の勝負になるので、この5年間で特に小学校の建設によってのあの地域の活性化や、185ヘクタールある隣の本郷地区の土地利用をどう進めていくのが、今の阿見町にとって一番大事だと思っているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成して、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想について、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、土地利用方針のところ、長期的、計画的な視点のもと、都市と田園が調和した自律性の高い町ということがうたわれていますが、新たに自立のための経済的な自主財源というのは、何か考えているのかとの質問があり、土地利用のゾーニング図にあるように、町の東部側には工業団地、阿見町東には吉原土地区画整理事業が展開していますので、企業の誘致と同時に、西部地区には新小学校ですとか、荒川本郷地区の住宅団地という、職住一体となったまちづくりを進めることで、財源等を確保してまちづくりを進めていくというのが今回の構想ですとの答弁がありました。

次に、土地利用ゾーンで、125号バイパスのチサンイン交差点から荒川沖に向かう通りは、自然環境共生ゾーンになっていますが、市街地形成ゾーンに入れてもいいかと思いますが、用途変更だとか今から出てきた場合には、どういうふうに対応していただけるのかとの質問があり、開発行為等が上がってくれば、町のほうで対応していきたいという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第109号、阿見町第6次総合計画基本構想について、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第109号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第109号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第110号 町道路線の廃止について

議案第111号 町道路線の認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第110号、町道路線の廃止について、議案第111号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る12月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第110号、町道路線の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、3344号線が、62.45メートル廃止して、30メートル復活してありますが、最初から30メートルだけ廃止ということにできないのかとの質問があり、同じ路線になりますので、一度全部を廃止して、再度その残った部分を認定するというで決まっていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第110号、町道路線の廃止につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第111号、町道路線の認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第111号、町道路線の認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第110号から議案第111号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第110号から議案第111号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第112号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第113号 阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第114号 阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第116号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について

議案第117号 阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第118号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第119号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第112号、阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第113号、阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第114号、阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第115号、阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第116号、阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について、議案第117号、阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第118号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について、議案第119号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第112号、阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、入館の禁止や利用の制限について、実際に酒気帯びでトラブルがあっ

たのか、また、運用上そういう心配はないのかとの質疑があり、今まで酒気帯びでのトラブルはなかったが、客同士のトラブルで警察が来て、退去させられたということはありませんとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第112号、阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成して、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第113号、阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、学校の体育館を、子供たちが使うためでなく、町民が使うための条例になっているが、どうしてかとの質疑があり、児童屋内体育館は、本郷小学校と舟島小学校の2カ所ですが、防衛補助を受けるため、設置条例をつくらなければならなかったためですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許し、討論なし。採決に入り、議案第113号、阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第114号、阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、稲敷郡の区域内または稲敷市内に居住する者以外の者の使用料は、倍額とする。ただし、町内に勤務または通学する者は除くと書いてあるが、利用する場合、阿見町の人が半分以上いればいいのか。また、市町村の区別等はどのように行うのかとの質疑があり、使用料金は、利用する団体が、阿見の団体か、それとも別の市町村なのかによって分けています。また、阿見町か別の市町村なのかの判断については、インターネットで予約できますので、それに基づいて判断し、料金をいただいていますとの答弁がありました。

次に、市町村の相互利用について、近隣の牛久市や土浦市と結んだほうが、稲敷市より利用者が多いと思うがどうなのかとの質疑があり、阿見町は稲敷郡に属しており、その関係で、土浦市や牛久市とは相互に利用は行っておらず、現在も続いていますとの答弁がありました。

次に、使用区分について、2時間ずつ切ったものは、実際の利用状況から導き出したものなのかとの質疑があり、利用状況を調べてみると、午後の単位だと、12時から5時まで使えますが、3時から5時までで終わっているものや、1時から2時までで終わっているのが見受けられる。また、コートは半分しか使っていないというようなものもある。その場合でも、午後の時間帯は、全部その団体だけで占領されてしまうので、細かく区切って、あいている時間を多くの人に利用していただきたいということで、このような設定にしましたとの答弁がありまし

た。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第114号、阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第115号、阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、このプールは、朝日中学校のプールですかとの質疑があり、朝日中学校のプールです。防衛補助の関係で制定した設置条例ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第115号、阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第116号、阿見町立学校体育館施設使用料徴収条例の一部改正について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

質疑を許したところ、これは規則で決まっているものを、今回条例にのせるのかとの質疑があり、阿見中学校のプールを、夏休みの期間開放しているが、使用料の根拠となるものがなかったため、今回のせらせていただきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第116号、阿見町立学校体育館施設使用料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第117号、阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、町としては、消費税が上がっても、この使用料については、消費税増額分を当面取らない方針なのかという質疑があり、町民体育館のほうは、外税方式になっていますが、公民館等については内税方式になっていますので、平成27年10月に消費税が10%になるまでに、内税方式にするのか外税方式にするのかを、調査研究していきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第117号、阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第118号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、営利、営業、宣伝等を目的とするもので、どういうものについて貸し

出しができないのかとの質疑があり、風俗関係の出し物や演技、青少年に有害であるもの、催眠商法や詐欺まがいのもの、そういったものは、当然貸し出しはしないということで考えておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第118号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、第119号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結して、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第119号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この中の議案第114号ですね。これについて反対討論を行います。

この条例案も、先ほどの99号、100号と同様にですね、増税を前提とする条例案です。

反対理由は先ほども述べたとおりなんですけども、町民にこれ以上の負担増を押しつけるってことをなくすためにです。

また、議会初日にも質問いたしましたけれども、私も町民体育館を利用する町民の立場からですね、この使用料の値上げ、これとともに使用区分、特に使用時間帯の変更ですね。これについて、やはり使い勝手が悪いということを指摘して、この条例案に反対をいたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございませんか。

3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 私も、先ほど申し上げましたとおり、この消費税に関しては、国からの指導っていう形で、阿見町ではどうこうできる問題ではないので、この議案に関しては賛成させていただきます。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がございませんので、順次採決いたします。

初めに、議案第112号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第112号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第112号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第113号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第113号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、よって議案第113号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第114号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第114号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第114号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第115号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第115号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第115号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第116号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第116号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第116号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第117号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第117号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第117号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第118号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第118号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第118号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第119号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第119号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第119号は、原案どおり可決することに決しました。

---

請願第6号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、請願第6号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本案については、去る12月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、請願第6号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、保険外診療のものを保険内診療にしてほしいということですが、その対象は何かとの質疑があり、1つ目は、小臼歯に白い合成樹脂素材と金属で加工したかぶせ物で、硬質レジン前装鑄造冠というものです。小臼歯に対しては、金属しか使えないので、女の人たちは、笑ったときに格好が悪いということで、保険適用をお願いしたい。2つ目は、金属床の入れ歯です。これは、耐久性があるということで、保険適用をお願いしたい。3つ目は、小児期の歯列矯正に保険適用をお願いしたいということですのでとの答弁がありました。

次に、診療報酬が長く、低く抑え続けられているということですが、いつごろからですかと

の質疑があり、大抵は行っていますが、10年くらい前からちょっとずつ下がっていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、賛成討論が1件あり、討論を終結し、採決に入り、請願第6号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第6号についての委員長報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって請願第6号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 意見書案第5号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、意見書案第5号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君、登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、意見書案第5号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）を提出に当たり、経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては、去る12月13日、民生教育常任委員会で審議した結果、本会議に提出することとなり、本日提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員諏訪原実。賛成者、阿見町議会議員紙井和美、同じく佐藤幸明、同じく久保谷充、同じく海野隆、同じく藤平竜也。

提案理由は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）。

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持・回復することは、全身の健康の増進や、療養・介護のＱＯＬ（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが8020運動等によって実証されている。また、多くの国民は、歯科医療について、保険の効く範囲の拡大と、窓口での自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし、現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して、保険給付範囲は拡大されないまま放置されている。このため、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。歯科衛生士については、雇用困難な状況が続き、歯科技工士も、厳しい経営のため歯科技工士の8割が未就業という状態が拡大している。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、患者、国民が安心して、保険でより良い歯科医療を受けられる処置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、御説明といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第5号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字を削除願います。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○町長（天田富司男君） 議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました案件につきまして、熱心に御審議の上、議決をいただきました。また、一般質問や常任委員会の審議を通してさまざまな御意見をいただき、まことにありがとうございます。

現在町では、来年度の予算編成作業に入っておりますが、依然として厳しい財政状況が続いております。このような厳しい状況の中ではありますが、今定例会で議決をいただきました第6次総合計画に基づき、さまざまな課題を1つ1つ着実に乗り越え、夢と希望を持ち、笑顔のあふれるまちづくりに取り組んでいかなければならないと、決意を新たにしているところでございます。

今年も残すところ1週間ほどとなり、寒さも厳しさを増し、議員各位にはくれぐれも御自愛

の上、よい年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 議長より申し上げます。

12月12日の本会議における藤井議員の動議にかかわる発言については、発言の取り消しを命じ、会議規則第119条の規定に基づき会議録より削除いたします。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成25年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時12分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署 名 員 川 畑 秀 慈

署 名 員 難 波 千 香 子

## 参 考 资 料

平成25年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第99号 議案第103号 議案第109号</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 内 総務常任委員会所管事項 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項 阿見町第6次総合計画基本構想について 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第103号 議案第104号 議案第109号 議案第112号 議案第113号 議案第114号 議案第115号 議案第116号 議案第117号 議案第118号 議案第119号</p>	<p>平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 阿見町第6次総合計画基本構想について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿見町児童屋内体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿見町水泳プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の一部改正について 阿見町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について</p>

<p>民 生 教 育 常 任 委 員 会</p>	<p>請願第6号</p>	<p>「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願</p>
<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第99号 議案第100号 議案第101号 議案第103号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号 議案第110号 議案第111号</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>阿見町水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の一部改正について</p> <p>平成25年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）</p> <p>阿見町第6次総合計画基本構想について 内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>町道路線の廃止について</p> <p>町道路線の認定について</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成25年9月～平成25年12月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	12月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年第4回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会活性化特別委員会	11月28日	常陸太田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例について</li> </ul>
総務 常任委員会	11月19日 ～ 11月20日	静岡県熱海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県地震防災センター</li> <li>・自主防災組織の育成について</li> </ul>
産業建設 常任委員会	11月6日 ～ 11月7日	東京都羽村市 長野県諏訪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽村にぎわい商品券の取り組みについて</li> <li>・観光等，産業間の連携（SUWAブランド）の取り組みについて</li> </ul>
議会だより 編集委員会	10月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第138号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第138号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第138号に対する内容証明郵便の対応について</li> <li>・その他</li> </ul>

全 員 協 議 会	9月26日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校再編計画について</li> <li>・議会活性化について</li> <li>・その他</li> </ul>
	12月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第138号に対する内容証明郵便の対応について</li> <li>・阿見町第6次総合計画の策定について</li> <li>・阿見町地域防災計画の見直し及び阿見町防災行政無線の整備について</li> <li>・阿見町太陽光発電公共施設屋根貸し事業について</li> <li>・阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について</li> <li>・小型家電リサイクルの実施について</li> <li>・水道料金徴収業務広域共同委託について</li> <li>・町立学校再編計画の策定状況について</li> <li>・その他</li> </ul>

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月9日 ～10日	研修視察 ・視察先 仁淀川下流衛生事務組合		藤井孝幸 平岡 博
	10月17日	全員協議会 ・平成25年第2回組合議会定例会提出予定案件		藤井孝幸 平岡 博
	10月28日	第2回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・平成24年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・平成25年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	平岡 博氏 （阿見町） 原案認定  原案可決  原案可決	藤井孝幸 平岡 博
	11月13日	出納検査 ・平成25年度第2四半期		平岡 博
牛久市・阿見町 斎場組合	10月10日	第2回定例会 ・平成25年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号） ・平成24年度牛久市・阿見町斎	原案可決  原案認定	佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈

牛久市・阿見町 斎場組合	10月10日	場組合一般会計歳入歳出決算 認定について		佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈
-----------------	--------	-------------------------	--	----------------------

# 請 願 文 書 表

平成25年第4回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
6	平成 25年 11月 29日	<p>1. 件 名 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願</p> <p>2. 主 旨 私ども茨城県保険医協会は、県内の医科・歯科の保険医1,972人で構成し、県民医療の充実と向上をはかる目的で活動しております。</p> <p>さて、歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康や療養・介護のQOL（生活の質）の向上に大きな役割を果たすことが、「8020運動」等によって明らかになり、医療費の抑制にもつながることが、様々な調査、研究で実証されています。</p> <p>しかし、公的医療保険の窓口での自己負担割合が高いことに加え、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きく、歯科治療が受けにくい状況になっています。</p> <p>また、歯科医療の内容を左右する診療報酬は、長年低く抑え続けられているのが実情です。歯科医療技術の進歩や保険医療における歯科の位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬の面からも適正な技術評価を行うことが求められています。</p> <p>同時に、歯科医師だけでなく、公的歯科医療を支える歯科技工士や専門的口腔ケアの主要な担い手である歯科衛生士を支える適正な評価もさらに高める必要があります。</p> <p>医療費の窓口負担割合の軽減と歯科の保険給付範囲の拡大は、患者・国民の強い願いです。</p> <p>さらに、2011年に成立した「歯科口腔保健法」を実効あるものとするために、国及び各自治体において、総合的・具体的な歯科口腔保健の推進が期待されるところです。</p> <p>これらの改善のために、各自治体議会からも国に対して意見書をあげていただく取り組みを進めることとなりました。貴町におかれましても主旨をご理解いただき、国への意見書が採択されますよう、議会においてご理解ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>	茨城県 土浦市 文京町 1 50 富土 火災 ビル 3F	野口 雅弘	

6		<p>(請願事項)</p> <p>1 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」を国に提出していただくこと。</p>			
---	--	--	--	--	--